

平成 28 年度

決算特別委員会会議録

平成 29 年 9 月 13 日 開 会

平成 29 年 9 月 22 日 閉 会

塩竈市議会事務局

# 平成28年度決算特別委員会会議録目次

## 【平成29年9月13日（水）】 1日目

正副委員長互選	3
議案説明（認定第1号ないし第3号）	5
資料要求	
伊勢由典委員	26
志子田吉晃委員	28
阿部かほる委員	29
土見大介委員	29

## 【平成29年9月20日（水）】 2日目

### 質疑

#### 〔一般会計〕

鎌田礼二委員	35
伊勢由典委員	50
菅原善幸委員	64
西村勝男委員	74
阿部眞喜委員	85
土見大介委員	93
小高洋委員	110

## 【平成29年9月21日（木）】 3日目

### 質疑

#### 〔一般会計〕

阿部かほる委員	131
志子田吉晃委員	146
小野幸男委員	160

山本 進 委員	.....	171
曾我 ミヨ 委員	.....	187
志賀 勝利 委員	.....	201
浅野 敏江 委員	.....	217

【平成29年9月22日（金）】 4日目

質疑

〔特別・企業会計〕

鎌田 礼二 委員	.....	239
伊勢 由典 委員	.....	248
土見 大介 委員	.....	257
小高 洋 委員	.....	268
阿部 かほる 委員	.....	279
曾我 ミヨ 委員	.....	284
志賀 勝利 委員	.....	294
志子田 吉晃 委員	.....	303
山本 進 委員	.....	313
西村 勝男 委員	.....	321
浅野 敏江 委員	.....	326

採決	.....	337
----	-------	-----

平成29年9月13日（水曜日）

平成28年度決算特別委員会

（第1日目）

平成28年度決算特別委員会第1日目

平成29年9月13日（水曜日）午前10時開会

---

出席委員（17名）

小野幸男委員	菅原善幸委員
浅野敏江委員	西村勝男委員
阿部眞喜委員	阿部かほる委員
香取嗣雄委員	山本進委員
伊藤博章委員	志賀勝利委員
今野恭一委員	鎌田礼二委員
志子田吉晃委員	土見大介委員
伊勢由典委員	小高洋委員
曾我ミヨ委員	

---

欠席委員（なし）

---

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤昭君	副市長 内形繁夫君
市民総務部長 兼政策調整監 小山浩幸君	健康福祉部長 阿部徳和君
産業環境部長 佐藤俊幸君	建設部長 佐藤達也君
震災復興推進局長 熊谷滋雄君	市民総務部次長 兼総務課長 川村淳君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長 小林正人君	産業環境部次長 兼環境課長 木村雅之君
建設部次長 兼都市計画課長 本多裕之君	市民総務部 危機管理監 安藤英治君
会計管理者 兼会計課長 菊池有司君	市民総務部 政策課長 相澤和広君
市民総務部 財政課長 末永量太君	市民総務部 税務課長 武田光由君

健康福祉部 保険年金課長	志野英朗君	産業環境部 水産振興課長	並木新司君
産業環境部 浦戸振興課長	村上昭弘君	建設部下水道課長	関陽一君
震災復興推進局 復興推進課長	鈴木良夫君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤勲君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市立病院事務部長 兼医事課長	荒井敏明君
市立病院事務部業務課長 兼経営改革室長	鈴木康弘君	水道部長	高橋敏也君
水道部次長 兼業務課長	大友伸一君	教育委員会 教育長	高橋睦麿君
教育委員会 教育部長	阿部光浩君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	本田幹枝君
選挙管理委員会 事務局長	相澤勝君	監査委員	高橋洋一君
監査委員	菊地進君	監査事務局長	菅原秀一君

#### 事務局出席職員氏名

事務局長	鈴木康則君	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一君
議事調査係主査	平山竜太君	議事調査係主事	片山太郎君

午前10時00分 開会

○香取委員 ただいまから平成28年度決算特別委員会を開会いたします。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長の私が委員長が互選されるまで臨時委員長の職務を行います。

○香取臨時委員長 これより正副委員長の互選を行います。

互選の方法はいかがいたしましょうか、お諮りをいたします。

山本 進委員。

○山本委員 正副委員長の選任につきましては、臨時委員長の指名により選考委員を挙げていただき、選考をお願いしたいと思います。以上です。よろしく願いいたします。

○香取臨時委員長 ありがとうございます。

正副委員長の互選については、臨時委員長の指名により選考委員を挙げ、選考の上、互選をお願いしたい旨のご発言がありました。さよう取り計らうことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香取臨時委員長 異議なしと認め、正副委員長の互選につきましては、さよう決定いたしました。

それでは、選考委員を指名いたします。

選考委員には、小野幸男委員、阿部かほる委員、今野恭一委員、土見大介委員、伊勢由典委員、以上5名の方に選考委員をお願いをいたします。

それでは、別室において選考をお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

---

午前10時18分 再開

○香取臨時委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、選考委員の代表の方より、選考結果のご報告をお願いをいたします。

阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 先ほどの選考委員会の結果をご報告申し上げます。

5名の選考委員で慎重に審議した結果、本特別委員会の委員長には今野恭一委員、副委員長には小高 洋委員を選考いたしました。以上、ご報告申し上げます。

○香取臨時委員長 ただいま、阿部かほる委員のご報告のとおり、委員長には今野恭一委員、副委員長には小高 洋委員を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香取臨時委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、今野恭一委員に委員長就任のご挨拶をお願いをいたします。

○今野委員長 ただいま委員長のご指名を賜りました今野恭一でございます。予算特別委員会に引き続きのご指名を大変光栄に存じますとともに、重い責任を感じております。つきましては、委員各位の絶大なるご協力のもと、慎重に審査をしてみたいと存じますので、どうぞ皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げまして私のご挨拶とさせていただきます。

○香取臨時委員長 次に、小高 洋委員に副委員長就任のご挨拶をお願いをいたします。

○小高副委員長 ただいま選考委員会にて選出を賜りました小高でございます。大変若輩ではございますが、委員各位の皆様、ご指導、そして大きなご協力を頂戴いたしまして、平成28年度決算、果たしてどうであったのか、そして次の政策へとしっかりつなげてまいりたいと、この思いで全力で頑張ってみますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。私からは以上でございます。

○香取臨時委員長 それでは、委員長と交代をいたします。委員長、よろしくお祈いします。

○今野委員長 これより平成28年度各会計の決算審査を行います。

それでは、平成28年度決算特別委員会の日程を定め、これに従って議事を進めてまいります。

過般の議会運営委員会では、9月13日、20日、21日、22日の4日間をお願いしたいとなっておりますので、そのように進めてまいりたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○今野委員長 ご異議なしと認め、本特別委員会の日程は9月13日、20日、21日、22日の4日間とすることに決定いたしました。

次に、審査の方法についてお諮りいたします。まず、監査委員から決算審査の補足説明と市当局から各会計決算の説明を求め、最初に一般会計の審査を行い、次に特別会計と企業会計を一括して審査を行ってまいりたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○今野委員長 異議なしと認め、さよう議事を進めることに決しました。

本特別委員会に付託されました議案は、認定第1号ないし第3号であります。

監査委員より決算審査の概要について補足説明がありましたらお願いいたします。

高橋監査委員。

○高橋監査委員 先日、本会議で意見を申しましたとおりでございます。特に補足することはありません。よろしくお願いいたします。

○今野委員長 次に、市当局より各決算の内容について順次ご説明をお願いいたします。

菊池会計管理者。

○菊池会計管理者兼会計課長 それでは、認定第1号平成28年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の概要をご説明いたします。

説明に用います資料はNo.7及びNo.8の2つになります。あらかじめご用意を願います。

まず、資料No.7「平成28年度塩竈市歳入歳出決算書」についてご説明いたします。資料No.7でございます。

1ページ、2ページをお開き願います。

この表は平成28年度における一般会計及び各特別会計の決算の総覧でございます。表は、上から順に一般会計、次に特別会計の会計区分ごとになっており、左から右にかけては、それぞれの会計における歳入歳出、歳入歳出の差引額、翌年度へ繰り越した額、実質収支額、最後、一番右には剰余金の処分法を記載しております。

初めに、一般会計の決算内容についてご説明申し上げます。

一般会計の歳入決算額は、歳入の区分の左から3列目、収入済額、こちらに記載のとおり400億589万4,553円でございます。これは前年度と比較して77億4,579万9,960円の減、率にして16.2%の減となっております。

次に歳出の決算額ですが、歳出の欄の左から2列目、支出済額に記載のとおり379億5,106万3,455円となり、前年度比で55億8,472万9,131円の減、率にしますと12.8%の減でございます。

歳入歳出差引額、いわゆる形式収支ですが、これは右側の2ページの中ほどに記載のとおり20億5,483万1,098円の黒字決算となっております。この差引額から右隣の欄、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費5億1,607万4,457円並びに事故繰越7億3,035万1,600円を控除した額が次の実質収支額となり、8億840万5,041円の黒字となっております。この剰余金につきましては、右端に記載のとおり基金への繰り入れとして4億440万5,041円を積み立て、残りの4億400万円につきましては翌年度へ繰り越すものであります。

続きまして、各特別会計についてご説明いたします。

交通事業特別会計は、歳入歳出額とも1億7,824万5,669円、同額の決算でございます。

国民健康保険事業特別会計は、収入済額73億7,463万1,894円に対しまして、支出済額は71億8,798万4,295円となりまして、歳入歳出差引額の1億8,664万7,599円は、全額基金に繰り入れするものであります。

魚市場事業特別会計につきましては、収入済額2億7,975万7,669円に対しまして、支出済額2億7,960万6,369円、歳入歳出差引額の15万1,000円のうち9万2,280円は事故繰越として翌年度へ、残りの5万8,720円は剰余金として翌年度へ繰り越ししております。

下水道事業特別会計につきましては、収入済額119億1,211万4,320円に対し、支出済額97億4,586万7,504円、歳入歳出差引額は21億6,624万6,816円となり、そのうち11億1,145万1,927円が繰越明許費、9億8,578万4,320円が事故繰越として翌年度へ、残りの6,901万569円は剰余金として翌年度へ繰り越ししております。

漁業集落排水事業特別会計は、収入済額5,386万5,996円に対しまして、支出済額は2,609万9,996円となりまして、歳入歳出の差引額2,776万6,000円につきましては、繰越明許費として1,573万7,000円を翌年度へ、残りの1,202万9,000円は剰余金として翌年度へ繰り越ししております。

次の公共用地先行取得事業特別会計は、歳入歳出額ともに1億4,281万6,973円、同額での決算となっております。

介護保険事業特別会計につきましては、2つの勘定を設けております。初めの保険事業勘定につきましては、収入済額51億1,945万777円に対しまして、支出済額は51億1,442万7,872円、歳入歳出差引額502万2,905円については、繰越明許費として308万5,000円を翌年度へ、残りの193万7,905円は基金に繰り入れをしております。介護保険事業特別会計の介護サービス事業勘定につきましては、歳入歳出ともに67万7,733円、同額での決算でございます。

後期高齢者医療事業特別会計です。収入済額6億7,824万143円に対し、支出済額6億7,251万4,243円となり、歳入歳出差引額の572万5,900円は全額を翌年度へ繰り越ししております。

北浜地区復興土地区画整理事業特別会計は、収入済額3億9,476万851円に対しまして、支出済額2億6,089万6,595円となり、歳入歳出差引額の1億3,386万4,256円については、7,252万2,336円が繰越明許費、3,904万1,000円が事故繰越として翌年度へ、残りの2,230万920円は剰余金として翌年度へ繰り越しをしております。

最後に藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計につきましては、収入済額1億7,853万8,970

円に対しまして、支出済額9,749万790円となり、歳入歳出差引額の8,104万8,180円は繰越明許費として翌年度へ繰り越しをしております。

表の一番下の合計欄、こちらをごらんいただきますと、一般会計及び特別会計の歳入の総額は663億1,899万5,248円で、歳出総額は616億5,769万1,494円となっております。歳入歳出差引額は46億6,130万3,754円となり、繰越明許費の翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支額は11億611万5,654円の黒字決算となっております。

次に、一般会計の具体的な内容についてご説明申し上げます。

同じ資料、次の4ページ、5ページをお開き願います。

歳入の主なものからご説明いたします。

まず、第1款市税でございます。5ページの一番左上、収入済額の欄をごらんください。市税の収入済額は58億821万9,986円でございます。4項のたばこ税を除きまして全て前年度より増となっており、額にして4億7,220万6,493円、8.8%の増となっております。

表の下から2段目、第10款地方交付税、こちらは収入済額が73億1,938万6,000円で、普通交付税、特別交付税がやや減となった一方で、震災復興特別交付税は大幅な減となり、交付税全体で前年度比38.1%の減となっております。

次のページ、6ページ、7ページをお開き願います。

第14款国庫支出金ですが、収入済額は47億2,363万3,882円となり、東日本大震災復興交付金の減などにより、前年度比で47%の減となっております。

第18款繰入金、収入済額125億6,195万854円、前年度比で81.3%の増となっております。

次の第19款繰越事業へ充当される繰越金ですが、収入済額31億5,053万7,398円、前年度比で57.5%の減となっております。

一般会計の歳入の概要については以上となります。

次に、歳出についてご説明をいたします。

8ページ、9ページをお開きください。

こちらにも主なものについてご説明申し上げます。

8ページの表の左、款の項目と9ページの左、支出済額の欄をごらんいただければと思います。

第2款総務費は、支出済額38億9,119万5,976円となり、東日本大震災復興交付金基金などへの積立金の減などにより前年度に比して約29億6,000万円、43.2%の減となっております。

第6款農林水産業費は、33億4,145万7,245円となり、新魚市場整備事業を主体とした前年度に比べまして約36億円、52%の減となっております。

次、10ページ、11ページをお開きください。

第10款教育費ですが、16億3,870万8,558円、これは月見ヶ丘小学校の長寿命化改良事業の開始などにより前年度比で12.4%の増となっております。

第12款公債費ですが、25億1,228万4,751円となり、前年度比約13億円、34.2%の減となっております。

一般会計につきましては以上でございます。

交通事業特別会計を初めとします各特別会計の詳細につきましては、12ページ以降に記載しておりますので、ご参照願います。

続きまして、もう一つの資料、資料No.8のご説明をいたします。

資料No.8は、「平成28年度歳入歳出決算事項別明細書」「実質収支に関する調書」「財産に関する調書」「基金運用状況報告書」となっております。

表紙をめくっていただき、目次をまずごらんください。

一般会計、各特別会計の歳入歳出決算の事項別内容につきましては、この資料の1ページから292ページまでとなっております。また、一般会計、各特別会計の実質収支に関する調書につきましては293ページから298ページの記載のとおりとなっております。

財産に関する調書についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、299ページ、300ページをお開き願います。

こちら、公有財産総括表が載っております。1として土地及び建物、2として共有財産、3その他の財産について、これは前年度末現在高、この決算年度中における増減、決算年度末現在高を記載しております。

1の土地及び建物の表の総合計の欄をごらんください。土地につきましては、決算年度中における増減高は、増減の差し引きで2,322.86平方メートルの増となっております。増の主な要因としては、錦町東公営住宅などによるものでございます。

建物につきましては、右ページの建物の延べ面積合計の総合計欄、決算年度中増減高は増減の差し引きで3万2371.08平方メートルの増となっております。これも公営住宅や新魚市場などの増によるものであります。

次の301ページから326ページにわたりましては、その土地及び建物の使用目的の区分別に記

載をしております。

その次、327ページ、328ページをお開きください。

こちらには、共有財産、動産及びその従物、有価証券、出資による権利について記載をしております。

その次の329ページから334ページまでは物品の状況を記載してございます。

続いての335ページには債権の内容を記載しております。

最後に、336、337ページをお開き願います。

こちらには基金の内訳を記載しております。市では12の基金を設けておりまして、決算年度中増減高で主なものとしましては、前年度と同様12番の東日本大震災復興交付金基金でございまして、133億661万2,991円の減となっております。12の基金を合計いたしますと、基金の現在高は243億2,223万2,451円となり、前年度と比較しますと124億6,333万4,493円の減となっております。

認定第1号平成28年度一般会計及び各特別会計決算の概要につきまして、会計課からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○今野委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 それでは、主要な施策の成果に関しまして、その概要をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.9「平成28年度主要な施策の成果に関する説明書」をご用意願います。

本説明書につきましては、平成28年度の主要事業につきまして、その成果や課題などを評価の視点を盛り込み取りまとめたものでございます。

表紙をおめくり願います。

本市では、平成28年度を「復興・創生の年」と位置づけ、将来の目指す都市像を示します第5次長期総合計画と東日本大震災からの復興の道筋を示します震災復興計画について、まちづくりの両輪とし、市民の皆様とともに塩竈の再生と復興に全力で取り組んできたところでございます。今ごらんいただいております説明書の前段では第5次長期総合計画、後段では震災復興計画について、各事業ごとにそれぞれ取りまとめたものでございます。

それでは、個別事業のうち、主な事業についてご説明を申し上げます。

まず初めに、第5次長期総合計画に関しまして、3つのまちづくりの目標に沿ってご説明を

申し上げます。

第1編「だれもが安心して暮らせるまち」についてでございます。

14ページをお開き願います。

母子保健事業では、特定不妊治療を受けた際の費用に対して助成を行うことで、妊娠・出産を希望するご夫婦を支援し、安心して産み育てられる環境づくりに取り組んだところでございます。

32ページをお開き願います。

子ども医療費助成事業では、外来診療分の対象年齢を中学3年生まで拡大し、子供の適正な医療機会の確保と子育て世代の経済的負担の軽減を図ったものでございます。

73ページをお開き願います。

地域支援事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業では、実施時期を1年前倒しし、平成28年4月から取り組むことで、住民組織等を含む多様な主体が地域の実情に応じた介護予防・生活支援サービスを提供できるよう、地域包括ケア体制の構築に向けて取り組んだところでございます。

125ページをお開き願います。

都市マスタープラン改定事業では、おおむね20年先の都市像の実現に向け、土地利用や道路を初めとする都市施設の整備方針、各地域のまちづくりの方向性を示し、都市計画の長期的かつ総合的な推進を図ったものでございます。

136ページをお開き願います。

NEWしおナビ100円バス運行事業では、昨年7月から新ルート便の試験運行を新たに開始し、乗り残しの発生や災害公営住宅の整備に伴いますニーズへの対応を図ったものでございます。

次に、第2編「海・港と歴史を活かすまち」についてでございます。

147ページをお開き願います。

電動フォークリフト導入支援事業では、高度衛生管理型荷さばき所として整備を行っております新魚市場の衛生管理対策といたしまして、排気ガスが発生しない電動フォークリフトの導入支援を行ったものでございます。

152ページをお開き願います。

塩竈水産品ICT化事業では、地方創生加速化交付金を活用し、市内で製造されます水産加

工品のデータベース化等を行うことにより、流通の効率化、販路拡大などを図り、水産加工業の振興に取り組んだものでございます。

154ページをお開き願います。

水産加工業従業員宿舍整備事業では、水産加工事業者の方々が従業員確保等を図るため、従業員宿舍を整備する費用に対しまして県の補助分とあわせ対象経費の4分の3について支援を行ったものであります。

163ページをお開き願います。

商工振興対策事業では、海・食・物産・歴史・文化をテーマに100万都市仙台をターゲットとしました「みなと塩竈・ゆめ博」の実施について引き続き支援をいたしましたところでございます。なお、塩釜商工会議所と連携いたしまして、2割増し商品券、総額2億4,000万円分を発行し、市民の皆様への生活支援と購買意欲の喚起、市内商店の売り上げ向上等を図ったものであります。なお、割り増し商品券事業につきましては、165ページに記載してございますので、後ほどご確認をお願いしたいと思います。

続きまして、180ページをお開き願います。

インバウンド資源発掘・プロモーション事業では、本市のインバウンドの現状を把握しますとともに、それを踏まえたインバウンド向け観光資源の発掘などを行い、ターゲットの国を定め、プロモーションの展開を図ったものであります。

204ページをお開き願います。

浦戸振興事業では、浦戸ステイ・ステーションを活用しまして、浦戸の基幹産業でございますノリ養殖漁業の新たな担い手の受け入れを行い、本年4月に1名の若者が地元の会社に就職を果たしますとともに、地元浦戸の定住につながったものでございます。

206ページをお開き願います。

浦戸地区燃料輸送費助成事業では、浦戸地区への燃料の輸送費助成を行い、離島であることから生じております燃料の格差の是正と安定的な供給を図ったものでございます。

次に、第3編「夢と誇りを創るまち」についてでございます。

220ページをお開き願います。

塩竈市独自の小中一貫教育推進事業では、小学校と中学校の教育活動を接続し、義務教育9年間の学びの連続性を重視しました取り組みを行うため、学力向上プランの策定や中学校区単位の交流活動を推進し、本格的な事業実施に向けた準備を進めたところでございます。

222ページをお開き願います。

塩竈市子どもの心のケアハウス事業では、学びの支援センターや学び・適応サポートルームの設置を行い、不登校やその傾向にある児童生徒を対象に支援を行ったものでございます。

249ページをお開き願います。

塩竈市立月見ヶ丘小学校長寿命化改良事業では、構造体の長寿命化やライフラインの更新などにより建物の耐久性を高めるとともに、多様な学習内容や学習形態による活動が可能となるよう、環境を整え、児童の教育環境の充実を図ったものでございます。平成28年度は2号校舎の整備が完了し、引き続き3号、4号校舎の整備に取り組んでいるところでございます。

続きまして、震災復興計画に関してご説明申し上げます。

震災復興計画につきましては、基本理念を「長い間住みなれた土地で安心した生活をいつまでも送れるように」と定め、5つの基本方針であります、住まいと暮らしの再建、安全な地域づくり、産業経済の復興、放射能問題に対する取り組み、浦戸地区の復興に基づき取り組んだものでございます。

341ページをお開き願います。

災害公営住宅整備事業では、平成28年度で全ての災害公営住宅の整備が完了し、被災された皆様に安心して住み続けていただける環境を提供させていただいたところでございます。

365ページをお開き願います。

藤倉二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業では、土地の引き渡しりが全て完了し、住宅再建につなげることができたものでございます。

380ページをお開き願います。

高度衛生管理型荷さばき所整備事業では、新魚市場の中央棟及び南棟1期が完成しましたことから、それぞれ供用を開始したものでございます。ことし秋の全ての荷さばき施設の供用開始に向け、引き続き整備を進めているところでございます。

384ページをお開き願います。

海岸通地区震災復興市街地再開発事業では、再開発組合が行います権利者の合意取得や権利変換計画の認可申請、認可に向けた業務、手続等について、その支援を行い、再開発組合では権利変換計画の認可に至ったものでございます。

その他の復興の取り組みにつきましては、引き続き被災した市道や下水道などの復旧整備、北浜地区の被災市街地復興土地区画整理事業、港町地区津波復興拠点整備事業での津波防災拠

点施設整備、さらに浦戸地区におきましては漁港施設の災害復旧、集落道や集落基盤のかさ上げ、避難路整備に取り組んだものでございます。

以上、第5次長期総合計画、震災復興計画それぞれにつきまして、新たな事業を中心に平成28年度の主要な施策の成果につきまして政策課からご説明をさせていただきました。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○今野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 引き続きまして、財政課から同じ資料No.9「主要な施策の成果に関する説明書」の資料編から、資料No.11「塩竈市の財務諸表4表」について概要をご説明申し上げます。

まず、同じこの資料No.9の394ページをお開きください。394ページでございます。

ここでは、平成28年度決算の概況とその特徴について、一般会計並びに10の各特別会計の状況を記載しております。

私からは一般会計の特徴についてご説明いたします。

まず、1の決算規模であります。歳入が400億589万5,000円、歳出が379億5,106万3,000円となり、歳入が前年度比で16.2%、77億4,580万円の減、歳出が12.8%、55億8,473万円の減とともに前年度から大幅減の決算となっております。

2の決算収支であります。実質収支は8億840万5,000円の黒字決算となりましたが、単年度収支は13億2,196万円の赤字決算、財政調整基金からの繰入調整を除いた実質単年度収支につきましても、23億8,454万6,000円の赤字決算となっております。

実質収支が黒字となった一方、単年度収支及び実質単年度収支が赤字となった要因としましては、主に実質収支に翌年度精算が必要な黒字が含まれていることによります。震災以降、毎年繰越事業が大きく膨らんでいきましたが、繰り越した先の年度で不用額が発生したり、事業が未執行となった場合、その財源であります復興交付金や震災復興特別交付税が黒字として実質収支に含まれてしまいます。また、決算規模の大幅減からも言えますとおり、現年予算の不用額も大きく減となっておりますことから、それを加味すると平成27年度と平成28年度の実質的な実質収支はほぼ同水準となるものであり、単年度収支と実質単年度収支は計算上この実質収支の増減に大きく左右されますことから、このような大きな額としてあらわれてしまったものと見込んでおります。

次に、3の歳入の状況であります。前年度から77億4,580万円の減となりました。主な要

因につきましては、東日本大震災復興交付金や新魚市場整備事業の財源であります水産流通基盤整備事業補助金などの国庫支出金が41億9,668万6,000円の減となったほか、繰越事業へ充当いたします繰越金が42億6,772万3,000円の減となったことなどが挙げられます。なお、災害公営住宅整備事業の財源など基金からの繰入金が増となりました。一般財源につきましては、復興事業の進捗により震災復興特別交付税が44億5,025万2,000円の減となりましたが、歳入の根幹であります市税が主に震災減免の一部終了などにより4億7,220万7,000円の増となっております。

4の歳出の状況であります、前年度比較で55億8,473万円の減となりました。主な要因としましては、東日本大震災復興交付金の交付に伴います基金への積立金が歳入と連動して22億1,161万5,000円の減となったものでございます。一方、普通建設事業は、主に災害公営住宅整備事業の実施によりまして24億794万3,000円の増となり、災害復旧事業も含めました投資的経費として過去最大規模の決算となっております。繰出金は47億1,802万4,000円の大幅減でありまして、主な要因は下水道事業で平成27年度に繰り出しをしました港町二丁目地区下水道整備事業など大型復興事業が進捗したことに伴います減のほか、北浜地区及び藤倉地区復興土地区画整理事業におきましても減となったことによるものでございます。

義務的経費は、人件費、公債費につきましては前年度から減、扶助費は国の制度による事業であります臨時福祉給付金給付事業などを実施したことから3億1,712万9,000円の増となりましたが、これを除いても前年度から増加傾向にあります。

恐れ入ります。397ページをお開きください。

ここでは、総務省が全国の自治体の財政状況を一定のルールに基づいて把握する地方財政状況調査、いわゆる決算統計という取りまとめ方を基本にして算出された指標の説明になります。決算統計では普通会計という考え方を採用して財政的な主要指標を計算しており、本市では、一般会計、公共用地先行取得事業特別会計、土地区画整理事業特別会計の合計が普通会計となります。

1の財政力指数につきましては、普通交付税上での基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合を示しておりますが、前年度からプラス0.017ポイントと、わずかではありますが増となっております。

2の経常収支比率につきましては、98.8%と前年度から0.8ポイントの増となりました。依然として財政運営の弾力性が失われているとされる高い数値となっております。主な増の要因

としましては、歳入面では普通交付税や臨時財政対策債の減に対して市税が増となり、経常一般財源は8,088万円の増となりました一方で、歳出面では下水道への基準内繰出金の増などにより経常経費充当一般財源が1億6,816万9,000円の増となったため、歳入の増を上回って比率が増となりました。

3の財政調整基金の残高の比率をあらわす財調基金残高現在高比率は、3行目になりますが、14.8%で前年度から0.1ポイントの増となり、前年度と同程度の水準となりました。

4の公債費比率は10.4%で、前年度から0.4ポイントの減であります。

5の単独事業費比率は0.8%で、前年度から0.3ポイント増となりました。これは、防災体制整備事業などの本市の単独事業費が増となったことが主な要因であります。

一般会計の款別の歳入、目的別及び性質別の歳出につきましては、次の398ページから400ページに3カ年の推移としてまとめており、401ページから403ページまでは投資的経費の状況について掲載しております。

先ほど会計管理者から平成28年度決算に係る各費目の内容について説明がありましたので、時間の都合上説明を省略し、具体的な部分につきましては後ほど別の表で述べさせていただきます。

恐れ入りますが、404ページをお開きください。

(3)の繰出金の推移であります。10の特別会計と2つの企業会計の繰出額は66億6,576万5,000円で、前年度から47億1,802万4,000円、41.4%の減となっております。繰出金が減額となった主な要因は、下水道事業特別会計の繰出金が主に港町二丁目地区下水道整備事業の進捗に伴いまして前年度から35億8,743万4,000円の減となったことのほか、北浜地区・藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計の繰出金もともに減となったこと等によるものであります。

次に、405ページをごらんください。

上段が3月末日現在の各種基金残高の推移、下段が出納閉鎖日であります5月末日現在の基金残高の推移でございます。2つの基準日におけます基金残高がわかるよう、このように表を2つに分けてお示ししております。この2つの時点に分ける理由でございますが、当該年度最終日であります3月末日の数値に対しまして、5月末日の数値は出納整理期間の決算整理をした後に決算の過不足に対して基金からの繰り入れ、または繰り出しをした最終の確定数値でございます。どちらの数値も各種決算資料に使用されているためであります。具体的には、監査の決算審査意見書と事項別明細書が3月末日の数値、主要な施策の成果の各種指標など決

算統計のベースとなる数値や後段説明いたします財務諸表4表は5月末日の数値を使用することとなっております。説明の都合上、基金の最終確定残高であります下段の5月末日現在の表で説明させていただきます。表の中の括弧内の数字は一般会計への長期貸付金を除いた現金ベースでの残高を示しております。28年度末残高の合計は200億2,971万4,000円で、前年度から98億481万1,000円、32.9%の減、現金ベースですと193億2,171万4,000円で、前年度から97億4,661万1,000円、33.5%の減となっております。これは、主に東日本大震災復興交付金基金が事業の進捗によりまして財源として基金の取り崩しを行い、前年度から100億8,019万5,000円の減となったことによります。今後、さらに本市の復興事業が進むにつれ、復興交付金基金からの取り崩しが続いていくことから、総額は減少していくこととなります。

次に、406ページ、407ページをお開き願います。

(5)の決算の推移、(6)一般財源の推移、(7)義務的経費の推移につきましては、それぞれの表の下段に記載しておりますとおり、決算統計に基づく普通会計の決算数値でございまして、一般会計決算と数値が必ずしも合致しないことを前段申し述べさせていただきます。

まず、(5)決算の推移ですが、平成28年度は歳入歳出とも前年度から減となっております。主な要因といたしましては、先ほど説明いたしましたとおり、復興事業の進捗に伴います歳入歳出の連動した減であります。

下の表、(6)一般財源の推移ですが、合計で148億9,862万6,000円、前年度から43億2,922万3,000円、22.5%の減であります。これは、表の真ん中の列にあります震災復興特別交付税が新魚市場整備事業の減や下水道事業特別会計への繰出金に充てられる財源として減となったこと等により、前年度から44億5,025万2,000円の大幅減となったことによるものであります。

次に、407ページ、(7)義務的経費の推移であります、合計欄をごらんください。

102億7,846万3,000円の決算となっております、前年度比で1億8,361万8,000円の増、増減率はプラス1.8%であります。

人件費につきましては、職員数及び平均給与月額、時間外手当の減などにより9,866万1,000円の減となりました。

1つ飛ばして公債費につきましても、自然減により3,400万円の減となっております。

しかしながら、扶助費につきましては、主に国の制度であります臨時福祉給付金給付事業の増により前年度から3億1,627万9,000円の増となっております。また、この臨時福祉給付金の増分や東日本大震災義援金の減分を除いても、前年度から6,798万8,000円程度の増となっております。

ります。

次に、下の表の（８）地方債残高の推移であります。全会計の合計が559億3,521万2,000円でございます。前年度から11億4,481万4,000円減、2.0%の減となっております。

一般会計では、災害公営住宅整備事業におけます地方債を平成28年度に10億2,930万円発行したことにより、前年度から7,858万円の増となったほか、魚市場事業の会計につきましては、新魚市場整備事業におけます特別会計での整備分に係る企業債の発行、病院事業は医療機器整備等による発行などで前年度から増となったものの、そのほかの会計は総じて残高が減少しており、後年度負担の軽減がなされております。

次に、408ページ、409ページをお開き願います。

ここでは、普通会計の分析指標の推移を示しております。主な項目のみの説明とさせていただきます。

3段目の標準財政規模は、主に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の減により前年度から5,500万円の減となっております。この標準財政規模は各種指標の分母として使われることが多いことから、健全化指標等への影響が一定程度出てきております。

4段目の財政力指数は0.510となり、前年度から0.017ポイントの微増、震災以来ようやく0.5の水準に乗ったものであります。

7段目にあります経常収支比率については、経常的に収入される一般財源のうち経常的な歳出に係る一般財源の割合を示す指標であり、数値が低いほど財政運営に弾力性があるとされております。

平成28年度は、歳入の市税や譲与税など経常一般財源が増となったことに加え、歳出の義務的経費であります人件費、公債費が減となったものの、扶助費が福祉サービス費や生活保護扶助費の増に伴いプラスとなったことや繰出金の経常経費充当一般財源の増などにより前年度から0.8ポイント増となりました。震災後から継続して90%台後半であり、依然として高い数値で推移しております。

下から5番目の地方債現在高比率につきましては、144.7%で、前年度から32.7ポイント増、数値は大きく悪化しております。これは、計算式上、分母に震災復興特別交付税が含まれているためでありまして、復旧・復興事業の進捗で震災特交が大きく減となりましたことから数値が悪化したように見えるものであります。先ほども触れましたとおり、地方債残高は年々減少傾向にありまして、仮に震災復興特別交付税を除いて算出しますと、平成27年度が171.0%、

そして今回の平成28年度が167.2%となり、比率は好転しているのが実際の姿であります。

410ページ、411ページは、いわゆる決算カードと呼ばれる普通会計の決算状況を取りまとめた表でありますので、後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、資料No.10の「主要な施策の成果に関する説明書」の附属決算資料をご用意いたします。資料No.10でございます。

これは、これまで説明しました内容について、一般会計、普通会計の決算状況をグラフやレーダーチャートで視覚的に示している資料であります。1ページ下段の歳入に係る棒グラフをごらん願います。28年度は、前年度から決算額が減となっておりますが、グラフの下から3番目の地方交付税、その上の国庫支出金の減が歳入全体を押し下げております。それぞれの要因は、地方交付税が主に震災復興特別交付税の減、国庫支出金は復興交付金の交付額の減であります。

2ページをお開き願います。

下段の歳出に係る棒グラフをごらん願います。平成28年度は一番下の総務費が減となっておりますが、これは歳入と連動しまして復興交付金の積立金の減によるものであります。また、棒グラフ上では下から4番目に見えますが、農林水産業費は高度衛生管理型荷さばき所整備事業や水産加工業施設整備等支援事業の減により前年度から減となっております。

3ページは飛ばしまして、4ページをお開き願います。4ページです。

下段の棒グラフでございますが、5月末日現在におけます基金残高の推移を示しております。ごらんとおり、震災後、主に復興交付金基金が上乘せされたことにより、大きく伸びた状態が続いてきております。しかしながら、平成26年度をピークに下がり続け、事業の進捗に伴いまして基金の取り崩しが進んでいることがあらわれております。

5ページは飛ばしまして6ページをお開き願います。

これは各種決算分析指標をレーダーチャート化し、本市の状況が県平均と比較してどの位置になっているかを示したものでございます。太線が本市、細い線が県内市部平均となっております。本市の太線の六角形は前年度と同じ形となりましたが、県内市部平均が六角形の右下にあります実質公債費比率と下の将来負担比率がともに3から4へ改善しております。この形を見ておわかりいただけますとおり、本市財政の最大のウイークポイントは経常収支比率であります。しかしながら、地方債現在高比率、連結実質赤字比率、将来負担比率はランクが4であり、おおむね県内市部平均と同程度に落ち着いておるものでございます。

続きまして、資料No.11の「塩竈市の財務諸表4表」をご準備願います。資料No.11でございます。

これは、総務省の指針に基づきまして、平成28年度の普通会計及び特別会計、企業会計、第三セクターの連結会計の決算を貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表で示した資料であります。なお、以前ご説明申し上げましたとおり、国からの通知「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」に基づきまして、本市におきましては平成28年度決算から統一基準モデルの財務書類を作成し、今年度内に公表する予定であります。本定例会におきましては、これまでと同様総務省方式改訂モデルを作成・提出させていただいたものであります。

では、1ページ目をごらんください。1ページ目でございます。

中段の2つ目の丸のところの作成の対象範囲ですが、この4表につきましては、①の普通会計による財務諸表と②の本市の全ての会計と第三セクターを連結いたしました連結財務諸表の2種類を作成しております。

続いて2ページでは4表それぞれの概要を記載しておりますので、ご参照願えればと思います。

では、5ページをお開き願います。5ページでございます。

この表は、普通会計の貸借対照表であります。表の左側に資産の部、右側に負債の部と純資産の部の3つの要素で構成されております。これにより、行政サービスを提供するための資産をどれだけ保有しているかをあらわすものでありまして、左右の合計額が一致しますことから、バランスシートとも呼ばれるものであります。

7ページをお開きください。

上段の表をごらんいただきます。平成28年度塩竈市の普通会計の資産、負債、純資産であります。市全体では、資産が1,249億円、負債が253億円、純資産が996億円となり、これを市民1人当たりで見ますと資産が227万円、負債が46万円、純資産が181万円となります。負債の割合よりも純資産の割合が高くなっており、資産形成について既に現在までの世代で負担をし、将来の世代へ引き継ぐ資産が多くなっていることをあらわしています。これは地方財政制度の制度的な特徴として地方自治体共通の特徴点となっております。

次に10ページをお開き願います。

横になって申しわけございませんが、これは普通会計の行政コスト計算書であります。この

表は、ごみ処理や医療費の助成など、資産の形成に結びつかない行政サービスの費用を目的別にあらわしたものであります。上段の経常行政コストは、目的別に1年間の行政サービスを提供するためのコストが幾らかかっているのかをあらわしております。次に、下段の表の経常収益では、その行政サービスの対価として幾ら収入があったかをあらわしております。そして、差し引きが最終的に市税や地方交付税といった一般財源などで賄わなければならない純経常行政コストになるということをあらわしているものであります。

この行政コスト計算書からわかることといたしましては、次の11ページの上段の表をごらんいただきますと、平成28年度の塩竈市全体の経常行政コストAは216.4億円、Bの経常収益が5.6億円、コストから収益を差し引いた純経常行政コストが210.8億円となり、これを市民1人当たりで見ますと右の表のとおりとなっております。純経常行政コストが38.4万円、前年度より17.6%ほど減少しております。

次に、13ページをお開き願います。

これは、普通会計の純資産変動計算書になります。最初にご説明させていただきました貸借対照表の中で、純資産の部に計上されている各数値が1年間でどう変動したかをあらわすものでございます。表の上段、純資産合計という列を縦で見ていただきますと、前年度の貸借対照表におけます純資産が1,009億9,154万7,000円から、先ほど説明いたしました行政コスト計算書での純経常行政コストが210億8,476万2,000円であったのに対しまして地方税、交付税などの一般財源の3つの数字の合計が144億3,213万3,000円、補助金等の受け入れが59億3,283万6,000円となり経常的ではない特別な事由に基づく損益であります臨時損益で災害復旧事業費6億6,505万2,000円を差し引きますと、期末純資産残高が996億670万2,000円となるものであります。この数値は、先ほど説明いたしました貸借対照表の純資産合計と合致しております。この結果、純資産残高は13億8,484万5,000円の減でございます。復興事業等に係る復興交付金などの国庫補助金や一般財源であります震災復興特別交付税の受け入れ額が減となったことによりまして期末純資産残高が減となったものであります。

次に、15ページをお開き願います。

普通会計の資金収支計算書になります。1年間の資金の収入と支出の流れを性質の異なる3つの区分に分けてあらわしたものであります。表の1の経常的収支の部は、経常的な行政サービスに伴う現金収支であります。これについては、54億8,718万7,000円の黒字となっております。表の2の公共資産整備収支の部は、道路整備事業などの公共資産整備の収支であります。

不足額が23億6,348万円となったものです。表の3の投資財務的収支の部は、投資活動や地方債の返済などの収支であります。これは不足額が53億3,716万7,000円となりまして、表2、表3の不足額につきましては、経常的収支の黒字額と歳計現金残高から賄われたこととなります。

なお、このページ右側中段に米印の2ということで、基礎的財政収支、プライマリーバランスに関する内容を記載しております。プライマリーバランスとは、公債費の利払いと償還額を除いた歳出、それと市債発行収入を除いた歳入のバランスを見るものであります。持続可能な財政運営のためには、これが黒字であることが重要となってまいります。平成28年度は10億2,564万2,000円の黒字となり、前年度に引き続きまして黒字となっております。

16ページ以降につきましては、財務諸表4表を連結ベースであらわしたものでございますが、後ほどご参照いただければと思います。

財政課からは以上であります。よろしくお願いたします。

○今野委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 それでは、私から、認定第2号平成28年度塩竈市立病院事業決算についてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料番号12の「平成28年度市立病院事業決算書」をご用意いたします。

初めに、10ページをお開きいただきたいと思います。

まず、平成28年度の病院事業の概況についてご説明をさせていただきます。

平成28年度は、新改革プランの初年度として、さらなる経営の効率化・安定化に向け、病院事業の経営責任者であります事業管理者のもと、経営健全化の取り組みを職員一丸となって取り組んできたところでございます。

収益増加に向けました取り組みといたしまして、新たに外来採血の開始時間を8時に繰り上げますとともに、小児科、耳鼻科、皮膚科における診療日の拡大、患者満足度調査の実施など、こういったところに取り組んだところでございます。費用の削減の取り組みといたしましては、委託業務の見直しによる経費の削減に取り組んだところでございます。また、快適な療養環境の提供に向けまして電動ベッドの購入や老朽化したエレベーターの更新事業を実施したところでございます。結果といたしまして、病院事業の収益は前年度から約1億8,400万円の減となります29億1,860万1,000円となっております。

一方、費用につきましては、業務の見直しを行い、費用の削減に取り組んだところではあり

ますが、検査機器の購入、あるいはエレベーター更新事業に係ります雑損失のほうが増となり、事業の費用のほうの支出につきましては、前年度より約1,700万円の増となります29億7,721万6,000円となっております。経営の効率化に向けまして費用の削減につきましては一定の成果が見られたところではございましたが、患者数が目標に到達せず、医業収益が厳しい状況であったため、プランに掲げました経常収支の均衡というところが達成できず、2月補正でお認めいただきました追加の繰入金をもって新たな不良債務の発生を防ぐことができたというところが概況でございます。引き続きまして、新改革プランに掲げました目標の達成に向けまして、より一層経営の安定化を推進し、公立病院として市民の皆様に寄り添った地域医療の提供に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

10ページ、中段にございます(1)の患者数の状況でございます。延べ入院患者数でございますが、前年度比0.8%減の5万593人、1日の平均の入院患者数は138.6人となり、病床利用率は86.1%となっております。外来患者数につきましては、延べ外来患者数は前年度比4.7%減の5万7,280人、1日平均患者数は235.7人でございます。健診、人間ドック、予防接種では3.1%増となります1万828人となったところでございます。

(2)の収益的収支の状況でございますが、収益的収入は前年度から約1億8,400万円の減となります29億1,860万1,332円となっております。これに対しまして、支出といたしましては、前年度から約1,700万円の増となります29億7,721万6,072円となっております。この収支の差し引きによりまして5,861万4,740円の純損失が生じたところでございます。

次に、11ページの(3)の資本的収支の状況でございます。

収入につきましては、収入合計2億2,039万3,280円に対しまして、支出合計は2億7,366万2,022円となっております。

恐れ入りますが、1ページないし2ページにお戻りをお願いしたいと思います。

こちらは予算と決算額を税込みで比較対照いたしました市立病院事業の決算報告書でございます。

初めに、収益的収入及び支出についてでございます。

まず、収入の第1款病院事業収益の決算額は税込みで29億3,201万2,759円に対しまして、支出につきましては、税込みで第1款病院事業費用29億8,776万4,542円となっております。

次に、3ページないし4ページをお開き願います。

資本的収入及び資本的支出につきましては、収入の第1款資本的収入は、決算額2億2,039

万3,280円に対しまして、支出、第1款資本的支出は決算額2億7,366万2,022円となり、収支差し引きで5,326万8,742円の不足を生じてございますが、こちらにつきましては収益的収支での留保資金等をもって補填しているというところでございます。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと思います。

こちらにつきましては、平成28年度1年間の病院事業の経営成績をあらわしております損益計算書でございます。

1の医業収益と3の医業外収益の合計と、2の医業費用と4の医業外費用の合計の差し引きが経常収支となり、平成28年度の経常損益では5,235万6,807円の損失を生じているというところでございます。これに5の特別利益と6の特別損失の差し引きを加えました平成28年度の純損失は、下から4段目のところに記載されてございますが、5,861万4,740円の純損失となっているというところでございます。

次に、8ページないし9ページをお開き願います。

8ページないし9ページにつきましては、平成28年度末の病院事業の財政状況をあらわしております貸借対照表でございます。

8ページは資産の部でございますが、1の固定資産と2の流動資産を合わせまして資産合計は18億8,203万8,865円となっております。

8ページ下段と9ページには、負債及び資本の部でございます。

負債の合計は、3の固定負債と4の流動負債、5の繰延収益を合わせまして17億6,049万5,412円となっております。資本の合計は、9ページの下段になりますが、資本のほうにつきましては6の資本金と7の剰余金を合わせまして、一番下から2段目でございます1億2,154万3,453円となっており、負債資本の合計では、9ページの一番下でございます18億8,203万8,865円となるものでございます。

次に、6ページないし7ページをお開き願います。

こちらにつきましては、剰余金の計算書で年度内の資本金と剰余金の変動内容を記載しております。また、6ページの下段につきましては欠損金の処理計算書を記載しておりますので、後ほどご参照願いたいと思います。

なお、18ページ以降につきましては、キャッシュフローの計算書を記載しておりますほか、収益費用の明細書などを記載しておりますので、後ほどご参照願いたいと思います。

病院事業会計については、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○今野委員長 大友水道部業務課長。

○大友水道部次長兼業務課長 私からは認定第3号、資料No.13「平成28年度水道事業会計決算」について説明させていただきます。

資料No.13の10ページをお開きください。

10ページは、平成28年度水道事業の概況となります。

初めに、給水状況についてご説明をいたします。

年間総配水量は、大倉ダム水系と仙南・仙塩広域水道からの受水を合わせまして761万9,320立方メートルで、1日平均で2万875立方メートルになりまして、前年度に比較しますと9万538立方メートル、1.2%の増加となります。年間有収水量では、650万1,685立方メートルで、1日平均で1万7,813立方メートルになりまして、前年度に比較いたしますと3万935立方メートル、0.48%の増加となります。この主な要因は、口径20ミリ、50ミリ、生産用水等で9万2,162立方メートル増加したものの、それ以外の口径及び公衆浴場用で6万1,227立方メートル減少いたしました。

次に、建設改良の主なものの状況についてご説明をいたします。

改良工事といたしまして、新富町地区の2路線で口径100ミリから150ミリ、総延長46.1メートルの緊急配水管布設工事を実施いたしました。第6次配水管整備事業は、水道水のより一層の安定供給を図るとともに、送・配水管の耐震性の向上等を目的に実施している事業でございます。本年度は昨年度に引き続きまして、栄町、月見ヶ丘地区の3路線で、口径400ミリ、延長255.3メートルの配水管布設工事を行っております。

老朽管更新事業につきましては、国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用いたしまして、耐震構造を有する長寿命管に更新整備をする事業でございます。本年度は本町など6路線で、口径50ミリから250ミリ、延長1,185メートルの配水管布設工事を行っております。

災害復旧事業につきましては、東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助金の交付決定に基づき実施する事業でございます。本年度は平成27年度繰越分として、寒風沢、桂島地区の2路線、口径75ミリから150ミリ、延長1,022.5メートル、平成28年度としまして貞山通地区の1路線、口径100ミリから150ミリ、延長914.8メートルの配水管の布設がえ工事を行っております。

排水処理施設更新事業につきましては、梅の宮浄水場で発生いたします汚泥を処理する排水処理施設を更新する2カ年事業でございます。平成28年度は国の二酸化炭素排出抑制対策事業

費等の補助金を活用いたしまして、加圧式脱水機の製作および汚泥貯留槽流入ゲート据えつけ等を実施いたしました。

続きまして、財政状況についてご説明いたします。

恐れ入りますが、同じ資料の1ページ、2ページにお戻りいただきます。

1ページ、2ページにつきましては、収益的収支における決算報告書で、予算額と決算額を比較対照しております。税込み表の金額となっております。

収入につきましては、予算額16億5,677万7,000円に対しまして、決算額は16億8,707万3,448円となります。支出につきましては、予算額14億9,656万4,000円に対しまして、決算額は13億8,318万2,004円となります。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

3ページ、4ページは、資本的収支における決算報告書で、収入につきましては、予算額7億5,847万2,000円に対しまして、決算額は5億5,739万8,743円となります。支出につきましては、予算額13億3,942万8,000円に対して、決算額は11億6,809万6,776円となります。下段に記載しておりますが、収入額が支出額に不足する6億1,069万8,033円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金と建設改良積立金で補填してございます。

5ページをお開き願います。

5ページにつきましては、損益計算書で、税抜き金額となっております。平成28年度につきましては、下から4行目でございますが、単年度で2億6,306万8,367円の純利益を生じたので、その結果、下段にあります当年度未処分利益剰余金は11億7,734万724円となっております。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。

6ページ、7ページは、剰余金計算書と剰余金処分計算書（案）で、剰余金計算書は資本金、利益剰余金及び資本剰余金の年度中の変動した内容をあらわすものでございます。

6ページ下段の剰余金処分計算書（案）は、地方公営企業法第32条第2項の規定によりまして、当年度純利益2億6,306万8,367円のうち、1億6,306万8,367円を減債積立金として、1億円を建設改良積立金として処分しようとするものでございます。建設改良積立金につきましては、今後支出が見込まれます老朽化した浄水施設の更新に伴う建設改良工事に向けまして平成25年度から行っているものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお開き願います。

こちらは貸借対照表でございます。8ページは固定資産及び流動資産の状況で、一番下の資産合計が117億6,157万5,651円となっております。9ページは、負債及び資本の状況ですので、ご参照願いたいと存じます。なお、9ページの中段の流動負債合計が6億52万8,220円となっております。8ページの下から2段目に記載をしております流動資産合計が16億3,006万1,860円ですので、短期債務に対する支払い能力は確保されてございます。

続きまして、11ページをお開き願います。

2の大口需要に対する水道料金の負担軽減状況につきましては、平成28年3月検針、4月徴収分から平成29年2月検針、3月徴収分まで4,247万9,300円の軽減を行ってございます。

そのほかの事項につきましては、13ページ以降に建設改良工事等の施工内容、業務の内容、キャッシュフロー計算書、収益費用の明細、固定資産の明細、企業債明細などそれぞれ記載しておりますので、ご参照願います。なお、別冊の資料No.15「決算説明資料」には、予算決算対照表、県内12市及び隣接3町の決算状況、起債償還年次表等を記載しておりますので、ご参照願います。

以上で水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○今野委員長 以上で、各会計決算の内容説明は終了いたしました。

委員各位に申し上げます。資料要求がありましたら、ご発言願います。

伊勢委員。

○伊勢委員 平成28年度の決算特別委員会の資料要求、日本共産党市議団のほうで行わせていただきます。

1点目は、決算分析主要指標の富谷市を除く県内13市比較、平成28年度。

普通会計地方債残高の推移、富谷市を除く県内13市、平成19年度から28年度までということです。

市税収入、地方消費税交付金の推移、平成24年度から28年度まで。

法人市民税の調定額及び収入済額状況、平成22年度から平成28年度。

法人市民税均等割額の納税義務者数と調定額、平成22年度から平成28年度。

宮城県地方税滞納整理機構に回収を移管した市税と国保税の件数及び金額並びに回収された件数及び金額、平成22年度から28年度です。

次に、職員数と臨時職員数及び臨時職員の賃金等について、平成24年度から平成28年度まで。  
公立保育所ごとの保育士、正職員、臨時職員、加配に当たる非常勤職員の状況、平成27年度、28年度。

次に、公立・私立保育所の障がい児、重度、あるいは特別児童障害扶養手当を受給している児童、そして軽度の受け入れ数、平成25年度から平成28年度。

公立・私立保育所の産休明け、育休明け申し込み数、平成25年度から28年度。

各放課後児童クラブの入所児童数並びに支援員、補助員数、平成26年度から平成28年度。

各放課後児童クラブの支援員、補助員の賃金、平成26年度から28年度。

学校給食調理職員の配置数、正職員、非常勤職員、臨時職員と年齢構成、平成26年度から28年度。

市内小中学校の教職員の超過勤務状況、平成27年度から28年度。

市内小中学校の学年ごとの不登校児童生徒数と心のケア、図書整備員の配置状況、平成28年度。

市内各学校の図書冊数と廃棄冊数及び図書管理システムの配備校、平成28年度。

市営住宅、災害公営住宅の戸数と応募状況並びに入居状況、平成28年度。

市営住宅の家賃の減免申請数、認定数、減免合計額、平成24年度から28年度。

国保税の調定額、収納額、未収額、収納率、不納欠損額、平成24年度から28年度。

国民健康保険の資格証明書の発行状況、平成27年度から28年度。これは、所得階層別にまとめた国保加入世帯数のうち、資格証明書を発行した世帯数がかかる資料ということでもあります。

次に、国民健康保険税滞納繰越の理由別一覧、平成28年度。

モデルケース、世帯所得で200万円、40歳代の夫婦と未成年の子2人の家族で固定資産税は5万円での二市三町の国保税額と所得に占める割合、平成24年度から28年度。

介護保険料収納状況と介護保険料未納理由、平成26年度から平成28年度末。

介護保険料の滞納状況、利用者負担3割の人数、平成26年度から28年度。

二市三町の特別養護老人ホームの定員数、入所定員数、入所希望者数、平成29年2月1日現在ということでした。

県内の下水道料金の体系、平成28年度。

各公立・私立保育所の定数、申込数、待機児童数、保留児童数、平成28年度。

建設工事、復興工事業、1件130万円以上の本土と浦戸入札状況。そして、①一般競争入

札・指名競争入札・不調、②応募数・入札状況、③落札企業、地元・地元以外、平成23年度から28年度の経過ということです。

大規模災害時における緊急対応業務に関する協定書。①塩竈市災害防止協力会、②塩釜建設協議会。

塩竈市特別簡易型総合評価落札方式と落札者、決定事業者と決定者及び決定となった基準、平成28年度。

市内建設業のランク別一覧表、平成28年度。

各学校の学び・適応サポートルームの利用児童生徒数、平成28年度。各学校の通級指導教室の利用児童数、平成28年度です。

次に、災害公営住宅の家賃低廉化事業及び東日本大震災特別家賃低減化事業の交付決定額及び基金の取り崩し状況、これは平成24年度から平成28年度。

災害公営住宅ごとの入居世帯数と世帯数及び特別家賃低減化対象者世帯数、平成28年度末。

仙台パワーステーション株式会社仙台パワーステーションの公害防止に関する協定書。

塩竈市の建設部各課の職員数と技師の状況について、平成22年度から平成28年度。

東日本大震災に係る他の自治体からの職員派遣状況と配置部署、平成28年度。

以上、37項目でございます。よろしく願いいたします。

○今野委員長 志子田吉晃委員。

○志子田委員 市民クラブからも資料を要求いたしたいと思います。市民クラブからは18項目お願いしたいと思います。

まず第1点、平成28年度の一般競争入札の落札率とその内訳を1件500万円以上でお願いします。

2点目、平成28年度の指名競争入札の落札率とその内訳、同じく1件500万円以上でお願いします。

3点目、職員手当の種類を各会計別でお願いいたします。

4点目、平成28年度における委託業務、委託事業者の一覧表を各会計ごと100万円以上でお願いします。

5点目、平成28年度における随意契約明細一覧を130万円以上でお願いします。

6点目、パート、臨時、嘱託職員の内訳と金額をお願いします。

7点目、物品購入の市内外の業者と金額、これを各会計別、年総額30万円以上でお願いしま

す。

8点目、補助金の一覧表、平成28年度と100万円以上は使途明細がわかる資料をお願いします。

9点目、過去5年の起債、公債費の推移と残高をお願いします。

10点目、平成28年度に土木課及び下水道課が発注した工事、1件500万円以上に係る工事契約台帳をお願いします。

11点目、塩竈市立病院事業繰入金一覧表、これは基準内と基準外に分けて平成22年度から28年度までをお願いします。

12点目、市内中学校の進学先高校別合格者数、男女別で平成28年度、お願いします。

13点目、平成29年度予算特別委員会資料の市内建設業者ランク別一覧表におけるそれぞれの事業者がランクづけされるもとなった年度別点数の算出根拠、これは平成27年度から28年度分ですが、これをお願いします。これは新規事業の要求です。

14点目。ここから新規要求ですけれども、エフエムベイエリア株式会社の損益計算書並びに販売費及び一般管理費、勘定科目ごとに平成23年度から平成28年度までをお願いします。

15点目、清掃工場施設運転管理業務委託に係る契約の種類、契約書及び仕様書、平成27年度と28年度、お願いします。

16点目、交通指導隊員の隊員数の推移、出勤回数及び費用弁償額、これは平成19年度から28年度までをお願いします。

17点目、市立病院の苦情処理の内容と件数、平成25年度から平成28年度まで。

18点目、観光客入り込み数と効果金額、平成25年度から平成28年度まで。

以上、市民クラブ、18項目、資料要求したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○今野委員長 阿部かほる委員。

○阿部（か）委員 それでは、オール塩竈の会から2点資料請求いたします。

1点目は、地方債償還額の推移、平成15年から平成28年度。

2点目は、地方債借入金残高の推移、平成15年度から平成28年度まで。

以上、2点でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○今野委員長 土見大介委員。

○土見委員 引き続きまして、つなぐ会から資料要求をお願いいたします。5点の要求をいたします。

平成24年度から平成28年度における調査委託事業（コンサルタントに委託した1件500万円以上のものに限る）の事業一覧。内容としては、件名、金額、受託企業名、そして成果品です。

2点目、平成24年度から平成28年度における随意契約事業の一覧、これも1件500万円以上及びその随意契約の理由について。

3点目、平成24年度から平成28年度における職員数の推移。内容としましては、一般会計、特別会計、企業会計ごとに分けてお願いいたします。区分としましては、正職員、非常勤職員、任期付きの職員、そして災害応援受け入れ職員です。

4点目、平成24年度から平成28年度における指定管理者制度導入をしている施設（集会所を除く）について、指定管理者制度導入施設の一覧、そして指定管理者制度導入施設による行財政の効果とその成果についてお願いいたします。

5点目、平成23年度から平成28年度の市税収入の比較、個人、法人区分別、そして課税区分別の比較、土地、建物、その他についてお願いいたします。特に、固定資産税の比較について、震災復興減免の影響額などについてお願いいたします。

以上、つなぐ会からは5点になります。よろしくお願いいたします。

○今野委員長 ほかにご発言はございませんか。

ただいま要求のありました資料について、当局で確認の上ご報告願います。内形副市長。

○内形副市長 それでは、各会派から資料要求ございました。確認をさせていただきます。

まず、日本共産党塩釜市議団さんのほうから37件にわたる資料要求ございました。このうち31点目の市内建設業者のランク別一覧表、平成28年度につきましては、市民クラブさんの資料要求No.13にあわせまして提出させていただきたいと存じます。

次に、市民クラブさんのほうから18件ございました。確認させていただきます。このうち、6番目のパート、臨時、嘱託職員の内訳と金額につきましては、日本共産党塩釜市議団さんのNo.7の職員数と臨時職員数及び臨時職員の賃金等についての資料の中で、平成24年度から平成28年度までの賃金決算額を提出させていただきたいと存じます。さらに、8番目の補助金の一覧表につきましては、一般会計における市単独事業として各種団体へ交付しております補助金等一覧表と収支決算書等について提出させていただきます。また、18番目の観光客入り込み数と効果金額についてでございますが、効果金額につきましては観光消費額について提出させていただきたいと存じます。

次に、オール塩釜の会さんのほうから2件ございました。この2件につきましては、市民ク

ラブさんの資料要求No.9とあわせて、1つにつきまして調整して提出させていただきます。

次に、つなぐ会さんのほうから5件ございました。そのうち、3番目の職員数の推移についてでございますが、市長部局、教育委員会、市立病院、水道部の職員について提出させていただきます。なお、共産党市議団さんの資料要求No.7と同一のものでございますので、これにあわせて提出させていただきたいと思います。また、5点目の市税収入等の比較でございますが、平成23年度から平成28年度の市税収入の比較につきましては、震災復興減免の影響額も含めて日本共産党塩釜市議団さんのNo.3とあわせて調整して提出させていただきます。

以上でございます。

なお、この資料でございますが、15日の金曜日の午前中まで編集いたしまして議会事務局のほうに提出させていただきます。なお、その際、市民クラブさんのほうから要求のございましたNo.8補助金の一覧表と100万円以上の使途明細がわかる資料、さらにNo.10の平成28年度におけます土木課及び下水道課が発注した工事に係る工事契約台帳、そしてNo.13の平成29年度予算特別委員会資料、市内建設業者のランク別一覧表におけるそれぞれの事業者がランクづけされるもとなった年度別点数の算出根拠平成27年度から平成28年度、この3つの資料につきましては、資料のページ数がちょっと膨大になりますので、別冊として編集いたしまして提出させていただきたいと存じます。

私からは以上でございます。

○今野委員長 お諮りいたします。資料については、ただいま市当局から回答のありました内容で要求することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○今野委員長 ご異議なしと認め、本件についてはさよう取り扱うことに決定いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、9月20日午前10時より再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○今野委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、9月20日は一般会計の審査を行いますので、一般会計所管以外の部課長の退席を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○今野委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。ご苦労さまでした。

午後0時00分 終了

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成29年9月13日

平成28年度決算特別委員会委員長 今野 恭 一

平成29年9月20日（水曜日）

平成28年度決算特別委員会

（第2日目）

平成28年度決算特別委員会第2日目

平成29年9月20日（水曜日）午前10時開会

出席委員（17名）

小野幸男委員	菅原善幸委員
浅野敏江委員	西村勝男委員
阿部眞喜委員	阿部かほる委員
香取嗣雄委員	山本進委員
伊藤博章委員	志賀勝利委員
今野恭一委員	鎌田礼二委員
志子田吉晃委員	土見大介委員
伊勢由典委員	小高洋委員
曾我ミヨ委員	

欠席委員（なし）

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤昭君	副市長 内形繁夫君
市民総務部長 兼政策調整監 小山浩幸君	健康福祉部長 阿部徳和君
産業環境部長 佐藤俊幸君	建設部長 佐藤達也君
震災復興推進局長 熊谷滋雄君	市民総務部次長 兼総務課長 川村淳君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長 小林正人君	産業環境部次長 兼環境課長 木村雅之君
建設部次長 兼都市計画課長 本多裕之君	市民総務部 危機管理監 安藤英治君
会計管理者 兼会計課長 菊池有司君	市民総務部 政策課長 相澤和広君
市民総務部 財政課長 末永量太君	市民総務部 税務課長 武田光由君

市民総務部 市民安全課長	佐藤 茂 君	健康福祉部 子育て支援課長	小倉 知美 君
健康福祉部 長寿社会課長	鈴木 宏徳 君	健康福祉部 健康推進課長	草野 弘一 君
健康福祉部 保険年金課長	志野 英朗 君	産業環境部 水産振興課長	並木 新司 君
産業環境部 商工港湾課長	高橋 数馬 君	産業環境部 観光交流課長	吉岡 一浩 君
産業環境部 浦戸振興課長	村上 昭弘 君	建設部 定住促進課長	佐々木 誠 君
建設部 土木課長	星 潤一 君	建設部 下水道課長	関 陽一 君
震災復興推進局 復興推進課長	鈴木 良夫 君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤 勲 君
教育委員会 教育長	高橋 睦麿 君	教育委員会 教育部長	阿部 光浩 君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	本田 幹枝 君	教育委員会教育部 学校教育課長	遠山 勝治 君
教育委員会教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	伊藤 英史 君	教育委員会教育部 市民交流センター館長	伊東 英二 君
選挙管理委員会 事務局長	相澤 勝 君	監査委員	高橋 洋一 君
監査委員	菊地 進 君	監査事務局長	菅原 秀一 君

#### 事務局出席職員氏名

事務局 局長	鈴木 康則 君	事務局 次長 兼議事調査係長	鈴木 忠一 君
議事調査係 主査	平山 竜太 君	議事調査係 主事	片山 太郎 君

午前10時00分 開会

○今野委員長 ただいまから平成28年度決算特別委員会2日目の会議を開きます。

これより一般会計の審査に入ります。

ご発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね50分以内とさせていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。鎌田礼二委員。

○鎌田委員 おはようございます。

決算特別委員会、トップバッターで質問させていただきます。

例年のことなんですけれども、ここにはない資料の平成28年度の施政方針No.7を持ってきました。毎年市長にこれをもとに質問させていただいているんですが、この平成28年度の予算の概要を見ますと、概要といいますか、この序の部分で、やはり塩竈の将来人口5万5,000人、切っちゃったと。深く受けとめていると、重く受けとめているということが書かれておりまして、極めて厳しい行政運営が想定されると。現下極めて厳しい行政環境を打開し、将来に向けて自立し、かつ持続可能なまちへ発展させていくためにということを書いているんですね。百折不撓の志を抱き総力を挙げて挑戦していく覚悟ですというふうに述べられているんですね。そんな中、中といいますか、手法に1つに入るのか知りませんが、選択と集中により施策の重点化を図り、相互に連携・連動させて効果を高め施策を推進してまいりますというふうに書いて、新しい施策も何点かありました。それで、毎回同じことを聞いているんですが、こういった施政方針で進んで、予算も決めて、実際平成28年度の市の運営といいますか、これについてはどういった感想を持たれているのか。うまくいったのか、だめなのか、こういった点はよかったけれどもこういった点がちょっとまずかったとか、これはこういった形で反映されているよとかいうことがあればお聞きをしたいなというふうにまず思います。

○今野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 ただいま鎌田委員のほうから平成28年度の私の施政方針についてのご質問でありました。

人口減少社会ということを考えますときに、これから先、大変厳しい行財政運営に取り組んでいかなければならないという決意をその中で申し述べさせていただいたと思います。また、

一方では、人口減少に歯どめをかける。できますれば人口の増加といったようなことも視野に入れながらという取り組みをさせていただきました。

人口問題につきましては、大きくは自然増減、社会増減というものがあるわけでありまして。自然減につきましては、合計特殊出生率といったようなところからまずは手をつけなければならぬということで、平成28年度には出産を希望される妊婦さんのさまざまな対策等も新たに予算を計上させていただいたところであります。

また、やはり塩竈に住み続けていただけるということの中で、さまざまな要素があるものと思っております。例えば、社会保障でありますし、あるいは学校教育、さらには産業の振興といったようなさまざまな多岐にわたる分野に総合的に取り組んでいかなければならないということではないのかなと思っております。

今申し上げましたようなさまざまな分野でも平成28年度を初年度として新たな取り組みをさせていただきました。例えばであります、旧来まで取り組んでまいりました小学校、中学校の学力向上対策であります、平成27年度までは少人数学習指導といったような手法によりまして小中学生の学力向上というものを目指してまいったところであります、一定程度の成果はあったと確信をいたしておりますが、一方では全国平均、宮城県平均にまだまだ距離があるということで、例えば平成28年度からは塩竈方式の小中一貫教育というところもスタートをさせていただきましたところであります。

また、基幹産業であります水産業、水産加工業界の皆様方、依然として大変厳しい戦いを続けていただいております。我々行政も、そういった方々の振興活性化策になればという思いで、水産品ICT化事業というものを平成28年度にも新たに立ち上げをさせていただいたところであります。まだ平成28年度で効果が十分に発現されていないもの等もございますが、今後も引き続きそういった努力を継承してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○今野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

私も平成28年度の予算特別委員会、頭の中で、これは新たにというようなことで、特定不妊治療費ですか、助成事業。きょう一番最初に冒頭に市長が述べられましたけれども、私もこれ興味はあって、これの実態はどうだったのか。実績はどうだったのか。その辺をまずお聞きをしたいと思っております。

○今野委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 それでは、特定不妊治療につきましてご質問ございましたので、担当よりお話しさせていただきたいと思います。

資料No.9 主要な成果の15ページをごらんいただきたいと思います。この主要な成果の15ページ、一番下、9番になります。特定不妊治療費助成ということで、平成28年度の実績につきましては、延べで17人の方に助成を行いました。市としての助成額としては140万円となったところでございます。

以上でございます。

○今野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 やはり毎回私は述べさせていただいているんですが、塩竈に住んでもらう人をふやす、いわゆる定住人口をふやすためには、他市町村と同じではいけないと。同じではいけないじゃなくて同じものは必要だと。でも、それを上回るものが、やっぱり目玉となるものが呼び寄せるそういった餌というのは表現悪いですが、必要かなというふうに思うんです。そんな中、これを平成28年度からやられたということは評価をいたしたいというふうに思います。できれば、これをもっと幅を広げるとか、ほかのそういった事業を展開するという、新たな事業、他市町村にない、そういったところを望みたいというふうに思います。

資料No.9のほうからまず行きたいと思います。この中の32ページに子ども医療費助成事業、これをちょっといろいろ読ませていただいたわけですが、現状と課題の中で、この最後の部分ですか、当該事業を継続するため、本市独自制度に対する恒久的な財源を確保していく必要があると。この財源に触れられているんですね。これがこの背景といいますか、どの程度が必要であって、本来このぐらい必要なんだと。こういうことがあればこういうことができるんだとか、これは今後の課題として載っているわけですが、その後どうなっているか、その辺をお聞きをしたいと思います。

○今野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 子ども医療費助成事業の財源につきましてお答えさせていただきます。

まず、この子ども医療費助成事業につきましては、資料、今お手元にあります9番の資料の32ページの上段の予算の執行状況にありますとおり、県の支出金、補助金を一部活用させていただいているという状況になります。具体的に申し上げますと、入院と通院のそれぞれ未就学児

まで宮城県のほうで助成するという事業内容となっております。その32ページの下段にありますとおり、外来のゼロ歳から2歳までは県補助対象。平成29年度は、その下の3歳から小学校就学前まで県の補助も平成29年度から拡大するという状況になっております。

なお、ご指摘の恒久財源というところにつきましては、その残りの部分、基本的には平成29年度からは就学児、小学校以上の部分につきましては塩竈市の全て単独財源ということになりますので、今後も恒久的にこの事業を続けるに当たっては、今年度につきましては一般財源ではございますが、その過不足については今後検討を要するという考えであります。よろしくお願いたします。

○今野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。今この小学校の子供に関することですが、中学校以上になるとやっぱり一般財源に変わってくるということですね。これの今回の決算を見ても、市税関係の割合が二十何%でしたっけ、何かそんな市税の割合ですね、収入の、そんな感じで頭に入っているんですが、今新聞やらマスコミ報道では景気がやはり戻ってきていると、ある程度。そんな観点で、市税の今後の見通し、塩竈市ではどう考えていられるのか。やっぱり市税がふえないことには、自主財源がふえないことには、塩竈独自の事業は展開できないと思いますので、その辺の見通しやら、どういうふうに考えていらっしゃるのか、その辺をちょっとお聞きをいたしたいと思います。

○今野委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 市税の今後の伸びということでご質問いただきました。

今定例会初日に市長のほうからご説明ありましたとおり、4億7,000万円ほど増となっております。ただ、こちらの部分につきましては、震災による減免、そちらを縮小した影響、それがほとんどということになります。

それで、今後の見込みとしましては、今財政課のほうで財政見通し、書類作成しているところであります。固定資産税に関しましては、今新築家屋が件数増加しております。また、震災の減免のまた縮小というのもあります。それから、市民税、そちらのほうも市民所得の回復のような状況が見てとれまして、1人当たりの金額が上がっております。そういったことを考えますと、ここ一、二年の短期的には市税収入はふえていくものと考えております。ただ、中長期的になりますと、今所得がふえたような震災の特需的なもの、そちらの影響があると思います。また、人口減少傾向、そちらも続けば、中長期的には下がっていくのではないかなと考え

ているところであります。

以上です。

○今野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

次に、204ページ、浦戸振興事業についてちょっとお聞きをしたいんですけども、この中で、地域おこし協力隊について、受け入れ数3名とか、定住した人数が1名とか、実績が205ページの上のほうに掲載をされておりますけれども、これについてはどういうふうに考えていただけるのかな。思っているのかな。これで十分と思っているのかな。私たちはもっとやりたいんだよとか、やっぱり定住させるためにはこういったところが必要ではないかというこんなことをいろいろ反省はされているとは思いますが。その辺をお聞きをしたいんです。実は、あれはもう1カ月以上、2カ月ぐらい前ですかね、何新聞だったか忘れたんですけども、新聞に塩竈の方がわざわざ気仙沼に行って地域おこし協力隊なんですかね、漁業関係のあれをやりたいんだと。塩竈に漁業関係あるのに、何だろう、こいつ何考えているんだろうというふうに思ったんですけども、それは多分有利なんだろうと。塩竈でそういったことをやるよりは、というふうに考えたわけですけども、そういった他地域との差別化を図っているのかどうか、その2点をお伺いしたいので、お願いします。

○今野委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 地域おこし協力隊についてご質問いただきました。

まず初めに、今の取り組みで十分なのかというふうなご質問ございましたけれども、もちろん浦戸の人口につきましては、震災以降減少が続いておりますので、より今桂島のほうで主に地域おこし協力隊ということで取り組んでおりますが、間もなく寒風沢のほうでも取り組みたいというふうに考えてございます。やっぱり地域おこし協力隊の制度につきましては、市が一緒にやるということはもちろんなんですけど、やはり地元の受け入れということが非常に大切でございまして。地元と連携をして、よりよい効果が出るように努めてまいりたいというふうに思っています。そういったことが裏を返せば課題ということになりますので、その課題を地元の皆さんと一緒に解決していきたいというふうに考えております。

あと、他地域との差別化ということでございますけれども、例を出していただいた気仙沼のほうに本市の住民の方がということでございますが、もちろんできれば浦戸のほうでしていただきたいという思いはありますが、塩竈市内にいる方が地域おこし協力隊、塩竈で活動すると

いうことは制度上はやっぱり認められないと。ほかの地域から、例えば都市圏とかそういったところから来て初めて地域おこし協力隊という制度が使えるということでございますので、そこはそういった制度を見越してその方は漁業をされると。願わくば、そういった経験を、またもしかして塩竈に戻ってきていただけるというようなことがあれば幸いかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○今野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 制度上、塩竈の人は塩竈で地域おこし協力隊はやれないということですが、何でというふうに私は単純に考えるんですけれども、いわゆる助成金、補助金とかある関係かなというふうに思うんですけれども、じゃ独自に似たようなやつを、塩竈でもいいというやつをつくって並行して進めるなんてそんな柔軟過ぎる考え方ではダメなんですか。

○今野委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 制度上、塩竈市内でだけという、一定程度の制度の構築はありますのは、例えばほかの離島の地域から浦戸にというのも認められてございません。それはやはり各地で人口の減少という課題がございます。そうすると、過疎地域、もしくは辺地の地域におきまして人口の取り合いというふうなことになるのかということで、そういった制度の構築がされているかというふうに思います。ですから、今、人口増加が首都圏に集中しているということは皆さんご案内のとおりだと思いますが、そういった地域から地域のほうにという人口を誘導するというのが制度の目的かというふうに承知しておりますので、そういった制度をうまく活用しながら、今後も取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○今野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 最初からだめじゃなくて、いろいろ知恵を絞ってみたらもしかしていい案が出るのかもしれないし、そういったこともお願いしたいなというふうに思います。

次は、384ページに移らせていただきます。海岸通地区災害復興市街地再開発事業についてです。実は平成28年度の予算特別委員会は委員長をやらせていただいて、私は何ら意見は何も述べてはいないんですが、振り返ってみますと、あのときやっぱりこの事業は若干危ういということで、附帯決議をしているんですね。その次の年、平成29年度、今年度ですけれども、今年度の予算特別委員会でもそれをちょっと変えた形で決議をしているわけですが、予算

特別委員会にかけられているわけですが、聞くところによると、入札が不調であると。この2年前も予算特別委員会でいろいろと多数の議員が心配をしておりましたし、ことしの予算特別委員会でもそうでした。そんな中、入札不調ということでなっているわけですがけれども、入札不調ということは、やっぱりその金額が折り合わないんだろうというふうを考えるわけですがけれども、この入札不調、この平成28年度から始まってずっと引き続き来ているわけですが、ずれ込んできているわけですがけれども、どういうふうに捉えているのか、見通しはどうかにかんしてお聞きをしたいと思います。

○今野委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木復興推進課長 海岸通再開発につきましてご質問のほうをいただきました。入札不調というお話ございましたけれども、6月21日に組合のほうで執行したんですけれども、入札者のほうで予定価格にいずれも達しなかったということで、組合といたしましては不落随意契約といまして若干価格差があるものを協議によって詰めていこうという協議のほうを進めたようなんですけれども、最終的には7月19日付の理事会で入札不調ということで決定になったようでございます。

市のほうといたしましては、現在の復興需要がある中で、なかなか人材確保が図られなかったという要素も一つあるのかなというふうに思っておりますけれども、現状では組合といたしましては、今回の不調が今後に影響しないようにということで、11月までの入札公告、来年1月までに入札ということで、今業者のヒアリングのほうを進めておる状況でございますので、そちらを支援してまいりたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○今野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ちょっと今述べられたのかどうかわかりませんが、やはり金額の問題だと思うんです。ですから、これ平成28年度のあれですけれども、その前からいろいろ論議されていることで、そのころの計画とももちろん変わってはきているんですけれども、やはりオリンピック関連もあるし、いろいろと単価やら違ってきているんだろうと私は考えるわけですがけれども、その辺、お金の問題だと私は思うんですよ。いわゆる人夫さんの問題とかではなくて、と私は勝手に捉えているわけですがけれども、そういったことではないんですか。その辺、ちょっともう一度。

○今野委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木復興推進課長 まず、金額といいますか入札そのものの主体といたしましては組合のほうになりますので、ただ基本的に予定価格等につきましては、4月21日に開催いたしました市議会全員協議会のほうでご説明した内容をベースにされているものというふうに考えてございます。そちらの金額をまずベースにしながらも、価格差のほうを縮めるための努力はそれぞれされてきているんだと思うんですけれども、結果的に今不調ということで、もう決定されたということは事実でございますので、まずは今後に影響しない形で、なるべく期間短縮した中で建設業者さんのほうに入っていただきたいということで、今組合のほう取り組んでおりますので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○今野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 解体も大分進んできたようですし、いろいろとこれについては注視をしていきたいなというふうに思います。

そして、今度、資料No.を23にかえて質問させていただきます。まず、17ページの災害公営住宅の全戸数と応募状況及び入居状況と。平成28年度の状況が書いてありますけれども、ここでやっぱり目立つのは清水沢関係が管理戸数に対して入居世帯が少ないと。全体的には390戸に対して285戸だと。かなりの災害公営住宅については数値的な差が見られるんです。市営住宅については、入れかえの時点でいろいろ内装をやったりというような観点でこういった数値が出るのは問題はないかなというふうに思いますが、この災害公営住宅の関係、清水沢東やら何やらについては、この間9月の広報に入居希望のあれが出ていましたけれども、こういった感触でおられるのか。いわゆる将来的にこれちゃんと埋まりそうなのか。または、市営住宅で今までずっと待っていた人たちがこれである程度救われて、救われるというような表現はいいのか悪いのかなんですけれども、希望に沿った形でいろいろ入られると、そういった余すところなく入られればめでたいといいますかことだなというふうに思うんですが、この状況についてどういうふうに考えて、どういうふうな方向性でいってどうなるのかをちょっと今わかる範囲で教えていただきたいと思います。

○今野委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 お答えいたします。

まず、この資料の説明をちょっとさせていただきたいんですけれども、これは申しわけないんですけれども、既存の市営住宅が5月31日の一つの基準日といたしましてその年度の入居を

締めておりますので、それに合わせまして災害公営住宅のほうも5月31日の入居状況をお示ししてございます。実際には333戸入居が被災した方で決まっております、残りしました57戸を一般の市営住宅ということで被災者以外の方に条件を広げましてただいま応募を募っておりますのでございます。先週の月曜日から受け付けを開始いたしまして、ちょうどきょうまで応募の締め切りになっておりますけれども、現在けさの時点で139世帯のお申し込みがございましたので、ご心配いただいております57戸の世帯はどうか埋まるかというふうに考えてございます。ただし、浦戸地区にも2戸ほど住戸があいておるんですけれども、その2世帯については今後さらに活用方法を検討して有効に利用したいというふうに考えております。現在の状況でございますれば、あいている住戸も一般の市営住宅を求めている方に供給できるという状況でございます。

以上でございます。

○今野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、今の回答では57戸あいていて、それに応募が今百三十幾つ来ているということは、倍率が高いですね。全員が入れるというわけじゃないですね。できれば市民の声に応えられるような運営を少しでもお願いしたいなというふうに思います。

じゃ、次です。121ページに移らせていただきます。塩竈市交通安全指導隊員の隊員数の推移と。それから、出勤回数及び費用弁償ということで一覧表がありますが、これを見ますと、19年からずっと30人ぐらいいたのが平成25年には22名と。平成26年から20名を切っていると。平成28年度については15名と。現在何名ぐらいいらっしゃるのか。この減っている要因としては何なのか。それから、この費用弁償も見ますと、これを見るとやっぱり人数が少ないせいか、いわゆる出勤回数がふえているんですかね。それで、金額も減ってはいるけれども人数減少ほどではないと。出勤回数がふえていると。いわゆるこの人数が減っているので何人かが少しずつ余分に出ないといけないというふうになっていると思うんですが、今この指導員ですか、これの実態はどういうふうになっているのか、簡単をお願いします。

○今野委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 平成29年度におきましても、指導隊の数といたしましては15名ということになってございます。9月1日に1名ふえまして、現在は16名という指導隊の数になってございます。

以上です。

○今野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 15名、16名ということで、いわゆる指導隊の中ではある程度塩竈市として30人は欲しい、25人は欲しいとか、そういった定員制といますかそういったものは持ち合わせてはいないんですか。

○今野委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 市として交通指導隊員の定員ということは設けてございません。

○今野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、この十五、六人で十分というふうに考えていらっしゃるということなんでしょうね。それで、この中で費用弁償という言葉があるわけですけれども、こういった形で把握をされて、こういった形で支出をしているのか。本人にこういった形で渡すのか。本人はこういった形で申請をして、こういったルートでこれが本人に渡すのか。費用弁償ですから本人に渡すと思うんですが、その流れについて簡単にお聞きをしたいと思います。

○今野委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 まず、隊員の方が出勤された際に、班長が日誌によりまして、そちらのほうで指導隊の活動を管理しております。その日誌を副隊長、隊長のほうに確認いただきまして、その日誌をもとに2カ月に1回市民安全課のほうに出勤報告書ということで上げていただいております。それをもとに各隊員の口座のほうに報酬を支払うというような流れになってございます。

○今野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、例えば私が指導隊だったら、きょう出たよというのはその班長見ていて、その人が日誌に書いただけなんです。本来だと、私が、ちょっと知り合いに、ちょっと残念ながら塩竈市の方ではなかったんですが、出勤した場合には自分で簡単な報告を書いて、それにちゃんと署名捺印まで押して申請していますよというようなことで、塩竈市ではないんですが、塩竈市ではその班長さんがただ見て、それでは誰々来ているなとぱっぱと名前書いて、それを報告出して終わりという形ですか。

○今野委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 定例立哨の際におきましては、隊長、副隊長が市内の立哨箇所を巡回しまして指導員の方の出勤を確認しているところでございます。

○今野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私の質問の意味がよくわかりませんか。ですから、隊長なんかが見て名前を日誌に記入して、それで出すだけで終わりなのか。本人は何らアクションをとらずに隊長さんの判断だけでみんなやっているのか。他市町村ではちゃんと自分で報告を書いて署名して捺印まで押して、それできょう出ましたという報告を出しているという。そういう報告を私は、報告というか知り合いから聞いたわけですけれども、塩竈市ではそんな、ちょっとずさんというのは表現悪いけれども、ぱっと見て誰々来たかなとって名前書いて、このぐらいねとってぼんと出して終わりということですか。

○今野委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 塩竈市の場合ですと、確かに出動したということを班長のほうでちゃんと確認しているというような状況でございます。

○今野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ですから、班長確認するのは当然かと思いますが、本人が申請しないのに、それが乗かっていくことになるんですかと。流れとしては、普通学校あたりでもまだやっているのかもしれないけれども、職員室に行ったら自分の認め印で出勤簿に判押して、役所もそれでまだやられているのかどうかわからないけれども、そういう形で、準公務員ですね、まず。準公務員とは違うんですか、まず。そして、把握方法は、それ本人申請じゃないの。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○今野委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長兼政策調整監 お答えいたします。

指導員の規則に基づきまして隊員自身がいつ出たというのを日報を出しまして、それを副隊長、隊長が判こを押して確認をし、それをさらに月報のような形にまとめていただいたものを市民安全課のほうに出していただいて、先ほど言ったように2カ月に1回各指導隊員のそれぞれの口座のほうに振り込ませていただくというような形をとっております。

以上でございます。

○今野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 規則があるということで今説明がありましたけれども、そうするとやっぱり本人が申請しないと最終的なこの費用弁償までには行きつかないということで、解釈でいいんですよね。

○今野委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長兼政策調整監 そのとおりでございます。

○今野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それで、これでそういった流れで行くというふうにはわかりました。

それから、出勤についてのいわゆるいついつ出るというようなあれは、出勤については隊長さんやら分会長さんかわからないけれども、そういった経路で、いついつ立つとか活動するという、特別なあと行事があれば、それでいろいろ出番もあるのでしょうか、そういった出勤、出勤の要請を誰がやって、本人にはどういうふうに行くのか。本人勝手に動いているのか、この指導隊というのは。隊長さんを初めとするそういう指揮系統があって、それに準じて動いているのか。その指揮系統をちょっとお聞きしたいと思います。

○今野委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 指導隊の出動に関しましては、毎月15日に定例の班長会議を開きまして、次の出動の予定等を確認しまして、そこで出動の確認をしているところでございます。

○今野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、月1回班長会を開いてそこで決められた。それで、それをもとに出動すると。いわゆる活動するという解釈でよろしいんですね。

○今野委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 はい、そのとおりでございます。

○今野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、ちょっときょう、私ちょっと例えば指導隊であれば、じゃちょっとやってみようとか、気まぐれというのは表現悪いけれども、そういうことはあるんですか。勝手にというのは表現悪いけれども、個人の判断で指導隊の仕事をする、そういうことはあるんですか。他の人ですけれども、私聞いた限りでは、ちゃんと報告を出すんですよと。いついつ動くというようなことをその班長さんやら何やらに確認をとって動くんですよと。動いたことについても報告をもちろんして、先ほど言ったように署名捺印で出すというふうになっているわけですが、個人単位で動くことはあるんですか。そういう指揮系統でいいんですか。

○今野委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 個人で活動するということはございません。

○今野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 個人で活動することはないということはわかりました。

それから、活動の内容ですけれども、どういったことをされているのか。それによって時間帯も制約されてくるのかなと思います。そんなわけで、ちょっと簡単な例を挙げれば、学校サポーターなどは学校に通学する時間帯を見て、それに合わせてその前後何分かで立って、その学校に通学する安全を確保するためにいろいろ働いていてくれる人たちがボランティアでいっぱいいるわけですけれども、各学校、うちの近くで第二小学校であれば8時20分までに行くということなので、7時20分か7時半ぐらいから立って8時半ぐらいまでと、幾ら長くてもそんな時間帯になるわけですけれども、それで通学関係で朝5時に立つとか、4時とか、夕方に、それは夜とかそんなのあり得る話じゃないわけですけれども、この指導隊の場合はどういった目的で指導されているのか、何を対象にしているのか。時間帯、運営時間帯といいますが、そういう指示される、出動はわかりました。出動の系統は聞きました。班長会で決めてということ。その時間帯については、どういうふうになっているんですか。対象と時間帯。

○今野委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 出動の時間帯につきましては、月4回定例立哨ということで1日、5日、15日、25日というようなことで、朝7時半から8時半の間に各交差点等を渡る通勤通学の方たちの交通安全というようなことで活動いただいております。

○今野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 月4回と。それで、時間帯は通勤通学を対象ということで、7時半から8時半と、1時間ということですね。それは今確認できたわけですが、そうすると通勤の人でもちょっと早い人もいるんだらうから、4時とか3時とか、表現悪いか、3時はちょっとあれですかね、そういったこともいいわけですか。時間は決まっているので、ここだけという活動ですか。そこをはっきりちょっと。

○今野委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 指導隊の活動時間としましては7時半から8時半というようなことでございます。

○今野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、それから外れることはないということですよ。そういった解釈でよろしいですよ。

○今野委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 今申し上げた時間帯につきましては、月4回の定例立哨という  
ことをございまして、そのほかにお祭りとか、市民まつりとか、そのほかの町内会の要請とか  
につきましては、またほかの時間で活動することがございます。

○今野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それはもちろん、いわゆる今言ったのは通勤通学対象の通例の活動ではそうだと。  
ただし、そういった要請があつて、塩竈のお祭りやら市場のどうのこうのとか、市場のあれな  
んかでも立っていますよね。ああいった特別な行事の場合もあるということでもいいわけですよ  
ね。それで、これについては、何年か前に投書があつて、おかしいというので、調べたらいろ  
いろあつて、7件ほどあつて、いろいろあるわけですけども、そんな中で、どうしても考え  
られない、そういう時間帯もこの指導隊の中で認めて1件だけは返金していただいててんまつ  
書を書いてというようなことを議事録をちょっと読ませていただきましたけれども、そういつ  
た時間帯のあれまでは把握は多分できないと思うんですけども、月報が市のほうに上げら  
れる中で、一人一人何時から何時、どうのこうのというような形でみんな来ているものなのか、  
まとめて申請されて、何月何日何名というような形で来ているのか、いわゆる塩竈市のほうに  
はどういった形で来ているのですか。2カ月に1回上げてもらっているという話を最初のほう  
でお聞きをしましたけれども、どういった形で上げられているのですか。

○今野委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 出動報告書ということで、隊員の氏名と、あと出動回数何回と  
いうことで報告をいただいております。

○今野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、個々の中身では判断できないと。ですけども、それでいわゆるこの  
費用弁償はされているわけですよね。それで、いわゆる団体を丸々信用しているといえますか、  
そういう形でやられているのかなというふうに、普通はそうなのかなと私も思います。でも、  
査察というような表現は悪いですけども、年1回ぐらいはちょっと状況を市の職員が点検を  
させていただくとか、そういうことはまずないんですか。いわゆるそういった総会資料とそう  
いった申請書だけで、何らそういったアクションはとられてはいないわけですか。

○今野委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 こちらのほうでも先ほど申し上げました班長会議のほうで前の  
月にあった出動の報告とかもいただいておりますので、そちらのほうで出動内容について確認し

ているところでございます。

○今野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 はい、わかりました。一般的にはそうでしょうねという、私もそういうふうに思いますけれども、でもこの10年ちょっと前ですかね、この件については調査委員会がちゃんと調査して、こういう状況だというふうに上げられてはいるんですね。そんな中、全然それについてはもう限りなくグレーで、黒で、そういった状況であるにもかかわらず1件だけというようなことであったわけですが、ちょっと若干このときのあれはお粗末かなと私は思うんですが、それで、その後そういった事例はないのか、それを十何年前にこういったことがあったにもかかわらず、何らそういったチェックはされていなかったのか。いわゆる先ほど私に報告された2カ月に1回ですか、そういった人数やら何やらで申請するという形はそのころから始まってずっとそのまま引き継いできているのか。それから、ある程度の改善点があったのかどうか、そこをちょっとお聞きをしたいと思います。

○今野委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 以前にそういった事例があったというようなことでございますけれども、最近におきましてはそういったことはございません。それで、その当時のほうの改善を、その当時の事例を受けまして、ちゃんと出動した際に隊長、副隊長に報告するというようなことで改善してきたところでございます。

○今野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ずっと今質問した中では、本人が出勤の報告を出すと。それをもとに班長やら隊長やらが判を押して市のほうに2月に1回申請されるということでしたよね。それを確認してどうのこうのというのはまた、もちろん判を押すんですから確認しているわけですが、それは以前からやられていたことではないんですか。それは何かそういうふうに改善してというようなことを今言われましたけれども、改善点は本当にあったんですか、それ以降。

○今野委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長兼政策調整監 先ほど担当課長申したとおり、それまでは副隊長、隊長の印でもっての確認ということがなかったというように聞いておりますが、それ以降、そういった様式を変えて、そういった第三者で、本人だけではなくて隊長、副隊長が判こを押すというような形に変わったというふうに聞いております。

○今野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。いわゆるちゃんと判こを押すと。上の者が判こを押すというふうに変ったということで、了解をしました。こういったことについては、1円であろうと市から支出されるのはこの一般財源になるのか何なのか、そこから出ているお金であって、市民のお金であって、やっぱりきちんとした管理が私は必要だろうと。金額ではないというふうに思うわけですが、今後ともきちんとした運営をお願いしたいというふうに思います。

2分残っていますけれども、これで終わりにいたします。

○今野委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 私も資料23番その2を主に確認をさせていただきたいと思います。

そこで、主に資料23番の27ページから33ページですね。ここに主に建設工事復興交付金事業1件130万円以上の本土と浦戸入札状況ということで、決算ですから平成23年度から28年度ということで示されております。これずっと分類をしますと、全体で100件あるんですが、そのうち市内の業者さんが58件、そして市外が42件、不調が22件というふうになっております。大体これでそんな形での進め方になっておるというのを確認いたしました。

それから、48ページから49ページ、これは市民クラブさんのほうでたしか提出、あわせて出していたという関係ですが、これも平成28年度一般競争入札の落札率とその内訳ということで示されております。その中で、1件500万円以上ですか、示されております。そのうち全体で37件だったと思うんですが、市内が26件、ほか6件と。ほかの県内ですね、それぞれの業者さんが入札に及んでいるということです。

そこで、もう一つは、資料No.23の36ページのところを開いていただきますと、入札ですね、塩竈市の特別簡易総合評価落札方式と落札決定事業者及び決定となった基準、平成28年度と、こういうふうにかかれております。ここには主には価格以外の評価点、ここには企業の施工実績、配置技術の能力、労働福祉、地域貢献ということで、20点の項目がここに示されております。

そこで、お聞きしたいのは、塩竈市の入札制度におけるとりわけ評価点の基準はどこで決めたのか。今、特に地域貢献の中でどのような形の基準を設けているのか、その辺だけ確認させていただきたいと思います。

○今野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

まず現在、試行ですが、特別簡易型の総合評価落札方式、本市のほうで実施しており

ます。その基準につきましては、県のほうでまずモデルケースを過去何年か前、震災前ですけれどもつくりまして、その簡易型のケースを塩竈市のほうに準用しているというような形でございます。

その基準なんですけれども、資料の3番にごらんとおり評価項目ということで、企業の施工実績から最後指名停止、マイナスまでということで、これも載っているんですが、もちろんこれごらんになるとわかるとおり、価格だけの競争ではなくて例えば工事の品質ですとか、もしくはその事業者さんのほうが塩竈市に対して一定程度貢献されているとか、そういったものも含めて点数化することによって総合的に評価しようというのがこの制度の趣旨になっております。

以上でございます。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、特に私らも改めて塩竈市の評価方式についてと、それからちょっと恐縮なんですけど、多賀城市の評価方式についてちょっと調べたり、多賀城市にも赴きました。その際、塩竈市の場合には営業拠点の所在地として塩竈市内、または宮城県内における本店、支店、営業所の有無、これは東日本大震災以前から有していることというふうになっております。一方、多賀城市のほうで直接お話を伺って、多賀城市のほうのホームページの中でも直接確認をしましたら、多賀城市に本店、支店、営業所の所在地の有無ということで、本店があれば4点、支店、営業所があるというところで2点とこういうことになっているようです。塩竈市の場合には市内に本店、営業所があるところで3点、県内に本店、支店、営業所ありというのが2点と。これで間違いないかどうか。塩竈市の場合、それでよろしいのか。

○今野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えします。

今委員おっしゃいましたとおり、まず市内に本店、お店、もしくは営業所ありが3点、県内に本店もしくは営業所があるのが2点、それ以外が0点という形での評価になっております。おっしゃいましたとおり、東日本大震災以前から有していることというのを一つ条件にしております。

以上でございます。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、実はこういった評価について、私どもの問題意識というのは、東日本大震

災の復興特区、震災のいわば期間がほぼ終了しつつある段階にあると。平成33年度末でたしか終わるんだろうと思うんですが、そういうことも含めて、今後は一般の公共工事の関係で、恐らく復興需要は減少傾向になるだろうと思われるんですね。そこも含めて入札のあり方について、やはり地元の企業の、いわば地元の建設業をやはりきちんと優遇していくというか、そういう基準をもう見直す時期に来ているのではないのかと。多賀城市の場合には、先ほどお話ししましたとおり、多賀城市に本店、支店、営業所の所在地で、例えば本店が、本社があれば4点、そして営業所があれば2点とこういうふうに一定の評価点数が高いのかなというふうに思うのですが、その辺の、今後そういった基準の見直しをして塩竈市内の建設業にかかわって入札の評価点をしっかりと組み入れていくお考えがあるのかどうか、その辺、確認させていただきたいと思います。

○今野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

おっしゃるとおり、間もなく復興事業の建設工事のほうを終了をだんだん迎えてくる時期になってまいりました。その中で入札をしていく中で、やはり我々市税、税金を使っていくわけですから、なるべくなら地元にとしたいという思いは一緒でございます。一方で、一般競争入札ですと価格競争ということもあるので、それもまた一つ税金の無駄なくというかそういったものもメリットとしてはあるかなというふうには考えます。

いずれにしても、現在の今我々が使っている評価項目、内容、点数等につきましては、確かに見直す時期には来ているのかなというふうには感じております。総合評価落札方式をさらに本格化するに当たって、県等とも相談しながら、よりきめ細かい評価点数、配分、項目等については検討を進めてまいりたいなというふうには考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。ひとつやっぱり地元の企業を育成していくこと、建設業についてですね、やはり大事なところの勘どころですので、ぜひ地元がやっぱり優遇されるような基準に改めていただければ、なお幸いかなというふうに思います。

次に、そういった指名競争入札について何点かお尋ねをしたいと思います。そこで、1つは、同じ資料の23番の、その2別冊3というところでさまざま企業の評価項目が随分と書かれてい

るようです。これも、じゃ、そこでそれぞれランクづけが一つ示されておりますが、そこも含めて指名競争入札の場合にそういったランクづけの役割というのはどういう形になるのか、どこを基準に進めていこうとしているのか、そこだけ確認させてください。

○今野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

同じ資料の3ページ以降に国もしくは県が評価をしておりますいわゆる総合評点の資料を添付しておりますけれども、こういったこれの点数によりまして事業者の営業力ですとか技術力、そういったものを点数化したものがランキングということになります。もちろん工事等の品質を確保するというのをまず第一の目的としてこういったランキングをつくりまして、工事の規模等によりまして、例えばAランクですとか、Bランクですとか、そういった事業者さんをお呼びして指名競争入札をさせていただくというような体制をとっております。

以上でございます。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。この指名競争入札の関係で、私どももこういった基準を設けているようですが、ただ例えばもとの資料に戻ってみると、私ども見たら、例えば指名競争入札というのは市内の業者さんを指名するのか、他市というか県内に有するところも指名の対象なんですか。ちょっとその辺だけ確認、わからないので。

○今野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 契約の内容等によってももちろん状況は異なりますけれども、指名競争の募集内容に沿いまして、もちろん例えば市内に営業所を置くところとか、県内に営業所を置くところとか、そういった縛りの中での指名競争をさせていただいております。募集させていただいております。

○今野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、委員のご質問の点なんですけど、まずは一般競争入札と指名競争入札の仕分けであります。公平委員会等からはでき得る限り一般競争入札を拡大をするようにというような通知がなされております。事実、宮城県におきましては1,000万円以上につきましては全て一般競争入札という取り扱いをされておりますが、塩竈市におきましては3,000万円以上については基本的には一般競争入札で事業執行させていただくと。それ未満のものについては指名競争入札を採用させていただくという大きな区分けをさせていただいているということをまずご理

解いただければと思います。したがいまして、3,000万円以下の指名競争入札につきましては、ご質問のとおり、でき得る限り地元の業者ができるものについてはそういった方々を指名させていただいているという状況であります。

一般競争入札につきましては、あくまでも公募になるわけでありますので、どなたでも参加ができると。ただし、その際に、今再三ご質問いただいております経営審査の点数が何百点以上という審査規格があるということについてはご理解いただければと思います。

以上でございます。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと3,000万円以下のところというふうにさせていただいているというのはわかったところです。そこで、もう一つ、そういったことも含めて、繰り返しになるかもしれませんが、指名競争入札の指名の基準。金額はわかりました。金額はわかりましたが、これたしか指名委員会が設置されておって、たしか副市長が指名委員会の委員長だろうとちょっと私は思っているんですが、そこで、指名競争入札の中の基準というのは、先ほどちょっとA、Bランクとこういうふうにお答えにはなりましたが、もう一度どういったことを基準にして言っているのか確認させてください。

○今野委員長 内形副市長。

○内形副市長 ただいま指名競争入札の指名基準ということでご質問ございました。先ほど市長も説明申し上げましたとおり、3,000万円以上については一般競争入札でございますので、それ以下の事業費の中での指名競争入札ということですが、なお、土木工事でちょっと説明させていただきたいと思っております。2ページ。Aランク、Bランク、Cランク、ございます。この中で、3,000万円以下1,000万円以上、これについてはBランクの業者、ここの中には18社ございます。この中で、一般土木の中でも例えば舗装関係もございまして、いわゆる一般土木、あるいは埋設管という一般土木という部分もありますので、これらの工種、得意としている工種ございまして、それをまずそういった事業者のランクから、例えば最低でも8社以上、あるいは10社以上の会社を、企業を抽出いたしまして指名をします。また、Cランクも同様に1,000万円以下の部分については実際5社しかございませんので、この5社の方々に指名をさせていただくと、そういう状況でございます。

以上であります。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、指名委員会のところで、例えば一つの例で土木工事、ここにBランクというふうに書かれておりますが、その中で18社あるけれども、得意というか技術評価も含めて選んでそこで指名競争入札を行うということで捉えてよろしいんですね。

○今野委員長 内形副市長。

○内形副市長 おっしゃるとおりでございます。ただ、その中でも、必ずしも上から10社だったら10社指名となると、後の下の部分はなかなか指名できないという部分はありますが、指名機会の機会均等というような部分も考慮しながら指名をさせていただいております。

以上であります。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ひとつ市内の業者さんの指名でも公平に扱っていただいて、仕事ができるような機会、チャンスをぜひつくっていただければというふうに思います。

次に、入札の関係で、例えばことしの新聞に載って、指名競争入札だったと思うんですが、最低制限価格との関係で、業者さんのヒアリングをすると。やはり最低制限価格について公表すべきではないかというような記事が載っておって、お互い、例えば具体例でいうと、1,000万円の仕事のうち単価割れするぐらいの6割台の入札ということで、業者にとってもいろんな制約を受ける経営上の関係も出てくると思うんですが、こういった最低制限価格について過般新聞に、大崎市でそういったこともヒアリングもするという、公表もすべきではないかという記事が載りましたが、その辺の考えはおありなのかどうか、今後の入札の形態の中で、考えだけ示していただければと思います。

○今野委員長 内形副市長。

○内形副市長 最低制限価格のご質問でございます。最低制限価格の一定基準というのは業法で一定の基準を示されております。調べていただくとわかりますように75%、最低でも75%というようなそういう状況があります。ただ、品質の確保という部分からすれば、果たして75でいいのか、そういう部分はありますけれども、やはり低いレベルでの札の入れ合いというものなかなか我々も防止したいという部分はありますし、建設業法でもそういった部分でも規制というか一定の方針を示しておりますので、我々はそういった部分を勘案しながら最低基準の率を決めているところでございます。

なお、公表ということでございますが、なかなか今それぞれの自治体で公表していくのが妥当かどうかという部分については、我々もちょっと検証させていただきたいなと思っております。

す。

以上であります。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そういったことも含めて、業界の皆さんの中にも6割切っちゃうと、果たしてこれでいいのかというご意見などもありますので、ひとつ検討をというふうなお話でしたので、やはり今後の入札の中での一つの課題としてやっていただければよろしいのかなというふうに思います。

次に、質問の関係は、これで入札は終わらせていただいて、次に移りたいと思います。

次に資料No.9のところで質問をさせていただきたいと思います。資料No.9の主に20ページあたりに、子供の支援の関係、子供の支援の充実ということで、施設型給付支給事業、あるいは隣のページで公立保育所運営事業。何を確認をしたいかといいますと、実は例えば隠れ待機児童という問題がちょっと昨今出ております。例えば、この資料、このこちらの議会側で資料を求めたやつで26ページのところを見ますと、例えば、公立・私立の定員715名、申し込み755人で、保留児童数というふうに明記されていますが、これは厚生労働省で示しているいわば一般的に隠れ児童ですよと言われている対象なのかどうか、まずそこから確認させてください。

○今野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 平成28年度の公立・私立保育所の定員と申し込み件数、それから保留児童数についてのご質問についてです。平成28年度は定員715名に対して、申し込み件数が755名、そして保留件数が4種類ございしますが、それぞれ育休関係で5名、求職活動休止中が39名、特定保育所のみ希望という要件が19名、こちらは国の基準というか国の待機児童にならない、待機児童にはカウントしない数ということになっております。

以上です。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 国の基準にならない待機児童と。いわば、よく言われている隠れ待機児童ということですね。そうすると、ここで全部で、例えばこれ見ますと、育休関係で5人、それから求職活動休止中で39人、そして特定保育所のみ希望で19人、全体で63人というふうになっているわけですが、決算なのでこういった隠れ待機児童になっている方々のその後、その平成28年度で安心して入所できたのかどうか、あるいは解消策はどうだったのか、ちょっとその辺だけ確認させていただければと思います。

○今野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 保留児童のその後入所できたかということのご質問についてです。多くの低年齢児のお子さんがこちらの数に入っておりますので、なかなか低年齢児のお子さんについての入所が確保できないという状況でございますので、あきがあれば入所していただくということですが、なかなか希望どおりの保育所に入所ということはかなっていないという状況かと思えます。

以上です。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、平成28年度をもってしても、先ほど言った方々、63人の方というのは、その年度で公立なり、私立なり、一応時期は少しずれても入所できたのか、そこだけの確認なんです、私が確認したいのは。その辺、ちょっと心配しているものですから。

○今野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 この63名の方がどのようなようになったかということの追跡というのはちょっと手元の資料にはございませんで、ほぼ入所はちょっとできていない状況かと思えます。

以上でございます。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。これは大事な課題なんですね。つまり、さっき鎌田委員がおっしゃった人口増という課題との関連でいいますと、やはり大事な課題。これはやっぱり、数字は出ています。数字は出てきて、公立保育所、私立保育所ごと出ていますが、やっぱりその後どうなったのかというのは、行政側としてもちゃんと注目して、やはり丁寧な、受け入れるための例えば職員の確保だとかそれぞれの関係がございますから、ここでどうこう申しませんが、いずれにしてもきちんと63名の方が入所できるような対応を求めたいと思いますが、今後の課題としてどうお考えなのかだけ確認させてください。

○今野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 平成29年度から、待機児童ですとか、待機児童に当たらないと捉える基準について、確認の仕方がより厳密にされております。例えば、求職活動休止中ですと、ハローワークですとか求職活動していて面接を受けているとかそういうことの証明だとかを提出していただいたりだとか、確認したりということをしなければいけないというふう

なっております。それで、本市といたしましても、この求職活動休止中の方については、今ど  
ういう状況になっているかということ、今年度につきましては9月の段階でこの要件に当た  
っている方についてはお手紙をお送りしまして確認をさせていただきまして、例えば認可外保  
育所を利用しているだとか、あとは求職活動を全くしていないとか、そういうことの確認をし  
たりということをしたと考えております。

以上です。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。平成29年度はそういうことで、休業ですか、休んでいる方の関係で、  
ケアといいますかそれぞれやっつけらっしゃるというのはわかりました。ひとつ今後の課題と  
して大事な諸課題と捉えていますので、なお一層よろしくお願ひしたいと思ひます。これはこ  
れで終わらせていただきます。

次に、資料No.9の341ページのところに災害公営住宅の関係で、それぞれ平成25年度から平  
成28年度までずっと書かれております。前段鎌田委員もおっしゃいましたので、それはそれで  
確認なんですが、資料No.23の17ページのところで、数390戸のうち云々ということで、5  
月末の関係で333戸ですよというお話ございました。それは確認の意味合いです。

そこで、もう一つ、減免についてもどうなっているかということをお求めたと思うんです。そ  
こで、減免についての関係でも確認をさせていただきたいんですが、その資料No.23の38ペー  
ジに、関連してここに載っていますね。ごめんなさい。減免対象が、これ恐らく年度なので、  
333戸でやってもいいんですよ、課長さんね、先ほどの入居しているカウントはね。それで、  
この当時の数だから、これで確認させてください。それで、うち減免世帯が171世帯と。減免  
額がここに金額書かれております。ざっと8割ぐらいが減免を受けていらっしゃるということ  
で事実確認をさせていただきたいんですが、これで間違いはないかどうか、件数、減免世帯並び  
に金額、割合だけちょっと確認。

○今野委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 お答えします。

申しわけございません。38ページ下表は平成28年度末現在ですので、333戸じゃなくて清水  
沢、北浜、あとは錦町東等がまだ入居前でしたので、214戸で示させていただいてござい  
ます。そのうち171世帯が減免対象で、あと計算の都合上、国に申請しております減免額が千八百  
何がつということになります。この違いは、入居した日によって日割り計算をしておるのす

れども、この日割り計算分は、ちょっと申しわけございません、計算し切れませんでしたので、月数で計算した数値をまとめさせていただいております。

以上でございます。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。そこで、月数なり月割ということで、そういったことも含めて申請していると。上のほうの災害公営住宅の家賃低廉化事業及び東日本大震災特別家賃低減化の交付額及び基金の取り崩し額というところに目を移していただきますと、それぞれ決定額、平成平成24年度から平成28年度まで。例えば、①のところ、低廉化事業でいうと8億8,500万円なり、低減化事業でいうと平成24年度から平成28年度の関係で、ざっと6,243万円ですね。ざっと9億4,800万円のいわばこういった低減化、低廉化の予算来ているんですが、そこでちょっと確認ですけれども、これは①と②の予算の使い方、基金として積まれていると思うけれども、どういう事業目的なのかだけちょっと確認させてください。

○今野委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 お答えします。

現在のところ、この基金を利用いたしまして、将来始まる起債の償還金ですとか、あと災害公営住宅の維持管理費とかに充当する予定でございます。

以上でございます。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、それは例えば①のところでは全額使っちゃうんですか。

○今野委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 この積み上がった基金の金額によりますけれども、今国のほうから、この基金の使い道については方針がまだ示されていない状況でございます。今後、他市等の基金の活用状況を踏まえながら、本市としても検討してまいりたいと考えてございます。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 まだ国が示されていないと、こういうお答えでした。これで見ると、主な目的は聞いたので、起債、あるいは管理維持費と、こういうことですね。しかも、国ではまだ基準が示されていないというところのようです。我が市の被災した方々の関係でいうと、結構やっぱり減免の世帯が多いなというふうに感ずるところなんですね。それは恐らく年金暮らしの方が多いのかなというふうに思うんですが、そうすると、そういったことも直接影響しています。

この①と②の基金は、今後何年ぐらいそれぞれ積み立てられていくのか、ちょっとその年次計数だけ教えてください。

○今野委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 お答えいたします。

低廉化事業のほうは20年間事業として国のほうから来ることになってございます。低減化事業のほうにつきましては、建物管理開始後、10年間という予定でございます。

以上でございます。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 20年、10年と、こういうことですね。かなりの金額が積み立てられていくのかなと思います。時間もさほどありませんので、この間、曾我議員と小高議員とで国のほうに赴いて、こういった減免を受けている世帯が多いので、その減免の対象をぜひ緩めてくださいということでの要望方を担当、国のほうにしていまいりました。その中では、先ほど、国でまだ示されていないというお話ですが、自治体としては自由裁量、判断で使っていきたいというふうなことになるようです。ですので、この辺も含めて今後の検討として、平成28年度を見据え、平成29年度、ほぼ入居完了しますから、そうするとやはり被災者に寄り添うということを基本にして、ぜひこの辺はやっていただければよろしいのかなと思います。これはあと後半の質問の中に入っていますので、この辺にだけとどめておきたいと思います。

次に、災害公営住宅は終わりましたので、災害公営住宅の関係で1点だけ、これは要望的な質問になると思います。136ページのところで、バス、NEWしおナビ100円バスの運行です。午前と午後の関係で、たしか3便ぐらいなんですかね。それで、改めてお聞きすると、増便してほしいと。あるいは、土日の運行もひとつ今後ぜひやっていただけないかということで、この間、例えば伊保石なり、清水沢の方々からも言われましたので、これはひとつ決算を踏まえてそういう意見もございませよというご紹介にとどめておきますので、今後の検討にしていいただければと思います。

次に、資料No.23のところでちょっと確認をさせていただきたいと思います。資料No.23のところの39ページのところを開いていただければと思います。ここに39ページから45ページまで、仙台パワーステーション株式会社仙台パワーステーションとの公害防止に関する協定書というものがあるわけでありまして。そこで、これはことし10月から実は操業を始めるということですが、そこで質問なんです。

実は、去年の9月定例会のときに、この問題について触れました。ただ、時間がないので十分議論はできなかつたんですが、この協定書は我々の当議会では今回が初めて公表されるわけです。なぜこういったもの、重大な案件なわけですから、議会のほうに一切報告がなかつたのか。私の記憶では議会のほうで聞いた記憶はないので、間違っていれば訂正いたしますが、その辺のなぜこの公害防止協定にかかわる文書、協定書がなぜ議会に示されなかつたのかだけ、まず最初に確認させてください。

○今野委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、このパワーステーション、小規模石炭火力発電所ということで建設が予定されたのが、こちらのほうで一番最初に把握したのが平成27年の初めころということになります。そのころ、やはり仙台のこの辺周辺の自治体が集まる七者協というものがございまして、そちらのほうに対していろいろと相談がございました。七者協自体は、その建設自体がどうなのかということ協議する場所になっております。そういった経過もございまして、この仙台パワーステーションのほうから協定書の締結をとということで申し入れがありまして協定書を結んだ状況にございます。実際には、この建設に関しては、宮城県なり仙台市なりが中心となって動いている部分が多々ありますので、そういった部分については塩竈市も同調するような形で協定書のほうは結ばせていただいたというような状況になっております。議会のほうに対しましては、そこまで報告する必要はなかつたのかなということで、なされなかつたものと思っております。

以上です。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 最後のくだりがちょっといただけないですね。やっぱり議会にもちゃんとしかるべき報告をしていく案件なのではないかなと思うんです。いや、実は、これに類する話、前の市長のとき、例の伊保石のほうにし尿処理施設をつくったときに、広域でのし尿処理をつくる問題で、あのとき相当市民的な批判というかな、もう判こ押しちゃって議会に報告、少なくとも報告はありました。民生、当時常任協議会かな、私の記憶ではそのときはあったので、少なくともこれはやっぱり議会に公表すべき案件ではないかなと思うんですが、その辺は市長としてはどうお考えだったんですか。

○今野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 42ページをお開きいただければと思いますが、平成28年3月2日にこのような形で

締結をさせていただいた。年度につきましては、したがって平成27年度ということになるんですかね。ということをも踏まえてお話をさせていただければと思います。

基本的に今回の仙台パワーステーションの公害防止に関する協定という中身であります。これは、基本的にこの施設が立地をされます宮城県、そして仙台市がこの施設の立地の適否については、まずご判断をされる案件ではないのかなと思っております。新聞等でも環境アセス等の対象にならなかったということでの議論があるということについては、私も重々了知をいたしております。

この協定書を結んだ要因であります。仙台港を建設する際に公害防止条例というものを宮城県が制定をされております。そういった中で、周辺にも万万が一にも悪影響が及ばないようにということで、さまざまな企業の立地につきましては、この公害防止協定を締結をするということを基本に取り組んできたはずであります。今回につきましても、仙台港区内に建設をされる、今申し上げました基本的には環境アセス等の対象にならない事業ということではあります。該当する宮城県、仙台市が立地について許可をされたものと思っております。そういった立地の影響がほかの関連する例えば塩竈市、名取市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町といったようなところに悪影響が及ばないようにということで、こういう協定書を締結をさせていただいたものと判断をいたしております。前段申し上げましたように、仙台港区内に立地する企業については、全てこの公害防止協定というのを締結をさせていただいておりましたので、同様の扱いとさせていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 公表をなぜしなかったのかということだけ私は市長にお聞きしたかったんです、議会のほうに。

○今野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今申し上げましたように、立地の適否について判断するということは塩竈市ではありませんので、そういった立地について市議会のほうに報告するという事は、今までもやっておられなかったということでもあります。今回、このような協定を結ばせていただいたということについては、当然のことながら、塩竈市にとりましても、こういった悪影響が発生をしないようにという確認を込めてこういった協定を締結させていただいたということでもあります。ご報告というところまではいたさなかったということでもあります。よろしく願いします。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 アセス逃れという点でも、事は重大だと思えます。やはりこの案件は今県民のさまざまな訴訟問題にまで発展しそうな方向になっております。公害の規制を逃れるという点でも非常に最悪というかな、ある意味最悪です。例えば、私どもは宮城県のほうに訪れて、去年の9月4日に県のほうに訪れて聞いたんです。そうしたら、例えば硫黄酸化物排出基準は、国の基準を下回っていると。国のほうが $97.4\text{m}^3\text{N/h}$ というんですか、これが協定では $38.8\text{m}^3\text{N/h}$ だとかという。結局ほんのちょっぴり下回って、いつでも進出できますよと、こういう類いの話です。おまけに、最近私も耳にしてびっくりしたのは、仙台港へのパワーステーションの進出について反対している住民団体の情報公開請求の中で、実は村井知事自身が関係する企業と誘致についても既に内々話を取りつけていたという話が判明したということです。一番塩竈市民として懸念するのは、昔、例えば仙台火力発電所が代々崎にあったわけですね。あのとき随分ぜんそくとかそういう公害関係の余病が発生して大きな社会問題になったというふうに思います。その経過を踏まえて公害防止協定というのをつくったと思えます。問題は、今後10月から操業していくことの関係でいいますと、まさにそういったものがどんどん排出されていく。アセス基準を下回ってもいいんだということでの排出が出てまいりますので、当然ながら市民の関係でも健康被害について今後懸念されるだろうと思えます。あとは、PM2.5とか、問題になっている水銀、CO<sub>2</sub>などの問題点について規制項目の中には含まれていないということの指摘もあって、数値が上がっていくんじゃないとか、そういうことも含めて、私はやっぱりこういう問題は議会にきちんと示して、やはり市民の健康に係る問題ですので、やはりそのことはきっちり指摘しておきたいというふうに思います。県の許可、そのとおりかもしれませんが、あるいは仙台市の許可かもしれませんが、悪影響が及ばないというのは想定であって、今後そういったアセス基準を下回ったものが実際に本格稼働すると、環境被害に累が及ぶということとは指摘しておきたいと思えます。

1点だけ、その関係で、県の大気の観測所が塩竈市の屋上にあると思えますが、そういったものも含めてきちっと環境の関係で点検、そして議会の側にもこうなっていますよというのを公表するのかどうか、ちょっと確認させてください。

○今野委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、宮城県のほうで大気汚染の測定機材がこの市役所の屋上のほうに設置されておりますけれども、今現在、常時これは監視するシステムになっており

まして、宮城県のホームページのほうでも公表されているというような内容になっております。ことし初めまでは二酸化硫黄の測定については塩竈市、入っておりませんでしたけれども、ことしの8月にその二酸化硫黄の測定機については設置したというような状況になっております。

あと、平成30年度以降になるかと思うんですけれども、県のほうでPM2.5の観測機についても設置していきたいというような話では聞いております。

以上でございます。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 大変な健康に関することですので、ぜひ、ホームページを見ればわかりますよというのはわかりますが、やはりこういったものは速やかに公表・公開して、市民にさまざまな健康被害が及ばないような策を立てていただくということをお願いを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○今野委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時ちょうどいたします。

午前 11時40分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○小高副委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いをいたします。菅原善幸委員。

○菅原委員 それでは、午前中に引き続きまして質問させていただきます。

資料No.9を主に質問させていただきます。62ページの塩釜地区休日急患診療センター運営事業についてちょっと質問させていただきます。私たちの生活の中で、やはりけがとか病気は予期せぬときに起こるものでありまして、特に夜間とか、子供の発熱とか、そして土日の休みの日の子供のけがなどが挙げられますけれども、親にとっても本当に深刻な問題であり、昼も夜も同様であると思います。そこで、本市といたしまして、医師会、それから歯科医師会、薬剤師会の協力を得て休日の急患対策として休日急患診療センターが開設されていると確信しております。

そこで質問でございますけれども、政策の趣旨に書いてありますように、内科とそれから小

児科の診療となっておりますが、どのような診療体制になっているのか。また、その先生が1人でこの診療を賄っているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○小高副委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 それでは、今お尋ねございました休日急患診療センターの運営体制、市の配置体制というお尋ねかと思います。主要な成果の62ページの表の上の表でございます。（1）の日曜祝日という欄があるかと思いますが、現在、急患センターでは日曜祝日については、診療時間が9時から15時までで、内科と小児科、どちらも各1名のドクターを医師会より派遣していただいて診療体制をとっておるという形です。その下にございます土曜日の夜間、こちらにつきましては、土曜日の19時から20時までのいわゆる準夜帯と呼ばれる時間帯につきましては、こちらは小児科のみになります。1名のお医者様に来ていただいて小児科の診療をしていただくという体制をとっておるところでございます。

○小高副委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。そうしますと、この表を見ますと、診療の日数が平成28年で70日間と。1日平均の受診者数が48.9人という物すごく多くの患者さんがここに土日祝日に集まっているわけでございますけれども、そういった中で、医師の多分当番制になっているのかなという部分があると思うんですけれども、この辺の先生が1人で1日48.9人の診療をされているのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○小高副委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 ご指摘のとおり、本市と宮城県塩釜医師会のほうで協定を結びまして、各診療日にお医者さんを派遣していただくという形になりますので、お見込みのとおり、1日のお医者様がこの48.9人を診られるという形になります。

○小高副委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。そうしますと、やはり大変な診療、先生方の負担が多分あるかなと思います。それで、決算額が5,400万円という金額になっております。それでは、その先生が、塩竈の先生がここに土日来られるのか、また広域で、それから二市三町の中で先生が当番制になっているのか、その辺も含めましてちょっとお聞きしたいなと思います。

○小高副委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 お答えの前に先ほどご答弁申し上げました48.9人、これは日曜祝日で、かつ小児科と内科ありますので、お二人の先生でこの48.9人を診るという形でございます。

ますので、訂正させていただきます。

あと、お医者様の配置、派遣の関係でございますけれども、こちらも宮城県塩釜医師会に委託してございまして、塩釜医師会そのものが二市三町圏域をその活動のフィールドにしてございますので、塩竈市内のお医者様だけではなく、あるいは多賀城なり利府なりといったような二市三町にその拠点を構えるドクターが当番制をもってかわりばんこに急患センターのほうにおいでいただくという体制になってございます。

以上でございます。

○小高副委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。先ほどの質問の中で、48人という高い数字になっていたんですけれども、これは小児科と内科で含めて2人体制ということであると思います。そうしますと、大体、でも小児科のほうが多分多いかなという部分があると思うんですけれども、そうしましたら納得いきました。

それで、この表から見ますと、重病患者も中にはいるわけでありまして、またインフルエンザの時期になりますと、インフルエンザですと二次感染のおそれがあるということで、二次病院転送という状況が発生するわけなんですけれども、その隣に施策の実績の中で表がございまして、小児科の部分で塩竈市立病院がゼロになっている、内科が9人になっているという表がございました。この内科の市立病院がゼロと、それから坂病院さんのほうが6人になっているんですけれども、この市立病院のゼロというのは、この理由というのは何かあるのでしょうかね。

○小高副委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 我が休日診療センターの運営体制は、先ほど申し上げました日曜祝日、それと土曜の夜間に急患センターにドクターに来ていただいて診療を行うと。それとあわせて、その後方支援病院としまして、委員ご指摘のありました、例えば重篤な患者さんとかの受け入れのために、この63ページにあります二次転送の病院、後方支援病院として、必ずどこかの病院をバックアップということで、あけていただいておりますというような実態になってございます。その中で、たまたま急患診療センターにお客様が来ました。例えば一番多いのが急性虫垂炎、盲腸のお客様なんかについては、急患では手に負えませんので、二次病院に転送するというようなパターンが多いんですけれども、それでたまたまその診療日に後方支援として開設している病院に転送するという形になりますので、この統計上、市立病院が例えば

小児科がゼロになっているというのは特に意味はなくて、たまたまそういった受け入れのタイミングと開設している病院がこうかみ合った結果このような体制になった、数字になったというふうにご理解していただければと存じます。よろしく申し上げます。

○小高副委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。本当に私も何度かこの錦町の地区の急患診療センターのほうにもお世話になったわけがございますけれども、大変やはり混雑しているというのも状況であります。子供というのは、やはり日曜日とか、それから夕方の学校帰りとか、そういった休日のときにけがとか病気になるケースが多いということで、やはりこの休日の診療というのが必要じゃないかなという部分がございます。今現在、医師会とか歯科医師会、薬剤師会のほうで協力いただいていますけれども、今後できれば本市の一つの機関としてそういうものを設けてもいいんじゃないかなと思うんですけれども、これは意見でございますので、ぜひとも重要なことでございますので、ぜひともその辺も考えていただければなと思います。じゃ、このページに関しては、これで終わらせていただきます。

続きまして、ページの117ページの防犯対策事業のその中のLED防犯灯の整備事業について質問させていただきます。その防犯灯の中にLEDがございますけれども、これは今世の中がもうほとんどLED化を進めているわけがございますけれども、やはり一つのメリットとしては経費の節減という部分が挙げられるわけがございます。そういった中で、防犯灯は関係町内会が管理を行っていると思いますが、この電気料の半額と修繕費の設置費用も市の補助金で賄っております。その防犯灯の設置数は市全体で4,800灯ありますが、電気料がLEDになると3分の1になるということで、今現在交換が736灯ということで、ここに書いてありますけれども、ここまでの事業を行えば、全部かえていくと26年間かかってしまいますけれども、この防犯灯事業はこのまま進んでいかれるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○小高副委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 防犯灯の整備についてのご質問でございました。

防犯灯の整備につきましては、平成28年度までにつきましては、市で設置するものと、あと町内会で設置するもののごございましたけれども、平成29年度からにつきましては、町内会で新設・切りかえした防犯灯につきまして市で助成するというように制度変わってございます。

今後につきましては、新しく防犯灯の要綱、平成29年度から始めましたので、町内会の要望等を伺いながら、今年度より年次計画を立てまして、みやぎ環境交付金を活用しながら進めて

まいりたいと考えてございます。

○小高副委員長 菅原委員。

○菅原委員 そうしますと、交付金を使って行っていくわけですがけれども、年間でいきますと何灯ぐらいで、最終的にはどのぐらいのペースで全部LEDになっていくのかも、ちょっとその辺は試算されていますでしょうか。

○小高副委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 今町内会から今年度申請上がってきていました5カ年の計画等もございますので、そちらのほうの計画とあわせて今後毎年何灯ぐらい整備していったらいいかということは今検討させていただいているところでございます。

○小高副委員長 よろしいですか。菅原委員。

○菅原委員 済みません、毎年何灯ぐらいずつ計画立ててLEDにしていく予定なんでしょうか。

○小高副委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長兼政策調整監 先ほど委員お話しいただいたとおり、塩竈市内には防犯灯で4,810灯、こちらについて塩竈市として電気料を補助させていただくという灯数がまずございます。平成29年度から新たに上限3万円ということで防犯灯の助成のほうをさせていただきましたけれども、平成29年度においては実は500灯を超える要望をいただきまして、予算の関係上、173灯のほうを交付決定のほうをさせていただいておる状況でございます。先ほど担当課長申したとおり、現在のところ、各町内会から向こう5年間、どのくらい整備されますかということでアンケートをとりましたところ、今回、おおよそ2,000灯弱の数字をいただきました。これを今の173灯で割りますと、相当かかるということでございますので、これについては来年度どうするかということで、もう少しスピードアップしたほうがいいんだろうということで担当のほうでは考えておるところでございますが、いろいろ財源の手当て等々を含めて、もう少し早いスピードでやりたいという思いの中で、これからこういった形のスピードでやるかということを検討させていただきたいと思っております。

○小高副委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。今現在、4,000灯ぐらい残っているわけで、その半分ぐらいは計画にあるということでございました。これはちなみに、今現在、名取市なんですけれども、街路照明灯の防犯灯をリース業者に10年間委託してLED化の促進と経費節減に努めていっている最中でございます。昨年の6月から本年3月まで全ての街灯照明灯が、防犯灯4,775灯のLE

Dの交換が終了したということをちょっとお聞きしました。その中で、電気料が節約できることから、コストダウンにつながっているとお話もいただきました。その中で、やはりLEDの整備事業として経費節減のために速やかなこのリースも考えられるんじゃないかなということで、本市としてこのリースに関しての調査なんかもしたか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○小高副委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 名取市の場合ですけれども、防犯灯、街路灯につきまして、90%ぐらいが市で管理しているというようなことで、リースにすることによりまして財源的な負担が大分減るといようなことでリースにしたといような経過は聞いてございます。塩竈市としましても、平成20年度からのこの防犯灯の助成金を構築する際にいろいろリースとかの件につきましても検討いたしましたけれども、塩竈市の場合は町内会が管理しているといようなことで、なかなかその辺のリースに移行するといのが少しちょっと難しいといようなこともありまして、今年度町内会が設置する防犯灯に対して助成金を交付するといような形で進めさせていただいたところがございます。

○小高副委員長 菅原委員。

○菅原委員 町内会の管理にあるといことでございましたけれども、やはりLEDの電気料が削減できるといことは、これまで町内会においても防犯灯の電気料の負担が大変多分重荷になっているんじゃないかなと思います。その中で、町内会の負担を軽減するために市が、名取市、完全ではないですけれども、直接管理運営を行ってもいいんじゃないかなといことがあるとい思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○小高副委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 今ご質問ありました件につきましては、いろいろ他市の事業等を参考にさせていただきながら、リースの件につきましても研究をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○小高副委員長 菅原委員。

○菅原委員 LEDの件につきまして、やはり町内会の配下にあるといことで、なかなかこれがスムーズにいついていない部分が多々あると思えます。私が住んでいる町内会におきましても、やはりまだ半分でございますけれども、大変道路が明るくなったといことを市民の方からよ

く聞いています。これは一つに防犯の役目になっているんじゃないかなという部分がございますけれども、やはり今現在、負担になるのは電気料だけじゃなくて修繕費用、半分の助成もあるわけがございますけれども、そういった町内会の補助も考えながら、やはり負担を町内会から少しでも、一つでも軽減させていただければと思います。そういった中で、このリースという名取の件がございましたけれども、そういったリースのことも考えながら、これからぜひとも考えていただければと思います。

これはまた防犯とはまた別なんですけれども、公共施設でもやはりLEDの部分でまだまだ進んでいない部分がございますので、これからもLEDを進めていっていただきたいなと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。あと、この庁舎なんかは全てLEDにはなったんでしょうか。その辺だけ、済みません、お願ひします。

○小高副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

この議場の天井の明かりも含めて庁舎の電気は基本的に平成27年度の予算でやったスマートグリッドインターフェース通信事業、あれでLED化を実施しております。

以上でございます。

○小高副委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

次に行かせていただきます。262ページ、同じ資料No.19です。小中学校の図書整備事業についてのちょっとお伺ひしたいと思います。この事業の図書の購入についてちょっとお伺ひしますけれども、塩竈市では学校図書購入は今現在どのような購入方法で行っているのか、また地元から購入されているのか、また地元以外での購入をされているのか、ちょっとその辺をお伺ひしたいと思います。

○小高副委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 お答えいたします。

学校の図書につきましては、それぞれ学校のほうで予算を配分しております、そちらから地元であったり、あるいはまた例えば雑誌、特殊な雑誌ですと地元で注文するような形の購入だというふうに捉まえております。

以上でございます。

○小高副委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。地元の書店から購入されているということでしょうか。

○小高副委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 具体的に、済みません、ちょっと手元に資料がないのですが、通常地元の書店のほうにご依頼をして、そしてあと注文して購入しているというふうに認識してございます。

○小高副委員長 菅原委員。

○菅原委員 各学校がございすけれども、そこで今回の決算も29年度予算も多分例年の倍以上になったと思います。その中で、この図書に関しまして、やはり各学校で多分書店なり注文されていると思うんですけれども、その地元の書店というのは多分何社か、何店かあると思うんですけれども、これ配達なんかも全てやっていただける、またどのような価格帯で、安く購入されているのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○小高副委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 個別の部分についてはちょっと詳細はわかりかねるんですけれども、本というのは実は定価販売が原則でございすので、それほどに価格帯に変化はございませぬ。ですので、いろいろな学校がございすけれども、恐らくはなんですが、市内の、あるいは近隣の書店等々について発注をかけているものと思っております。

以上でございます。

○小高副委員長 菅原委員。

○菅原委員 私もちっと前の知り合いの書店さんのほうからちっとお聞きしたんですけれども、今3社か4社ぐらいの書店がございす。そういった中で、地元重視で書店の購入をされているのかという部分では、なかなかそこまでいっていない部分があるように見かけられますけれども、そのちっと把握されているのかです。

○小高副委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 学校の購入方法については、具体的には把握してございませぬが、一般的には雑誌類とか、それからあとは手元で手に入りやすい部分については地元を使いますし、あるいはまた図書の流通センター等々のような部分もございすので、そちらはそちらをお願いしたり、それからあと近隣の書店をお願いしたりということで恐らく発注をかけていることと思います。

以上です。

○小高副委員長 菅原委員。

○菅原委員 ぜひとも地元の購入をよろしくお願ひしたいと思ひます。その部分では終わらせていただきます。

次に行かせていただきます。資料No.9の410ページ、411ページの決算カードについてちょっと質問させていただきます。この411ページのちょっと右の上段のほうに性質別歳出の状況の扶助費の状況ということで、43億7,481万3,000円がここに書いてあります。その前の400ページの……（「400ページでよろしいですか」の声あり）はい。400ページの扶助費がございませうけれども、この平成28年度、これに関して、決算額のこの数字の部分が若干ちょっと異なっているんですけれども、この部分、ちょっと違いをお話ししていただき、確認させていただきたいと思ひます。

○小高副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

まず、400ページのほうというのは決算が一般会計の決算になっております。411ページのほうは普通会計ベース、これは国の決算統計というルールに基づいて、一般会計とあとは区画整理事業会計、あとは公共用地先行取得事業特別会計、これらを足した会計ということになります。この扶助費の数字のずれでございませうけれども、実は決算統計、普通会計にするときには一定のルールがありまして、一般会計で決算をした性質をさらに例えば全国の自治体が比較するに当たっての調整を図らなきゃいけないとなります。具体的にいいますと、この扶助費の数字の違いというのは、職員の児童手当です。職員の児童手当は一般会計側では手当ですから人件費で支出しているんですが、決算統計上ではこれは扶助費の扱いということになるので、その分、数字のずれが出ているということになります。

以上でございませう。

○小高副委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。ちょっと勉強させていただきました。ありがとうございます。

そこで、ここの111ページの性質別の扶助費でございませうけれども、その部分の金額……（「資料ナンバー……」の声あり）9です。済みませう、9の411ページ、決算カードを見ていただければと思ひます。その扶助費の部分と、それから下の目的別の民生費がございませうけれども、この民生費の部分がやはり年々ちょっと若干ですけれども上がっているということでございませう。この上がっている部分に関して、やはり少子高齢化が進んでいる部分も多々ある

んじゃないかなという部分があります。これ3年間見ただけでございますけれども、その前  
下がっている部分があると思いますけれども、そういった部分で、やはり今後福祉関係、医療  
関係のサービスの影響が出てくるのか、ちょっとその辺もお伺いしたいと思います。

○小高副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えします。

恐縮ですが、407ページをちょっとお開きいただければと思います。407ページの上段の  
(7) 義務的経費の推移の表でございます。これも普通会計ベースでの人件費、扶助費、公債  
費の19年度からの推移の表になってございます。平成28年度の扶助費の数字、43億7,481万  
3,000円でございますけれども、これは上の平成27年度から一気に3億円ほど増になっている  
ように見えます。これ非常に悪化しているように数字は見えるんですけども、実はこれは平  
成28年度の決算は、臨時福祉給付金、国の制度に基づいて実施した臨時福祉給付金がこの扶助  
費のほうに入っていますので、急激にこれは伸びているように見えます。じゃ、これ抜いたら  
どうなるのかというと、残念ながら、プラスになっています。抜くと3億1,627万9,000円です  
ので、扶助費としては40億5,853万4,000円、前年度からで……、ちょっと数字を失念しまし  
た。済みません、数字はちょっと後ほど答弁差し上げます。

数字的には、その臨時福祉給付金を抜いても、扶助費自体は増というような傾向になってお  
ります。扶助費というのは、ご承知のとおり、社会福祉関係、事業ベースでいいますと福祉サ  
ービス費ですとか、生活保護費ですとか、そういったものの積み上げの決算ということになっ  
ております。これは一概に増になることが悪いことかということ、そういうわけではないと思  
います。社会増、高齢社会に基づきまして、それに基づいて塩竈市としてはきちんと措置をし  
て決算をしているんだよということにはなるかと思いますが、時代の趨勢といえますか塩竈市  
でも少子高齢化が進んでおりますので、福祉関係経費については今後もやはり伸びていく傾向に  
はあるだろうというふうには捉えております。

以上でございます。

○小高副委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

それでは、私からの質問は、ちょっと早いですけれども、終わらせていただきます。あり  
がとうございました。

○小高副委員長 お疲れさまでした。

西村勝男委員。

○西村委員 私のほうからも何点か質問させていただきます。

先ほど菅原委員もありました資料No.9のほうから、116ページ、防犯対策事業について質問させていただきます。先ほどLEDのお話が出ました。これも防犯に対する一つの心構えだと思っております。しかし、市と市民とあと事業者の3者でいろんな対策を講じて、防犯に対する意識を持っていらっしゃるって犯罪件数を少なくするというので、今やっております。その成果と結果で、今回は430件、前年度比24.6%ふえてしまっていると。つまり活動内容としては、防犯協会さんが一生懸命パトロールされ、いろいろやられたんですが、今回はふえてしまったということに対してどういう感想をお持ちになるか、初めにお伺いします。

○小高副委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 犯罪の発生件数ということでございますけれども、平成28年度につきましては、確かに平成27年に比べますとふえている状況でございます。中身につきましては、窃盗に関する犯罪が74件ということで伸びてございますけれども、こちらにつきましては、平成28年度、伸びてはいますけれども、平成24年、平成25年に比べますと、平成26年、平成27年ということで一旦減ってございます。それが平成28年に平成24年、平成25年の犯罪件数と同程度になっているというようなことで、若干平成27年度に比べますとふえたというような傾向になってございますけれども、市としましても、いろいろ防犯協会の皆様方のご協力を得ながら防犯体制に取り組んでいるところでございますけれども、なお一層犯罪件数を減らすように努力してまいりたいと思っております。

○小高副委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。実際に自転車の窃盗という部分で多くなっていると。また、多賀城、利府のほうでは高齢者の万引きが多くなってきていると。やっぱり時代背景もありまして、そういうことがふえているというお話も聞いております。そういう大型店については各店舗で防犯のカメラを置きまして、その取り締まりをし、それを、犯罪を少なくする努力をされていますけれども、塩竈市の場合は、今LEDの浸透等を図って、犯罪を起こさないようにと言いますが、長期総合計画の中で、市民の安全に暮らせるまちづくりという中で1項目ありました。街頭犯罪の発生を未然に防ぐため、危険箇所の改善などを進め、安心して生活できるまちづくりを推進しますと。これはLEDのことであります。また、社会情勢の変化を踏まえて、防犯カメラの設置、防犯灯のLED化を促進しますという項目が長期総合計画の中間総

括の中に出てきておりました。市長の公約のとおり、今年はLEDについて進めてまいります。ただ、この中で、またもうあと2年で長期総合計画が終わりとしています中で、防犯カメラについては、まだいまだ手つかず。個人情報保護法のもと、できない云々ということで、私も何度か質問させてもらいましたけれども、長期総合計画の中の間発表の中ではこれは明示されているんですけれども、この辺についてはどう捉えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○小高副委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長兼政策調整監 防犯対策のやはり一つの柱が防犯灯でございますし、またもう一つの柱ということで、防犯カメラということかと思えます。近隣の市町村等の状況等を確認しておりまして、やはり防犯カメラにつきましては、設置と同時に、今委員お話しございましたとおり、プライバシーをきちっと守っていくということも必要だということでございます。そういった研究のほうは去年、ことしということで進めておりますので、いずれ長期総合計画等々でも防犯カメラということでの必要性というのは私どもも認識しておりますので、これは今回のまた実施計画等々のほうでそういった議論のほうをさせていただきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○小高副委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。検討を進めると言うことでいいですけども、いつまでにこの計画を、まず長期総合計画もあと2年余りで終わってしまいます。じゃ、次に積み残すのかということになりますし、それによって犯罪件数が大分少なくなるという気持ちもありますので、その辺、期日を決めていただいて、ここ1年ではもう結果を出すというような形になって第6次長期総合計画にはこれは載らないというくらいの気持ちでやられるのか、その辺、ちょっとお聞かせ願います。

○小高副委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長兼政策調整監 なるべく早くということで頑張っていきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○小高副委員長 よろしいですか。西村委員。

○西村委員 できれば、本当に安心して暮らせるまちづくりがメインとして市長の公約に掲げておりますし、そのうち一つの政策としてこれだけが残っているような気がしてなりませんので、どうぞ事業カウントしていただきまして、よろしくをお願いします。じゃ、市長。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 西村委員からこの防犯カメラについては再三お話をいただきまして、恐縮であります。目的はあくまでも防犯ということでありまして、既に駐輪場とか、あるいは市の周遊のさまざまな場所に一定程度防犯カメラは導入している実績がございます。ただ、西村委員のほうからご質問いただいておりますのが、例えば駅前でありますとか、そういった不特定多数の方々が数多く参集される場所にも防犯カメラをとというご質問でありましたが、前段申し上げておりますとおり、条例をしっかりと制定した上で、その防犯カメラの運営を行っていかねばならないと。プライバシーに抵触しない形でどういった形がいいのかということは今議論させていただいておりますので、担当部長、そういった部分を急ぎますということで申し上げましたので、なお努力をさせていただきます。ありがとうございました。

○小高副委員長 西村委員。

○西村委員 よろしくお願ひします。

本当に安心・安全に暮らせる塩竈市ということを目標にして頑張っただけければ幸いですので、よろしくお願ひします。

次に、資料No.9の165ページ、割増商品券事業についてお伺ひします。ことしも割増商品券事業が始まりました。初めに、現在の状況についてご説明いただければありがたいんですが、よろしくお願ひします。

○小高副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 今年度につきましても、割増商品券事業のほうを実施させていただきました。現在、自由にご購入いただけるという状況ですけれども、まだ若干、ちょっと土日の状況、まだ確認しておりませんが、若干金曜日の段階では残っているという状況でございます。

以上でございます。

○小高副委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。なかなか浸透していない部分、また各家庭にチラシをおまきになり、それを交換の条件としてやられたということなので、それが浸透するまで、また先月28日でしたか、また新たに売り出しが始まって完売に向けて努力されているということは聞いておりました。また、経済効果ということは何どの程度考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞かせください。

○小高副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 経済効果ということですが、昨年度、実施した際にアンケート調査を実施いたしました。アンケート調査の結果では、商品券の入手がきっかけとなって追加支出したという現金による購入ということで、消費喚起額が約1億円と計算上ですが、これもあったことから、同程度の金額の効果があるというふうに推定されます。

以上でございます。

○小高副委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。経済効果が1億円と。現在一般小売業の販売額が小売店だけで統計によりますと308億円となっております。それにプラス大型店が6店ほどありまして、平均20億円あっても120億円。そうすると410億から20億円の一般小売業の売上高が中でありま。実際、塩竈市の場合は1人100万円が消費額と言われております。ですから、540億円ぐらいが市内で消費される金額だと。流出額が25%ぐらい、多賀城、利府、仙台に逃げているのではないかという統計も出ております。その中で、430億円の中で今回2億4,000万円の商品券。大体0.5%から0.6%です。その経済効果を上げるために今のままで、例えば1億円上がりますというお話ありますけれども、何かしら方法、施策はないものか。短期間に終わってしまうのか、それとも1つの大きな事業をやりながら進めていくのか。まいたけだけでは、使っただけだけでは経済効果としてはなかなか薄いのではないかと思うんですが、その辺についてはどうお考えでしょう。

○小高副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 お答えいたします。

確かに一時的な効果ということもありますが、今回10月1日からみなと塩竈・ゆめ博等が始まりまして、そういうものとタイアップしながら、例えば新規顧客の獲得につながったというお話もありますので、そのお店の魅力を知ってもらいながら、また買いに来てくれるようなという形で商店街の活性化や消費増加につながればというふうに思っております。

以上でございます。

○小高副委員長 西村委員。

○西村委員 そこなんです、一番問題なのは。それで、今回2億4,000万円の商品券というのですか、実質2億4,000万円のプレミアということなんですけれども、0.3%ぐらいが換金できないままに残ってお金が残るということなんです、それでよろしいのでしょうか。

○小高副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 お答えいたします。

そのくらいが若干換金されないで残っているという状況になります。

以上でございます。

○小高副委員長 西村委員。

○西村委員 70万円余りですか、100万円ぐらいになるんですか、そのぐらいお金が残るわけですが、それを各個店の顧客囲い込みに何か使えないかとか、できれば100%お使いいただいて、この2億4,000万円の商品券が各地元の商店、また大型店舗も使っていただいて、その波及効果を出すような工夫として、今回ゆめ博があると、10月に。その後半の部分に何かしら業界、いろんなタクシー業界でもどこでもいいです。商品券使えます。使いましたら何かサービスしますとか、床屋さんだったらシャンプーサービスしますとかという形での何かそういう企画もののコマーシャルというかチラシを出すぐらいの感覚で、1つ花火を上げるぐらいの気持ちで、それが新たな出費ではなくて、いつも、今回の商品券3回目でしたっけ、その中の必ず未換金のお金が残りますので、ある程度はそれは目算できると思いますので、その辺はお考えいただけないでしょうか。それは商工会議所を含め、商業協同組合を含め、皆さんと協議しながら各業界に対する商品券の使用を進めていくということでお考えはいただけないかと思うんですが、その辺、お考えはどうでしょうか。

○小高副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 お答えいたします。

今回、昨年度も割増商品券の発行事業とともに、商店街のほうでも、例えば2個で1,000円とか、今回ですとBUY SHIOGAMAというキャンペーンを実施しているところでございます。余ったお金ということですが、ちょっと商工会議所と相談しながら、使い道について検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○小高副委員長 西村委員。

○西村委員 商品券につきましては、この商品券を使うとある程度地域のために貢献されまして、また商店にもメリットがあるというような商品券にしていただければ、今後も、来年もまた市長も考えていただき、またやるかもしれませんので、その辺も含めて効果をあらわしていただければ幸いですので、どうぞよろしく申し上げます。この件につきましては終わりにさせていただきます。

ただきます。

次に、174ページ、まちづくり交流施設事業についてお伺いします。旧亀井邸です。観光ボランティアの方が滞留されましていろいろな事業をされているということですが、今回386万7,000円という決算額出ていますが、今までこの金額だったのか、また何か減らされたと聞いていますが、その辺ちょっとお知らせください。

○小高副委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 ただいまの決算額についてのご質問だったかと思います。平成28年度については、ここに記載のとおり386万7,000円ということですが、震災後、平成26年までにつきましては、緊急雇用等の制度を使い活用させていただいて530万円ほどで予算を組んでおりました。平成27年度につきましては、このときは280万円ほどだったかと思います。平成28年度がこの金額ということになっております。

以上です。

○小高副委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。この金額の変化に伴い、亀井邸の開館日の変化はどうなっているのか、お知らせください、

○小高副委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 開館日数についてのご質問だったかと思います。開館日数につきましては、平成28年度につきましては215日になっております。週4日の開館で、それ以前につきましては週5日の開館で、年によって違うんですが、260日から280日ぐらいの日数になっております。

以上です。

○小高副委員長 西村委員。

○西村委員 開館日数が少なくなるということは、ボランティアさんの活動が狭められるということにつながるのではないかと考えています。ここにも現況と課題というふうな中で、市民団体との協働により文化交流施設との活用を図るほか、観光客の市内回遊性の向上に資するボランティアガイドの養成を支援していく必要があるという項目があります。こういう部分を含めて、やはりこれから勝面楼も含めてまちの中心地が歴史と観光、文化に満たされるようなまちづくりを目指すのであれば、これからボランティアさんの活動を委縮させるようなことじゃなくて、今後ともやっぱり観光客に対し、ある方から聞きました。きょう亀井邸あいていると思っ

て来たらあいていなかったと。いや、実は、4日、5日ぐらいだったのがちょっと狭められましたというお話をしましたけれども、やはり観光客としてほかの皆さんもどこを回られても、いつでもあいていて、定休日は決まっているけれども、その他は大体あいていますというのが普通なんですけれども、4日しかあかないとなると、これから常時インバウンドを含めて来客数が、だんだんそれが抑制されてくるのではないかと思います。やっぱり市内の観光を案内するのは観光ボランティアの方しかいません。観光交流課の方も頑張っていらっしゃいますけれども、その辺を含めて次年度予算案を練る上で、今後それは検討材料に入らないのか、今から観光ボランティアを育成していかないと、また高齢化も進んでおります。ましてや手弁当で制服も自分で、弁当も自分でやられていると聞いております。やはり本当にボランティア精神が豊富な方々が多い中で、今後、待機している場所も含めてきちっと整備させていただいて、ある程度の支援は、体制づくりは必要だと思いますが、その辺どう考えるのかお知らせください。

○小高副委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 お答えいたします。

ボランティアさんの活動の場所ということも含めてのその亀井邸の開館日数とかというご質問だったかと思います。この平成28年度の予算とか、あと開館日数を踏まえまして、実は平成29年度、ことし、今年度につきましては、季節に応じて、例えば観光客の皆様が多く来る季節、少し足が遠のく季節、その季節に応じて1週間当たりの開館日数のめり張りをつけようとか、そういったちょっと細かいやりくりをさせていただいております。ただ、これからの、委員おっしゃったようにボランティアさんたちの活動というのはとても大事なことになってきますので、一般財源以外の予算の確保などもちょっと含めまして、開館日数の拡大と、あとはそれによって町なかの回遊性の向上に努めていきたいなと思っております。

以上です。

○小高副委員長 西村委員。

○西村委員 どうぞよろしく申し上げます。

亀井邸の北浜沢乙線にある看板、本当に歴史と伝統を感じる亀井邸の看板が出ております。せめて観光都市として、あのサインをもう少し、前はあったらしいんですけども、津波で流されたというお話を聞いていました。ただ、あれも含めてやはり観光客にわかる亀井邸の位置づけとといいますか、こういう看板なんですけれども、もう少しわかるようにきれいにされたほうも一ついいのではないかと思いますので、それも含めてよろしくご検討のほどお願い申

上げます。

次に、196ページ、再資源化対策事業についてお伺いします。6月定例会でもごみの件で大分お話しさせていただきましたけれども、再資源化、平成36年度までにはリサイクル率を30%にするという現況と課題が載っております。本年度は17.9%、昨年度より1.2ポイント減少していると。この辺についてどう捉えているのか、ちょっとお聞かせください。

○小高副委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、平成28年度のリサイクル率でございますけれども、こちらの197ページの現況と課題のところにも書いておりますように、平成28年度は17.9%となっております。平成27年度が19.08%、それから平成26年度が19.28%でございましたので、年々このリサイクル率が減少しているという傾向があらわれております。その辺、なぜ減少しているのだろうかということで、こちらの環境課のほうでも考えさせていただいたんですけども、実はこちらのリサイクル率、現況と課題のところにもリサイクル率の計算式が載っております。再資源化量割るごみ収集搬入量合計掛ける100ということで記載されておりますけれども、この再資源化量というのは、今現在市で計算しているリサイクル率は塩竈市が収集しているごみの収集量から計算しているところになります。ただ、実際には、この再資源化量については、市が行った資源化量と、それからそれ以外の団体が回収している資源物、その部分も含まれてくるということでございます。その部分の把握をしなければ正確なリサイクル率というのは出てこないのかなということで、今後その正確なリサイクル率を出すためにも、団体の回収している分についてもできるだけ把握していきたいなと思っております。

以上でございます。

○小高副委員長 西村委員。

○西村委員 平成36年度までのリサイクル率30%。実は、この主要な施策の成果に関する説明書の中で、目的意識を持ってやられている、数字を、目標値を出している部分というのは数少ない中で、これを出されて、このために頑張っていらっしゃるということ自体がすごいなと思っていました。つまり、できる、できない、ただ目標を持ってやるということだと思っています。先ほど、防犯カメラを含めいろんなこととお話ししましたが、目標値を定めてそこまで必ずやり遂げる、どこの課が、誰が責任者でどういう効果を得られるためにやるのかをきっちり決めていただいて、再資源化することによって無駄なものを出さないといえますか、ということを含めて考えていただければと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に、ごみ処理事業についてお伺いします。（「次のページでよろしいですか」の声あり）次のページです。198ページをお願いします。今回、6月定例会でもごみ処理について質問させていただきました。固形燃料化することによってCO<sub>2</sub>の削減、ゼロになるという中で、それを燃やすときにCO<sub>2</sub>が発生すると。つまりパルプ工場なり市の暖房施設なりに販売したときにそのCO<sub>2</sub>が発生するという状況の中で、今のごみを燃やすということをやめることも一つの方法ではないかと。つまり、これでも残土が2,727トンぐらい出るということで、今後最終処分場が満杯になるということです。先ほどパワーステーションでしたっけ、大気汚染が懸念されるという中で、そういうお話になっている中でも、各自ごみを燃やしてCO<sub>2</sub>を発生させていると。だったら、塩竈市でもこういう部分を含めて新たなごみ処理を考えてもいいのではないかとということでお話しさせていただきました。その辺につきまして、再資源化の促進と資源循環型社会の形成が急務となっておりますという現況と課題の中で、今後どう取り組まれていくのか、今の現状の中でその辺をどうお考えになるかお知らせください。

○小高副委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、西村委員のほうから6月定例会でやはりこのごみ処理についてはご質問いただきました。その中でもご回答しているところではあるんですけども、今現在塩竈市のごみ処理については市単独で行っているというような状況でございます。近隣の市町では、一市三町で組織しております組合、そちらの組合でごみ処理を行っておりますけれども、塩竈市としても、まずはそちらの組合への参加というものが急務ではないかということと考えているところでございます。その後、やはりそういった二市三町全体での減量化に向けての議論というものも必要になってくるのかなと考えておりますので、まずは組合の参加ということを考えさせていただければと考えております。

以上でございます。

○小高副委員長 西村委員。

○西村委員 なかなか難しい、二市三町といいますと本当に皆さん合意形成が大変な部分があると思います。私どものまちでも最終処分場がもはやあと何年というところに来ております。延命化に向けて対策を講じると。また、この成果に関する説明書、過去3年、同じ文章です。検討します、対処します、延命化に努力します。ローリング、見直しをかけて次のステップで毎年毎年変わっていくのかと思ったら、変わらず、その現況と課題については、課題解決に向けての施策がなかなか整わないとすれば、やはり周りを見ながらではなくて塩竈市独自で環境に

優しいごみ処理をとということも一つの選択方法として、また勉強する課題としておもしろいのではないかと。二市三町でやっていないCO<sub>2</sub>ゼロ、最終残土がゼロという中で、ごみ処理をしていくと。いろいろな先ほどパワーステーションの件でお話がありましたけれども、風評被害とかいろんなことがあります。塩竈市はCO<sub>2</sub>を出さない。ダイオキシンを出さない。フィルターを使って取り除けばいいということはありませんけれども、じゃなくてそういうごみに対して市民の生活に優しい、自然に優しいまちづくりの中でごみ処理をしているということで捉えて、今後そういう捉え方を市長、考えられませんか。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 6月定例会でも委員からコンポスト化をできないかというご質問をいただきました。その前から私も塩竈の安定的なごみ処分というものがどうあるべきかということについては、職員間でもいろいろ議論させていただいているところであります。コンポスト化そのものについて否定はいたしません。当然、コンポスト化をすることによってのプラス部分というのがあることも十分了知をいたしておりますが、そのとき議論させていただく中で、例えば膨大な量のコンポストが出てくると。それを誰がどこでどう使うのかという、今度出口のほうを考えなかったら、今全ての事業所が燃料の液体化でありますとか、ガス燃料化というものをどんどん目指して改善されていく中で、つくったコンポストを誰がどういった形で処分するのかというところまで、出口まで考えなかったら、我々行政の施策ではなくなるわけでありまして。コンポストにして山積みしていくというのは、これはちょっとまた別な問題が発生するわけでありまして、今は1日当たりの発生ごみ量をほとんど焼却できるという体制であります。今ご提案いただきましたコンポスト化を進めるということについては、膨大な敷地がまた必要になってくるわけでありまして、今の焼却場を全て今度はリニューアルしなきゃいけないということになるわけでありまして、今私が概略申し上げましたような問題・課題をどう解決するかというときに、我々が一番行き当たったのは、今申し上げましたコンポストをつくるのはいいと、それを誰がどういった形で活用されるのかといったような出口をはっきり道筋をつけなかったら、これは、表現は妥当ではないかもしれませんが、絵に描いた餅になりかねないと。我々は日々そういったものを市民の方々から負託を受けておるわけでありまして、当面はやはり今の方式を継続させていただきながら、例えば試験的なということではそういったこともできるのかいねというようなことを今検討させていただいているつもりであります。なお、委員のほうからもぜひ、北海道のほうでありましたかね、こういったものをつくっているところがあるとい

うことでありますので、我々もその出口のほうの処分のほうも勉強させていただきながら、継続して取り組まさせていただきますと思っています。

以上でございます。

○小高副委員長 西村委員。

○西村委員 わかりました。ただ、北海道のほうは、そのコンポストを固形燃料化したものに対しては、大手製紙会社の工場のボイラーの燃料に50%使っています。あと、北海道の地域暖房にボイラーの燃料で60%ぐらい使っている。あと、他の工場でボイラーの燃料の6%を使って、石炭と混ぜて使っているということも聞いております。また、発電事業にもそういう地域のごみが再生されて燃やすことなく使えるんだったら、それを発電事業に使いたいという大手の会社のほうも出てきております。ですから、広く見ていただきながら、今後ともご検討いただければ幸いです。このままでいきますと、もはや最終処分場も風前のともしびになりますので、どうぞよろしく、勉強するだけでも結構でございますので、よろしく申し上げます。

では、最後になります。きょう、この9番の資料を使っているいろいろ質問させていただきました。その中で、ほかの自治体の中で、事務事業評価シートということで、1つの事業に対して職員の数がどれだけかわってその事業を完遂させたのかということがシート化されて出ております。つまり事業の予算がどこから来たのか、事業費がどこからか、人件費、またはその内訳、国庫支出金なのか、県支出金なのか、地方債なのか含めて、その他財源なのかも含めて、1つの事業の評価をする上で、事務事業、人件費、つまりそれも評価の対象にしながら1つの事業を完遂する場合の評価にしている自治体がございます。今後、こういう、人件費も含めてこれだけの予算使ってこれだけできたということだけではなくて、それにかかわる人件費も含めて総額でこの事業が完遂されたというような評価の中でその事業を評価するということができないかということで、お伺いしたいと思っています。これは塩竈市以外の自治体で大分進めているようでございます。その辺についてどうお考えなのか、お知らせください。

○小高副委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 主要な成果の記載内容についてということで、今後の人件費、それからそういったものを含んで評価できるようにということでのご質問をいただきました。ちょっと私の記憶で大変恐縮なんですけれども、以前は主要な成果のほうに人件費なんかも含めて一度表現を、過去大分古いと思いますが、ただそれですと事業費の実態がよくわからないということで、一度そういったものを除いてわかりやすい事業費ということで表現した経緯がある

のではないかと、ちょっと私自身思っていました。ただ、時代の趨勢といいますか、今西村委員から言われましたとおり、そういった手法があるということであれば、評価といった視点でどういったものがあるのかということは今後の課題というふうにさせていただければと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○小高副委員長 西村委員。

○西村委員 事業実施の分、実施する中で、コスト、事業費、保守委託事業、需用費、役務費、その他、あと人件費と常勤職員、非常勤職員が何人、何時間がかかわってその事業を完遂されたのか。また、財源内訳として、先ほど言いましたように、国庫支出金、県支出金、地方債、その他特定財源、一般財源という中で、この事業を行いましたという、わかりやすいといひますかそういう表現の仕方もあります。また、実施内容については、こういう事業をやりましたと。それで、これだけの人件費がかかっているということがなかなか見えない部分があります、残念ながら。今まで災害が起きた中でもいろいろな事業をやってきましたけれども、その人的な財源が全然見えていないという部分があります。ですから、そういう理由も含めて、今後これからここ一、二年でということとは難しいと思ひます。平成28年度の今決算が来年の3月には平成30年度の予算が組まれます。その間が1年間、つまり平成29年度どうなったのかということの評価もきちんとしなければなりませんし、それを踏まえてきちつと次につなげる方法、施策をとっていただひて次に進んでいっていただひければと思ひますので、どうぞ、今お話を聞きましたようにやったことがあるとなれば、それも一応検討材料なのかなと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○小高副委員長 阿部眞喜委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。私も資料9番主要な施策の成果に関する説明書から質問させていただきます。121ページ、消費者対策事業についてちょっと聞かせてください。2番の消費生活に関する相談件数というところなんですけれども、こちら統計で26件ほど減少傾向にあるということですが、この減少している原因というものがどういふものがあるか教えていただけますでしょうか。

○小高副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 お答えいたします。

2番の内訳にありますとおり、例えば通信ですとか、あとはそこに書いてあります、済みま

せん、ちょっとその他の内訳まではわからないんですけども、相談件数としては、やっぱり通信とか、あと住居に関する、訪問販売とかそういうものが相談件数としては多いという状況になっております。90件のうち、苦情というものが大体うち85件ほどという状況になっております。

以上でございます。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 件数の多いものが若干減って下がっているよというところなのかなと思うんですけども、高齢化社会に伴いと後ろの122ページの現状と課題に書いてありますけれども、消費者トラブルが目立っているという中で、今後このような件数が削減している中でですけども、これからどう対応するのかというところの一つとして、その下の行です。食品表示に関する消費者の意識は高まっているが、依然として消費者側の意識はばらつきがある。店頭での助言に加えてコンプライアンスに対する啓発が重要であるとありますけれども、この商品の表示というものは、これは全国的に見た表示なんですか。それとも市内で販売されているものに対しての表示なのか、お願いします。

○小高副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 お答えいたします。

平成27年4月1日から食品表示法が施行されまして、今までのJAS法と食品衛生法、あと健康推進法、この3つの表示部分について1つにしたものということで、消費者の関心が高まっているという中で全国的に食品表示法というものが施行されたということでございます。その中で、新たな原材料の産地表示とかが平成29年9月1日から制度がスタートしておりまして、そういう中で産地表示など、原材料などなど、食品表示に関するものの関心が高まっているというところでございます。

以上でございます。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 では、全国的に表示の改めがあったということで、それを伝えていきましょうということなのかなと。わかりました。ありがとうございます。

続きまして、資料番号9の163ページ、商工振興対策事業の裏の164ページになるんですけども、シャッターオープンプラス事業ということで、確認なんですけれども、シャッターオープン事業というのは1階のみなのか、2階も全部含まれるのか、よろしくをお願いします。

○小高副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 お答えいたします。

現制度におきましては、市内の空き店舗1階部分ということになります。

以上でございます。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 1階のみということで、例えばシャッターオープン事業なので1階のみなのかなと感じるんですけども、例えばもちろん2階の店舗等もあいていて目立つところ等もあるのかなと思いますし、1階、2階と、2階の店舗も埋めていくということが必要なんじゃないのかなと。例えば、「空き店舗オープンプラス事業」とかにすれば2階のテナントにも入れられると思うんですけども、そういう検討はないのかお答えいただければと思います。

○小高副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 そうですね、空き店舗ということで、空き店舗とか空き地が多いということもありまして、制度の見直しとかそういうものについては、ちょっと今後の検討材料としたいと思います。よろしく願いいたします。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。店舗、いろんなお店がやっぱりあって、本塩釜駅前ですかね、やっぱり駅をおりてきて店舗、駅前のビルがあいているというのは、もうやはり不動産関係者、そのまちを見たときに投資するかといったら、なかなか投資、駅をおりた瞬間からまずいんじゃないかということで、投資しないという話も私聞いたことありますので、やっぱり1店舗でも多く埋めていくという中で、やはりちょっと名前を変えてでも2階部分にもいい物件があれば投資したいという方がいると思いますので、そこに店舗を構えるということがふえてくれば、このシャッターオープン事業というか、それもより活性化して店舗が埋まっていくのかなと思いますので、そうしないと、それ以外だとやはりじゃ逆に家賃を上げてとか、固定資産税上げて、何としても大家さんが埋めていかないと負担がふえるというような政策をしていかないと、そういうことをすればやはり大家さん関係も大変になってくると思いますので、やはり市でやっているものがより幅広く使えるようにしていけることが大切なのかなと思いますので、ぜひとも早急にご検討いただけるとうれしいです。よろしく願いいたします。

続きまして、169ページです。こちらですけれども、企業誘致活動推進事業ということで、全国、東京セミナー、名古屋セミナーにも行かれたということでございますけれども、これ裏

のページの施策の成果のところ、成果の（３）、積極的な誘致活動が図れたというのがありますけれども、じゃこちらに出て実際に塩竈市に企業を置きたいと言って検討された企業はどれぐらいあるのか教えていただけますでしょうか。

○小高副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 お答えいたします。

企業立地セミナー、宮城県主催ですけれども、東京セミナーと名古屋セミナーが開催されておりまして、どちらにも本市として参加いたしております。その企業セミナーでは大体30社程度、対応しているという状況でございますけれども、基本はちょっとこれまでお付き合いがある企業さんが多いというのが実態でございます。ただ、その中でも、こちらから声がけをしまして塩竈をPRしているという状況でございます、なかなか塩竈市では工業団地の開発とかはできないんですけれども、遊休地に関する提供などを今後行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 大変ありがとうございます。その30社ほどご説明させていただいたということでございますけれども、どれぐらいのじゃ企業が入れるようなスペースが今塩竈市内にはあるのか、教えていただけますか。

○小高副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 お答えいたします。

まず、どのくらいというのは、今遊休地があるかというのはちょっと手元にはございません。申しわけありません。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 その次の現況と課題というところの（４）にターゲットを絞ってということもございますので、ではどのようなターゲットを絞っていくのかというのが次の平成29年度に多分つながってくると思いますけれども、今の、それで、そのターゲットというのはどういうものをお考えかという、課長、お答えいただいてもよろしいですか。

○小高副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 今ですと、新浜町地区というところが大きなところになると思いますが、やはり若い方が働きたくなるような企業ということで、ぜひ誘致のほうをしていき

たいと考えております。

以上でございます。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 そうですね、若い方もですけども、地元の人がぜひ働きたいと思えるような企業誘致も含めて、本当に絞って、ある土地を有効活用できるように、やはり幅広く、こういうのいいなというのはもちろんあると思うんでしょうけれども、それをやっぱりしっかり絞ってアピールをしていって、その30社が本当に知り合い関係だとしても、やっぱり塩竈市に来ていただけるようにどんどんアピールしていくことが必要だと思いますので、せっかく東京とか名古屋までセミナーに行かれるわけですから、何かしら持って帰ってきていただけるように今後とも推進をしていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、187ページです。これは観光交流推進事業の後ろのページ188、3番の観光プロモーション事業なんですけれども、夏のCM「あそびまわる、しおがまわる。」篇ということで、こちら市長はご確認いただいたのか、お答えいただいてもよろしいですか。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 私も拝見いたしております。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 市長が確認してからの配信だったという認識でよろしいでしょうかね。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 夏の、あるいはこれから秋の観光プロモーションをぜひ重点的にやりたいということで、担当課のほうからこういった動画を見せていただきました。若干私も注文をつけさせていただきましたが、そういった中で配信をさせていただくという状況であります。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。どこかの知事は確認しないで配信になって大変問題になったので、それを確認させていただきましたけれども、こちら夏の事業ですけども、私もホームページで確認しています。すごくいい映像だなと思って5回、6回ほど連続して見て、すごく今までにないぐらい完成度の高いPRVだなと思って、どんどんこういうのを配信していただきたいなと思ったんですけども、ちょっと確認なんですけれども、今回私も話で聞いていてこれが本当かどうかわからないのでちょっと確認していただきたいんですが、仙台市のほうでとにかく夏のPRVを1億円ぐらいかけて作成したと。秋のものも入れて大体2億

3,000万円ぐらい出費してやったものに対して卑わいな映像というか表現が入っているということで問題になりましたけれども、あちら何か各市町村からも予算が出ているというちょっと話を聞いて、それが本当に入っているかどうかというのを確認させていただいてもよろしいでしょうか。

○小高副委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 県のほう、今委員おっしゃったのは、県のほうで観光キャンペーンということでつくったプロモーションの動画ということだと思います。それにつきましては、観光キャンペーンということで、皆さんご存じのところですけども、仙台・宮城観光キャンペーン協議会という推進協議会というのがございます。そちらのほうに宮城県、あとは県内の各市町村、あとは近隣の県、例えば山形県とか岩手県でも連携してやりたいよという自治体、あとは企業なんかも含めまして、それぞれ負担金を出させていただいております。本市の場合ですと、1年間で40万円の負担金を出しています。ただ、それは動画をつくるだけじゃなくて、いろんなの、首都圏とか北海道とかにプロモーションに行ったり、旅行会社とかに売り込みに行ったりとか、そういったことを全部全て含めての負担金というふうになっております。以上です。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。そういうしっかりと塩竈市のためになるような40万円になっているのであれば私もぜひとも大賛成なんですけれども、今回の映像を見ても、塩竈市のことはもちろん何も書いていませんし、本人も仙台のほう、宮城県のほうに来ているような映像ではないということで、やはり話題になるのであればぜひとも大分県の遊園地のようなぐらいのやっぱりいいように話題になるような形にさせていただけるのがベストなのかなと思いますので、このようにすごく観光プロモーションのPV、塩竈のもの、すごくいいなと思いますので、これをいかに市民、もちろん市外の人たちに発信していけるかが勝負なのかなと思いますので、素晴らしい映像でございますので、広くPRできるように今後も活動していただければなと思います。

続きまして、222ページです。塩竈市子どもの心のケアハウス事業のところでもちょっとご質問させていただきたいんですけども、これと塩竈市教育委員会点検評価報告書の40ページですね、見てちょっと素晴らしいなと思ったところがあったのでお話を聞いたんですけども、不登校の生徒数が大分減少しているなということで、これの一番の減少した要因というか、

その成果の部分はどこが一番強かったのか教えていただいてもよろしいでしょうか。

○小高副委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 ありがとうございます。確かに数字といたしまして平成27年度に比べまして平成28年度ですけれども、不登校は小中合わせて59名と前年度比で34.4%の減少が見られました。それで、取り組みにつきましては、今委員おっしゃられたとおり、不登校になってしまった子供たちについては、けやき教室、それからこのケアハウス、それから各学校に設置している学び・適応サポートルーム、この3つが連携して取り組んでおります。そしてまた今回数が減少したというところにつきましては、早期発見、早期対応というところで、40ページにも書かせていただいておりますけれども、各学校のまず意識が、管理職を含め教員の意識が高まったというところがまずあると思います。本当に1日欠席をしてもすぐに家庭に連絡をすとか、2日連続欠席したのであれば家庭訪問すとか、そのところを地道に続けているというところが一番だと思います。

また、そのほかにつきましても、40ページに幾つか書かせていただいておりますけれども、うまくいった事例についても、不登校改善事例集というところで毎年、これは各学校出させていただいて、それを学校全体で共有しておりますし、あと不登校対策連絡会議というところで各学校の教頭を集めて、こちらではスクールソーシャルワーカーが入るとか、クラスの担当者が入るとか、そこでも情報の共有、どうしたらこの子は改善できるんだと、その辺の協議を1年間を通して地道にやっているところが今回うまくいったところだと考えております。

以上でございます。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 教育委員会の皆様を含めまして、学校の現場の先生のご尽力のたまものかなと思いますので、あと、この59名がやはりどんどん1桁台に近づけるように情報共有を含めながら進めていくことが大切だなと思いますので、今後とも子供たちのためにもよろしく願いいたします。

続いてですけれども、345ページです。仮設住宅等地域支え合い体制づくり事業なんですけれども、こちらの予算額と決算額を含めると約半分の決算額になったのかなと思いますけれども、この半分だった要因を教えていただいてもよろしいでしょうか。

○小高副委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 仮設住宅の地域支え合い体制づくり

事業の予算の執行の状況というご質問でした。まず、予算組んだとき、ふれあいサポートセンターの管理運営事業がほぼこの中に含まれております。当初、7名の職員をふれあいサポートセンターということで予定しておりましたが、最終的には5名の採用ということで、人員の分の減だったといったような内容となっております。

あと、主な事業の内容につきましては、安否確認とか、仮設住宅の安否確認等、あとそういった内容の事業を行っていたところでございます。

以上です。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 これは7名だったのが5名というのは、5名の人数で足りるから5名だったという認識なのでしょうか。

○小高副委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 当初、7名ということで募集は、実はこの事業、社会福祉協議会のほうに委託している事業でございまして、社会福祉協議会のほうで採用の募集をかけたところ、その応募がなかった、あるいは採用されたんですが途中でやめられたといった内容で、その後、募集はしていたところなんです、来なかったというところなんですけれども、その体制でも十分やっていけるという途中で判断になりまして、最終的に5名での対応ということになりました。

以上です。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 私、この予算、半分ぐらいだなというのを見て、例えば食生活支援事業とかですか、運動教室とか、そういうものをせっかくであれば回数をふやすとか、ほかにも事業をしてより一層支え合えるような体制のほうに予算を少し使ってもよろしいのかなと思ったんですけれども、来年度もこちら予算があるのか、平成29年度の予算も見て、途中、今どれぐらい使用できているのかなというところを見て、より一層そのように活動に使えるように予算を使うということはできるのか、教えていただいてもよろしいですか。

○小高副委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 今年度につきましては、ほぼこの今の決算額に近いような形になっているところなんです、なぜそのような形になっているかといいますと、1年前と比べますと、1年前、仮設住宅、約150名くらいいらっしやったところ

なんですが、今現在、仮設住宅はもういらっしゃらないと。今は移られた災害公営住宅での安否確認、高齢者とか、あるいはひとり暮らしの方を中心に安否確認等を行っているような状況です。

あとは、その他の事業というお話でしたけれども、今は中心になっているのはそういった安否確認のほか、サロン活動といった部分で災害公営住宅の集会所等を利用しながらサロン活動をして、その中で血圧をはかったり、そういった交流事業を中心に行っていくといった形で進んでおります。

以上です。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。ぜひとも触れ合いのこういう予算を、もちろん全部使い切る必要性はないと思うんですけども、より一層地域の皆様のために幅広く使えるように心がけていただけたらなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からは以上となります。ありがとうございました。

○小高副委員長 それでは、暫時休憩いたします。

再開は14時50分といたします。お疲れさまでした。

午後2時33分 休憩

---

午後2時50分 再開

○今野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの質疑に対し、答弁漏れがありました部分につきまして、市民安全課長より発言の申し入れがありますので、これを許可いたします。佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 午前中の会議におきまして鎌田委員から質問の際、交通指導員について質問がありました。その際、「定めがない」と申し上げましたが、塩竈市交通安全指導員条例におきまして指導員の定数は63人以内とすると定められておりましたので、訂正し報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

○今野委員長 質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。土見大介委員。

○土見委員 つなぐ会の土見です。私のほうからも質問をさせていただきます。

今回、ちょっと件数が多いため流れるように進めていきたいなというふうに思っていましたので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

まず初め、資料№.9、187ページです。先ほど阿部委員のほうからもお話があったんですけども、観光プロモーション事業についてなんですけれども、私もこのCMを見せていただいてとてもよいCMだなと思ったんですけども、その中で1つもったいないなと思った点がございました。というのは、実施期間というのがどうしても短い。しかも夏篇なのに夏の1カ月もたない短期間で終わってしまうというようなもったいないことがありました。それを踏まえた上で1つ質問させていただきたいんですけども、似たようなインバウンド、外国向けのやつなんですけれども、東北の秋とか東北の夏というようなプロモーションビデオがあるのはご存じでしょうか。

○今野委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 たしかインバウンド向けでつくっております東北観光推進機構さん、東北7県でつくっている団体ですけども、そちらのほうでつくっているというのは存じ上げて見ております。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そちらのほうは先ほど確認しましたら既に1,100万回ぐらい再生されているというようなもので、塩竈市と比較するのは申しわけない話なんですけれども、軽く200倍ぐらいは行っていると。あつちは外国向けなのでちょっと趣旨が違うものではあるんですけども、塩竈という土地、なかなか宿泊施設がなかったり、ほかの施設との組み合わせ、ツアーの一部になるという形が一つ理想の形としてあるのかなというふうに考えておりますので、その中でほかの地域のそういうプロモーションとぜひ連携した中で塩竈というものをもっと売っていくことで広告費用とかも下げられるようなことも考えていけると思うんですけども、その点についていかがお考えでしょうか。

○今野委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 動画についてのほかの地域との連携というご質問だったと思います。確かにターゲットを誰にするかによってCMの作り方も変わってくると思います。今回、うちのほうでつくらせていただいたのはターゲットを国内、しかも南東北3県という近いところで日帰りとかで来られる方をということでターゲットにしたところですが、確かに今委員おっしゃったように宿泊をかねたお客さんと呼び込むということであれば、近くの松島町と

か仙台市さんと連携したのが必要になると思います。ですので、近いところでいいますと松島さんになりますので、今取り組ませてもらっています松島“湾”ダーランド、そちらのほうでもフェイスブック等を立ち上げていますので、その辺なんかで動画の作成も含め、いろんな情報発信の方法について周りのまちと一緒に検討していきたいなと思います。

以上です。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ぜひ周りの市町村と連携して、非常に最後まで見飽きないおもしろい動画づくりであれば動画をつくっていただきたいなと思います。

次の質問に行かせていただきます。資料No.23の52ページ、職員の給与、手当、共済費などの総額というところですか。私、ふなれなものでちょっとわからない点があったので教えていただきたいんですけども、平成26年度から平成28年度に向けて9名ほど職員数が減っていると。その中で、全体的に数値というのは減っているんですけども、通勤手当とか、特殊勤務手当、勤勉手当というところだけが上昇傾向にあると。ここについてちょっとご説明をお願いいたします。

○今野委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 職員給与のうちで全体的に総額が下がっている中でふえている部分の手当ということで、まず通勤手当の関係でございますけれども、こちらにつきましては、職員採用を含めて地元からという方よりも仙台圏中心としながら広域での採用が広まっているというような状況等々、さまざまな家の事情等もございますので、その辺は一律にそういう傾向というわけにはまいりませんが、そういう状況も含めてふえている状況というふうに捉えてございます。

あと、勤勉手当の関係でございますが、こちらは国家公務員に準じた給与制度改革の中で、人事院勧告を尊重しながら改定をしているというのが塩竈市の実態でございますので、支給率の改定等にあわせてふえているという状況というふうに捉えてございます。

あと、申しわけございません、もう一点が……

○今野委員長 1回座って。土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。通勤手当のほかは特殊勤務手当と勤勉手当の2つでした。

○今野委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 大変失礼いたしました。特殊勤務手当でございます。こちら

については、条例に基づきまして、例えば困難な業務、危険な業務、不快な業務等々、従事した場合に、日額あるいは1回というような単位で定額のことを支給している手当になってございます。ただ、この特殊勤務手当の中で、例えばなんですが、大規模な災害が発生した場合ですとか、あるいはみなと祭の全庁挙げての応援体制をとる場合とかに特殊勤務手当というような取り扱いをしながら支給している部分がございますので、その辺での災害発生の状況ですとかで増減する部分はあるというふうに捉えてございます。

以上でございます。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。特に気になったのが特殊勤務手当というところで、そんなにつらいお仕事がふえているのかなとちょっと思ってしまったもので、ここはちょっと余り突っ込まないでいこうと思います。

同じく職員の給与に関してなんですけれども、資料は11番の10ページのほうです。財務4表です。非常にわかりやすい資料をいただけてよかったんですけれども、その中で人に係るコストというところで、36億弱のお金が支出されています。たしか記憶の中で、平成28年度の予算で、これ質問して大丈夫なやつですよ。済みません、資料11の10ページです。この中で、人に係るコストというのが36億円ほど支出されているんですけれども、それと同時に、ちょっと資料はないんですが、平成28年度の予算のときに提出された資料の中で、職員の年齢構成というのがありました。ことしの初めも多く職員の方が定年で退職されて人事が大きく変わったというのもあったんですが、次、その大きな波というのが来るのがちょうど十四、五年後です。今の四十五、六歳の方々が退職されるときに大きな退職というのが行われると。そこまでの間、実は給与全体として増加していくんじゃないのかなという予想をしておりますが、今後の人に係るコスト、人件費の部分の見通しを教えてくださいなと思います。

○今野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

コスト計算書を財政課のほうで作成しましたので、私のほうからまずお答えさせていただきます。コスト計算書の各数値については、基本的には普通会計ベースの決算統計数値をベースにしております。人件費、この人に係るコストなんですけれども、まず中身としては通常の人件費の決算のほかに退職給与引当金繰入、ご承知のとおり民間企業の企業会計ですとおなじみの引当金になります。あとは賞与引当金繰入、そういったものが計上されております。今後

の人件費の伸びということは、イコール普通会計ベースでの人件費の伸びという形になるかと思いますが、これはまず純粹に今後の定数の形、定数の今後の目標、そういったものによって数値というのは当然動いていくことになるかと思いますが。今職員数としては基本的に震災中は完全凍結ということで推移していますけれども、今後またこの数値がどういうふうになるか、そういったことによって人件費全体としての動きは変わっていくかなというふうには考えております。

以上でございます。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。震災関係の工事というのが終わって、ある程度収支が落ち着いてくるということになってくると、この人件費、別に下げろというわけではないんですが、この部分というのがある意味なかなか削減しづらい部分ということで、重くウエートとして置かれてくるものじゃないのかなと思います。特に、職員さんが多い四十数歳、五、六歳の年齢というものまでは多分給与というものは多くなるし、その後は退職金というのがどんどん今度計上されていくものなのかなというふうに感じていまして、ここら辺が例えば公共施設の維持費とか、もしかしたら社会保障費と含めて、この経常収支という部分に結構負担になってくるんじゃないのかなということがあったので質問させていただきましたが、その点については見通しというか今後の中でどうお考えなのか、財政課長、お答え願います。

○今野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

人件費ですけれども、ちょっとこの資料とはまた別ですが、経常収支比率の人件費を一つ例にとらせていただきます。経常収支比率の人件費というのは、例年右肩下がりの状態になっております。これは、基本的に新陳代謝、退職者数に対する新人職員の給与差がベースになるんですけれども、新陳代謝が図られて基本的に人件費というのは下がっている傾向にあります。これから、結局職員の年齢構成によって、その新陳代謝がどういうふうに動いていくかというのが今後の見通しの鍵になるのかなというふうに考えます。これから実は職員数の中での年齢構成が一番高いのが今の四十六、七ぐらいの年齢でございます。そこから今度一旦下がって、またなだらかにちょっと上がっていくというような動きになる。ということは、これから数年間はもし職員数も全く変わらずに給料も基本的に変わらずにというのを仮定した場合には、やはり人件費というのはまだこれから下がっていくのかなというのが単純な推計ではございます

が、そういった考えではございます。なお、塩竈市の経常収支比率の人件費については、特別高いというわけでは正直ないです。県内13市で見ますと、ほぼ真ん中辺ぐらいにあるというのを、余談ではございますが、つけ加えておきます。

以上でございます。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。右肩下がりということで、安心いたしました。

続きまして、次の質問に行かせていただきます。

次は、ここから資料No.9を使わせていただきます。最初は資料No.9の14ページから行かせていただきたいというふうに思います。資料No.9の14ページ、母子保健事業というところです。昨今、お父さん、夫のほうの育児への参加というのが求められているような状況にあるんですけれども、今回母子保健事業ということで、この中にお父さん向けの事業でどれくらいあるのかなと考えたときに、パパママクラスであるとか、もしくは7カ月児健康相談というのがあります。この2つだけなのかなというふうに思っております。一方、お母さんたちにお父さんにもっと分担してほしいよねという話を聞くと、意外と、もちろん出産されるのはお母さんですから、どうしても最初子供につきっきりになるのはお母さんなんですけれども、どうしてもその段階でお父さんたちが余り子供を見ないので、なかなか預けようと思っても子供の特徴を知らずに預けるとするのは非常に怖いということがあって、早期からお父さんたちが子供に触れる機会というのをもっとふやしてほしい、もしくは子供が生まれる前からそういう予備知識というのをつけたいというような意見が結構多く聞かれました。なので、この保健事業という中にそういうものを取り入れていってもいいんじゃないのかなというふうに思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○今野委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 ただいま土見委員よりご指摘ありましたとおり、我が保健センター主催行事でお父様方にも参加していただける事業と申しますのは、この14ページの表で見ますと、やはりこの(2)番目のパパママクラス、いわゆる両親学級と言われるもので、これからお父さんになる方に、例えば入浴、沐浴の仕方を勉強してもらったり、あとあるいは配偶者、あるいはパートナーの妊婦さんにどう接したらいいのかといったようなものを学んでいただくという、この事業のみになります。ただ、今委員からご指摘ありましたとおり、現在、この事業のみお父さん向けの事業をやっておるんですけれども、なお、例えば子育て何でも相談

なんかについても、お父様がいらしても別に構わないということではあるんですが、今男女共同参画で父親も育児に参加するというのがやはり社会のトレンドになっていると思いますので、なおそういった事業の充実について検討させていただければと思っております。

以上でございます。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ちょっとこれから子育てのことを少しずつ聞いていこうと思うんですけども、済みません、まだ僕結婚していないんですけども、同じく資料No.9の17ページです。隣のページなんですけれども、認可外保育園とかその後は私立、もしくは公共の保育園というふうに、子育て、保育のお話がこの後続きます。その中で、さきにほかの委員さんからの話もあったんですけども、1歳児、2歳児という低年齢児のニーズというものは高まっていますということです。この中で、各それぞれの保育園などの施設の定員と今入所されている子供たちの数というのを見ていくと、確かに1歳、2歳児というのは比較的人数が多いと。この人数とそれぞれの施設の定員数というのを比較してみると、この1歳児、2歳児たちのペースでお子さんたちが入ってきた場合というのは、どうしても定員をオーバーしてしまうんじゃないかというようなことが考えられるんですけども、その点についてはどうお考えでしょうか。

○今野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 ゼロ歳、1歳、2歳児を多く入れてしまうと、それ以降はなかなかそれ以上ふやすことができないというような質問かと思われれます。ゼロ歳については、職員と子供の数の比率が子供3人に対して1人、それから1歳児、2歳児については1対5だったり、1対6というような職員と子供の比率というのがあります。それから、部屋の面積についても、低年齢児については広目にとるようになっていることにはなっております。それで、保育士の数ですとか、それから保育所の部屋の面積、そういったものによりまして、なかなか低年齢児についてはたくさんのお子さんを受け入れるという環境にはございませんので、一番多いところで9人程度のゼロ歳のお子さんを入所させる。1歳、2歳になりますと、それ以上少しふえるということになりますけれども、そしてその後3歳以降、10人以上だったり、15人以上ということで、ゼロ歳、1歳、2歳については、少し制限をしながらの入所ということが、保育室の面積だったり、保育士の数ということで、少し少な目の定員とはなっております。

以上です。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。質問が、例えばじゃ資料No.9の20ページのほうで、私立の保育園の状況を見てみますと、1、2歳児というのが大体各施設で二百数十人から三百数十人いると。2つの年齢一緒に合わせているので、実質各年齢、その半分にはなると思うんですが、この程度の需要というものが今後続いていった場合、3歳になったらやめますという方は余りいらっしやらないと思うので、この人数が4歳、5歳にどんどんシフトしていくと考えています。しかも、新しい1歳、2歳児がまた入ってくるのではないかと。そうした場合に、これ延べ人数になっているんですけども、それぞれの定員数というものを実は私立でも、公立でも、認可外でも超えてしまうのではないかとというようなことが考えられるんですけども、その点について、今後の需要の予測等を踏まえてどうお考えかというところをお伺いいたしました。

○今野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 ゼロ歳から2歳までの需要、今後もふえていくかと思えます。ですので、施設については保育士の数を確保しつつも、ただ部屋の数ですとか、部屋の面積については、今ある保育所についてはなかなか変えることができませんので、そこを調整したりだとか、それから小規模保育施設などを整備する。それから、幼稚園などで認定こども園などにして2歳児を受け入れるような施設にさせていただくとか、そういうことで少し受け入れる枠をさらにふやしていきたいということは考えております。

以上です。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

では、続きまして質問させていただきたいと思えます。次は、同じく資料No.9の36ページです。母子父子家庭医療助成なんですけれども、まずこれのこの話をする前提としまして、今塩竈には母子家庭、父子家庭、それぞれどの程度あるのかをお教え願います。

○今野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 まず、お手元でございます、今資料の9番目の36ページでございますこの母子父子家庭医療費助成事業ですが、これをもとにした世帯数の推計ということでまずはお答えさせていただきます。お手元の資料、平成28年度は、対象人数1,436名とありますが、この事業は、ひとり親家庭、お父さんとお子さん、もしくはお母さんとお子さんの総人数ということになります。この内訳を申し上げますと、お母さんの数が541名に対してそのお

子さんが825名、お父さんの数が25名に対してお子さんの数が43名、そのほかに諸事情ございまして保護者はいませんが対象となるお子さんがお二人ということで、合計が1,436名となります。したがって、この事業から類推する母子父子家庭につきましては、お母さんが541名、お父さんが25名ですので、566世帯となります。ただ、この事業につきましては、一定程度の所得制限がございます。一定の所得以下の方の世帯が対象となりますので、実際のいわゆる母子父子家庭の数というものはもう少し多いのではないかというふうには考えております。よろしく願いいたします。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。大体2つ合わせて566世帯ぐらいということですが。実際に国勢調査のほうの結果を見てみると、母子家庭というのは塩竈で今2,078世帯、新しくいただいた統計書のほうで。父子世帯というのは376世帯いらっしやると。この中で、もちろん母子父子といっても子供が大きい方々もいらっしやると思うので、実際に18歳未満というところ限定してみると、大体母子家庭、父子家庭、合わせて600世帯ぐらいになると。ということは、もうほぼほぼ600世帯というのがこの対象の中に入られてしまうということは、どうしても片親の家庭というのは経済的に非常に困難になっているという現状がここで見えてきます。その中で、実はちょっとこれの改善点というところの中でちょっと変化球に近いところもあるんですけれども、例えば塩竈市で平成27年度、婚活事業をやっていたと思いますが、平成28年度はないかなと、この事業には載っていなかったと思うんですけれども、婚活事業というのは平成28年度やっているのか、もしくは今後やる予定があるのか、お教え願います。

○今野委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 平成28年度の婚活事業ということのご質問ですけれども、ちょっとただいま手元に資料がございませんので、申しわけございません。

○今野委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 私ども浦戸振興課のほうで、ことしの2月11日でございますけれども、「島コン i n 浦戸」というものを開催させていただきまして、男女23名ずつ参加していただいております。我々でやっている婚活事業としては、これでございました。

以上です。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。婚活事業、どうしても想定される人というのは単身者もし

くは独身の方というふうになるかもしれないんですけども、実はこういうところで特にシングルマザー、お子さんが大きくなった方もいるんですけども、2,078世帯というのは塩竈の全世帯数の1割ぐらいになるんですよ。これだけ高い方々がいらっしゃるの、ぜひそういう方々のマッチングというのも実はこの低所得の問題であり、もしくは定住促進の問題であり、こういう方々に対する婚活というのも実は大きな成果を期待できるものなんじゃないのかなというふうに思いますので、ぜひ進めていただければなというふうに思います。

ちょっとその次に行かせていただきたいと思います。

同じく資料No.9の48ページです。成人保健事業について質問させていただきたいなというふうに思います。こちらのページを見させていただきますと、どうしても受診率がやっぱり上がりづらいものというのがあります。この受診率、上がりづらいものあるんですけども、このうち上がらない要因の中に1つ多分会社とかほかの部分での受診というのがあるのかなというふうに考えているんですが、その部分について把握されていらっしゃるのでしょうか、お答えください。

○今野委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 48ページにある表は各種のがん検診等の受診率という形になりますので、例えば一般的な住民健診に該当します国保の特定健診のようなものについては、職場で受診なされるということは多々あるかと思えます。ただ、がん検診を職場ごとに実施するというのは結構まれなケースではないのかなと思えますので、これがほぼ市民の方々の健診の受診率の実態に近いのではないかというふうに考えるところでございます。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。がん検診、これが実態に近いということであると、例えば子宮頸がん関係ですと4割にも満たないような数になってしまうということもあって、今後どんどん啓発活動というのを続けていかなきゃいけないと思うんですけども、来年度以降、どのようなものを、今回の平成28年度という結果を踏まえてどのような事業というのを展開していったらいいのか、現段階のお考えでいいので、お教え願います。

○今野委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 今後の受診率向上のための活動の考え方というお尋ねだと思います。基本的には、これまでと同様に一般の方向けの講演会であるとか、あるいは地域の健康づくり活動、あるいは健康推進員さん等の活動を通じた受診勧奨というのがメインになるのか

なというふうに思います。

なお、今年度、平成29年度初めて行ったのが市内の量販店で住民健診が行われるちょうど季節にティッシュを配ったり、無料の健康相談コーナーを開設したという試みをことし6月に始めましたので、そういったプロモーション活動なんかも今後重ねて、ぜひ受診率の向上に結びつけてまいりたいと考えているところでございます。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。この事業、なかなか健診に来られない方というのは、やはりそういう健診とか予防医学に関して意識がどうしても低いのかなと。言い方はちょっと悪いのかもしれないんですけども、余りにされてないのかなというところを考えています。その中で、一つきっかけとなるのは地域のコミュニティーといいますかお友達というところに誘ってもらおうというのはあると思いますので、ぜひ、言い方は悪いですけども、お友達を使って誘っていくというようなことも進めていただけたらなというふうに思っております。

続きまして、資料No.9の152ページ、塩竈水産品 I C T化事業について少々お伺いさせていただきたいと思います。塩竈水産品 I C T化事業、現在、先ほどサイトのほうを見させていただきましたら、大体今53社程度の登録があるというふうに記載されておりました。各店舗、もちろん登録商品数が多いところもあるんですけども、結構1商品というところも多いのが現状というところなんですけれども、そしてこの I C T化というものの自体に相性がよくないというか、あまり関心がないような事業者さんというのも結構いらっしゃるんじゃないのかなというふうに感じています。その中で、塩竈市として考えている分として、この I C T化という部分に相性がいい、もしくは乗ってきてほしい事業所数というのは全部で何ぼぐらいなのかというところをお教え願います。

○今野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 お答えいたします。

データベース作成時にお声がけさせていただいた事業者というのは、大体100社程度というふうに認識しております。

以上でございます。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 そうすると、その残りの47社程度というのは、どのようにしてこの事業のほうに乗ってきてもらおうという対策を考えていらっしゃるのでしょうか。

○今野委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 お答えいたします。

今後、その四十数社につきましては、ぜひサイトのほうをご利用いただけるように声がけのほうをさせていただきたいと思えます。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうですね、なかなか最初のお声がけで来られなかった方々というのは、その後何回多分お声がけしてもちょっと厳しいのかなというところを正直実感として思っております。そのお声がけに乗っていただく一つの手段として、例えば今塩竈水産品 I C T 化事業に乗っていらっしゃる事業者さんのほうでの成功事例とか活用事例なんていうものを見せていく中で、じゃ、うちの事業体系もちょっとそれに寄せて進化を図っていくというようなことも一つ見られるんじゃないかと思うんですけれども、そういう今現在の事業者さんたちの活用事例というものを今後大々的にといたしますか P R していくというような計画というのはあるのでしょうか。

○今野委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 塩竈水産品 I C T 化事業につきましては、やっとデータベースができて、今から本格的に運用ということになるかと考えております。やはり委員おっしゃいますとおり、成功事例、これを活用してこういう成果が上がったという P R が一番ほかの業者さんにとってもお誘いする有効な手段だと思っております。そういう部分については、積極的に活用事例であるとかそういった成功事例などは P R しながら、より多くの企業、商品登録していただけるように努力をしております。

以上でございます。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。この事業も、今市役所のほうでこういうような形で事業を行っておりますが、いずれは協議体というかつくってそちらのほうに運営もすべてお任せするというふうな、自分の中でそういう認識だったんですけれども、それで間違いはないでしょうか。

○今野委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 現在も運営は基本的には水産品協議会ということで、市内の加工の関係の 6 つの組合さんで合同でつくっていただいた協議会のほうで運営をしていただい

おります。市は立場的にはそれを運営をお願いしたから何もしないではなくて、一緒に一体となってそのところはやっていきたいと思いますというようなスタンスで携わっております。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。特に塩竈、中小企業というところが多い場所でもあります。その中で、このICT化と言われて多分一番最初に何だこれはという方も多々いらっしやっただと思います。そのような方たちの中で多分協議会というのを、もちろん詳しい方も含めてやられていると思うんですけども、なるべく早目に成功事例というのをつくって、そこに対して興味を持っていかないと、助成金が終わった時点で終了という話にもなりかねないかなというところも危惧しておりますので、ぜひその点について注意しながら進めていただけたらなと思っています。

続きまして、同じく資料No.9の155ページ、浅海漁業についてです。この浅海漁業について、事業内容というのは多々あります。それぞれ各漁業協同組合の中にいろんな事業があつて予算が振り分けられているんですけども、成果のほうを見てみますと意外とシンプルに乾ノリ、むきカキ、生ワカメというふうに書いてあります。まず1つ、ブランディング事業、ブランドカキの量産化というところの事業の今進捗というのはどのようになっていますでしょうか。

○今野委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 ブランドカキの量産化につきましては、浦戸の漁協のほうで取り組んでおります、あたまっこガキと言われるカキでございます。こちらについては、まだ生産量がちょっと安定していないという部分もあるんですけども、今期につきましては関東とかそういう大手のオイスターバーというんですか、生ガキを食べる、そういうところであたまっこガキとあと気仙沼のほうのカキだったかな、セットでメニュー提案していただいたりというような形で、一般市場というよりは飲食店のほうに出すようなスタイルで動きを今やっております。ただ、安定したちょっと生産量がなかなか確保できていないというところで、ちょっと売り込みに苦慮している部分はございます。

以上でございます。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ちなみに、昨年ノロウイルス、大分はやりまして、生産、出荷停止、自主規制みたいな形もやられていたと思うんですけども、そのことが結果としても、生産量としては変わらないものの、金額として大分落ち込んでしまっているというところ

にも出ているのかなというふうに考えております。毎年どうしてもやっぱりノロウイルスというのは一つ懸念点として出てきます。その中で、僕の認識が間違っていたらご指摘いただきたいんですけども、あの湾の中で、大体あの湾の全体が一つの検査の区画といいますかそういう形になっていて、どこかで出てしまうと一帯がアウトとなってしまうということがあるんですけども、もしかしたらこれは我々議員の役割なのかもしれませんが、そのノロウイルスが検知されやすい場所とされにくい場所、ある程度区分けができるのであれば、そこを分割して管理するというような方法というのは、もちろん県の管轄だとは思いますが、そういうことというのは考えられないのでしょうか。

○今野委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 実際にはノロウイルスとかそういった検査は結構広い海域での区分になっております。結局海の水が滞留するという部分でのそういった区分けになってくるというところではあります。確かにノロウイルスによって出荷、結局生食用として出荷できない。宮城の松島のカキというのは生食ができるというのが一つの売りになっておりますので、そここのところは非常に厳しいんですけども、ただ安全性とかそういったPRをしていくという中で、そこはどこまでできるかというのは漁協さん等の判断、そういったところも大変重要になってくるのかなと思っております。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ここ数年のですけれども、どこでじゃノロウイルスが一番最初に検出されるのかというところを見ていくと、どうしても地域って限られてくるんですよ。ノロウイルスが発生しやすい地域というのはどうしても出てくるので、その地域から遠い部分の方々に対しては、うちのところの大丈夫なんだけれどもなという話をいつもお伺いして、どうしてもくやしい思いをされているようですので、こういうところも、今後宮城県漁業協同組合の話だとは思いますが、訴えていけたらなというふうに思っています。

先ほど、この浅海漁業の振興ということなんですけれども、「あたまっこガキ」をつくってみたりとか、あとは浦戸のホヤを養殖してみたり、さまざま事業をやっていくんですけども、この事業の担い手という方々が今不足しているのが現状だと思います。こういう事業も実際に、これで市が力を入れて手を放してしまったら、じゃなり手がないからということで縮小してしまうということもあるんですけども、この振興支援の中に人材の担い手の育成というのは入れてはいかないのか。あとは、浦戸のほうでも地域おこし協力隊の力を使って今育成をやっ

ていますが、なかなかカキというところまでいっていないのかなと思っていますが、その点について進捗をお伺いしたいと思います。

○今野委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 実際にこの浅海漁業振興支援事業の中では担い手という部分まではちょっと手がけてはいないものになります。そちらにつきましては、やはり今協力隊のほうの事業等が中心になっていくのかなと思います。

カキについてもなかなか今、ノリのほうは担い手のほうがある程度固まってきたんですけども、今後カキであるとか、刺し網であるとか、そういう部分に何とか新たな担い手、新たな手を入れられないかということで、そちらのほうは協力隊の事業なども見据えながら取り組んでまいりたいと考えております。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。どうしても最終的に結構人となってしまいうんですね。どうしても問題が最後は人がいない、人が足りないということになってしまいますので、ぜひその人をどうするかという部分を最優先に考えていただけたらなというふうに思います。

続きまして、同じく資料No.9の284ページです。美術館運営事業のほうを質問させていただきたいなと思います。美術館運営事業のほうで、今回も非常にさまざま多くの事業を実施されているなというところがあります。私自身も幾つかに参加させていただきまして、非常に楽しい事業が多いので、いい活動だなというふうに思っているんですけども、この美術館、杉村惇美術館という名前ではあるのですが、今この事業の内容を見ますと、美術館というよりどちらかという公民館活動であったりとか現代アートに近いものがあるということを感じております。現代アート、確かにおもしろくてわかりやすく刺激的ではあるんですけども、常に新しいものを出していかないといけないというのも一つデメリットとしてあります。その上で、どうしても労力をつぎ込んでいかなければ人が来てくれないというのが今数値を見てもわかるように、それが現状なのかなと思います。そこを改善する手として、やはり一つ今回であれば杉村惇という画伯の常設展の部分の存在感というのをもっと出していかなきゃいけないんじゃないのかなというふうに考えているんですけども、その点についてどうお考えでしょうか。

○今野委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 美術館のことについてお答え申

し上げます。美術館の運営に当たっては、さまざまな運営に当たっての検討協議会というものを設けております。一つは、指定管理者と市のほうで毎月話し合いを、例会というものがございいます。そのほかに指定管理者、その上位機関になりますが、画伯の息子さんを名誉館長と、あと市と、あと指定管理者三者で年3回開催、運営検討委員会という中で、杉村惇美術館をどうしたらきちんと運営できるかというふうな場を設けております。その中で、特に名誉館長からは専門的な意見をいただきながら、きちんとそういった、こういった形にしたらどうだろうかというふうなアドバイスを受けながらやっているところでございます。確かに今委員おっしゃるように、あそこは杉村惇美術館という部分と本町公民館というふうな貸し館という2つの顔があって、なかなかその部分の運営の仕方というのが、すみ分けというふうな部分については難しい部分はあるんですが、そういった中で、そういった運営検討委員会というふうな部分で、いろいろ美術館のあり方を検討しているところです。

あと、美術館も開館4年目というふうな部分に入ってきていまして、今おっしゃった常設展については、今23点の画伯の絵を展示させていただいております。ただ、それについてはまだ常設展開設してからは全然中身を変えていないという部分はございますので、その辺も今後運営検討委員会の中で名誉館長のアドバイスを受けながら、その常設展のあり方というものについても検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。美術館事業と公民館事業、実は切り分けする必要、僕はなっていないと思っております、美術館のほうで杉村惇画伯の美術と実は今やっているようなこの公民館事業、もしくは現代アートというものは、随分対極にあるような美術という形であると思えます。その中で、2つというのをうまく、それぞれを知るきっかけとして使っていてもいいんじゃないかなというふうに。せつかく今現代アートのほうで人がこういうふうに来ていらっしゃるというのであれば、そこからうまく杉村惇先生のほうに人を導入していくということも一つありなのかなと思っておりますので、その点について、僕も質問するに当たりいろいろ書籍読んだんですけども、なかなか難しい美術ではありますので、すぐにどうこうというふうに私も言えないんですけども、その点についてよく息子さん、豊さんでしたっけ、と相談しながらやっていただけたらなというふうに思います。

最後に、資料No.9の309ページから質問させていただきたいと思っております。統計調査事務です。

今回、この統計調査事務って何をされているところなんだろうというところを見させていただいた中で1つ思ったことなんですけれども、塩竈市としてはオープンデータに対する取り組みというのは行われているのでしょうか。

○今野委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 大変恐縮でございます。オープンデータといったちょっと定義というものでございますが、よろしく申し上げます。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 オープンデータ、国のほうでも積極的に進めている事業ではあるんですけれども、今まで市役所の内部に各課の間だけで流通させていたような、例えば塩竈市のじゃごみ処理場、ごみステーションが市内のどこに点在しているのか、もしくはどこら辺で例えば変質者があらわれた場所があるのか、よく台風とかがあったら木が倒れるような場所はどのあたりにあるのか、そのようなデータというものを市民の方でも簡単に見られるような形で外に公開していくというようなものをオープンデータというふうに定義しています、行政の場合は。よろしく申し上げます。

○今野委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 不勉強で大変失礼いたしました。ありがとうございます。

市のほうでデータとして公表している取り組みとしては、一般的に土見委員のほうを活用していただいている統計資料、こちらのほうでありますとか、そういったものはホームページ等々を通して公表させていただいているというのが取り組みでございます。あと、そういった不審者データでありますとか、そういったことにつきましては、各部署で必要な人に対して情報を発信させていただいているというふうな個別の取り組みをさせていただいてございます。誰でもそういった統計、データが見られるような取り組みにつきましては、ちょっと私も含めまして今後研究して、どういったものが市民の皆様にとって有効な資料になるのかと、公表データになるのかということについて検討してまいりたいというふうに考えてございます。ありがとうございます。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 今回、このオープンデータを最後に取り上げさせていただいた理由としましては、比較的ほかの各自治体も含めて、このオープンデータの公開というものが各市町村の住民にとって、その地域の課題というのを自分たちで認識するということから、地域を知るとい

とに随分発展しているということがあって、地域教育の一つ、もしくは地域に向き合うための材料の一つとして用いられているところがあります。この地域教育、先ほど最初のほうで例えば鎌田委員とかの話もあったと思うんですけども、例えば定住促進でも、観光でも、学力向上でも、市民参加でも、行政の理解でもそうなんですけれども、実は地域をちゃんと知ることが一つ鍵になってくるのかなと。あとは、定住促進とか観光というのは特にそうなんですけれども、ほかの地域と同じことをやっては、どうしても経済力があるほうが勝ってしまうというような、ある意味価格競争になってしまうということがあります。その中で、この地域にしかない魅力というものをどんどん出していく。ということは、観光だけじゃなくて地域教育、果ては学力向上のための子供たちのモチベーションづくりとか、定住促進という部分にもかかってくる。一石二鳥にも三鳥にもなるような実は取り組みになっていくんじゃないのかなというふうに考えておりますので、ぜひ積極的に市の、もちろん個人情報とかありますが、差し支えない部分で積極的に出していくことによって人々に問題提起をしていくというような形をとっていただけたらいいのかなというふうに考えておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○今野委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 今委員がおっしゃっていただいた例も含めまして、改めて市としてもそういった状況を調べさせていただきまして、検討させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 小高でございます。私のほうからも決算、一般会計に係る審議で質疑を行ってまいりたいと思います。自席に戻ってまいりまして若干ほっとしておりますが、頑張っってやってまいりたいと思います。

それで、資料のほうでございますが、まず1つ目が資料No.9の24ページ、放課後児童クラブ事業。またあわせまして、資料No.23の11ページ、12ページといったところをお伺いをしたいと思います。

それで、No.9の資料でございます。現況と課題、このところを見させていただきますと、いわゆる就労する保護者の増加、または受け入れ学年の拡大に伴って入級希望児童が増加傾向となっていると。確かに制度変わって平成27年度以降、一定ふえたという状況は見てとれます。そして、No.23、資料を見ましても、いわゆる定員というものに対しても、一定定員オーバーの

状況ということになっているわけではありますが、そうした中で、ここに当時の支援員さん、補助員さんの数、載せていただきましたけれども、こういった状況を踏まえて、この平成28年度における人員体制の部分については、当局としてはどのように捉えておりましたでしょうか。

○今野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 平成27年度以降、利用できる学年が1年生から3年生までだったところが6年生まで利用できるということになりました。ですので、利用する児童の数もふえているということになります。それに対しまして、職員の数についても、それを配慮した数を配置しなければいけないというところではございますが、資料No.23のほうをごらんいただいても、前年度と同様だったり、場合によっては少し減っているというクラブのほうもございます。1クラスについて2人の職員を配置するというを基本にしまして放課後児童クラブのほうは運営しております。また、2人の職員のほかにも配慮が必要なお子さんだとか、特に支援が必要なお子さんがいる場合につきましては、さらに加配をしたりという対応をしているところなんですけれども、なかなか保育士と同じように募集をしましても、職員のほうが集まらないというところもございまして、職員の配置が前年度よりも少ないというようなクラスもございましたが、1クラスにつき2人以上の職員を配置するというところにつきましては、全てのクラブにおいてカバーしているというところではございました。

以上です。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 お答えを頂戴をいたしました。その1クラス当たり2人というのは、いわば私としては最低の人数なのかなというふうに捉まえておまして、そういった点で先ほどお答えございましたように、その隣のページに時給単価といいますかそういったところを載せていただきましたが、そういった点でなかなか暮らしが成り立たないといいますか、そういった賃金のこともあつてか、なかなか人が集まらない状況もあつて、非常にご苦労なさってきたのかなというふうに私も捉えているところがございます。それで、先ほど課長もおっしゃいましたとおり、支援を必要とする児童の増加、あるいは保育内容の充実を図るために、やはり専門的なスキルを備えた支援員、補助員が必要であるということで、これもこの成果品のほうにも載ってあるわけではありますが、特に支援を必要とする児童の増加と、あるいは専門的なスキルを備えた支援員、補助員さんがどの程度いたのかという、その当時の状況に照らして、市としてどういった状況にあったか、どのように捉えているかをお聞きしたいと思います。

○今野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 配慮が必要なお子さんが増加している。それに伴いましてスキルアップを図り、スキルのある職員を配置してきていたかどうかということについてのご質問でよろしいでしょうか。はい。資料No.23の12ページのほうで支援員と補助員の賃金ということで、平成26年度までは指導員一律全ての職員、指導員ということでしたけれども、平成27年度以降は支援員と補助員というふうに分けて職員のほうを配置しております。指導員につきましては、保育士だったり、教員免許を所持していたり、または放課後児童クラブのほうで一定程度の期間、勤務をしている方について、支援員ということで配置をしているところです。そういう方についてスキルをお持ちということで配置をしながら、補助員に対して支援員がいろいろアドバイスをしながら放課後児童クラブのほうのよりよい運営に当たってきていたということ、そのような状況だと思っております。

以上です。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 保護者の方々からさまざまお聞きをしまして、実態としてはその支援員さんの方々、さまざま資格等はお持ちではございましたけれども、なかなか支援を必要とする児童の対応といった部分に関しましては、昨今のクローズアップされてきた関係で、なかなか知識といたしますか、経験といたしますか、そういったところが追いついていない状況もあったようでありまして、なかなかご苦労されたということもお伺いしております。そういった中で、現年度の話ではありますが、指定管理というところに移行したわけでありましてけれども、これまでお話しいただいた内容を踏まえて、では指定管理に移行するに当たって解決を目指した課題というのをどのように整理されたのかお聞きをしたいと思います。

○今野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 ただいまもお話ししましたとおり、募集してもなかなか職員の方が集まらない。職員配置について難しいという点がございましたので、先ほどもお話ししましたとおり、1クラスに2名以上の職員を配置というところは最低限度の条件としまして、子供たちを安心して見ていただけるような職員体制の確保というところを条件としております。また、こうした特別に配慮を要するお子さんですとか、そういったお子さんもふえているという現状も踏まえまして、対応するような研修などをきちんと定期的に行ってほしいということで、そのように指定管理の中では仕様書のほうに盛り込みましてお願いをしているところです。

以上です。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 ただいまそういった課題を捉まえて指定管理に移行をして解決を図っているようなお答えを頂戴したかと思えます。

それでは、先ほどお話しいただいたそうしたさまざまな課題、これを踏まえて、始めてまだ数カ月といったところではあります、今現在どういう状況になったと捉えておられますでしょうか。特に、その体制の充実等についてはどのように見ておられますでしょうか。

○今野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 ことしの4月から指定管理者のほうに管理運営をお願いしているところです。毎月1回指定管理者と定例的な会議を行いまして、管理運営についての内容を確認させていただいているところです。その中で、きちんと職員の配置がされているということを確認しております。

また、保育というか子供たちが過ごす環境ですとか内容につきましては、子供たちが落ち着いてクラブで過ごしているというような状況も確認しております。特に外遊びをふやしたということで、子供たちが活発に外で遊ぶということが生活のメリハリにつながるということで、外で遊ぶことが、あとは宿題だったり勉強のほうの集中にもつながり、生活のリズムもきちんとでき、それから集中したりということもできるということで、1日だったり放課後の時間のプログラムをきちんと組んでいただいているということで、子供たちが落ち着いた生活をしているという話は聞いております。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。私自身、多少そういった部分を見させていただきまして、確かにこれまで直営ではやってこなかったようなさまざまな斬新なといいますか新しい子育ての施策を打っているよということはお聞きをしてみました。ただ、その一方で、やはり保護者の方からご相談を多数いただいていたわけでありまして。なかなか指定管理初年度ということで、さまざま問題、課題、これから出てくるのかなというような気もしておりますが、その相談の中で多くございましたのは、やはり支援を必要とする児童に対して支援の手がなかなか行き届いていないと。その一方で、今度は子供への対応としてはちょっと行き過ぎではないかと、こういった対応があったという内容のご相談もいただいております。具体的な事案については控えますけれども、こうした訴えに対してさきの議会で附帯決議、責任を持って事業執

行に努めていただきたいと、こういったところも提案をさせていただいたわけですが、こういった部分の事案が例えば調査等の中で明らかになったときに市当局としての対応は一体どのようなことができるのかお聞きをしたいと思います。

○今野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 管理運営のほうは指定管理者をお願いしているということではございますが、あくまでも設置しているのは塩竈市になります。ですから、例えば保護者から苦情というか、こういったことで困っているとか、そういった話がまず指定管理者のほうにあり、そしてその件につきまして市のほうにございましたら、指定管理者、保護者とともに市が一緒に対応しまして、協議や相談をしまして対応していきたいとは考えております。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。先ほど申し上げましたとおり、初年度ということで、さまざま難しい点もあるかと思いますが、そのあたりはぜひ主体性を持ってといいますか、そういった部分でよろしくお聞きをしたいと思います。

それで、ちょっと学校との関連だったんですが、いわゆる学校と仲よしクラブを接続するといいますか、その連携においては、これも実際にお聞きをした話ではあるんですが、学校で起きた例えば児童館のトラブル、こういったものの申し送りがされていないといったような状況があったということもお聞きをしております。このあたりについては、学校ごとの独自のルールでやっておられるのか、一定こういった形で申し送りといいますかそういった部分をつなげていくのか、この検討も学校側としても必要かというふうにも考えているわけですが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○今野委員長 高橋教育長。

○高橋教育委員会教育長 同じ学校の敷地内で同じ子供を預かってもらっているということでもありますので、健康福祉部と教育委員会という縦割りの行政はあるものの、子供は一緒ということでもありますので、各小学校の校長先生にアドバイザーということで、市長から任命をいただきまして仲よしクラブの先生のほうと連携をとって進めましょうということでは進んでおります。ただ、まだ始まったばかりでありますので、それが軌道に乗っているかどうかについては、まだ報告を受けていないところであります。

また、今さまざまな課題・問題があるということについても、教育委員会としてはまだ捉えておらないところでありますので、今後さらにアドバイスを強化できるように話をしてまいり

たいと思っております。

以上であります。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 ぜひとも、ぜひともよろしくお願いをしたいと思います。

それで、学校教育の関係に移ってまいりたいと思いますが、資料No.23の14ページのところでございます。いわゆる超過勤務状況ということで、一覧でつくっていただきました。この表を見ましても、特に中学校教員の先生方、いわゆる80時間、過労死ラインと言われるところ、これが多いときで40%ぐらいになるんですかね。そういった実態がここに一つ数字としてあらわれているというようなことがございました。それで、ちょっと新聞の記事であったんですが、この超過勤務の実態というところ、新聞の記事を見ますと、例えば文部科学省の2016年度調査、教員の1日当たりの平均勤務時間、小学校で11時間15分、中学校で11時間32分と、所定労働時間を3時間半以上オーバーをしているというような実態が文部科学省の調査であったわけでありまして、では、過労死ラインと言われる月80時間の残業に相当する週20時間以後の残業をした教員の方、小学校で33.5%、中学校で56.7%という数字が文部科学省の調査であられたということでありました。この文部科学省の調査と比較をすると、塩竈、その超過勤務の実態というところについては大分少ないということではあると思うのですが、ちょっと乖離が見られるなということがありまして、その点について何か要因といいますか、そういった部分があればお聞きをしたいと思います。

○今野委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 お答えしたいと思います。

この学校教員の長時間勤務につきましては、今委員おっしゃられたとおり、国全体の問題となってきております。それで、また県として同じようにこれも大きな問題として捉えておりまして、平成25年4月に宮城県のほうでは学校運営支援本部というものを設置しまして15項目を提示し、具体的には教職員の在校時間の調査であるとか、あとは運動部活動における外部指導者の活動、または会議等の見直し、精選というものがありまして、それに沿いまして本市としても取り組みを進めてきたところではございます。その成果が少しずつ出ているというところもあるんですけれども、まだまだ長時間労働というところが解消されておりませんで、特に中学校の部活動の部分で、先ほどの資料番号23の14ページにもありますように、小学校と中学校を比べた場合に中学校のほうは小学校が毎月平均4人程度に対して中学校は毎月平均26人とい

うふうに大きな数字となっております。

そこで、今年度から、本市におきましては学校現場における業務改善加速事業というのを進めておきまして、まず部活動の休養日についてしっかりととらせようと。子供たちの疲労の部分を考慮してではありますけれども、今まで週1日だったものを週2日以上と、平日から1日以上、土日のどちらかが1日は休養日とするというところで、これを年間計画として策定しまして、しっかりと確実に休ませるというところを全市を挙げて取り組んでいるところでございます。

また、あわせてモデル校として玉川中学校を重点モデル校にしておりますけれども、こちらには加配教員もいただきながら部活動指導職員というものを県のほうから派遣していただいて、3名になりますけれども、こういう部活動指導職員、部活動を単独で指導したり、あと引率を単独で行うと、こういう方を入れてどの程度負担軽減ができるのかという調査を進めているところでございます。

また、これらについては、部活動等推進会議というところで市内の中学校の校長先生等には集まっていたいただきながら会議のほうを進めているところでございます。

以上でございます。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 当然市当局としましても、教育委員会としましても、この超過勤務というのを非常に問題視をして、さまざまな施策の中でその解消に取り組んでおられるということは、一定理解はしているつもりであります。今回、私がちょっと不思議に思いましたのが、いわゆる文部科学省における、その調査におけるパーセンテージと塩竈市内における超過勤務状況で見ましたときに、その数字が余りにもちょっと塩竈市が少な過ぎると言ってしまうとちょっと語弊があるんですけども、そういったところで、出退勤管理という部分が果たしてどうなのかというような疑問も1つあったわけであります。

ちょっとそもそもといいますか法律的な話を少しいたしますと、公立の小中学校、高校、教員約92万人の方については、原則としては超過勤務を命じないと。これは法律で定められていることであると思うんですけども、その中で命じることができるのは、一つには生徒の実習、2つ目に学校行事、3つ目に職員会議、4つ目に非常災害など臨時または緊急のやむを得ない4項目に限定をされているということが基本的な原則としては決められているはずであります。ただ、じゃこの命じてはならないはずの超過勤務がなぜ起きているのかと。教員の自発的行為

ということで一定放置されてきた現状がこれは塩竈市ということではなくて全国的にあったのかなというふうに考えております。そういった点で、例えばその点において、いわゆる給与と申しますかそういった部分で見ましても、残業や休日、深夜の割り増し賃金、こういったところの支払いについて、労働基準法第37条で規定をされておりますが、先ほど申し上げた「給特法」というんですかね、中で、時間外勤務と休日勤務の手当は支給しないとこのように定まっているために教員にはこの適用がないと。そのかわりに、では教員にはこういった手当があるかということですが、職務と勤務対応の特殊性に基づき基本給の4%に相当する教職調整額というものが支給されているということになっております。

この4%という数字でございますが、これ1966年の勤務状況調査に基づくものだ。その際に、そのときに、その当時、1週当たりの超過勤務時間、小中学校で平均1時間48分だったことを受けての規定がいまだに続いていると。現在ではどうかと。当時の超過勤務時間の約11倍というのが実態だということでもあります。そういった中で、私も民間におったときに、事前に、退勤時間になったら例えばタイムカードなど打刻をしてそのまま職場に戻るということが日常的に行われておりました。なかなか仕事は多いけれども、人数は足りないと。超過勤務をなかなか例えば正直に申告することもできないとかそういったことが起きていないかという心配があるわけでありまして。そういったことも踏まえまして、この超過勤務について、そういった実態がもしあるのであれば、これはなくしていただきたいと思うんですが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○今野委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 答えたいと思います。

実際にこの出退勤管理につきましては、それぞれの教員が自主的にみずから出勤した時間、それから退勤した時間を一覧にまとめて月ごとに管理職に提出するという流れになっております。また、それが正しいかどうかを管理職がしっかりと目視で確認すると、この2つで実際は行っております。この数字につきましては、間違ったところが、正しい数字が出されているかどうかの確認というのは現実のところではおりませんけれども、今委員がおっしゃられたとおり、そのようなことがないように、今後の校長会、教頭会でもお話ししてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 その点につきましては、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

私、先ほど退勤時間にタイムカードを打刻をしてそのまま職場に戻るといようなことを述べたわけなんです、例えば学校においてタイムカード等の導入をするということ考えた場合に、実際タイムカードで時間管理をしている職場数は1割程度だといようなこともありまして、さっき自分でちょっと余りよくないような話をしちゃったわけなんですけれども、そういったやり方的な方法論的な部分も含めて、ぜひこれはご検討をお願いしたいというふうにお願いを申し上げます。

続きまして、同じ資料、No.23の15ページのところに、次のページですね、移ってまいりたいと思います。この不登校児童、先ほど同様のところで質問ございましたけれども、特に中学校で52名ということで、この人数、減ったとはいえ、なかなか難しいところなんだろうなというふうに考えておりますが、この点、どのように、今後どうしていくのかという点については、先ほど別の委員の方の中でお話をいただきましたので、そこはそのように理解をいたしました。

それで、ごめんなさい、ここで聞こうと思ったんですが、飛ばします。

次に、資料No.9に戻りまして、222ページのところであります。いわゆる塩竈市子どもの心のケアハウス事業のところ、そしてあと資料No.23の37ページ、あわせてお伺いをしたいと思います。

それで、この間、小中学校、数校ではありますが、お邪魔をさせていただきまして、さまざまな実態をお伺いをしてまいりました。この学び・適応サポートルーム、この利用児童数の数というものを見させていただきまして、これほどの方が利用しているんだなということできつくりをしたわけでありまして。基本的には、認識としては、これを1名ずつの学び・適応サポーターさんが図書整備業務と兼務の上で行っているといようなことになるかと思いますが、この人数といところで見た場合に、例えば利用児童生徒、それぞれが週に何時間、あるいは何かまといった形で利用されているのかどうか、いわゆる開級時間といのか総時間数といひますか、そういったところではどのように考えたらよろしいでしょうか。

○今野委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 お答えしたいと思います。

それぞれの学校に学びサポートルームを設置しております。昨年度の合計利用数が345名と出させてはいただいておりますけれども、これは小学校が大体3分の1、中学校が3分の2程度となっております。また、利用している生徒ですけれども、それぞれ登校する時間、それか

ら帰っていく時間、それはちょっとまちまちですので、具体的に1日このくらい利用しているというのは、ちょっとなかなか申しづらいところでございます。

あわせてですけれども、このサポートルームには浦戸を除いてそれぞれ1名ずつサポーターのほうをつけさせていただいておりますけれども、このサポートルームでの対応というのは、このサポーターのみがやっているというものではございません。ここについては、管理職を初め、不登校・いじめ対応担当教員というのがおりますし、また学年、学級の担任と複数でチームで指導に当たっているところがございます。そのような中で手分けをしながらということでございますので、ご理解いただければと思います。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 その点については理解をいたしました。

それで、その位置づけと申しますか、その位置づけとしては、一つは不登校児、不登校に陥ってしまった子供さん、学校に戻るための一つの受け皿というところが主なものになってくるかとは思いますが、その実態を見ますと、不登校児対応のほか、例えば支援を必要とする児童生徒の一時的なガス抜き場であったりだとか、さまざまな状況に応じて各校でさまざまな形でこれは生かされているのかなというふうに感じております。そういった点では、事情を抱えた子の受け皿としてこの仕組みが大変大きな役割を担っているというふうに考えておりますが、さまざまな役割と申しますか、さまざまな使われ方、そういった認識でよろしかったでしょうか。

○今野委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 委員おっしゃるとおりで、不登校または不登校傾向の児童のみではなくて、各学校で、各学級で、授業中にちょっと落ち着きのない子が一時的に活用するとか、または発達障がいの子がちょっと一時的に活用するとか、そのようにも使わせていただいております。

以上でございます。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 その一方でということなのですが、サポートルームという形式ではなくて、実際そこに加配をされたそのサポーターさんを含めて、例えば校内の巡回指導のような加配の特別支援員さんみたいなイメージと言えばいいのでしょうか、そういった業務形態に入っているという実態もあるということも聞いております。そうした状況の中で、大変な役割を担う中で、図

書整備員との兼務ではなかなかどちらかに手が回っていないという状況もこれはお伺いをして  
いるわけでありますが、その点についての認識はいかがでしょうか。

○今野委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 お答えしたいと思います。

まず、このサポートルームのサポーターですけれども、今ありました校内を巡回するという  
のは、ちょっと余りこちらは押さえておりませんけれども、基本的にはサポートルームにいて  
学習支援をしたり、相談活動を行うということを中心に行っておるところでございます。

また、今ご質問にありましたように、このサポーターですけれども、図書業務のほうもちょ  
っと担当しているということが実際行われております。ことしの2月に各学校にどの程度サポ  
ートルームで仕事をして、あと図書館で仕事をしているか、その調査もさせていただきました。  
実際のところ、不登校傾向の子供の数によってまちまちでしたけれども、約半数の学校はしっ  
かりとサポートルーム、それから図書館業務、両方兼務できていると。しかし、中には、全体  
で2校ありましたけれども、2つの中学校ではちょっとサポートルームの子供が多くて図書館  
のほうにはなかなか手が回らないんだというお話も実際ありました。そこで、改めてことしに  
なって、今年度になって調査をかけましたところ、今現在、まだ不登校の数がちょっと多くな  
いので、今現在は全ての学校で図書業務のほうにも携わることできているという調査結果にな  
っておりますけれども、足りない部分につきましては、サポートルームもチーム対応を行って  
いると。あと、図書館のほうも、実は専任がいればそれにこしたことはないんですけれども、  
実際のところ司書教諭でありますとか、図書館担当でありますとか、あとは図書委員会の担当  
教員でありますとか、あとは実際児童生徒の手もかりながら、何とかやっているところござ  
います。

以上でございます。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 大変さまざまそれぞれの事情に合わせて非常にご苦労なさっているということなの  
だというふうに認識をしております。

それで、ちょっと財源の部分での確認だったのですが、県の管理の震災遺児孤児の基金で、  
単年度ごとという認識でよろしかったでしょうか。

○今野委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 そのとおりでございます。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 そう考えましたときに、やはりこれ大事なことというのは、継続性がいかに担保されるかということなのではないかなというふうにも考えているわけであります。さまざま学校の中で事情がある中で、いろんな仕組みを工夫して使えるものを使っているというような状況が今あるのかなというふうに思っておりますが、先日文部科学省のほうにお話を聞きに行きまして、担当にいろんなお話を聞いてまいりました中では、例えば特別支援教育ということについては、前年度比2,200人ふやして5万6,000人措置をしたというようなことで、自治体ごとで見れば本当にわずかな人数ということになってしまうのかもわかりませんが、こういった措置、これから恐らくどっちかという継続の方向に、あるいは拡充の方向で文科省もしていくのではないのかなというふうに思うのですが、そういったことも踏まえて、いわゆる継続性のある措置というものを求めたいと思うんですが、そういった考えというのはおありでしょうか。

○今野委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 このケアハウスにつきましては、みやぎ子どもの心のケアハウス事業ということでスタートしております。昨年度、平成28年度からスタートしております、これは5カ年の事業となっております。その後、どのようにするかということにつきましては、本市にはけやき教室もありますので、その辺との兼ね合いも考えながら、今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 確かにけやき教室、そういったところもございますけれども、一つには校内にこうした受け皿があるということがやはり非常に重要なことかと思っておりますので、その点につきましては、ぜひご検討をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それで、続きまして、資料No.9の262ページのところでございます。図書館の関係で、資料No.23におきましては16ページというところになってまいります。あわせてお伺ひしてまいります。それで、図書というところに関しましては、一定予算、たしか3倍程度にふやしていただいたというようなこともあったかと思いましたが、それが果たしてどのように使われているのかと、有効に使われているのかということがありますので、その辺について簡単にお答えをいただきたいと思ひます。

○今野委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 お答えいたします。

委員おっしゃられるように、予算を大幅にふやしていただきましてありがとうございます。これをもって非常に学校図書館の充実といいますか、いわゆる図書館では更新と申しますが、汚損とか破損のあった本を更新をして、児童生徒が読みたくなるような本に更新をするという作業を今平成28年度から継続して行っているというような状況でございます。

以上でございます。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 実際、現場の先生にお聞きをしたところによりますと、予算はついたけれども図書整備まではなかなか手が回らんということで、予算がちょっと生かせないのではないかという声もあったわけでありまして。そういった点におきましては、かばんの中に入れっ放しで大分ぼろぼろになりましたが、学校図書館の図書整備5か年計画、今年度より文部科学省のほうでスタートさせるということで、この中に図書整備費用、各学校への新聞設置費用に加えて司書の配置ということで、市に予算措置を求める、請願も出されていたようではありますが、文科省としても各市町村の予算化をお願いしているといった状況にあるわけでありまして。私、これも省庁交渉を行う中で直接担当者とお話しさせていただきまして、ぜひ議会でもこれは後押しをしていただきたいというようなことで文部科学省の方もおっしゃっておったわけでありまして。平成26年度の学校図書館法の改正の中では、学校には学校図書を置くよう努めなければならないとされていると。これは塩竈市においては、基本的には司書教諭という位置づけになっているという認識でよろしいでしょうか。

○今野委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 司書教諭というふうには認識してございます。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 司書教諭ということではありますが、あくまで教員としての仕事のほかに司書といった業務を担当しているといったような認識で捉えております。そういったことをさまざま踏まえまして、また先ほどの勤務実態等の資料を見てもその一端がわかるように、なかなか図書の充実といったことにつきましても、手が回らないという現状があるのではないかというふうに考えております。そういった点では、この文部科学省の5か年計画、今年度から5か年計画で2,350億円ということで一定程度ついてくるようではありますが、これらの予算を生かせるようにしっかりと取り組んでいただけないかということでもあります。例えばその各学校の図書にお

ける現場の実態というところをしっかりと調査の上把握をしていただいて、この文科省の予算を踏まえて検討していただきたいと、こういったことを考えているわけではありますが、その点についていかがでしょうか。

○今野委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 お答えいたします。

さまざまな教育課題のある中で、限られた原資をどのように優先順位をつけて予算配分をしていくかということは、今後非常に大切な取り扱い方だと思うんですが、現在のところ、学校図書館、やっとならば図書更新のための予算をつけていただきましたために、こちらのほうをまず行っていきたいと思う中で、一つには市民図書館、そういったほかの市の図書館の専門的な知識ですとかそういった研修会を催しながら、今、年に1回ないし2回ぐらいの研修会を実は研究会などでさせておるところでございますし、あとは図書館のシステムなども利用しながら、なるべく学校の先生方が楽しく児童生徒の方と一緒に図書を並べていけるようなそういった教育的配慮なども考えながら今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 5カ年計画ということもありまして、なかなか具体的な内容、まだ見えてこないところはあるかもしれません。その中で、いきなりじゃ来年から各学校1人ずつ専任の司書を置きなさいとかそういったところは実際難しいのかなというふうに思いますが、先ほど本田課長おっしゃられたように、例えば専門の司書、センターのほうに1人置いていただいて、そこから実際学び合いの中で各学校の中で育っていくとか、そういったさまざまなやり方の中で、ぜひその図書に関しての部分を実績を充実させていただきたいと。さらに、先ほど申し上げた図書整備員と心のケアの兼務といった部分につきましても、その図書の部分を担保することで一定心のケアというものに、継続性のあるものではないと先ほど申し上げましたが、そこに専門として担当していただけるような状況もつくっていきけるのかなというふうに考えておりますので、そこについてはぜひ今後のご検討をよろしくお願ひしたいということでございます。

続きまして、大分時間がなくなってまいりました。評価報告書をちょっと使って聞いてみたいと思うんですが、教育委員会の点検評価報告書、40ページのところで、先ほど阿部委員のほうでもお聞きになっていたかと思いますが、いわゆるいじめ防止といったところ、そういったところについて少しお聞きをしたいと思ひます。それで、いじめの発生件数、解消件数、そうい

ったところを含めてみましても、その数というものが一定出てくるわけではありますが、そういった点について、その解消に向けた取り組みの特徴的な部分をお聞きをしてみたいと思います。

○今野委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 お答えしたいと思います。

まず、いじめの実態につきましては、平成28年度段階で小中合わせて48名のいじめの実態ということがございました。それに対して本市の取り組みといたしましては、昨年度、塩竈市いじめ防止対策推進条例をつくりまして、それにあわせて塩竈市いじめ問題対策連絡協議会、また委員会というものを立ち上げまして、市としていじめにしっかりと対応するという仕組みをつくりました。また、あわせてですけれども……、「40ページのところ、いじめ対策の充実ということですので」の声あり）失礼いたしました。具体的な取り組みにつきましては、先ほど申し上げたとおり、いじめ条例の周知というところ、それからいじめに関する相談体制の整備というところで、これまで学校だけが窓口であったんですけれども、これは青少年相談センターであるとか、あとは市教委であるとか、窓口をふやしたというところもございます。また、教員の指導力の向上というところも大変重要になってきておりますので、各学校ともにそれぞれ研修会のほうも実施しているということになっております。

また、これにつきまして、教員だけが頑張ってもなかなかいじめの解消には至らないというところもありまして、ことしも8月に開きましたけれども、アルカス☆塩釜☆によるいじめ撲滅活動というところで、各学校の児童生徒、生徒会、児童会の子供たちを集めまして、いじめをいかにしてなくすかというところについてディスカッションをしております。それを今度そこで終わらせるんじゃなくて、各学校に持ち帰って、小中一貫教育の仕組みを生かしながら自分たちでなくそうというところを中学校区単位で今児童生徒の取り組みとしてやっているところでございます。

以上でございます。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 ちょっと私の質問の仕方が悪くて申しわけございません。いじめ対策の充実と書いてあった中を見させていただきまして、なかなか不登校にフォーカスされた部分、たくさんあったんですが、ちょっといじめという部分が意外に感じたということがあったので、あえて意地悪でお聞きをしたということでございます。

済みません、本筋に戻ります。それで、保護者の方から実際ご相談をいただいたということ

もありました。学校のほうで、その保護者の方の捉まえ方ということもあるわけですが、学校のほうでいじめをちょっといじめとして捉えていただいていないんじゃないかと。あるいは対応についてもちょっとねというところでのご相談をいただいております、そういった点については加害者、被害者、さまざまな関係がある中で、非常に難しいところがあるというのは理解をしているわけですが、ちょっと確認をしたかったのは、いわゆるいじめのように見える事案が発生したときにそれをいじめとする基準、そして解決へのプロセスというところを簡単に教えていただければと思います。

○今野委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 それでは、お答えしたいと思います。

いじめの定義につきましては、これまでも何度かお話しをさせていただいておりますけれども、一定の人間関係にあるほかの子供が行う心理的、物理的な影響を与える行為で、その行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものと、こういうふうには基本的には捉えております。実際、このようないじめに関するような事件、事案が発生した場合の捉え方ですけれども、これを基本に考えております。被害者をきちんと守るところで対応のほうは考えておるところでございます。しかし、いろんな事案が発生した場合に、加害となってしまったそういう子供たちもいるわけでございます。その子供たちのことについても、しっかりと事情を聞きながら、それで保護者の考えも聞きながら調整していくと。丁寧な対応というところをしっかりと行っているところでございます。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 ぜひ、ぜひ、実際被害を受けられた方、そのご家族に対しても含めての寄り添った対応といいますか、そして先ほどおっしゃられましたように、加害児童、加害してしまったほう、これも含めて正常な人間関係にしっかりと戻っていただくというようなところが肝要なことかなというふうに考えておりますので、その点につきましてはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それで、さまざまな、ここに不登校のことも書いてありますけれども、例えば各学校とスクールソーシャルワーカーの連携が効果を上げているというようなこともここで書かれております。文部科学省のほうでは、これは将来的に学校教育法の中で正規の職員として位置づけていくと、国庫負担の対象とするということも今検討されているようであります、こうした部分も含めて、不登校という部分、あるいは先ほど申し上げたいじめ、こういった部分も踏まえて、

ぜひこれからも引き続きよろしくお願ひしたいということでお願ひをしたいと思います。

それで、この間、大分時間もなくなりましたが、学校教育についてさまざまお伺いをしてまいりました。支援を必要とする児童生徒の支援についても、あるいは不登校の芽をいかに早く発見していくか、そういった点につきましても、また実際に不登校になってしまった際に学校に無理なく戻っていただくための取り組みと、そしてまたいじめの認知、解消、こういった部分においても、これまで申し上げてきたさまざまな点の中で、担任の先生を中心として子供たち一人一人へのかかわりを密にしていくということがやはり重要なことではないかというふうを考えているわけでありませう。

そういった点では、先日、新聞の投稿の中で、多賀城の学校教員の方の投書の中にもございましたとおり、一人一人にやはり目が行き届くかどうかというところが大きくうたわれているかと思ひます。そういった点におきましては、これまで何度もお聞きをしておりますけれども、いわゆる少人数学級制をぜひ強力に推進をしていただきたいと。以前ご答弁をいただいた中では、たしか86%でしたかね、自然発生的にというか、その人数の関係で35人以下学級となっている旨のご答弁もあったかというふうに記憶をしておりますが、であれば、残り14%という言い方ちょっと安っぽくなってしまいますけれども、ぜひ制度として位置づけた35人学級の推進をと考えております。この辺については、いかがでしょうか。

○今野委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 お答弁したいと思います。

確かに委員おっしゃるとおり、また私も前に答弁させていただいたとおり、自然発生的に今35人学級がもう90%近い状況と、そこまで行っているところでございませう。そしてまた、35人学級と、望ましいところではございませうけれども、先ほど本田課長のほうからもお答えいたしましたけれども、限られた原資の中で何を優先に学校に教員または支援員等を配置するかというところで、今現在、今年度から始まりました小中一貫教育で非常勤講師を配置しておりますし、あと特別支援の支援員につきましても2名ずつ配置していると。あと、学び・適応サポーターも1名ずつ配置している。そのような状況がございませうので、優先順位等、あとまた原資等も考慮しながら考えていきたいと考えております。

以上でございませう。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。文部科学省のほうでも一定推進の方向

で検討続いているようでありますので、そのあたりも捉まえてぜひともよろしくお聞かせしたいというふうに思います。

それでは、もう大分時間もありませんが、ちょっとテーマを大きく変えまして、資料No.9の132ページのところですかね。緑化推進事業というところで、いわゆる公園、あるいはちょっと緑地の維持管理、ここに入るかどうかわからなかったんですが、ここなのかなということでお聞きをしたいと思います。それで、公園等の管理、緑地の管理といったところ、資料No.9の132ページでございます。資料を見ておわかり、私自身そうなんだなというふうに思ったわけですが、一定数団体、町内会ということになるかもわかりませんが、公園の管理というものをお願いしているという現状がございます。その中で、これ実際お話しあったことなんですけれども、切れるところだとか簡単なところについては自分たちで管理をしているけれども、技術的に難しいところ、あるいは大きく伸びてしまって切れないだとか、そういった部分、その伸びた枝や木、そのものの伐採等をお願いしても全然やってくれないんだということで訴えがあったわけでありまして。そういったことについてどのように受けとめておられるか、お聞きをしたいと思います。

○今野委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 ただいま協定を結んでいる公園の管理のあり方についてのご質問だったかと思っております。基本的に、協定を結んでいただいた公園につきましては、町内会のほうでやっていただきますが、確かに高木などそういった樹木の伐採等につきましては、大変危険が伴いますので、それらについては我々のほうで業者さんを頼んだりとかして対応してまいりたいと思っておりますので、今後、公園のパトロールとかも含めて、もしくはその協定を結ばれている町内会様のほうからご連絡いただければ真摯に対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお聞かせします。

以上となります。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 よろしくお聞かせしたいと思っております。

最後に1点だけ。いわゆる市内の環境整備といいますか、特に側溝の整備の部分に関してお伺いをしたいと思います。ちょっと、その決算の中で、じゃどこの数字を見るとあれだというのがちょっとよくわからなかったんですが、具体的な部分で、ついた金額と執行した金額という部分で、その要望件数に対してどういった状況であったかと。それを捉まえて今後どうして

いくのかというところをお聞きして終わりたいと思います。

○今野委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 要望を受けました側溝等の整備等のご質問だったかと思いますが、まずは整備をやれるものにつきましては、当然速やかにやっていきたいというような方向で考えますが、多少大規模なものにつきましては、別途予算を確保しながらやってまいりたいと。済みません、緊急に側溝を整備するものにつきましては、9割ほど対応しているということでございます。申しわけございません。

○今野委員長 お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、明21日午前10時より再開し、一般会計についての質疑を続行したいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○今野委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。

ご苦勞さまでした。

午後4時32分 終了

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成29年9月20日

平成28年度決算特別委員会委員長 今野 恭 一

平成28年度決算特別委員会副委員長 小 高 洋

平成29年9月21日（木曜日）

平成28年度決算特別委員会

（第3日目）

平成28年度決算特別委員会第3日目

平成29年9月21日（木曜日）午前10時開会

---

出席委員（17名）

小野幸男委員	菅原善幸委員
浅野敏江委員	西村勝男委員
阿部眞喜委員	阿部かほる委員
香取嗣雄委員	山本進委員
伊藤博章委員	志賀勝利委員
今野恭一委員	鎌田礼二委員
志子田吉晃委員	土見大介委員
伊勢由典委員	小高洋委員
曾我ミヨ委員	

---

欠席委員（なし）

---

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市民総務部長 兼政策調整監	小山浩幸君	健康福祉部長	阿部徳和君
産業環境部長	佐藤俊幸君	建設部長	佐藤達也君
震災復興推進局長	熊谷滋雄君	市民総務部次長 兼総務課長	川村淳君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	小林正人君	産業環境部次長 兼環境課長	木村雅之君
建設部次長 兼都市計画課長	本多裕之君	市民総務部 危機管理監	安藤英治君
会計管理者 兼会計課長	菊池有司君	市民総務部 政策課長	相澤和広君
市民総務部 財政課長	末永量太君	市民総務部 税務課長	武田光由君

市民総務部 市民安全課長	佐藤 茂 君	健康福祉部 子育て支援課長	小倉 知美 君
健康福祉部 長寿社会課長	鈴木 宏徳 君	健康福祉部 健康推進課長	草野 弘一 君
健康福祉部 保険年金課長	志野 英朗 君	産業環境部 水産振興課長	並木 新司 君
産業環境部 商工港湾課長	高橋 数馬 君	産業環境部 観光交流課長	吉岡 一浩 君
産業環境部 浦戸振興課長	村上 昭弘 君	建設部 定住促進課長	佐々木 誠 君
建設部 土木課長	星 潤一 君	建設部 下水道課長	関 陽一 君
震災復興推進局 復興推進課長	鈴木 良夫 君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤 勲 君
教育委員会 教育長	高橋 睦麿 君	教育委員会 教育部長	阿部 光浩 君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	本田 幹枝 君	教育委員会教育部 学校教育課長	遠山 勝治 君
教育委員会教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	伊藤 英史 君	教育委員会教育部 市民交流センター館長	伊東 英二 君
選挙管理委員会 事務局長	相澤 勝 君	監査委員	高橋 洋一 君
監査委員	菊地 進 君	監査事務局長	菅原 秀一 君

#### 事務局出席職員氏名

事務局長	鈴木 康則 君	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木 忠一 君
議事調査係主査	平山 竜太 君	議事調査係主事	片山 太郎 君

午前10時00分 開会

○今野委員長 改めましておはようございます。

ただいまから、平成28年度決算特別委員会3日目の会議を開きます。

傍聴人の方に申し上げます。

携帯電話等を持参されている方は電源を切るようお願いいたします。

それでは、これよりきのうの会議に引き続き、一般会計の審査を行います。

審査に当たっては、一般会計の範囲内でのご発言をくださいますようお願い申し上げます。

なお、質疑の際には資料番号及び該当ページをお示しの上ご発言くださるようお願い申し上げます。

それでは、質疑に入ります。

阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 きのうに続きまして、一般会計決算の質疑をさせていただきます。よろしくようお願いいたします。

それでは、資料番号6、35ページをお開きください。

ここには決算のまとめと申しますか、大変わかりやすくまとめていただきました。一般会計の決算額といたしまして、歳入が400億589万4,553円、歳出が379億5,106万3,455円ということで、歳入歳出に2億5,483万1,098円という差が出ております。これは一応黒字決算となっておりますけれども、今年度形式収支、実質収支、黒字ということで決算がされておりますけれども（「20億」の声あり）、済みません、20億円ですね。申しわけありません。20億5,483万1,098円でございます。よろしくようお願いいたします。

それで、復興予算も入っておりますし、流動的な経済が回っているわけですので、なかなか決算も難しいかというふうに思います。理想としては、単年度収支、実質単年度収支が黒字になることが望ましいことは皆さんもご存じだと思いますけれども、なかなかそこまで行っていないということで、次に、同じ資料No.6の7ページをお開きいただきましてご質問いたします。

この中で、財政状況の推移ということで普通会計が出ております。経常収支比率というところで、平成28年度98.8%ということが出ていますが、なかなかこの数字が80%ぐらいまでだったら非常にいい、理想的だということが出ておりますが、なかなか改善されていない部分

がございますが、この辺のご説明をよろしく願いいたします。

○今野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

まず、同じ資料No.6、35ページの実質収支、実質単年度収支の赤字についてまず一旦触れさせていただきます。

これらの数字については、非常に大きな数字でのマイナスということでご心配をおかけしているかもしれませんが、結論から言いますと、キャッシュベースで塩竈市の今回の決算は、前年度とほぼ横ばいであるというふうに見ております。このマイナスの二十数億何がしがそのまま赤字として塩竈市の財政を直撃したということは決してありませんので、その辺はご理解いただきたいと思えます。

少し具体的に言いますと、これは主に復旧復興事業の繰越事業が減になったことによりまして、その不用額が前年度、平成27年度が非常に大きかった。それに対して平成28年度が小さくなったことにより、計算上マイナスという形に出ているということになります。

ちなみに、震災前の平成22、23年度ぐらいですと、実質収支についてはおよそ3億円ないし4億円程度になります。それから考えると、いかに平成27年ですとか平成28年度の実質収支が異常に大きいかというのがおわかりいただけるかと思えます。

あと経常収支比率についてであります。経常収支比率につきましては、昨年度から0.8ポイント増になりました。これは、やはり大変厳しい結果であることは間違いございません。今回の経常収支比率、実は県内13市を比較しても、実は平均が上がっております。塩竈よりも上がってプラス2.4ポイント上がっている状況でございます。これは、被災自治体にとっては、多分やはり結構厳しい決算だったのかなというような感想を持っております。

塩竈市の面で見ますと、まず物件費等で、例えば重点分野雇用創造事業が補助が廃止になったことによりまして、それが経常一般財源経費のほうにはね返っていったりですとか、あとは下水道の繰出金の中で雨水に対する繰出金の充当分が増と、一時的になんですけれども増となったことにより経常収支比率が上がったりとか、そういった要因が重なりまして、経常収支比率は0.8ポイント増になったと。これは財政の硬直化が進んだというのは、これは残念ながら間違いのないことであるというふうには考えております。

以上でございます。

○今野委員長 阿部委員。

○阿部 (か) 委員 ご丁寧な説明、ありがとうございます。数字だけでははかれない部分がたくさんございますし、また塩竈市の財政におきましては、運営に対しまして大変努力されているということをしかりと受けとめております。

ただ一つ、同じ資料No.6の10ページになりますけれども、ここで本年度の自主財源58.0%、依存財源は42.0%となっております。大変本当にうれしいことで、この自主財源というものがふえることによって市民の皆様のさまざまなニーズに応えられるような塩竈市独自の事業も立ち上げることができるというふうに私は受け取っておりましたので、この数値が伸びるということは大変うれしいことであります。

自主財源の伸びた要因として、今後の見通しはいかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○今野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

今回、自主財源が伸びた理由でございますけれども、まず一つは、我々の歳入の根幹であります市税が4億7,000万円ほど増になりました。ただ、これは残念ながら震災の減免等が平成27年度から平成28年度にかけて一部解除になったことから、それまで減免があった分というのは実は震災復興特別交付税、これは依存財源なんですけれども、そちらのほうで補填されていたものが自主財源に振りかえられたという部分がございます。ただそれを差し引いても、実は3,000万円程度の純粋な市税の増はございますので、これは自主財源の増というのは間違いのないと思います。

あと、今回増となった要因の一つとして、繰入金が非常に大きく伸びております。自主財源でございます。これに関しましては、繰入金は、今回決算で災害公営住宅整備事業、こちら非常に大きな80億円程度の決算をしているんですけれども、これの災害公営住宅整備事業の財源であります復興交付金の基金からの繰入金が非常に大きく伸びたことによって、歳入として一時的に伸びたというのがあります。お言葉ををあれするようで申しわけないんですが、自主財源が急激に伸びたというふうな事情ではないというのは、残念ながらあれなんですけれども、正直に答弁させていただきます。

それで、今後の見込みでございます。自主財源に関しましては、今言ったように、繰入金とか特殊事情があつての増というのはあるんですけれども、基本的にはおよそ50%ですとか

40・60%の割合くらいでのこれまでどおりの平均的な動きに戻っていくのかなど。震災が落ち着くことによって、市税等が特別がんと伸びない限りは、基本的には落ち着いていくのかなというふうにはイメージしております。

以上でございます。

○今野委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。特殊事情ということで。希望するところは50%以上、自主財源がまず半分以上、最低線なければ、なかなか財政運営というのは厳しいし、それから、市民に対する塩竈市独自の事業に取りかかるということも、なかなかその財源というのは難しいものかというふうに思いますけれども、何とぞ今後ともに努力をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、資料No.8の62ページをちょっとお開きいただきたいと。この項目だけではないんですけども、今回の決算を見ておりまして、第2款総務費の部分ですけども、これは全体的にあります、1項3目の財政管理費あるいは6目の財産管理費の備考のところ「6目より流用」とかあるいは「3目へ流用」といったきちっと数字を示していただいているということが、この決算書、非常にありがたいなというふうに、誠意を持って決算書をつくっていただいたというふうに私は受けとめました。これはなかなか大変な金額もでございます。

64ページをちょっと見ていただきまして、7目の企画費のところでは、支出済額が3億1,117万1,024円と大きな額ですけども、これは2目より流用となっております。この辺、ちょっと1つだけ説明していただけるとありがたいと思います。

○今野委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 今の資料No.8の64ページ、7目企画費の中で備考欄、下から6行目ですね。2目より流用といった中身についてご質問いただきました。

こちらの中身につきまして、金額につきましては、実は記載してございませんで、実際の金額は63ページのほうに予備費支出及び流用増減ということで45万4,000円と記載がございまして、これが実際の2目から流用した金額ということでございまして。こちらは、印刷費としまして流用したものでございまして、具体的にはこちらの今ごらんいただいております主要な施策の成果、これはぎりぎりまでちょっと調整をした関係で文書管理費のほうから流用させていただいたということでございまして、よろしくお願ひいたします。

○今野委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。このようにきちっと出していただけると大変ありがたいと思います。

それでは、同じNo.8の112ページをちょっとお開きいただきたいと思います。

衛生費でございますけれども、この中で備考欄に小動物焼却業務委託料というのが145万4,544円と出ていますが、この小動物の焼却業務委託というのはどういうふうなことでおられますか。ご説明をお願いいたします。

○今野委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 小動物焼却業務委託料の内容ということでございますが、まず市内で、道路上で猫とかカラス、そういった小動物が亡くなっているというような通報があった場合、その道路上にある死体を回収するという業務でございます。

以上でございます。

○今野委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。

それでは、次に資料No.9を中心にご質問をさせていただきます。資料No.9の12ページをお開きいただきたいと思います。

予防接種事業についてお尋ねをしたいと思います。幼児期における予防接種、大変種類も多くなってまいりまして、保護者の方たちは体調を整えるということに大変気を配っております。赤ちゃんや小さいお子さんがきょうは元気だなと思ってもあしたはちょっとわからないといったことで、予防接種の日ということをしつかりと何事もなく健康で受けられるということにとっても気を使っていらっしゃるということを現実に私も感じております。

そういった管理が大変だと思うんですけれども、この予防接種、さまざまな種類がございます。個別に受けるものなのか、それとも同時に接種することもできるものなのか、お尋ねをいたします。

○今野委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 それでは担当よりお答え申し上げます。

現在、委員ごらんになっております12ページの表ですね。この全14種類が現在の予防接種法で定めております市町村が実施する定期予防接種ということになりまして、お話にありましたとおり、そのほとんどが赤ちゃんのときに、小学校に入学するまでの間に受けるものとなっております。

それで、個別に受けるのかというお話ですが、基本的にはワクチンごとに効き目がある疾病も違いますし、それと予防接種するタイミングというんですか、接種の回数であったり時期というものが異なりますので、基本的には個別で受けるという形になりますが、医師が認めた場合に限り、接種時期が同じであれば同時に受けることが可能とされております。

例えばこの表で見ますと、2番にありますMRワクチン、あとそれに4番の四種混合ワクチン、あと8番のヒブワクチン、これは接種時期が重なりますので、あとはこれ以外に任意の予防接種でおたふく風邪があります。こちらについても同時接種が可能ということで、赤ちゃんにとってはちょっと気の毒な話なんですけど、両腕、両太ももに刺されるような形で同時接種が可能となっております。

以上でございます。

○今野委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 赤ちゃんが健康に育つ、そういった大事なことでございますので、この辺はしっかりと受けとめたいというふうに思います。

そこで、最近、おたふく風邪の合併症で難聴などの後遺症が発生していると、耳鼻咽喉科学会から発表ございました。現在ですけれども、任意の予防接種で行われているようなんですが、本市の接種状況は把握していらっしゃいますでしょうか。定期予防接種となる可能性はあるのかどうか、ちょっとお尋ねをいたします。

○今野委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 まず前段のおたふく風邪のワクチンの接種状況なんですけど、任意ということで、残念ながら把握してはございません。ただし、国の国立感染症研究所の発表によりますと、全国で大体40%ぐらいの接種率だということでございますし、市内のお医者様にお聞きしますと、大体市内の小児科では、この12ページにあります2番のMRワクチン、これと接種時期が同じですので、できればおたふくも一緒に接種したほうがいいよということで勧奨なさっているそうです。したがって、4割ぐらいの方が受けられているのではないかなと推測されているところでございます。

あと、後段にありました、今後、定期予防接種になる可能性はあるのかというお話だと思いますが、我が国では諸外国と比べてワクチンの接種数が少ないという、いわゆるワクチン・ギャップと言われるんですけれども、それが近年指摘されておまして、ここ五、六年ぐらい前から、いろいろワクチンがふえてきています。

例えば、昨年の10月からはB型肝炎のウイルスなどのワクチンなども追加されてきたんですけれども、その発端となったのが平成25年の予防接種法の改正になります。その法改正の際に、衆議院・参議院の両議院から附帯決議として、今お話のありましたおたふく風邪と、あともう一つは感染性の胃腸炎でありますロタウイルスというものがあまして、この2つも早急に定期予防接種化するようにという意見が出されていますので、見込みとしては今後、定期接種に加わる可能性は極めて高いのではないかと考えております。

ただ、1つつけ加えますと、実はおたふく風邪は今から二十数年前に定期予防接種だった時代があるんですね。MMRワクチンと申しまして、この麻疹、風疹とおたふくを合わせた3種混合ワクチンを打っていた時代があるんです。ただ、その際に副反応が結構出まして、それを踏まえて国では定期予防接種を中止したという苦い経験がありますので、私ども担当としては、そういった安全性が確保され、さらに法改正がなされた後で、万全な体制をもって定期予防接種化になることを望んでいるところでございます。

以上でございます。

○今野委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 丁寧なご説明、ありがとうございました。

ワクチンというのはとても大切なものでございますので、今後の様子を見たいと思います。

それでもう一つ、ここに子宮頸がんワクチンの接種、これは平成27年度に引き続いてゼロとなっております。やはり、国による積極的勧奨の中止というものが原因というふうに思われておりますけれども、この辺のことはいかがでしょうか。

○今野委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 子宮頸がんワクチンについても、ご指摘のとおり、たしか平成25年度から定期予防接種になったんですけれども、重篤な副反応が生じたということをつきかけに、国では「適切な説明ができない」という言い方をしています。ワクチンが悪いという言い方はしていません。それをもとに、市町村による積極的勧奨と申しまして、つまり予防接種の対象者に直接ご案内を差し上げて、予診票を送って予防接種受けてくださいねというやり方はしていないというのが現状になります。ただ、予防接種そのものができないというわけではなくて、予防接種は受けられるという形です。この表の中で、平成27年度、平成28年度はゼロですが、実は平成29年に入りまして1名、お受けになられた方がおります。

いずれにしましても、現時点で国からまだ接種の再開の通知等来てございませんので、担当

としては、そういった今後の国の動向を注視しつつ、正式な通知等が来ましたら適宜適切な対応をしてみたいと考えているところでございます。

○今野委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

予防接種、これは親御さんにとっても子育て、何かとお忙しい中、子供の健康を守る取り組みとして大変重要なものでございます。本市におきましても、さらなる接種率の向上を目指して、できるだけ多くの方に接種していただけるような、どうぞ強化をよろしく願いしたいと思います。

これからも接種スケジュールの相談に乗ってあげてください。そして、医療機関とも連携した上で、市民に寄り添う取り組みといたしますか、赤ちゃんの健康を十分に守っていただければというふうに思いまして、お願いを申し上げておきます。

次に、同じ資料No.9の32ページ、それから36ページともにちょっと子ども医療費の助成事業ということで、塩竈市におきましては、入院・外来ともに高校3年生まで拡大していただきました。これは大変ありがたい独自事業ということで、本当に感謝を申し上げたいと思います。

ただ、36ページの母子・父子家庭医療費助成事業ということでもありますけれども、この子ども医療費助成というのは全ての子供さんに対してのことかというふうに思っておりますけれども、ここでまた母子・父子家庭医療費助成事業と。この2つの事業の性格の兼ね合いといえますか、ちょっとご説明をお願いしたいと思います。

○今野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 ご質問ございました子ども医療費助成事業と母子・父子家庭医療費助成事業の兼ね合いについてご説明させていただきます。

ご指摘のとおり、確かに重複するご家庭というのはございますので、条例のつくりといたしましては、子ども医療費助成事業の条例のほうで、他の市町村における地方単独医療費助成制度の助成対象とならないものは子ども医療費助成の対象になりますとありますので、法律上のつくりといたしましては、まず母子・父子家庭に該当する方、18歳未満のお子さんのいらっしゃるひとり親の家庭ですけれども、こちらの方につきましては、まずは母子・父子家庭医療費助成事業のほうのご対応をいただくということになります。

なお、この母子・父子家庭医療費助成事業につきましては、お子さんはもちろんでございま

すし、それを扶養されていらっしゃるお父さんもしくはお母さんも対象となるという事業になっております。よろしく願いいたします。

○今野委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

父子家庭あるいは母子家庭の親御さんもこれに該当するということですね。ありがとうございます。よろしく願いしたいと思います。

それで、次の34ページ、児童手当事業ということで、中学校修了前の子供さんを養育している家庭に児童手当を支給すること、それによって養育される子供さんの福祉の増進を図ることができたということで、大変本当にこういった子供に対する手当というのは、これは本当に大事なことでございますし、ありがたいと思います。

ただ、新たに所得制限が導入されたということで、この所得制限というのは非常に私も引がかかるものがございます。といいますのは、ある方から言われたんですけども、共稼ぎ家庭だということ、お父さん、お母さん2人の給料が合算されてしまって収入という形になる場合ということがありますね。しかし、お一人ではとても、お父さんの給料だけではとても大変だからと必死になってお母さんが働いていると、所得の増ということでこういったものが受けられない。ぎりぎりの線で受けられなかったという方も中には出てきていらっしゃるわけですね。そうしますと、とても不公平感というものがあまして、必死になって働いて、そういうものが受けられないというのはどうなんですかというようなこともちょっとお話を聞きしておりますが、その辺の説明をちょっとよろしく願いいたします。

○今野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 児童手当に関します所得制限についてご説明をさせていただきます。

ご指摘のとおり、児童手当につきましても所得制限というものがございまして、その制限以下の方々に対しましては児童手当は手当てされるという内容になっております。具体的に申し上げますと、お子さんが2人の場合ですけれども、実収入としましては、制限所得としては698万円以下となっておりますが、収入ベースで申しますと917万円程度ということが収入の基準となっております。

なお、この収入につきましては、世帯合算ではございませんで、扶養されているお父様もしくはお母様の収入が基準となりますので、例えば若干お父様のほうが上回った場合とかの場

合ですけれども、お母様よりお父様の収入のほうが上回った場合、そしてなおかつ所得制限を超えるような場合ですけれども、これはやり方にもよると思いますが、納税関係の扶養関係、具体的に言いますと、お母さんのほうの扶養に入れていただくと。そういうふうになればお母さんの部分が所得制限以下であれば、引き続き児童手当を受けられるという構造になっておりますので、こういう構造もあるということをご説明させていただきます。

なおですけれども、この児童手当につきましては、この所得制限から外れたら対象にならないかということではございませんで、それでもお一人当たり5,000円の特例給付というものがございますので、全くなくなるというものではございませんので、ご承知おき願いたいと思います。よろしくお願いたします。

○今野委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。いろいろなやり方もあるということで、ちょっとお聞きしました。

本当に、正直言いますと、お子さんに対しては平等にしてほしいなという部分もございます。なぜなら、本当に働き盛りのお父さん、お母さん、必死になって教育しております。いかにいろいろなちょっとした助成がありましても、子供にかかる費用というのは並大抵ではないというのは私も存じておりますので、ぜひぜひまたよろしくお願したいと思います。

次に、58ページをよろしくお願いたします。

食を通じた健康づくり推進事業ということで、大変食生活改善推進員の皆様も一生懸命地域のために頑張っているお姿を拝見しております。食を通じた健康づくり、これは最も大切な事業であるかと思いますが、一応、決算額が31万6,000円という、とてもささやかな予算ですけれども、よくやっただいております。

なぜお伺いしたかと申しますと、私、食に関しては非常に、ちょっとアレルギーのお子さんとかそういった経験もありますので、食がいかに大事かということ身をしみております。そして、この食を通じた健康づくり推進事業、最も力を入れていただきたい。これは医療費の削減につながるということです。それも全世代にこれは共通するものであります。

ちょっと挙げてみますと、まず妊産婦の方、食生活のアドバイス、これは大事です。赤ちゃんがお腹にいる間に生涯の体づくりが始まるわけですので、ぜひこれは強化していただきたい。特に、産後ですね。食事。母乳とか、それから産後の肥立ちですね。体調管理、産後うつということ、今非常に多いです。若い方が未熟な、経験もない中で赤ちゃんを育てていく。

悩みが出る。食欲なくなる。いろいろな影響が出てまいりますので、こういったところへの注意喚起というのは大事かと思えます。

それから、離乳食。ここでは59ページにありますけれども、もぐもぐ離乳食教室ということで出ておりました。大変こういった事業は大切でございます。赤ちゃんが初めてものを口にする離乳食、これによって好き嫌いが生まれてまいります。赤ちゃんがいやいやといって口が開かなくなりますのでね。この離乳食というのは非常に大切だということをどうぞアドバイスをしていただければというふうに思います。

それから、成長期に合わせた食事の量、バランスです。赤ちゃんの小さい体、例えば2歳、3歳、5歳、お母さんたちが一生懸命食べさせてはいるんですけども、いつもお話するんですね。赤ちゃん食べている量どのぐらいですかと。でも、この子供さんの動き、すごいですね。ちっともじっとしていませんのでね。その運動量は大したものですよ。そうしますと、運動してエネルギーを燃やして赤ちゃんが動く。でも、栄養が足りなければ、やはり体力が落ちる。そして、いろいろな病気にかかってしまったり、細菌に負けてしまったりということがありますので、年齢に合わせた食生活あるいは量、そのバランスをアドバイスしていただきたい。

特に身にしみておりますゼロ歳から5歳までの食事というものは、生涯かけて私たちの体をつくる基礎となるということですね。骨はもちろんのことですけども、このゼロ歳から5歳まで十分な栄養をとらないと、非常に弱い体質になります。これはもう本当にお母さんたち、私たち地域の者も力を合わせて支援していきたいというところでもあります。

そしてまた高校生。高校生の皆さんにもちょっといろいろと行事やっておりますね。高校生の皆さんに重点的に事業として食生活でやっておりますけれども、高校を卒業しますと、それぞれに自活をする道ができてきます。そうしたときに、食事の知識というものを持っているか持っていないかで、相当数、生涯の健康づくりにはかかわってくるかというふうに思います。

私が前に小学生の料理教室を毎年やっていたときに、子供さんたちを集めてやったとき、高校生の皆さん、お米をとぐことも知らなかったということがありました。

それから、高齢者の方、特にお一人様、特に男性の方、お一人になったときに食事に困る。こういったことで、この事業を通してどんなことをこれから強化すべきものなのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

○今野委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 ただいま食について阿部委員よりいろいろお話しいただきましたが、まさにそのとおりで、私どもとしてはライフステージを通じて食育の推進計画というものを作成しておりますが、ゼロ歳児から高齢者まで、すべからく望ましいバランスのとれた食生活を送れるような取り組みをこの事業に落としとして取り組んでいきたいと考えております。

例えば、先ほどあった離乳食の話、これももぐもぐ離乳食ということで取り組ませていただいておりますが、今、保健センターに管理栄養士が3名おります。管理栄養士から聞きますと、この離乳食というのは、単に母乳から食事が切りかわるというだけではなくて、わざと、例えば歯応えというんですか。自分で潰して食べなきゃいけないぐらいのかたさにしてわざと提供することによって、本当の食べ方を小さいときから身をもって学ぶと。それをしっかりしないと、大人になってからもおいしく、食事を正しくそしゃくできないという悪影響もあるようでございますので、そういった点も注意しつつ、あとは食生活チェックシートなども活用しながら自分のみずからの食のバランス等もチェックいただくとともに、あと最後にありました高齢者の方向けということで、この59ページの下から2番目の(5)というところに書いてありますが、実は平成28年度、これは初の試みで、男性のための高齢期の男性の料理教室というのを、とある町内会のご協力をいただきまして、65歳以上の男性限定という料理教室を開催しました。これも非常に好評で、皆様、何か生まれて初めてエプロンをしたという方が多かったですけれども、非常に楽しく取り組まれ、日ごろから奥様の苦勞ですね。身にしみるとともに、食の大切さというものを感じていただいたというふうに思っていますので、こういった事業を基軸としつつ、ただ最近、食についてはいろいろな食材あるいは新製品というんですか。テレビをつけますといろいろなCMであるとか、あと食べ物に関する番組なども非常にふえていまして、それをどう選択していくかというのが非常に難しいんですね。みんなおいしそうに見えますし、食べてみますと、みんなおいしいです。ですので、そこをみずからが正しく選択できるような、そういった知識を市民の皆さんたちに提供できるような、そういった事業にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○今野委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

テレビの影響は大変大きくて、バナナがいいというと店から全部バナナがなくなってしまうような状況もあるようですが、ぜひ来年度に向けてこういった事業をもう少し充実させていただければというふうに思います。効果はとて大きいかというふうに思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

次に、134ページをお開きいただきたいと思います。

市内循環バス補助事業、それから、次の136ページにありますNEWしおナビ100円バス運行事業ということで、関連しておりますのでこの辺お聞きしたいと思うんですけども、市民の皆様にはこの循環バス、また100円バス、大変喜ばれております。高齢化に向けまして、運転免許を返上なさる方が大分多くなってきておりまして、どうしても行動範囲というものが狭まってまいります。このバスによってとても助かっていますという市民の皆さん、本当にそういったお言葉をたくさん頂戴しております。

それで、このしおナビ100円バスと循環バス補助事業なんですけれども、どうも土日の運行というのがなかなか難しいようなんですが、その点をちょっとお聞かせください。

○今野委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 通常、バス事業運行ということで、実施する際にはその運行が成立するように通常は運賃を決めるというのが通常のバスの運行でございます。

本市の取り組みにつきましては、それを100円ということで低廉化しているということで、そういったことを取り決めるためには公共交通会議という、市民の方々、それから交通関係者、そういった方々の会議の場で料金の低廉化について合意をいただくという手続が必要になります。

そういった協議の場の中におきまして、やはり土日の運行ということにつきましては、今後、塩竈市がこれから持続的な公共交通を維持していくために、やはり民間との兼ね合い、そういったことが必要になると思います。その調和がどうしても必要だということで、今これ以上、土日についてはそういったものを一步踏み込んでしまうというふうなご意見も多数いただいております。今後、持続的な公共交通を維持していくと、高齢化社会、今委員からご質問いただきましたけれども、ますます高齢化が進んで、大切な市民の皆様の手というふうになっていきますので、我々としては、やはりそういう持続性というものが非常に大切だというふうに考えてございます。

そういったことから、今は現状のまま実施させていただきたいというふうなことではござい

す。よろしく願い申し上げます。

○今野委員長 阿部委員。

○阿部 (か) 委員 民間との兼ね合いもございますので、大変難しい部分というのはあるかと思  
います。ただ、案外市のイベントなども土日にかけてたくさん催されております。そういう  
ところに行きたいんだけども足がないというようなお話も随分聞こえてまいりまして、せ  
めて午前、午後、1本ずつでも通していただければという切なる願いも声が出ておりますの  
で、ぜひこの辺、来年度に向けて、また海岸通の完成を目指して100円バスの状況あるいは循  
環バスの状況を考えていただければということをお願いをしておきたいと思えます。

それでは155ページ、塩竈市の浅海漁業振興支援事業というところで見させていただきました。  
この中で、浦戸東部支所のあさり稚貝散布あさり漁場造成事業というのがゼロという予  
算になっておりましたけれども、この辺、お聞かせいただきたいと思えます。

○今野委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 資料番号9の155ページに書いております、こちらの表のほう  
で、浦戸東部支所のあさり稚貝散布あさり漁場造成事業でございますが、アサリの漁場造成  
事業では、カキ殻を粉砕したものを使ってアサリの漁場を再生しようということでも長年取り  
組んでいるものなんですけれども、昨年、浦戸東部支所、特に台風等の影響で、この事業を  
やろうとは思っていたんですけれども、カキの養殖施設がかなりダメージを受けたりという  
ことで、ちょっとそちらの関係もありまして去年は断念したという経過がございました。ま  
た、今年度改めてやりたいということでお話は伺っております。

以上でございます。

○今野委員長 阿部委員。

○阿部 (か) 委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

松島湾の中でも浦戸のアサリは大変おいしくて好評でございます。こういった地場産業をも  
っともっと力を入れてやっていただきたいというふうに思います。

また台風18号、このたびの台風ですけれども、石巻のほうではカキに大きな被害が出ている  
ということなんですけれども、塩竈市の場合は今回は被害がなかったのでしょうか。1点だけお  
尋ねしたいと思います。

○今野委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 第一報で確認した中では、カキ棚が少しずれたというようなお

話がありました。そちらのほうは既に修復をしていると。あと、沖出ししているほうが、実はまだ全部を確認し切れていないということです。そちらのほうは改めて確認をして、中身のほうは私どものほうで調べておきたいと思います。

○今野委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ぜひ、地場産業は大いに皆さんで応援して、支援していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、264ページ。スクールガード・リーダー配置事業ということで、これはスクールガードの方といつもお会いするんですけれども、本当に市内をよく回っていただいております。子供たちの通学路の安全、そしてまた環境といったもの、非常によく把握されていまして、子供たちに目を配っていただいているということで、本当に頭の下がる思いをいたします。ここで見ますと、市内全域ということで2名の方なんでしょうか。この2名の方という人数は足りているのかどうか、ちょっとお聞きいたします。

○今野委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 スクールガードについてお答えさせていただきます。

委員おっしゃるように、今現在2名の方が地域を分けながら、週2日、1日4時間という勤務にはなりますけれども、くまなく回っていただいているところでございます。

以上でございます。

○今野委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 私は2名ではちょっと足りないかなというふうに思っております。予算の関係もあるかというふうに思っておりますけれども、できればちょっともう1名ぐらい増員していただけて見ていただくと、大変安心・安全につながるかというふうに思いますので、ぜひまたその方向で考えていただければというふうに思います。

それでは、最後になりますけれども、386ページをお願いいたします。

放射能対策事業ということで出ております。決算額が1,713万4,000円ということですが、この中の2番目に、食品における放射性物質の測定ということで、市民持ち込み食材、市内外で採取された農林水産物等、検査をしてもらうということですが、どのような品目なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○今野委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 市民持ち込みの食材についてお答えいたします。

平成28年度におきましては5件の持ち込みの検査がございました。食材の内容につきましては、ヨモギ、桑の実、あとはカレー、メバルなどの魚、あとは梅の実というようなことで5件ほど持ち込みがございましたけれども、検出についてはございませんでした。

以上でございます。

○今野委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

ヨモギというのはとても、ちょっと思いがけないものでございました。春先、ヨモギごはんをしたりとか、私も春の食材としてご飯を炊いたりするんですが、こういったことがとても市民の安心・安全につながるかというふうに思いますが、この測定というのは委託事業になっておりますか。

○今野委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 委託契約を結びまして、委託事業で行っております。

○今野委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 わかりました。ありがとうございます。

本当に市民の安全、食に対する安心、そういったものを確保できるというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○今野委員長 志子田吉晃委員。

○志子田委員 志子田です。市民クラブから資料を要求して、たくさん準備していただいて、こつともいっばいつくっていただきましたことをまず最初に感謝申し上げます。

私も何点か質問したいと思います。一般会計のほうね。

それでは最初に、阿部かほる委員も今言われたんですけれども、私もこの資料No.6の決算審査意見書の結びというところ、35ページ、ここを毎回聞いているものですから。それで全体的な平成28年度の決算状況全体像がわかるということで、私も聞きたいと思います。

先ほど、財政課長のほうから、実質単年度赤字の23億円というのは復興の繰越事業が減ったことによって計算上だけ出たもので心配ありませんというような、そういうことの説明がありました。

私も聞いていたんですけれども、心配ないとは言いながら、でもやはり23億円、数字上赤字が出ているから、計算上だけだからそうなんですと、単年度のほうだけでは8億円黒字です

から大丈夫ですと言われたんですけども、計算して23億円も赤字出るようなのに大丈夫ですと言われたその説明を聞いて、私はなかなか納得できないので、再度大丈夫なんですというところを、その辺のところは心配なので、またお願いしたいと思います。

○今野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

数字的には、先ほども言いましたように、非常に大きなマイナスということで、各委員さん方にご心配をおかけしているかと思えます。きちんと説明させていただきます。

説明がしやすいところで恐縮でございますけれども、資料No.9の一番最後のページ、410ページをお開きください。

この410ページの上段のほうの左側に収支状況ということで、平成28年度と平成27年度の各歳入決算、歳出決算、それに対する差し引き云々かんぬんという数字がございます。まず、ちょっと計算の構造を最初に説明しますと、歳入総額から歳出総額を単純に引き算をした歳入歳出差し引きの数字があります。平成28年度でいうと22億6,974万4,000円。ここから翌年度に事業を繰り越しする場合には、その財源を翌年度に持っていかなければいけないので、その数字が14億3,903万8,000円。これは要は純粋な黒字ではないですと。来年の事業のための財源ですとという意味合いです。これを差し引いた、今年度でいうところの実質収支が8億3,070万6,000円になっています。

この実質収支が右側の隣の平成27年度が21億3,036万5,000円という非常に大きな金額だったので、この実質収支同士の差、引き算をした場合の答えがその次の単年度収支、マイナス12億9,965万9,000円という計算になります。

さらに申しますと、ここから財政調整基金に例えば積み立てをしているとか、もしくは財政調整基金から繰り入れをしていると。財政調整基金というのはいろいろ活用できる基金でしょうと。それを加味しない場合が本当の意味での収支はどうなのというのが、最後の実質単年度収支ということになります。

この積立金取り崩し額、財調からの繰り入れ、取り崩し額が10億6,367万8,000円でしたので、12億9,900万円からさらにマイナスが広がって、マイナス23億6,224万5,000円という数字になったと。計算の順番はまずこういう順番になっています。

そうですね。このマイナスの数字をまず説明するに当たって、実質収支とは何ぞやということからちょっと説明させていただきます。きちんと後ほど説明します。

実質収支というのは、委員、疑問に思いませんか。例えば、2月補正予算で補正を組みます。2月補正予算は我々、決算整理の補正予算というふうな形で計上しております。そのときに、歳入及び歳出をなるべく決算に近づけるために、例えば歳入を増減させたり、歳出を増減させたりしてお諮りをしている状況になります。さらに、3月31日に専決補正をしています。そこでは、主に歳入の補正予算、さらに決算に近づける補正と、あとは特に特別会計、企業会計の決算整理をやっています。

それぞれの補正予算、これは言うまでもないことですが、歳入歳出って同額ですよ。これ同額ということは、この段階では繰り越しを考えなければプラスマイナスゼロです。実質収支はゼロ円なんです。これが何でふたを開けてみて決算になったら10億円、20億円の差が出るんですかという、非常に不思議にぱっと見、思う話になります。これは財政の担当に初めてなったときに、一番最初に疑問に思ったところでした。

それで、これは結論から言いますと、これは歳出の不用額なんです。つまり、補正予算後に、歳出が、例えば契約をして不用額が発生したとか、あとは非常に大きな理由が繰り越しの不用額です。繰越事業というのは、ご存じのとおり、繰り越しをした翌年度ではもう補正予算をかけることができないんです。繰り越しをするときは、財源を抱えて一緒に歳出を持っていきますけれども、そちら側で、例えば不用額が発生したとか、もしくは事業の進捗が思わしくなくてじゃこの事業はやめましょうと、翌年度にもう一回当初予算でつけましょうなんていった場合には、この歳出に見合った持っていった歳入がそのまま黒字になってしまいます。黒字になってしまうので、これが実質収支の正体、主な正体になるんですよ。

さらに言いますと、今、震災で各復旧復興事業が非常に巨大な数字になっています。繰越事業も非常に大きくなっている。これら復旧復興事業の財源というのは、ご存じのとおり、ほとんど100%国費が入っています。震災復興特別交付税ですとか復興交付金、そういったものでほぼほぼ100%が賄われていることになる。そうすると、黒字ですけども、これら2つというのは余ったら懐に入れるわけにはいきませんので、翌年度精算しなければいけない。そうすると、見かけ上の黒字がこの実質収支の中に非常に多く含まれているというのがおわかりいただけるかと思います。

具体的な数字をちょっと言いますと、平成27年度21億3,036万5,000円ですけども、この中に翌年度要精算の復興交付金と震災復興特別交付税が何と13億8,800万円も含まれています。全体の60%以上が翌年の精算が必要な黒字が含まれているということになります。平成28年

度がもう実は入ってしまっていて、8億3,000万円の実質収支に対して5億2,000万円ぐらいが入っているということになります。そうすると、震災復興特別交付税と復興交付金という翌年度必ず精算しなければいけないものを差し引いた、その分を差し引いた実質的な実質収支については、平成27年度が7億4,100万円、平成28年度が3億400万円程度。差し引き4億三、四千万円ぐらいが本当の意味での単年度収支になるというような姿になります。

さらに考えていただきたいところは、実質収支というのはよくわかりやすいように黒字という表現をしていますけれども、これは決算を重視する企業の場合だと、確かに利潤の追求で1年間経営をしてきて、最後、その利潤分は幾らでしたということで黒字になるんですけども、さっき言ったように、公会計の場合ですと、あくまで不用額分、つまり予算が常に同額で統制されているので、それに対する不用額分が黒字というのは便宜上言っているだけの話です。ですから、実はこれを黒字というのは非常に違和感を覚えるのが財政担当の話でございます。これはちょっと余談になるかもしれませんが、済みません、長くなって申しわけないですが。

じゃ今度、実際のこの差の分4億3,000万円というのは何で発生したのかという話をさせていただきますと、これも実はやはり不用額が平成27年度に非常に大きかったというのがあります。復興交付金と震災復興特別交付税以外の、やはり事業規模が大きいことによって、その分不用額というのがどうしても当然大きくなってしまいます。その分が繰り越し分でおおよそ2億円程度、現年側で2億3,000万円程度。つまり、それぞれ2億円以上の不用額の差が単純に発生したので、これはマイナスになったということになります。総じて言いますと、実質収支と単年度収支のマイナスという意味合いというのは、単純にその事業規模の減によって不用額が縮まったからというふうに言っても間違いではないという話になります。

あと、後ほど見ていただきたいんですが、財政調整基金については、昨年と金額はほぼ同じでございます。つまり、キャッシュベースで、現金として減ったわけではないというのが今回の決算の本当の姿になっているということです。

これは最後の実質単年度収支、財政調整基金を取り崩したことによってマイナスがさらに広がったように見えますけれども、これは財政調整基金に前年度の実質収支の2分の1が積みまれています。その2分の1を使って、一般財源が多少減ったというのもありますから、その補填と、あとさっき言った翌年度精算分をそれで返して、それでなお財政調整基金の額は変わらずだったよというのが今回のこの決算の姿ということになります。

長くなって申しわけございませんが、とにかく震災前の平成23年度とか平成22年度というのは、実質収支は大体3億円ないし4億円なんです。恐らくこれというのが200億円規模の塩竈市の一般会計、普通会計ベースの予算での標準的な実質収支は大体このぐらい、およそ2%程度ぐらいが不用額の標準的な率なのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

新たに聞いたので、半分ぐらいわかりましたね。でも、数字上、やはり23億円出てくると心配になるということはあると思うんですけどもね。

だから、今年度実質収支は8億3,000万円というふうに決算カードでは出ていますけれども、これは計算上であって、本当の中身は大体3億円ぐらいの黒字なんだということがわかれば、心配要らないなと。ですから、こういうふうな数字がいろいろ出てくると、そうすると余り信用ならない数字がいっぱい並んでいるという、こういう作り方はちょっとわかりにくくて、本当に心配しないような表、実はこうですよというものを出されたほうがわかりやすいと思うんですけどもね。その辺、何か説明するのに別な資料で一緒に出してもらったりすると心配しなくていいと思うので、そのようにちょっと今度工夫してみてもらいたいと思います。これは決算カードは決算カードですからね。

それと、今のことで課長が説明されたとおり、この表の410ページの真ん中の右側のほうに財調の積立残高が17億8,700万円と書いてありますから、これは毎年毎年、決算のたびにふえていますので、塩竈市の財政は毎年よくなっているんだと、私はここの財調の残高を見ながら毎年自分で解釈しているんですけども、そういう解釈でいいということで、一言で大きく言ったら、平成28年度決算、財調ふえたから大丈夫ですよという理解でよろしいんでしょうか。ちょっと大ざっぱ過ぎますか。お願いします。

○今野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 平成27年度に比べて財調は減っていませんので大丈夫です。

以上です。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

私も毎年決算のときは財政状況を全体的に質問しているので、ことしも聞かせていただきま

した。平成28年度もなかなかいい決算内容だと。見かけの実質単年度収支のマイナス23億円というのだけはちょっと数字上引っかかりますが、中身はいいということは理解しましたので、全体的な決算の財政状況はいいというふうに私は理解しました。

続きまして、ちょっと質問なんですけれども、そういうことで見るのに、塩竈市の財政状況、よく塩竈市は財政厳しいんじゃないかと言われ続けて、何十年も。そうすると、ずっとそういうふうに思い込んでいる市民の方がいます。例えばだけれども、あともう一つは、水道料金が高いといまだに信じてそこから買わない人がいますので、その辺のところ、塩竈市の財政状況を見るのに、資料23を出してもらって、この1ページのところに、県内比較で主要指標、県内の比較表が出ているので、それを見ると、県内で大体真ん中ころの財政状況ではないかなという表ではないかなと私は見て思ったんですけれども、特に1ページでそれを見るのには、財政力指数と経常収支比率と財調基金の現在高比率、この3つあたり見ると、大体ほかの市と検討して、あら真ん中ころ、塩竈市、いろいろな指数によっては隣町よりも塩竈市のほうがいい数字もあるんじゃないかなというふうに私は見ているんですけれども、これを見て塩竈市の財政状況、当局の所見をお願いしたいと思います。

○今野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えします。

今、委員が挙げていただいた財政力指数、経常収支比率、あとは財調基金現在高比率、これはどれも確かにその自治体の財政状況を非常にあらわした数字になっているかと思います。

ちょっと簡単に説明しますと、財政力指数については0.510ということで、前年度よりも多少上がりました。これはベスト5位ということにはなっております。13市中ベスト5位。0.5台に戻ったのが、これは震災後久しぶりの数値になります。

あとは経常収支比率については、細かい説明は避けますけれども、これは0.8ポイント上がったと。先ほど理由を申しましたとおり、物件費の増ですとか、あとは繰出金の増、あと扶助費ですね。扶助費が各種サービス事業等の増によってポイントがアップしたということになります。

ただ、経常収支比率に関しては、実に皮肉な話で、ワーストはワースト2位からワースト4位に下がったんですよ。他の市がさらに塩竈市より悪くて、我々塩竈市はプラス0.8ポイントですけれども、県内では確かにプラス2.4ポイントぐらい上がっています、去年よりも。特に沿岸部を中心とした被災自治体が経常収支比率がどうも上がっているようでございます。詳

しい分析はちょっと私も各市のほうはちょっとやっていないので、なかなか説明できないんですけれども、そういった状況になっています。いずれにせよ、ほとんどが90%後半ということで、非常に苦しい比率なのかなというふうには感じております。

最後に財調基金現在高比率に関しましては、これは、やはり下から数えたほうがよくて、ベスト11位ということになります。財調基金現在高に関しましては、先ほど申しました財調基金は若干微増、ほぼ横ばいということですが、各自治体が保有している財調基金の量に比べれば、塩竈市はやはりこれでもまだまだ少ないというのがおわかりいただけるかと思っております。財調基金、何にでも使える一般財源でございますので、何か財政出動があつていざというときにすぐ財調基金から取り崩してとか、そういったことをするためのいわゆる貯金でありますので、ここは一定程度の額はやはり確保すべきかなというふうには考えております。

以上でございます。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

そういうことで、私は平成28年度の決算の全体像はなかなかいい数字だというふうに理解したところでございます。

それで、資料No.23をいただいたので、こちらのほうから何点かお聞きしたいと思います。

それで、うちのほうの会派からは48ページから市に要求したんです。毎年出していただいて、詳しくつくっていただきました。48ページは平成28年度一般競争入札の落札率の表なんです。それで、1件500万円以上ということで、一般競争、これは毎年出して見えています。それから、50ページからは500万円以上の指名競争ということで、この表。一応、これはチェックさせていただきましたので、特に問題はないかなというふうに思ったところでございます。

1つだけ気になるのは、昨年度も言ったんですけれども、高どまりになっている競争のところと、競争が激しいところと2つに分かれている傾向はどちらもあるんじゃないかなということが1つ。それで、高どまりになっているところ、入札競争率を高めるための1つの工夫として、昨年も質問したんですけれども、だめでしたと言われたことをもう一回聞きます。

事前公表制、何年か前にたしか、どうせ99.何%で決まるんだったら、もう最初から何円以下に入れてくださいと言ったほうが落札率が下がるんじゃないですかということを提案申し上げまして、何年間か採用していただいたと思います。それで、相当不用額が出た。たしか

1年間で7億円ぐらい不用額が出たのではないかなという、私が言った最初の年にですね。ですから、そのことをまたそろそろやられてもいい時期なんじゃないかと思うんですけども、前回の答弁では、国のほうからの指導でそういうことがなかなかできないという答弁だったんですけども、今年度も同じ状況なのでしょうか。例えばですけども、3,000万円以上の、一般競争のうち3,000万円全部ではなくて1億円以上とか、そういうふうに区切ったらできるものかどうなのか。その辺のところ、事前公表制についてお答えをお願いします。

○今野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 以前に志子田委員のほうから一般質問で質問が一度あったものでございます。

事前公表制に関しまして、国の通達でもって基本的に事前公表制は好ましくないというふうなものを一つ根拠にしまして、根拠にしましてというか、我々としてはその指導に乗りまして、基本的には今は事前公表制をやるという方向は考えてはいないところでございます。

以上でございます。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 わかりました。

やはり、当局としてはそれ以上は言えないと思うんですけども、こちらは議会のほうだから自由に言えるので言っております。

国のほうではそうだからということで、なるべくしないようにということでございますが、いろいろな国の制度でも特区という考え方があるとすれば、国の法律のところ以外でも、塩竈市だけがこの特区の制度になれば、法律以外にこういうことができますということだったら、事前公表特区ということにしてしまえばできるんじゃないかと、そういう考えもあるんですけども、検討というところまでは、今はそういうことは全然検討する余地もありませんということでしょうか。再度お願いします。

○今野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えします。

事前公表制としてのメリットはもちろんあると思うんですけども、デメリットとしては、やはり前段、最初に予定価格が提示されることによって、その契約、入札の性質によっては非常にさらに高どまりになるというようなデメリットがあるかと思えます。ご質問、今検討しているかどうかということですけども、申しわけございませんが、今のところ検討はし

ていないというような状況でございます。

以上でございます。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。それ以上言っても進みませんので、別なことを聞きます。

資料No.23からなんですけど、56ページからは委託事業ということで、これも表をいっぱい使ってこんなに詳しく、市民クラブ、毎年こんなにいっぱい出してもらっているけれども、質問しているのかということになるかと思うんですけども、これをそもそもどうしてこういうふうな委託事業一覧表を資料に出してくださいと言ったかということは、決算を見るときに、いろいろ資料を見るときにチェックしなければならないと思うんですね、議会としては。そのときに、この表がないと、やはりチェックし切れないというところがあると思うんですね。

その理由として、資料No.8の56ページ、例えばということで代表的なことですけども、56ページの真ん中ところに13節委託料というのが書いてあります。そして、これは議会費の委託料ですか。そうすると、一番右側のところ、各種事業委託料で114万何がしというのが各種委託料で出ていますね。66ページのほうがわかりやすいかな。同じように委託料で各種委託料1,214万2,436円。これ1行で各種委託料ということになると、何々と何だかわからないけれども1,200万円、これ一本の事業でないということだけはわかるんですけども、そうすると中身がなかなかわからないということが言えるんですね、チェックするにしても。そうすると、こういう各種委託料ということで1行で1,200万円というような説明をされるとなかなかわからないので、会派としては、こういう委託料の表ということで資料をお願いしますということで要求したということでございますので、それであればこの資料No.23の委託料、見ていただければなと。一応ずっと見せていただいたので、チェックだけはできるという状況なので、これだけあるんだなということはわかりました。決算上、正確にみんなチェックしたということに、このことによってなるんじゃないかと思えます。

ということで、これの資料、どっちみち市民クラブで要求してくるから、資料No.8のところは各種委託料一本でいいんだというつくり方でいいのかどうか。1つ私が提案したいのは、そうは言っても、やはり500万円以上とか100万円以上のような大きなものは各種委託料一本でなくて、何々のこういうような委託が五百何十万円、あとその他でと、そのくらいは分けたほうがいいと思うんですけども、いかがなんでしょうかね。お願いします。

○今野委員長 菊池会計課長。

○菊池会計管理者兼会計課長 決算書のこの資料No.8、事項別明細を調整しておりますのは会計課でございますので、一応私のほうから答弁させていただきます。

各種事業委託料が、やはりもう少し細かい内容があるのにここに明記されていないというお話でございました。委託料につきましては、本当に数万円単位からたくさん項目がございますので、ここで全部整理するとかなりの決算書のボリュームのほうにも影響いたしますので、ある程度のところで、済みませんが抑えさせていただいて、主要なものをこの備考欄に委託料として載せているところがございますので、もっとさらに細かい委託の項目が、分量があるということをまずご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 そこはわかるんです。だから、金額の大きな、500万円以上のものはないんですかと聞いているわけです。そういうのはやはり載せて、その他各種委託料、ほかの委託料、それから各種委託料って分けるべきではないですかと。細かいのがいっぱいあるのはわかっているんです。ここに入れられたら、つくるほうも大変だし、見るほうも大変だし、皆大変なんだけれども、その辺のところの工夫ね。もしできるのであれば、どこかで決めて、500万円以上だけはこういう項目書きましようねというものを決めて、あとはその他委託料というふうにさせていただくといいと思うんですけれども、その辺の検討の余地はございませんでしょうか。

○今野委員長 菊池会計課長。

○菊池会計管理者兼会計課長 先ほども申し上げたとおり、そういう項目が多いということでご説明させていただきましたが、若干細かい金額でも備考欄に大事なものは載せておりますが、なお、この辺につきましては、あと財政課のほうとも協議いたしまして、向上できるような形でちょっと進めてまいりたいと思います。ご理解願います。

以上です。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 よろしくお願ひします。

ほかの方が要らないというのなら要らなくてもいいんですけれども、そういうふうになっていたほうがちゃんと決算でチェックしたよということになるので、そのほうがいいんじゃない

いかなということでも申し上げただけでございますので。仕事がふえて、やるたびに毎年資料がふえて大変だと言われると、余計な仕事になるかもしれませんから、大事だと思ったらお願いします。

同じようなことをちょっと聞きます、この資料No.8のところ。50ページのところに、諸収入の中の雑入というところが1億5,500万円、精算金と返還金とその他で合計したやつで書いてあるんですけどもね。だから、やはりこれも雑入だから全部まとめてという、内訳のチェックは難しいのかなと思うんですよね。精算金と書いてあるのなら精算金でいくら、返還金でいくらという、こういうのもやっぱり500万円とか1,000万円とか、もし大きいのがあったら、もうみんな何十万円のやつしかないんですと、これを何百項目も集めて1億5,500万何がしたというんだったら要らないですけども、その辺の考えはいかがなものでしょうか。

○今野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えします。

この雑入の雑入（精算金・返還金・その他）、ここの数字は予算書のほうでも決算書のほうでも、なるべく数字を小さいようにというふうには財政課のほうでも進めておるところでございました。

もともとここの項目には、まさに雑入の雑入ということで、例えばコピー代とか広報しおがまの年間購読料とか、そういった本当に数千円とか数万円とか、そういったものの積み上げをここにまとめさせていただいておるところでございました。

今回、非常に額が大きいのは、申しわけございません、実はちょっと本来は外に出してもいいような大きな金額のものが3件ほど入っておりまして、それで億単位にまで一気に表示になってしまったというものでございます。

ちょっと具体的に申しますと、平成27年度の医療給付費の負担金の精算金、後期高齢者医療広域連合に対する負担からの精算金が5,630万9,000円、ここに入っております。あと災害復旧事業の北防波堤の災害復旧工事の中に、工事前払金返還金というものが4,815万7,000円。あとは仮施設有効活用等事業撤去事業助成金、中小企業基盤整備機構からの助成金が3,691万4,000円。この3つが合計で億を超えてしまうと。この3件がちょっと入ってしまいまして、ここの数字が非常に大きくなってしまったということでございます。これはおわび申し上げます。本来、外に出してもいいような内容だということは理解しております。

以上でございます。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

だから、質問しないと出てこないのではなくて、こういうのは括弧して書いてあるんだったら、医療負担金、工事の分、あと仮設撤去の分とここだけ、そのうち3項目はこうですって括弧してあれば、本当に雑入の雑入ということでわかるので、どっちにしてもここに数字を入れるときに、やはり、何かの基準が要るのではないのでしょうかね。1,000万円なのか500万円なのか、500万円なのか100万円なのか。その辺の大きなものについては、そういうものは一つ独立して数字を出して、そして決算審査でこれ全部チェックしてもらいましたという、塩竈市の決算特別委員会、こんなところまで全部チェックしているんですからこれはもう間違いありませんといういい決算になると思うんですけれどもね。その辺のところ、負担にならない程度に工夫していただきたいと思います。

それから、資料No.23からなんですけれども、聞きたいなと思ったのは、2ページの普通会計地方債残高の推移という13市の比較と、同じくあわせて78ページに地方債償還額の推移、平成15年度から平成28年度分、それから、79、80ページと地方債残高の推移ということでずっと書いてあるんですけれども、これはなかなか毎年よくなって、塩竈の数字的にほかの市町村と比べて地方債残高は相当減ってきたのではないか。その理由としては、表を見るのには、78ページのところの表を見るのが、平成15年度からずっとあって、一番右側の合計を見るとふえたり減ったりしているんですけれども、相当頑張って地方債残高を減らすための工夫がされているような表に見えました。一番は、やはり平成15年度とか平成16年度のころから比べれば、利子というところの割合が、平成28年度のところに来ると、もう相当減っているからいろいろ工夫されているのではないかなということで、結果的に地方債残高が減った表でないかというふうに思うんです。

だから、理想とするところまでのパーセントまでにはまだ行かないけれども、塩竈は地方債残高のところだけはすごく余裕がある表なのではないかなというふうに思うんですが、所見をお願いします。

○今野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えします。

地方債に関しましては、今、委員ご指摘のとおり、まず1つは利子、借りかえ等によって低利のほうに借りかえをして利子を下げる、公債費を下げるという努力は常にしております。

あとは、実際に復旧復興事業の進捗によってハード整備事業が平常時よりも大分少なくなつて、起債を発行するタイミングが今は時期としてはないというところから、起債の残高自体が余りふえないというような事情もございます。その上で、毎年毎年、きちんと数十億円程度の公債費を支出しているので、やはり残高は減っていくというような形になっております。

ただ、平成28年度に関しましては、先ほどちょっと触れましたが、災害公営住宅で発行しましたので、残高としては、実は増になる要因はあったんですけども、それで結果的には減になっていると。公債費の減というのは、塩竈市にとってずっと右肩下がりの状態だということですよ。

以上です。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 うんと頑張っているという証明になったこの表ではないかと思って聞きました。

資料No.9のほうからも何点か聞きたいと思います。資料No.9の129ページで、私道等整備補助金交付事業というのがあるので、このところ。予算が100万円に対して決算が46万1,000円ということなんですけれども、予算額も少ないのに決算もなお少ないということは、利用しにくい制度ではないかと思うんです。だから、負担率が高いから、もうちょっと補助率を上げればこの交付金事業はもっと使い勝手がよくなっていっぱいやれるというふうに思うんですけども、その辺の考え方をお願いします。

○今野委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 お答えいたします。

ただいまのご質問は、私道等整備事業補助金交付事業の補助率をもっと高くすれば利用率がよくなるのではないかというご質問だったかと思います。

確かに、金銭の面でこういった補助率を上げることで地元の町内会が利用されやすいということは十分に存じ上げています。ただし、昨年度も数件の相談件数がございます、そういった事業費に係る問題も確かに重要なんですけども、複数の権利者の方がいらっしゃいまして、そちらの同意がなかなか得られないという問題も生じておりますので、単に工事費の助成を上げるだけで成り立つものではなくて、そういった権利関係の問題もあるということをご理解していただきたいと思います。

以上でございます。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 わかりました。いろいろ担当の当局のほうはご苦労されるということがわかりました。でも、そういうことと一緒に、同時並行である考え方をお願いしたいと思います。

それから、資料No.9から、阿部かほる委員も聞いたんですけれども、私も気になってね。134ページと136ページの100円バスの件、市内循環バスと。NEWしおナビのほうは運行は結構乗っている人がふえてきたと思うんですけれども、もともとあった134ページのほうの市内循環バス補助事業のほうは、利用者が若干減っていることが気になっています。それで、この予算に対して、財源が全額国庫支出金ということなんですけれども、そういう制度でずっと続くのならそんなに何人減っても運行はしていただけるかなと思うんですけれども、その辺の見通し、だんだん減ってきたら値上げしなくていいんでしょうか。例えば消費税がまた10%に上がりそうとか、将来は20%になるかもしれないといったときに100円でいいんですかという問題が出てくると思うんですけれども、その辺のところ、基本的な考え方、国庫支出金があるから大丈夫だよとか、その辺のところを言ってもらえば安心するんですけれども、お願いします。

○今野委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 今、循環バス、それからNEWしおナビ100円バス、2つの事業についてご質問をいただきました。

まず、利用者なんですけれども、昨年から新ルート便ということで走らせていただいております。それで、合計の利用者数としては2,993名ですから3,000名ほど、全体としては前年度と比べ利用者がふえているということで、循環バスのほうは、委員からご質問いただいたように、利用者は減っておりますが、それはより選択肢の幅が生まれたということで、乗りかえなり、そういった利便性が向上したということもあるかと思えます。

それから、財源について今ご質問いただきました。今の財源につきましては、仮設住宅を巡回するというので、復興関連の予算ということで100%いただいている状況でございます。これは今年度で仮設住宅が全てなくなってしまうので、この財源は使えないということになります。今、唯一ございますのは、宮城県が震災前から制度化しております3分の1ぐらいの補助制度もございましたので、1つはそういったものの活用。

もう一つは、先ほどもご質問いただきました、これから高齢化ということが進んで免許返納とかということもありますので、引き続き国のほうに対してはそういった視点で、地方においてこそそういったコミュニティバスの必要性があるということを要望で、今強く機会を捉

えて訴えておりますので、そういったことで、一方では財源を確保していきたいというふう  
に思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 わかりました。そういうことで、NEWしおナビも出たから乗りかえたというこ  
ともあるから、全体としてはふえているということなので、わかりました。そういうことで  
それから、財源のほうも将来に向かっていろいろご努力して、ずっと続くようお願いした  
いと思います。

では、時間残しましたけれども、質問は以上にて終了いたします。ありがとうございました。

○今野委員長 小野幸男委員。

○小野委員 それでは、私のほうからも平成28年度決算一般会計につきましての質問をさせてい  
ただきます。

資料No.9より進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに資料No.9の410ページ、411ページの決算の状況のところを使いましての質  
問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

先ほど財政課長のほうから本当に詳しく質問の回答があったわけですがけれども、ちょっと同  
じ感じになった場合、より簡単に説明をしていただければと思っておりますので、よろしく  
お願いしたいと思います。

まず初めに、左側の収支状況の中で、歳入総額が平成28年度で399億2,066万1,000円という  
ことで、平成27年度が461億6,440万6,000円で、62億数千万円ほどの収入減という、こういっ  
たところがあるわけですがけれども、これは要因としては復旧復興、また国庫補助金とか繰り  
越し、こういったものの減というようなところで考えてよろしいのか、その点をお聞かせく  
ださい。

○今野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 簡潔にお答えします。

歳入の今回の減につきましては、端的に言いますと、各種復興事業の進捗に伴いましての震  
災復興特別交付税の大きな減があります。あとは復興交付金ですとか、平成27年度は新魚市  
場整備事業がございましたので、その国庫支出金の減がございます。これが大きな減のも  
のになります。

あとは歳出にも連動しているんですが、繰出金がそもそも大きく減になったことに伴いまして、下水の会計に対する繰出金なんですけれども、それは一般会計側の繰越事業の減なんですけど、一般会計側の繰出金の繰り越しも大きく減になったことから繰越金自体も減になっているということでございます。

いずれにせよ、復旧復興事業の一定程度全体としての落ち着きによって歳入、歳出もですけども、減になったというものでございます。

以上でございます。

○今野委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。

下に行きますと、単年度収支、先ほどからマイナスという部分で、決して財政悪化ではなくてということで、財政課長が自信を持っておっしゃられたんですけども、そう捉えてよろしいですか。再度質問いたします。

○今野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 先ほども申しましたので、細かくは言いませんけれども、とにかく繰越事業が大きく減になった。平成27年度が非常に大きくなったんですね。その中に復興交付金ですとか震災特交ですとか、翌年度精算が必要な黒字が入っていたので、その分が純粋にもう不用額が減になったことによる減だということです。

さっき言ったように、縦に計算していきます。そうすると、実質収支がそれで大きく減になったことによって全部影響してマイナスになってしまうと。それで、済みません、長くなりましたけれども、震災前に、さっきも言いましたけれども、実質収支というのは大体3億円ないし4億円程度ぐらいですので、今の状態でも非常に実質収支は実は普通に高い状態だというのはご理解いただければと思います。

以上でございます。

○今野委員長 小野幸男委員。

○小野委員 わかりました。

それで、今、実質収支ということもございましたけれども、平成28年度で8億3,070万6,000円ということで、その実質収支の動きは復旧復興事業の点をとれば落ち着くということだと思っているわけですけども、今後、どうこの点推移されていくと考えられているのか、この点をお聞かせ願いたいと思います。

○今野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えします。

大型復興事業が、今回、災害公営住宅もほぼほぼ終了という方向に向かっておりますので、そういったことから、歳出事業規模自体が大きく減になっていくことになると思います。そういったことから、全体の不用額自体も減っていくこととなりますので、通常時200億円ベースの予算のときに、繰り返しになりますが、3億円ないし4億円程度、そういった方向に近づいていくだろうというふうには考えております。

以上でございます。

○今野委員長 小野幸男委員。

○小野委員 わかりました。

それで、410ページの右側の区分というところに、実質公債費比率で10.5ということで、あと右側の411ページの性質別のほうに行って公債費を見ると、公債費経常収支比率で17.9ということで、こういった点、連動されているところだと思うんですが、こういったところ、先ほどもお話しあったように記憶しますが、平成28年度をピークに大きくなると。これは災害公営住宅の部分で大きく発行されているんだということを聞いておりました。

そしてまた、土地開発公社からの再取得に係るものが間もなく終わるということからなだらかに下がっていくだろうという、そういうお話も聞いていたところではありますけれども、この点、こういったところ、このままなだらかに下がっていくと見ていいのか。その点、どう捉えているのか、お話をお聞きしたいと思います。

○今野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えします。

公債費関連に関しては、今後も減少が続いていく見込みだと思います。例えば災害公営住宅、平成28年度に決算しましたが、そのときに平成28年度で発行したのが10億2,930万円、地方債としてはかなりの額を発行しました。しかし、この発行額というのは5年据え置き全体の償還が25年の償還になりますので、公債費に対するはね返りというのは比較的緩やかにね返っていくだろうと考えます。

あと、公社所有地の再取得に伴う地方債、委員ご指摘のとおり、平成28年度に据え置きが終わって元金償還開始というのが平成28年度にスタートしたものがございます。ただこれは、最後で平成32年だったか、あとここ数年で終わる公債費になりますので、やはり全体の公債

費が下がっているのです、全てそれに飲まれて、公債費自体は右肩下がりになっていくだろうというふうに考えます。

以上でございます。

○今野委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。

411ページの税収の部分、左下の部分で、今回、58億822万円と出ておりますけれども、前年より4億7,220万7,000円の増ということになっていると思うんですが、この点も以前聞いたところ、震災前の60億円ベースに戻るのは大変厳しいということでお話をされていたと思いますけれども、ここを見ると、その60億円ベースに近づいたのかなというところも思ったわけですが、この増となった点は、震災関連の減免のところが終わったというところとか、いろいろそこでわかりますけれども、この増となった点、それ以外にどういうふうなところが増になっている要因なのか、お話をお伺いしたいと思います。

○今野委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 市税増の主な要因としましては、ただいま委員からもお話しありましたとおり、被災者に対する市民税、固定資産税、都市計画税の減免終了及び津波被災地区に所在する固定資産税、都市計画税の減免の範囲の縮小、これが挙げられます。この差額が4億4,317万8,000円ございますので、この部分が増収部分である4億7,220万7,000円と大体一致する形になりまして、これを差し引きますと市税全体で約2,900万円の増、率にしますと0.54%の増というのが見えてくるかなというところでございます。

ただ、減免の終了分というのは、直接は現年分だけに反映しますので、現年度分だけで見ますと、減免を考慮しない実際の収入額で4億9,300万円、約9.5%の増となっております、先ほど申し上げました減免減収の額を差し引かしても約5,000万円の増収、率にしますと1%の増という形になります。

実は、滞納繰越分の収入額が2,100万円ほど減となっております。これが全体を押し下げているような形になります。これは、これまでの収納対策の成果によりまして、滞納繰越額の調定額が約6,500万円ほど減となっております。前年比79.2%と大幅に減少したことによりまして。

滞納分の収入率に関しましては44.9%から48.3%に3.4ポイント上昇しておりまして、調定が6,500万円減ですけれども、収入額としては2,000万円程度の減にとどまっているところで

あります。この分、徴収努力による増であると考えております。

また、税目別に見ましても、減免分を差し引きましてもたばこ税以外につきましてはわずかながらですが増となっているような状況でございます。

以上でございます。

○今野委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。ありがとうございます。

収納率も上がっているということで、本当に努力を評価していきたいと思っております。

それで、ちょっとまた410ページに行きますけれども、右側の区分の部分で標準財政規模、この点と財調という、先ほどもお話しございましたが、前年度に比べますとそんなに変化がないところがございますけれども、この点、前年度キープというか、何としても維持するというので頑張られたと思うんですが、そういったところどうなんでしょうか、お伺いいたします。

○今野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えします。

まず標準財政規模に関しましては、前年度から5,440万7,000円の減になります。これは交付税の算定上に固定資産税と地方消費税交付金が増になったんですけれども、残念ながら普通交付税と臨時財政対策債が減になってしまいました。そういったことから、全体の120億円ベースで言えば若干という言い方ができるのかもしれませんが、一応5,400万円の減ということになります。

あとは、財政調整基金は、今お話しございましたとおり、前年度とほぼ横ばい状態です。とにかく前年度を切らないようにキープするというような努力というのはさせていただきました。

一般財源等については、交付税、臨時財政対策債、あとは地方消費税交付金、この3つが大きく減になりました。でも、それに対して前年度からの純繰越金ですとか、あとは財政調整基金を活用して一般財源を確保したということと、さらに、財政調整基金を他の基金に対する積み立て等も行いまして、その上で昨年度の残高よりも減にはならず、若干横ばいにキープをしたというふうな努力はさせていただきました。

以上でございます。

○今野委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。ありがとうございます。

それで、411ページの先ほどの税の状況の部分になりますが、この中で法人税ですね。法人税割 2億1,807万8,000円ということで、これは前年度よりたしか1,500万円ほど増となっておりますが、この点を聞いたときに、今後は上がることはなく減収となっていくだろうという、そういった考えを聞いているんですが、こういったところの今回、平成28年度で増になっているという、そういった要因についてお話を聞かせてください。よろしくをお願いします。

○今野委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 法人税割につきましては、まず震災減免の対象外となっております。また、委員ご指摘のとおり、平成27年9月30日以降決算の企業から、税率が14.7%から12.1%に引き下げを行っております。少々乱暴に言いますと、平成27年度の半年分は14.7%の税率適用で、平成28年度はもう1年間丸々低くなった12.1%の税率が適用されているとも言えますので、このあたりを考えますと、企業の業績、改善していると見えます。

ただ、法人税割につきましては、納税義務者数が350件ほどと、ほかの税目に比ばまして圧倒的に少ない上に、上位の企業の納税額が非常に大きく、その上位企業の増減が本当に大きな影響を与えるという事情もございます。

平成28年度、現年度の法人税割の調定額 2億1,500万円ほどでございますけれども、多い企業ですと、1社で1,000万円以上、そういった課税額がございます。上位10社の合計、それでも全体の3割を占めるような、そういう構成になっております。

そういった高額課税企業が、1,000万円から翌年には数万円と1年で変わってしまうことがございますし、またその逆もあります。企業の業績によるものであるんですけれども、業績が好調な市内の企業が黒字減らしと言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、設備投資等を行って、前年は黒字幅を減らしていたということもございますし、また、全国展開企業からの納税もございますので、一応の目安にはなるだと思っておりますけれども、一概に市内法人の業績をストレートに反映しているとは言えないような状況にあると思っております。

以上でございます。

○今野委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。

平成28年度は税制等の改正もあったということで、ちょっとお聞きさせていただきました。

次に、411ページの性質別歳出の状況のところ、人件費ということで、経常収支比率25.9ということで前年度より0.6ポイント減っておりますが、これは職員の方の退職など、そういった点での減ということでよろしいでしょうか。お伺いをいたします。

○今野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えします。

経常収支比率の人件費については、委員おっしゃったとおり、前年度から0.6ポイント減になっております。これは退職者と新規採用職員の、やはり新陳代謝が働いているというのが1つと、あとは時間外手当も前年度よりも減となりました。こういったことから、全体として人件費自体が減になっていまして、経常収支比率のほうも下がっていったというようなものでございます。

以上でございます。

○今野委員長 小野委員。

○小野委員 今、時間外手当の減ということもお話しございましたが、これは年間で言いますとどれくらい時間外があるのか。また、1人平均というか、そういった平均的な部分もちょっとお聞かせ願えればと思いますので、よろしくお願いします。

○今野委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 時間外勤務についてのお尋ねでございます。

年間の時間外勤務時間数で申し上げますと、平成27年度が全体で12万1,436時間、平成28年度が11万3,324時間ということで、平成28年度は、比較いたしますと8,112時間減少しているという状況でございます。これを職員1人あたりに換算しますと、月平均で申し上げますと、平成27年度は一月当たり22.8時間、平成28年度ですと21.6時間ということで、震災以降増加しておりました時間外勤務でございますが、平成27年度から平成28年度にかけては減少傾向にあるということでございます。

以上でございます。

○今野委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。

各部署によっても違ってくるところではありますけれども、今いろいろ働き方とかそういったところも見直されているところですので、こういった点もしつかりと話をしながら進めていただければなと思いますので、よろしくお願いします。

また、このページで最後にしますけれども、右側の経常収支比率ですか、98.8%ということで、これは前年度よりも0.8ポイント増となっております。この増の要因と、県内でのほかの比率というか、そういったところ、どういう状況になっているのか。また今後はどう考えるのか、お聞きをしたいと思います。

○今野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えします。

経常収支比率98.8%、前年度からプラス0.8ポイントでございます。増要因は、先ほど来何度かお話しさせていただいておりますけれども、例えば扶助費が福祉サービス費、生活保護扶助費などの増によってプラス0.2ポイント、あとは物件費が清掃工場管理費において増になったほか、重点分野雇用創造事業の終了に伴いまして、人件費の非常勤報酬、あとは物件費の委託料が経常充当財源、一般財源の増にはね返っているというものでございます。

あと、補助費等でございますけれども、病院に対する繰り出しの中での新改革プランに基づく基準内繰り出しが増になったことによって補助費等でプラス0.3ポイント、繰り出しにつきまして、下水道に対する繰り出しが、やはりこれも基準内繰り出しの増によってプラス0.5ポイント等々となっております。

県内の13市の状況でございますけれども、やはり、さっきも言いましたとおり、全ての費目で前年度から悪化しているような状況でございます。特に、県内13市では扶助費、あと物件費がそれぞれ0.5、0.8ポイント増ということで、全体で2.4ポイントも上がっているというのが県内の状況になっております。

今後でございますけれども、もちろんこれはパーセンテージが低ければ低いほど財政の弾力化が生まれるというふうな言い方にはなるかと思いますが、なかなか、例えば本市の場合の特徴点で言うと、繰り出しが非常に経常収支比率としてはどうしても大きくなってしまいます。これは地域的な特性によって、例えば交通事業特別会計ですとか、漁業集落排水事業があったりとか、魚市場があったりとか、そういった特別会計を他の自治体に比べて塩竈市というのは非常に大きく抱えているというような事情がございます。こういったことから、繰り出しが経常収支比率として全体、他の市町村よりも塩竈市が高いというのは、これはもうやむを得ない状況になるかというふうに考えております。

じゃどうしたらいいかというのと、計算上での分母、歳入の一般財源をいかに確保するかというのが、やはり、この経常収支比率を上げていく上での最大のポイントになっていくのかな

というふうには考えております。

以上でございます。

○今野委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。

適正範囲というのはどれくらいなのか、昔は70とか80と言われた部分もあるとは思いますが、そういったところは、今は低ければ低いほうが良いという感じで、実際さかのぼると100を超えていたときもありますよね。その点お聞きします。

○今野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 申しわけございません。同じ資料No.9の408ページをちょっとごらんください。1枚戻っていただいて、408ページのほぼ真ん中辺にある経常収支比率の推移でございます。

平成19年度からずっと来まして、震災後の平成23年度に102%というふうに100%を超えたときがこのときにありました。塩竈市としてはずっと90%台が続いているというような状況でございます。

以前は80%を超えると弾力性が失われつつあるという言い方を国県のほうがしていたんですが、ご承知のとおり、どの自治体も今もう90%を超えているというような実は現状になっていて、どこが適正かというのは正直わからないところでございます。もちろん低ければ低いほど良いというのは、先ほど答弁したとおりでございます。

以上でございます。

○今野委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。ありがとうございます。

それでは、資料No.9からちょっと施策の部分も何点か質問させていただきます。

初めに、資料No.9の88ページですけれども、高齢者支援事業ということで89ページの2の日常生活の支援ということで、この福祉電話の貸与と、あと緊急通報システム機器の設置という項目がございますが、これは電話回線がなくてというようなところもふえているとは思いますが、そういったところ、今後どういった対策を検討されているのか。もしその辺協議しているのであればお聞かせ願えればと思います。よろしく申し上げます。

○今野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 ただいま資料No.9の89ページのご質問がございました。

福祉電話と緊急通報システムに関するご質問でございましたが、まず福祉電話のほうでございますが、こちらにつきましては65歳以上のひとり暮らしで身体が虚弱な方、住民税が非課税または生活保護世帯の方に対しまして、電話回線のない方にお貸しをする制度でございまして、平成28年度は2台をお貸ししている状況でございます。

それから、緊急通報システムのほうでございまして、こちらもおおむね65歳以上の方でひとり暮らしの高齢者、疾病などで日常生活に不安がある方に対してご自宅なりに設置をさせていただくものでございますが、設置する内容としましては、受信機とペンダントと呼ばれる携帯用の小型無線機、それから寝室用の発信機で押しボタンで何か非常事態のときに押しただいて通報していただくというような、そのようなものでございます。

これは通信センターのほうに委託している警備会社のほうに一報が行くようなシステムになっておりまして、その通信のために固定電話回線を使うシステムとなっている状況でございます。

この固定電話回線を使いながらということでございますが、そのほか、この緊急通報システムとしましては、連絡員の方、援助員の方を3名ほど選出といたしますか、お手伝いいただく方を登録いただきまして、そういった方に通報いただいたところから連絡をとりながら、ご本人の安全体制などを確保するようなものになっております。

その電話回線を使いながらというところで、昨今ですと携帯電話の普及で固定電話回線を持たない家庭などが出てきてございますが、携帯電話でご連絡がとれるようなところもございますが、今申し上げましたように、固定電話を使うというところでは、停電時でも固定電話ですと通信ができるというようなこと、それから携帯ですとスイッチの関係で通報が行き届かないところがあったりというようなことなどもありまして、固定電話を活用させていただきながら、かつ援助員というような体制をとらせていただいております、電話回線のところではさまざま携帯電話を活用したシステムなども出てきておりますが、今取り組んでいるこの体制、非常時に対応がとれるというようなところを捉まえながら、今後の検討等させていただければと思っております。

以上でございます。

○今野委員長 小野委員。

○小野委員 何かありましたらご相談させていただきますので、よろしくお願いします。

次に行かせていただきます。同じ資料No.9の226ページ、また227ページ、要保護・準要保護

児童援助事業ということでございます。これは国のほうで補助要綱等も改正されて、前倒しの支給ですか、今まで7月ごろだったんでしょうか。就学援助の部分ですけれども、入学前に支給ということで、国のほうからもいろいろな通達等来ているとは思いますが、要保護の場合は福祉関係なんですか。また教育関係だと準要保護の部分になると思えますけれども、この点、本市ではどういうふうな方向で進むということで検討されているのか、まずお話を聞かせてください。

○今野委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 私のほうから、準要保護児童生徒の就学援助の中の新入学用品費の前倒し支給についてお答えさせていただきます。

現在、議員おっしゃるように、7月に新入学用品費を支給しておりますけれども、それを前倒しをして、できれば入学前に支給できないかというご質問でありました。

そこで、幾つかの課題がありまして、大きくは認定の審査の事務的な問題というところが1つ。あともう一つは、入学前に支給してしまった場合に、4月以降、その子が転校等してしまった場合にどのような返納手続をとるか、そのような課題があります。特に、認定審査につきましては、前年所得の確定をもって今現在やっておりますので、6月半ばにならないと所得が確定できないという一つの課題がございます。

2つ目といたしましては、平成28年度実績ですと、小中合わせて新入学の子供たちですけれども160名ちょっとおります。その子供たちに実際にこの事務的なものをやるとすると、1月から2月にかけて申請手続をしていただくと。そして、認定は3月に入ってから2週間程度でやると、そのような形になってきまして、実際、今現在担当している職員ですけれども、学校教育課の職員1名とパート1名と2人で担当しております。また、中には民生委員のお力もかりながら意見書等も書いていただく子供たちもおりますので、そのような短期間で、このような少人数で対応できるかと、その辺も含めて、今現在、調査研究しているところがございます。

以上でございます。

○今野委員長 小野委員。

○小野委員 要保護の部分はどのようになっているのでしょうか。前倒し支給の点について。

これはきちっと国のほうから来ていると思えますので、その辺、きちっと答えて、検討を重ねているんだと思えますけれども、この要保護と準要保護の部分はきちっと国のほうでも補

助要綱が改正されて、各自治体にも通達が行っていると思いますので、その辺しっかりと協議をしていただいて、できれば要保護、そして、要保護は福祉関係だと思うんですが、準要保護の部分は教育関係のほうでということ、できればこういったところを同時進行で、要保護も準要保護もしっかりと前倒して支給できる体制ができるのであれば、時間はかかってもそういった方向に向けてしっかりと庁内で協議をしていただいて、そういったところ、入学時の支援の部分でちゃんと所得が低いというか、そういった対象になるという方がしっかりとお子さんのために準備とかできるようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○今野委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時ちょうどいたします。

午後0時03分 休憩

---

午後1時00分 再開

○小高副委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

お待たせいたしました。山本委員。

○山本委員 私から前段、財政問題をいろいろ質疑させていただく予定でありましたが、午前中、3人の委員からかなり詳細な質疑がなされ、また、財政課長から大変丁寧な説明があったので、私からはこれで質疑をやめまと思ったんですが、せっかくの機会でありますので、重複を避けて質疑させていただきます。よろしくお願いたします。

まず、財政運営に関する基本的な事項ということで、実質収支が52.6%、それから、前年度比40.9%の減ですけれども、その減につきましては、先ほども財政課長の説明でおおむね理解はしたところでありまけれども、問題は、今後予測される財政構造をどのように分析され、またどのように対応されるかについて、まずお聞きいたします。

○小高副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えします。

今回の決算というのは、歳入歳出ともに大幅な減になりました。これは復旧復興事業の大型事業がおよそ終えんを迎えようとしている象徴的な決算なのかなというのがまず率直な感想でございます。

ご承知のとおり、震災後わずか6年間で非常に大型な施設を市内各所につくりました。特別会計、一般会計問わずでございます。そして、今回、先ほどの実質収支が見かけ上非常に大きく減になったと。つまり、復旧復興関係の予算が1つのベールだとして、それがとれてくるのがこれからの予算決算だと思います。

予算規模については、恐らく平成30年度は、想像ではございますけれども、通常時が200億円の予算だとしたら、恐らく200億円前半ぐらいにまで予算規模としては落ちるのではないかなというふうには想像しております。

こういったときに、その予算の構造としては、これからの通常の予算の中で、今までたくさんつくった施設に対する維持管理関係の経費というのが非常に重くのしかかってくるのはまず間違いないだろうというふうには考えております。そういった予算構造に、普通建設事業からそういった方向にシフトしていくような流れになるのかなというふうには想像しております。

以上でございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 復興創生期間に入って2年目、残り3年となっておりますけれども、だんだん被災自治体でも最終的な仕上げの段階に入っておるということで、財政構造につきましても、本来の形に戻るのかなというふうには考えておりますが、後ほど、人口問題等々に触れまして、詳しくその辺のところを深掘りさせていただきたいと思っておりますけれども、まず歳入構造の分析のところ、資料No.6、8ページに市民一人当り・一世帯当りの財政収支という表がございます。この中で、趨勢比率がそれぞれ前年度決算比率を下回っております。言いかえれば、成長力の減退傾向が顕著であるというふうに推測しますが、この点をどのように考えていますか。

○小高副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えします。

そうですね、趨勢比率、恐らく分母の決算規模の減というのもパーセンテージ的には減になる要因にははっきりとなっているのかなと思いますけれども、あとはもちろん人口の減とい

うのも影響しているかと思います。

以上でございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 ちょっと漠とした質問で申しわけなかったんですけども、最後に課長言われたように、人口減少ということが一つの大きな要因になってくるわけですね。日本経済研究センターの発表でも、宮城県自体の成長率が1.23と、全国自治体ランクで26位ということで、かなり成長率は他の都道府県より低いわけですけども、本市の成長戦略、今後、成長戦略として最重点施策として考えておられる施策は何でしょうか。

○小高副委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 今、本市の今後の成長戦略として最重点の施策ということは何かということをご質問いただきました。

人口が減少するというところでございますけれども、まずは本市の成長戦略といったものでございますが、本市のまちづくりの最上位計画として位置づけておりますのが、まずは長期総合計画でございます。この長期総合計画に基づきまして、市のさまざまな施策、さまざまな分野について活性化の視点でも人口減少対策、抑制対策ということで決めたものが第5次長期総合計画でございますので、これに基づいて施策を実施することが我が市の成長戦略の基盤になるものだというふうに考えてございます。

そういった中、何が最重要なのかということでご質問いただきましたけれども、我々が市として行っている事業につきましては、全て重要な事業だというふうに考えてございます。平成28年度の決算ということでございますので、平成28年度の取り組みとして新たにということであれば、特定不妊治療の事業でありますとか、子ども医療費の拡大、そういったことで、子育て支援を応援することで、例えば保護者の方の就労を促進するという側面もございまして、そういったことで市民所得の向上というのも側面では図られるのではないかとこのように考えてございます。

また、平成29年度におきましては、さらなる医療費の拡大、もしくは塩竈アフタースクール事業、そして塩竈水産品ICT化事業など、産業の面でもそういった取り組みをして、総合的にまちの活性化といったことに取り組んでいるところでございます。よろしく申し上げます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 長期総合計画に盛られた施策云々と言われてはいますが、私はこれは待ったなしだと思っんですね。なぜかと言いますと、平成26年度、宮城県で行った経済センサス、これは平成21年比で事業所数、それから従業員数とも減少になっております。塩竈市ですね。

さらに業種別生産額につきましても落ち込んでおり、震災前までには回復していないわけですが、私が聞いているのは、今後の経済発展のために一定程度の企業誘致施策とかあるいは雇用対策、雇用環境創出、それを踏まえて子育てというものがあるんですね。そういう意味で、やはり産業経済の活性化というのが大きな今後の成長戦略の柱になるべきだし、具体化をしていく必要があるのかなと。それは各自治体でも企業誘致に大きな力を注いでいるという証拠でもあります。

ちなみに、人口減少と財政問題ということですが、2030年までの人口減少率を見ますと、30%以上減少する市町村が35.9%、数にして1,182団体、10%以上の減少になると、実に74%と予測される。これは社人研の発表ですが、本市の人口予測をどのように見ているか、そして、自主財源に与える影響はどうですかと。

ちなみに、第5次長期総合計画では平成32年度の目標年度人口は5万5,000人。ちなみに、8月末現在、人口は5万4,855人、外国人を含むと。既に目標人口を切っておるわけですが、そういうこともありまして、今後の財政運営、つまり、具体的に言えば、地方交付税の落ち込みはどうなのか。そうしないためにも、じゃ人口の減少をここで歯どめするんだという施策についてお尋ねします。

○小高副委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 それでは、政策課のほうから、まず本市の人口の今後の予測といったところのご質問に対してお答えさせていただきたいと思っんです。

今、委員からご紹介いただきましたように、「社人研」のほうでの人口推計によりますと、本市は平成25年3月の推計ということでございますが、平成30年度までの人口減少率22.7%ということで、まず30%以上減少する市町村には入っていないということでございます。

また、本市の人口予測をいかに見るかということでございますが、人口目標につきましては、総合戦略の中で位置づけさせていただいております。平成37年で5万166人、平成52年で4万2,800人、平成72年で3万2,859人ということで予測をしながら、本市の総合戦略ということで、将来の人口展望ということで考えてございます。

今、ご紹介いただきました5万5,000人ということが平成27年の国勢調査の人口で既に下回

っているという厳しい状況でございますが、まずは人口問題としましては、総合戦略の目標としております社会増減の均衡というところにまず軸を置きながら、その目標人口の乖離というものを可能な限り縮減してまいりたいというふうに考えてございます。よろしくお願ひします。

○小高副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 財政に対する影響の質問に回答をさせていただきます。

交付税がどのぐらい減るかというような内容の部分になるかと思うんですが、交付税、毎年、基準財政需要額の算定方法がいろいろ変わりました、単位費用ですとか測定単位等も異動するので正確なところは言えないんですけども、平成28年度ベースでもし仮に測定単位の人口が1人ずれた場合には、基準財政需要額でおよそ10万1,000円ぐらいのずれが出ます。10万1,000円。およそ10万円ですね。そうすると、例えば10万円掛ける人口が、本当に推計の推計の意味なのでそういう意味で捉えてほしいんですけども、人口100人掛ける10万円で1,000万円の基準財政需要額の減が予測されるという意味でございます。

以上でございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 人口減少というのは、これは国内の人口もピークを過ぎてことしから減少傾向にあるというふうに言われて、急激に増加するということが、これはもうなくなるわけですね。ですから、その人口減少をいかに現状に歯どめを掛けるかというのが大きな、これからの行政の課題になると、そういった意味の施策を具体的に示していかなければいけないと。

今言いましたように、1人当たり10万1,000円、1人減れば10万1,000円の基準財政需要額から控除されるということであれば、これは大変な問題です。

それで、経常収支比率98.8、前年度決算より0.8ポイントアップしたわけですけども、これは臨時対策債を除いた経常収支比率は幾らですか。

○小高副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えします。

まず、98.8%、分母のほうに臨時財政対策債も入っての計算になっております。そこから、分母から臨時財政対策債を引きますと104.3%になります。

以上でございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 100%を超えているということで、完全に硬直化傾向が著しいというふうには言わざるを得ないわけですね。そういう意味で、実質公債費比率も10.5%と、これは早期健全化比率の18%以上は一応クリアされておりますけれども、県内比率でも4番目にランクされると。上位にランクされている自治体は、きのうも財政課長言いましたように、被災自治体の比率が大変高くなっているという中で、自主財源の確保というのが非常に大きな課題になってくるといふふうに考えているわけですが、その中で、いわゆる単独事業比率ですね。これも同じくNo.6の資料ですけれども、決算分析指標では0.8ということになっておりまして、歳出総額に占める単独事業の割合は極めて低い数値に毎年推移してきているわけですが、その要因というのはもちろん経常収支比率の高さということでありまして、本市独自の施策を構築するためにも、単独事業の財源確保というものが重要であると思っておりますが、その辺の展望はどうでしょうか、財源確保。

○小高副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えします。

恐れ入りますが、資料No.9の後ろのほうの408ページをお開きいただければと思います。

このページの一番下に単独事業比率の推移がございます。単独事業比率って右側の409ページ側に計算式を書いておりますが、歳出総額が分母で、分子が普通建設事業のうちの単独事業費の割合ということになります。

推移をごらんになっていただくとわかるように、平成23年度から0.5、0.7、1.3、1.0、0.5、0.8というふうに、やはり震災の影響によって単独事業自体がそもそも減っているということをご理解いただければと思います。

これは言うまでもないことですが、復旧復興事業をまずメインとして本市としては取り組んでおりまして、単独事業に関しては、まずは一旦、一定程度セーブをしようという動きがまず1つあるというのはご理解いただければと思います。

以上でございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 今後は復興予算がなくなって、本当にこれまでのような市の財政運営を図っていかねばいけないわけですが、その中での財源確保というのが大きな課題になってくる。経営の基本であります「入るをはかりて出づるを制す」といふようなことも行政を経営していく中では大きな視点かなというふうに考えておるわけです。

そこで、さっき財政課長が言いましたように、維持管理ということをちょっとお話しされましたけれども、話をそちらのほうに移させていただきます。

先ごろ、市のほうでは公共施設等総合管理計画を策定されたわけですがけれども、広報誌の8月号にもこのように掲載して、市民にも広くアピールしたところであります。

実は私にもアンケート調査、どういう基準で選ばれたかはわかりませんが、私宛てにアンケート調査が来ましたので、まだ回答はしていませんけれども、期限はまだですから、期限までに回答します。

その中で、前に財政課長が総務教育常任委員協議会のほうで報告されましたけれども、平成22年から平成26年度までの維持管理の総額は15億7,000万円でした。今後、更新費用を試算した場合に、年間30億9,000万円かかるというふうに計画でまとめております。この場合、普通会計の一般財源、平成28年度58億円ですね。そのうち、震災復興特別交付金19億円を引いて、残り39億円。その39億円のところからさらに臨時対策債の6億円を引くと33億円。そうすると、この一般財源そのものが更新費用に相当する額だと。だから30億9,000万円必要なところに33億円の一般財源を充当せざるを得なくなるということで、全く一般財源が使えなくなると。使途が更新以外なくなるという状況になると思うんですが、その見解はいかがでしょう。

○小高副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 済みません。前段の数字のほうについては、ちょっと私も今まだ確認はできなかつたんですけれども、おっしゃるとおり、維持管理経費は今の現状だと、更新も含めて、そういった意味では大変厳しい財政状況にはなるかというふうに考えております。以上でございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 今、厳しいというご回答でしたけれども、そのとおりであって、厳しいからじゃどうするんだということについては、今後、真剣に考えていかないと大変な事態になると。ですから、午前中の財政課長答弁でそう心配することはないというふうなことを言っていますが、私は極めて、もともと根が心配性なものですから、すごく心配しているということが実感でございます。

そうした場合、いろいろ統廃合とか縮小とか拡大とか廃止とかというふうな提案、方向性が示されておりますけれども、その辺のところの市としてのガイドラインというか、市民にア

ンケートをする、市民会議をする、有識者会議を立ち上げる、その中で議論してもらおうとは  
いっても、やはり、利用する市民にしてみればなくしてほしくないと思うんですよ、全ての。  
ですから、今、学校でやっている月見小学校の長寿命化とか、第三小学校でもやっている。  
それはそれでいいんですけれどもね。やはり、そういったような方向も、場合によっては、  
学校の場合、統廃合と、少子化に伴う統廃合というものが出てくるんですね。

ですから、そういったことを市当局としてある程度の考え方というものを示しながら市民の  
方々と話をするということが大事かなと考えています。その点については、今後どのような  
取り組みをされる考えでいらっしゃいますか。

○小高副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 ご承知のとおり、先日、各常任委員協議会のほうでも一旦ご説明さ  
せていただきましたが、今年度、来年度の2カ年間をかけて公共施設の再配置計画というの  
を策定する予定でございます。アンケートも委員のほうに送付されたようでございますが。  
その再配置計画の中で、統廃合ですとか、廃止も含めてですけれども、そういった議論とい  
うのは当然なされてくると思います。現段階では、実はこれはまだ白紙状態のままでござい  
ますので、どういう方向性化というのは、今はお答えしかねる状態でございます。

以上でございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 再配置計画をこれからつくっていくということですが、実は先例といえます  
か、千葉県習志野市では、市長がトップに立って、バランスシート探検隊というようなもの  
も立ち上げて、そして自分たちの公共施設というものを点検していこうと。その背景にある  
のが公会計、公会計があるんですね。公会計につきましては、前の総務教育常任委員協議会  
でも質問させていただきましたけれども、平成18年の行政改革推進法に基づくところのバラ  
ンスシート、複式簿記・発生主義をベースに現在決算書がこういった形でとりまとめられて  
おるわけですが、さきの大臣通知で、地方公会計の整備促進ということで、平成27年  
度から平成29年度の間固定資産の台帳を整備しなさいと。今、台帳整備の進捗状況はどう  
なっているのでしょうか。

○小高副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 台帳整備につきましては、既に整備済みでございます。平成27年度  
末の段階で整備済みでございます。

以上でございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 そうした場合、従来のバランスシートとか、それから行政コスト計算書とかではなくて、やはり日々の仕分けといいますか、民間のやり方で言えば仕分けというか、やはりものを100万円で買ったら、100万円のものはどういった形で使うじゃなくて、資産として計上され、さらに今度は減価償却ということで費用となる。

それから、単にこれがあるから、じゃ予算をつけて買えやという議論にならないということですので、その辺十分徹底していかなければ、この公会計を導入した意味というものは私はなくなってくると思うんですが、その辺、課長、どう思われておりますか。要するに、担当課のそれぞれの意識改革も含め、研修も含めて、どのように考えているかお尋ねします。

○小高副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えします。

今、単式簿記・現金主義会計の公会計になれ親しんでいる職員たちが、複式簿記・発生主義会計に行くのはなかなかハードルが厳しいというのがまず1つあるかと思えます。国の考えに基づきまして、要はストックですとか、そういったものをきちんと見えるようにしようというのが1つの目的になるかと思えます。

今回の新地方公会計制度の改正、制度というのは、最終的には現金主義会計・単式簿記は1つの柱としてはキープしつつ、その補填的な要は材料としてきちんとそういった複式簿記に振りかえた場合の資料をつくりましょうというのが本来の趣旨であるというふうに私は理解しております。現金主義会計を完全に否定しているわけではないというふうに、まず国のほうでは考えているんじゃないかなというふうには考えております。

その上で、塩竈市としましては、これは他の自治体もほとんどそうなんですけど、通常の日々の収支については日々仕訳はしないで、最終的に決算、3月末で締めて、場合によっては5月末の出納整理も含めるかもしれませんが、その段階での期末の一括仕訳をやる方向で検討をシステム上進めております。

そういったことから、委員から言わせれば、もしかしたら全くその中身なんかもわからない状態での、例えばバランスシートなりコスト計算書なりができるんじゃないかという言い方をされるかもしれませんが、基本的にはシステム上、我々の方向性としてはそういう形で進めようとしております。

以上でございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 まだ財務システムまでいじる必要はないんだというのが財政課長の見解で、これはさきの協議会でもそのように答弁されておりますけれども、やはりその違うところを、それぞれの担当部局で資産というもの、それから減価償却というものの発想をきちんと持った上で事務事業を展開していくということが極めて必要だと思うんです。そういう意味で、逆にいえば、資産を持つことによるリスクというのもこれから大きくなっていくと思うんです。そういう意味での、先ほどの話に戻りますけれども、いわゆる公の財産、施設を持っていることのリスクと。つまり維持管理、そして更新費用が、今後、地方財政に大きな負担となってくるということは目に見えているというふうに私は思います。

ですから、これからぜひ財政課長中心となって、庁内での研修というものを講師として徹底的にやっていただきたいと、それを希望しておきます。

以上で財政問題は終わらせていただきます。

次に、関連して職員研修です、今度は。これは資料No.9の311ページから312ページ。

市長にお尋ねしますけれども、今の時代に求められている自治体職員像というのはどのようにお考えでしょうか。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 端的に言えば、最少の経費で最大の効果を上げる行政を進める職員が求められているものと思っております。

以上でございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 そういう意味では、先ほど申し上げましたように、民間発想、経営という発想でもってこれからの自治体職員は経営していかなければいけないということです。

それで、現在、公務研修所への派遣研修ということで300万円弱の予算が計上されておりますけれども、これで十分だと思われませんか。公務研修所の研修だけで十分だと思いますか。

○小高副委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 ただいま研修についてのご質問でございます。

現在、公務研修所、市町村職員研修所の派遣研修を中心に、階層別研修あるいはその他の専門研修などへの職員派遣を中心に研修を行っております。

また、311ページに記載ございます3番のほうでは、本市の独自研修ということでもさまざまな取り組みを行う中でやっているところがございます。

また、研修とは性質が違うのかもわかりませんが、今、人材育成の手法ということで、人事評価制度、こちらについても目標管理も含めながら取り組みを進めているような状況でございます。

必ずしも、市町村職員研修所への派遣だけで十分かということでは、研修はこれで十分ということにはございませんので、さまざまな取り組みを今後も続けてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 今、課長言われたように、人材育成という視点から研修をしていかなければいけないというふうに考えております。

これを見ますと、自己啓発を期待しておるようではございますけれども、自己啓発はこれは人間として、マズローの欲求5段階説ではありませんけれども、自己実現欲求というのは誰でもあるわけですから、それは別に役所が期待するものじゃないんです。あくまでもやはり、今言ったように、限られたカリキュラムじゃなくて、やはりきちんと独自の人材育成の視点に立った独自の研修というものも必要だというふうに思います。

その辺、私はちょっと足りないのかなと。そういう意味で、今全国の自治体、大きいところも、特に小さいところですね。そういうところでの人材育成というのは、残っているのは人しかいないと。残っているのは職員しかいないと。職員にもっともっと新たな発想でもってやってもらいたいというのが、これが首長の発想で、そういうところが今少しずつ、国にない施策を先例として出し、そして国がそれに対して一定程度の施策として認知しているという実態が結構あります。

その発想は、私もそう思うんですけれども、まず国の制度にないものをやれと。探せと。そして新たにつくれというんです。それから、前例がないところをやれと。そして、先進地事例のないところをやれと。新たな発想を持ってやれと。そのためにだったら予算幾らでもつけてやるというのが、そういったような自治体が今注目されておるところでありますので、「人、物、金」、経営の三要素ですね。人。金は先ほど言ったように、大変な状況になってきたと。物も維持管理が大変だと。残るのは人ですよ。やはりその人をまちづくりのために

育てる。そして、すばらしい仕事をしてもらうというのが私は研修サイドに求められていることだというふうに考えていますし、期待しています。

きのうちちょっと課長さん方の答弁を聞いていまして、そつがないんです。そつはないですけども、一番感じたのは、現場に出ていないなど。そして、教育委員会は学校教育課長が言ったのかな、組織的にほとんど縦割りで、他セクションの声が聞こえていないと。そういったことが感じられました。自分に与えられた職責はこなせるけれども、もっと組織横断的にあるいはまた現場に出て、現場の声というか、そういったことが少ないなどというふうに感じたのが率直な感想でした。これはご意見として申し上げさせていただきます。

それから、資料No.9の112ページ、113ページですけれども、自主防災組織育成事業ありますけれども、ちょっと関連して、今地区別の消防団の数と団員数は幾らでしょうか。

○小高副委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 塩竈の消防団員の地区別の団数と団員数ということでございますが、塩竈市には塩竈消防団と浦戸消防団と2つございます。塩竈消防団につきましては、平成29年7月1日現在の人数になりますけれども84名、浦戸消防団につきましては55名という団員数でございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 過去5年間の推移はどうなっていますか、団員数。

○小高副委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 お答えいたします。

平成25年4月1日の団員数でございますけれども、塩竈消防団につきましては87名、浦戸消防団につきましては65名、合計152名となっております。（「比較して」の声あり）

平成25年度と平成29年の7月1日と比較いたしますと、塩竈消防団では3名の減となっております。浦戸消防団につきましては、平成25年の65名と比べますと、平成29年7月1日では10名の減というふうになってございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 先月でしたか、杉の入小学校で消防団の訓練に出席させていただいておりましたけれども、ほかの一市三町に比べて、塩竈市の場合少なかったのが目についたんですけれども、一市三町ではどのようになっていますか。現在数。

○小高副委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 一市三町の消防団員の数でございますが、多賀城市では定数が200名のところ177名、松島町におきましては250名のところ210名、七ヶ浜町におきましては220名定数のところ194名、利府町におきましては131名のところ118名となっております。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 人口比率からすれば、他市町が大変多くの隊員で構成されているということが顕著で、塩竈市の場合、年々減っているということになっておりますけれども。ここで提案なんですけれども、市役所の、特に新規採用された職員を一定期間消防団に入団していただいて、そして、消防団員の皆さんとかかわることによって一定の信頼関係ができる。そして、有事の際には行政と、もちろん市民安全課も入るんですけれども、消防団員との間の中で連携できると言うんですけれども、それはいかがでしょうかね。もちろん強制はできませんけれども。

○小高副委員長 安藤危機管理監。

○安藤市民総務部危機管理監 今ご提案のありました職員の消防団への加入についてお答えさせていただきます。

消防団の皆様におかれましては、日ごろから日夜災害対応、そして災害時に向けた訓練等に励んでいただきまして、ご尽力をいただいております。

そういった中、本市におきましても、さまざまな形で団員の加入促進に向けて活動してきましたが、ただいま市民安全課長よりご報告いたしましたとおり、ここ10年来、低下傾向が続いているという状況にあります。

今、委員からご提案のありました内容につきましては、県内の自治体におきましても加入の促進に向けてそういった対応を行っている自治体もございますので、今後、それらの先進事例を踏まえまして、本市においてこういった形での職員の消防団員の加入がよろしいのかといった対応につきまして検討させていただければというふうに考えております。

なお、今後につきましても、あらゆる手段で消防団の団員数の確保に向けて努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 実際、県内自治体でも職員を消防団員として派遣ではないけれども入ってもらって、そして実際に活動してもらっている例もございますので、ぜひ職員の消防団への加入という

ものを支援していただければ、また現在いる消防団の方々のモチベーションというものも上がるし、市との信頼関係というものを構築され、有事の際にはそれなりの力を発揮されるのかなというふうに期待していますので、ぜひ実現されるように検討していただきたいと思います。

次に、同じく資料No.9の161ページ、旅客ターミナル管理運営事業についてお尋ねいたします。

施策と成果の中で、来館者が減少する中で賑わいを創出することはできたということですが、その経緯と評価につきましてもC、余り上がっていないということですが、どのようにこれを評価されましたか。

○小高副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 評価Cということのご質問だったかと思います。

まず、マリゲート塩釜の来館者数ですが、震災前、平成21年度については112万人ほどの来館者がありました。平成28年度につきましては、87万人まで落ち込んだという状況になっております。比較しますと、31万人の減ということです。

マリゲート塩釜を訪れる観光客の多くは、松島への遊覧船の乗船客というふうに捉えておりますが、震災後、松島の観光客も減少しているという中で、その影響を受けているものというのが大きいかと思います。

来館者の集客を図るために、松島への観光客以外にも定期的にイベントを開催いたしまして、集客を図っておりますが、開催時は一定の賑わいがあるものの、全体的に来館者数が減少したということでCということで評価させていただきました。

以上でございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 季節、季節でいろいろなイベントをされて、私も何度か伺った経過があるんですけども、たくさんの方々がおいでになっていると。ただ、それがマリゲートそのものの誘客にはつながっていないというふうに私は理解しておるんですが、イベントのないときのマリゲートについて、課長はどのように思われますか。

○小高副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 お答えいたします。

確かにイベントのないというときには来館者数は少ないというふうに見ておりまして、遊覧

船の乗客ということで限定的なものかと捉えております。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 私は週に1回ぐらいですか、避難デッキを通過してマリゲートへ行くんですけども、観光客はいらっやいません。たまに数人の観光客らしい人がいるので声をかけますと、フリーで仙台から来たという方が結構多いんですね。

結局、観光業者にいろいろ聞いて見ますと、今松島というのはなくて、逆に今は仙台、そしてうみの杜水族館、そして岩手あるいは山形、福島と。泊まるのであれば仙台は秋保あるいは仙台市内という流れで、こっちには、こっちへ行ってもその次の展開がなかなか難しいというのが実態のようですね。実際マリゲートには、空き店舗も多いわけですね。それに対して空き店舗対策というか、その辺のところの活動をどのようにされているか、その点はどう把握されていますか。

○小高副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 お答えいたします。

マリゲートの来館者数とともにテナントの稼働率も減少いたしまして、平成28年度におきましては、テナント率が69%ということで、非常に厳しい状況となっているところでございます。

指定管理者である塩釜港開発ではテナント誘致のために、市内または県内各所の企業を訪問したりということで、積極的に動かれているということと、あと近隣市町の不動産会社への提供など、施設のPRを行っているという状況でございます。

以上でございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 今、テナントといっても、テナント料をいかにするかということ、それから、どれだけの購買力があるかということが大きな参入する場合の基準になるわけですけども、どうしても地理的な状況、それから観光客の減少等々からすれば、なかなかテナントとして参入する店舗がないというのが実態なのかなと。ただ、今後どうするかということが大きな問題ですね。そこで、累積欠損金、現在幾らになっておりますか。

○小高副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 累積欠損金ですが、第23期の平成28年度9月決算におきましては、マイナス8億9,789万1,000円ということでございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 約9億円の累積欠損があるわけですけれども、これに対する償還計画というか、そういうところを今後どうしていくかということは具体的な計画はお持ちでしょうか。

○小高副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 欠損金の償還計画ということでありますが、毎年少しずつ、黒字で今経営しておりますので、それによってほんの少しずつですけれども、この欠損金を解消していくということではお聞きしております。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 完済時には我々はもうこの世にはいないわけですけれども、例えば減資をして、そして県と協議してこの第三セクター方式をやめるとか、そういったような大胆な発想でこの問題に取り組まないと、私はこれはまた負の遺産として次代に引き継ぐ結果になるのではないかなという、大変憂慮しています。

課長来たばかりでこういう大きな問題を聞かれても困るかもしれませんが、現状はそういう現状だということだけ、まずご理解していただいて、今後、仕事をしていただきたいというふうに考えています。

それから、せっかくですから教育委員会に。資料No.9、218ページ、学力向上パワーアップ事業ということですが、繰り返しになりますけれども、直近の学力テスト、全国平均、県平均、比較して、本市の評価はいかほどだったでしょうか。またその成果はあったでしょうか。

○小高副委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 それではお答えしたいと思います。

直近のということで、平成29年度の全国学力学習状況調査結果が出ております。全体的に見ますと、小学校6年生、中学校3年生の算数、数学、国語になりますけれども、全国平均には残念ながら至っていないということになっております。

このテストですが、平成19年からスタートしております、今年度まで見てみますと、ちょっと年度によってアップダウンがありまして、いいときには全国平均まで達するときもあるんですけれども、なかなかそれを常時右肩上がりを超えるということはなかなかできないというところが現状となっております。

また、これまでの学力向上に対する施策等につきましては、教育委員会で作りました点検

評価の6ページ、7ページに、全体像として平成28年度までこのような取り組みをしたというのをまとめてございます。この中に成果と課題も書いてございますので、あとごらんいただければと思います。

また、これにつきましては、平成29年度から大幅に学力向上についての取り組みをシフトチェンジしております。小中一貫教育が今年度からスタートしておりますので、その中核に第4次の学力向上プランというものをつくりまして、その中で授業改善を中心に、子供たちに本当の学力をつけるというところで今取り組んでおりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 先生方は日々、時間外もちょっと問題になるぐらいの時間数でやっているというのは承知しておりますけれども、やはり、子供たちにしてみれば、勉強したくなる環境づくりというもの、例えば地域産業、塩竈市は水産のまちでありますので、水産に携わっている方々、担い手の方々を講師に選ぶとか、あるいは現役をもう卒業されていらっしゃるOBの方でも、もう大学の教授をなさっていたり、先生をされているとか、結構いらっしゃるんですね。そういう方々を招いての講師というものもいいのかなど。つまり、地域でもって、家庭はもちろんですけれども、地域でもって子供を育てるというふうなことでやっていけば、また違うのかなということ、今後に期待したいと。

実は、これは私と土見委員が、秋田の皆瀬村を視察させていただいて、それをつくづく感じたんですね。ですから、勉強しろ勉強しろと尻をたたきただけじゃなくて、やはり勉強したくなる環境というものをつくっていただければなど、それだけ期待申し上げて、私の質問を終わります。大変ありがとうございました。

○小高副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我委員 お疲れさまでございます。午後の2番目で質問をさせていただきます。

財政の関係は大分いろいろ質疑がありましたので、全部わかったわけではございませんけれども、およそつかんだという感じでございます。

ただ一つ、私が気にしているのは、第三次塩竈市行財政推進計画、これでは平成26年度から平成31年度まで、私たち議員に41億9,900万円の財源不足になるという、そういう見通しフレームを示してきたわけでありまして。

志子田委員も言われるとおり、もう頭の中にとにかく赤字なんではないか、全部そういう関係で心配する質疑が多いわけですが、結局、平成27年度はこの財政フレームで行きますと10億8,300万円、平成28年度で7億7,400万円の財源不足が、実際には改善というか、こういう不足ではなかったと私は見ているわけですが、これ、このままこの財政、41億円も赤字になるよということをそのまま引きずってやっていくのかと。やはりこれはもう見直しして、今の平成28年度の決算を踏まえて見直ししていくべきではないかと思うんですが、その辺はどのように考えていますか。

○小高副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えします。

今、委員おっしゃった第三次塩竈市行財政改革推進計画の中にある財政見通しの話でございました。財政見通しに関しましては、行財政改革推進計画をつくった後に、毎年11月の各常任委員協議会におきまして、各委員にローリングをした状態の数字をお示ししているはずでございます。直近ですと、昨年11月に出した中で、今後5カ年間で素の状態でのまま財政運営をした場合に15億1,300万円の収支差が出るよと。ただし、それに対して各種財源対策、基金の繰り入れなんかも含めますけれども、財源対策をすることによって、今後5カ年間はきちんと財政運営は問題なく運営できますよと、そういった趣旨のものの財政収支見通しでございます。

先ほどの四十何億円に対して、今はまず15億1,300万円という数字がまず1つあるというのと、あと素の状態でもって出ているこの数字がひとり歩きするのは非常に我々の考えるところとちょっと違うところがございますので、あくまで財源対策をして5年間はきちんと大丈夫ですよという意味合いの資料であるということをご捉えていただければと思います。

以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 素の状態であれば15億1,300万円だけれども、そういった取り組みをしていけば大丈夫だと。そういう取り組みというのは何かというと、今まで言われてきたことは、私は職員の定数削減であったり、普通建設事業を抑えたり、道路維持管理、公園などのそういう予算もできるだけ極力残すような予算を組んできたのではないかというふうに思っているわけです。そういう点で、行財政改革を見直しながらも、やはり先ほども山本委員が言われましたように、予算を削るだけでなく、やはり使って、雇用もふやして、地域の仕事も興して

循環するやり方をすべきだというふうに私は思っているんですが、そういう点でちょっと人件費を見ますと、人件費というのもちよっと聞きたいんですが、よく義務的経費の人件費というのは、こういう決算を見ると、給与とか賃金とかそういうものがあるわけですが、ちなみに義務的経費の人件費というのはどの部分に当たるものなのか、教えていただければと思います。

○小高副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 義務的経費というのは、文字どおり、必ず支払わなければいけないもの、通常に職員たちの給与、その人件費の部分になるかと思います。

以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 そうしますと、631人の方々が職員だと言われていますから、この部分の人件費を指すのだと。そういう点だと思いますが……

○小高副委員長 曾我委員、済みません。資料ナンバーをお示しいただきたいのですが。

○曾我委員 これは普通の4指標で言っているわけですが、人件費というのはどういうふうに見ているのかということで聞いているわけですが、資料についてはNo.23の7ページ、職員数と臨時職員数の状況を出していただきました。平成28年度は任期つき職員6名、再任用職員が6名の12名を含めて631名と。臨時職員は466名と。つまり、割合で言いますと、正規職員は57%、臨時職員は43%ということになるわけですが、こういった状況を財政のほうではどのように見ているのか、お伺いしたいと思います。

○小高副委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 職員、正職員と臨時職員の割合ということの中でのお話でございます。

これまで、委員からもお話がございましたように、本市は行財政改革推進計画の中で職員定数の適正化というものに取り組んでまいります。今後も職員定数の適正化ということにつきましては取り組みを進めていく内容となっております。

また、その中で業務の効率化という観点から、例えばですけれども、業務の委託化、アウトソーシング、指定管理の導入というところとあわせて、例えばですけれども、窓口部門あるいは定型的な業務というところにつきましては、多様な雇用形態を活用していくという方針を定めてございます。その一環といたしまして、臨時職員の方々を専門職種であったり

あるいは定型的な業務ということで雇用を促進している状況がこの状況というふうに捉えて  
ございます。

以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 多様な雇用形態をつくっていくということですが、それで、資料No.23の52ページか  
ら55ページ、給料、職員手当、共済費の時間外手当ということで出されております。平成28  
年度の時間外勤務手当というのは、一般会計、ここでは金額しか示されておられません  
が2億1,662万円、交通事業では304万円、魚市場事業では62万円、下水道事業で440万円、介護保険  
事業で348万円、市立病院事業に5,449万円、水道事業で907万円、合わせますと2億9,000万  
円台の時間外手当だということになるわけです。

先ほども質疑の中で、平成27年度は11万3,324時間、平成28年度は8万8,112時間、月々に直  
して22.8時間、21.6時間とっておりましたが、これは異常な働き方というか、大変な働き  
方ではないのかなというふうに心配するわけですが、先ほど答弁された中には、平成27年度  
よりは改善してきているというふうな言い方をしておりますけれども、これらの状況をどの  
ように受けとめたらいいのか、お伺いします。

○小高副委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 時間外数についてのお尋ねでございます。

先ほどご答弁申し上げましたとおり、平成28年度では21.6時間ということでお話を申し上げ  
ました。一般的に時間外労働につきましては、労働基準法の中では年間360時間を超える場合  
には労使、いわゆる「三六協定」というものでございますが、それを締結しながら、それを  
超える時間外数は定めていくというような状況になってございます。それを月で割り返しま  
すと、月30時間というのが1つの目安という捉え方はできるかと存じます。

先ほど申しました時間数につきましては、全職員の平均ではございますが、組織的には平均  
20時間前後という状況でございますので、適正な範囲であろうというふうに捉えてございま  
す。

以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 そういっても、やはり、できるだけ通常の時間で職員が帰れるような状況をつくる  
べきだというふうに思いますが、とりわけこういうことが考えられないのかな。全体の業務

を非常勤と正職員で合わせて仕事をしていると。だけれども、非常勤のほうは残業をやっていくわけにはいかないだろうと。残された職員631人なんだろうけれども、管理職の方々はそれは幾ら残業しても残業代に、超過勤務には当たらないんだと思いますね。でも、パートさんたちも行った仕事を、さらに残っている職員が整理したり、事務事業をもう一回チェックしてみたりとか、そういったことで、それがここの数字になっているんだろうと思いますが、やはり、そういったやり方を改善しないと、もうここではやっていられないと、定年退職前にもう疲れ果ててやめるとか、そういった方々も出てきているのではないかと心配するんですが、普通の退職時期を迎える前に、早目にやめた職員というのはいるか、どれぐらいいるのか、あるいはメンタル的な疾患になっている職員がどれぐらいいるのか、お伺いしたいと思います。

○小高副委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 定年前に退職される職員の方、当然、さまざまな形でいらっしゃると思います。自己都合等々含めての退職者がいると。申しわけございません、手元に資料がございませんので、正確な数字はお答えできませんけれども、そういう状況でございます。

また、メンタル的な疾患になっている職員の数ということでございますが、30日以上 の病休をとった中でのいわゆるメンタル的な疾患により長期に休んだ者ということでは、平成28年度21名の方がいらしたという状況を捉えてございます。

以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 21名というのは、塩竈の市役所の中でどんな割合なんですか。こんなのは、21名ぐらいメンタル的な疾患になるのは割合的に通常な状況にあるのか、いやこれはやはり大変な状況だと捉えているのか、その辺についてお伺いします。

○小高副委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 21名が多いかどうかというところでございますが、震災を含めて、宮城県内の他市町村含めて、メンタル的な疾患がふえているというような状況は間違いなくございます。先ほどお話し申し上げました時間外数もふえている状況が続いていたというような状況もございます。

そういった中で、本市の状況でございますけれども、平成28年度21名の方、精神的な疾患で病気休暇という状況にはなりましたが、現在、治療を続けながら復職をいただいている状況

が続いてございます。そういった職場でのケアあるいは人事的なケア等続けながら、一日も早く職務に復帰できるような環境づくりを今努めているところでございます。

また、そういうメンタルの疾患の予防といたしましては、やはり時間外の勤務の超過勤務を少なくするという取り組みも必要でございますので、全庁的に、まず時間外命令の事前命令を徹底しながら、過度な時間外を行わないというような取り組みを全庁的に進めております。

また、ノー残業デーという取り組みを毎週水曜日に進めながら、早期退庁というところに努めてございますし、また、リフレッシュを図るという意味から、年休の取得促進というものも職場を挙げて現在取り組んでいるところでございます。職員がやる気を持って働けるような職場づくりに今後も努めてまいります。

以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 もう一つ聞いておきたいと思ったのは、それぞれの職場に課長さん、職員がいます。そこに何人か非正規雇用の方が働いているんだと思いますが、その業務の範囲はちゃんとすみ分けされているのですか。それとも全くそれはなくて、今はもうパソコンの時代だから、若い方はエクセルでもワードでも何でも打てるような技術は持っていると思うんだけど、ただ非正規雇用の仕事と公務員がやるべき仕事と、その辺はどんなふうなすみ分けになっているのでしょうか。

○小高副委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 全体的なお話ということになるかもわかりせんけれども、基本的には臨時職員、または非常勤の職員の方々には事務的な補助をお願いしているということでございますので、本来、職員がやるべき業務、これについては正職員が担っているものというふうに理解してございます。

以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 なお、現場についてしっかりと把握されて、行き過ぎのないような取り組み、そして管理職の方々も本当に過労死にならないように、やはりそういった支援をきちっとしていただきたいと思います。

それでは、具体的な現場のほうを見てみたいと思います。

資料No.23の9ページ、保育所になります。資料を出していただきました。正規職員は全体の

43%、育休の方があっても、昨年よりは体制は少なくなっていると。依然として5対5という状況ですが、前段でも質疑もありましたけれども、来年度に向けて保育士さんを募集してもなかなか集まらないという常任委員会での課長のお話だったかと思いますが、きちんとした正規雇用で募集しているのかどうか、その辺についても、そして来年度はどのような見通しを持っているのかお伺いします。

○小高副委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 採用計画ということですが、全体の職員の採用計画に基づきまして、事務職ですとかほかの職員の採用にあわせて保育士の採用も来年度行うということをお伺いしております。来年度についても保育士の正職員の採用試験のほうを実施する予定になっておりますが、正職員の数につきましては、今年度と同程度の数を維持するというところで、それに合わせた採用人数になるということは聞いております。

以上です。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 同程度だと、やはり未満児保育も含めてですけれども、やはりきちんとした体制をとることが待機児童をなくすことにもつながるんだろーと思いますから、そういう点では財政課も含めまして、きちんと正規保育士が採用できるように、一層の努力をここで求めておきたいと思っております。

放課後児童クラブですが、11ページになりますが、支援員の時給1,000円、補助員が800円ということで委託したというふうになっています。実際に、今、平成29年度からですけれども、委託業者に委託をしているわけですが、これ全体の。塩竈市が決めた時給1,000円あるいは補助員が800円というのは、きちんと守られているというふうにつかんでいるのかどうか。この辺についてお伺いします。

○小高副委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 こちらの資料No.23の12ページに載っております平成28年度の支援員、それから補助員の時給単価については、昨年度までは直営でこちらの事業をやっておりましたので、市の賃金単価ということで1,800円ということになっています。

そして、平成29年度からは指定管理者制度が導入されております。そちらについては、事業者のほうに、職員の賃金単価についてはお任せというか、事業者のほうが決めることにはなっておりますが、職員がきちんと生活できるくらいの賃金となるようにしてほしいというこ

との要請はしております。

以上です。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 私の聞くところによりますと、この単価ではないと。これよりも下がっているというところでございます。

先ほども全体に事務も含めて委託化あるいはアウトソーシングとか言っておりますけれども、実際に放課後児童クラブでは、この単価より下がっているというふうな状況です。だから、委託化すれば後はいいんだということにはならないと。この地域の方々の雇用や賃金を保障する上では、市が直接出すということではない。それは委託契約でやっていますけれども、その部分もちゃんと把握していくようお願いしておきたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、続いてですが、学校給食の調理員のほうをお伺いしたいと思います。これも13ページに資料を用意していただきました。

平成28年度は正規職員16名、非常勤職員16名、正規職員は半分と。前は非常勤職員という人がいたわけですが、月額の方がいなくなりました。それで、やはり今、ちょっと話が飛びますが、子供の貧困とか、子ども食堂だとか、さまざまなことがいっぱいテレビでも新聞でも報道されています。そういった中で、やはり自校方式で、子供たちの見えるところで温かい給食をつくるということは非常に今の時代には改めてきちんと位置づけをしていく必要があるのかなと思います。そういう点でも、この部分でも教育委員会だけで一生懸命そう思ってたなかなか予算がつかないという状況もあるかもしれませんが、当局に保育所、放課後児童、学校給食の調理員など、きちんとした予算をつけていただくように重ねてお願いしておきたいと思います。

本当は、学校給食はこれからどうなるのかということは、全く議会では聞こえてはなくなっていますが、やはり、各学校に今民間委託化も徐々に人がいなくなって進んできているわけですが、やはり、大災害時のことも考えても、今度防災センターをつくって、あそこに浦戸の人たちが寝泊まりできるなんていうものをつくったわけですが、やはり、各学校が避難施設、避難所となるわけですから、そういった広い視野できちんとこの学校給食調理室とかも含めて位置づけをしていくべきだなと思っているので、それは要望というか、私の気持ちを述べさせていただきます。

次に、建設部の各課の職員数と技術職員の状況をいただきました。46ページです。建設部の各職員は62名、1名減の61名だそうであります。技術職員は前年度より1名減って20名。この中で、この20名というのは非常勤だとか臨時的任用職員は含まないでの正規職員の技術職員と捉えていいのかどうか、その辺をお願いします。

○小高副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 定数としてカウントされる分ですので、おっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○小高副委員長 もう一度よろしいですか。末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 おっしゃるとおりでございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 そうすると、建設部の中には正規職員でこういった技術職員がいるということではないわけですね。ありがとうございます。ぜひこれもきちんと、何かあったときに何もできないと、事務しかやれないやというのでは、やはり心細いし、何かあったらそういう体制がとれるように技術職員も確保していただくようにお願いします。この部分は終わります。

続きまして、再資源化対策、ごみ処理事業についてお伺いしたいと思います。

これは資料No.9、主要な施策の196ページから199ページ。資料No.8の事項別明細書では107ページからになります。先ほども志子田委員も言いましたように、なかなか9ページを見ましても、これが事項別でどこに書いてあるのかというのがわかりにくい資料になっています。例えばNo.9のところで見ますと、199ページの一番上の財源内訳、(1)が歳入、(2)が歳出。じんかい中倉清掃工場管理、これが3億476万2,000円。これがこっちの資料No.8の108ページあるいは110ページの中で、この3億という数字はどこに当たるのか教えてください。

○小高副委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、主要な施策の成果、199ページの上段にあります歳出の内訳ということでございます。まず、資料No.8の107ページをごらんいただきたいと思えます。資料No.8の107ページと108ページになりますが、まず第4款衛生費第2項清掃費第2目の塵芥処理費というところがございます。その支出額の合計が2億1,280万2,726円とございます。この塵芥処理費の中に、やはり細事業として分かれている部分がございます。まず、

この塵芥処理費の中に市のほうで会計処理する際に事業を細かく分けている部分があるんですけれども、その塵芥収集事業ということで予算を組んでいるところがございまして、その合計額が4,746万9,981円ということで、この塵芥収集費のところは6,747万円ということで記載させていただいたものになります。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 なかなかわかりにくいものになっているということだけ、今回はそこでとどめておきます。

それで、要は、じゃ資料の59ページ、環境課が行った委託事業ですが、まず1つは、生活ごみ収集運搬業務は共同企業体に1億3,500万円で委託しているということになっています。それでお聞きしたいのは、共同企業体というのはどういう事業者が入っているのかお伺いします。

○小高副委員長 木村環境課長。資料No.23の59ページでよろしいですね。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、生活ごみ収集運搬業務共同企業体、こういった事業者があるかということですがけれども、市内にはごみの収集許可事業者が4事業所ございます。そのうちの3社がこの生活ごみ収集運搬業務共同企業体というものを組織しまして、現在、収集運搬を行っているということでございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 共同企業体には4社が入っていると。

○小高副委員長 3社です、3社。

○曾我委員 3事業者が入っているところへ生活ごみはお願いしているのだと。市内ですね。そういった事業者が、パッカー車が動いているわけですが、資源物選別回収業務はその資料からいきますと、有限会社宮城リサイクルセンターに5,778万円で委託する。浦戸の生活ごみも粗大ごみも株式会社豊島に5,238万円で委託していると。廃棄物埋立処分場、つまり中倉処分場の施設管理業務は協業組合塩釜清掃センターに1,512万円で随意契約で委託されていると。ペットのことが出ましたが、それらも含めて焼却場の業務委託は単価契約だそうですが、これも協業組合塩釜清掃センターに145万4,544円で随意契約で行っているというふうになっています。

それで、私が思うのは、この共同企業体に入っている3社の中から1社だけが中倉と清掃工場を随意契約でしていると、こういったことで、法律上というか、協業体というのは建設工

事でも何でも協業体というのを使うからですが、この協業組合というのはどういう事業者が入っているんですか。

○小高副委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、協業組合にどのような事業者が入っているかということとございますけれども、今現在ございます協業組合塩釜清掃センター、こちらのほうは、以前、し尿処理を行っていた事業者でございます。以前、し尿処理を行ってまして、昭和50年以降、下水道の普及に伴いましてし尿くみ取り業務が縮小していたということで、それらを背景といたしまして、し尿収集運搬業の許可業者数社が一緒になりまして協業組合を設立したという経過がございます。そういった内容で、今現在、このような協業組合で事業を行っているということとございます。

以上です。

○小高副委員長 よろしいですか、曾我委員。

○曾我委員 協業組合ですから、組合がいるわけですね。3人とか4人とか5人とかで組合をつくっているんですから。それはあるんですか、形として。（「ちゃんと構成員を言ったら」の声あり）

○小高副委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、し尿の当初ございました3社が合同して協業組合を設立したという。（「4社だよ」の声あり）4社ですね。

○小高副委員長 静粛にお願いいたします。

○木村産業環境部次長兼環境課長 大変失礼いたしました。4社でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 4社はちゃんと事業所とか名前とか電話番号とか、それぞれちゃんとあるんですね、今でも。その昭和50年ごろ協業したと言われていますが、今もこの協業組合という名前を使っているわけですが、その実体があるのかということなんです。それは木村課長は行ったばかりでいろいろ大変だと思うんですが、いずれそういうこともちゃんとチェックしていかなければならないのではないかと考えています。

私が一番問題視しているのはその委託のあり方ですよ。さっき言ったように、片方では協同組合の中に入っておいて、またこっちの仕事も一緒にやりましようやという、何となくわかるんだけど、ある事業者だけがもう随意契約で、しかも最終処分場となる中倉埋立処

分場。燃やすほうもそこに入っていると。しかもそれを塩竈市が、技術があるとか何かあるかもしれないけれども、やはり、市民から見たら、一般競争かあるいは地元業者を育てるという観点でどうするかと。私も協業組合とかいろいろなのわからなかったから、インターネットで調べていろいろ協業組合とは何ぞやとか、共同企業体というのはどんなのかというのを調べただけけれども、いずれ、やはり地元の行政側のアドバイスやチェックやそういったことをやっていかないと、またまたさまざまな問題を起こしかねないと。であればいつそ一般競争入札で公平に、よく内形副市長も言いますけれども、一般公募でやるとか、いやこういう業者は地元のやつを育てようというのであれば、その辺は明確になるようにすべきだと思っています。その辺は何か考えがありますか。

○小高副委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、塩竈市清掃工場、それから中倉埋立処分場、現在、協業組合塩釜清掃センターが市からの委託を受けて運営管理を行っておりますけれども、まず塩竈市清掃工場、それから中倉埋立処分場にはそれぞれの技術管理者というものを必ず置かなくてはならないということが1つございます。まず、そういったこともありまして、技術管理者がおります塩釜清掃センターのほうに委託しているという1つの理由もございます。そういったことで、塩釜清掃センターのほうに委託しているということでございます。

以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 技術者がいると、ほかはいないんだということなんですね。

それで、清掃工場のほうがちょっと気になるんです。清掃工場というのは24時間運転しているわけですがけれども、市の職員もいるし、委託した人、業者も入っていると。水道部の場合、委託した場合に仕切りがあって、窓口業務はこちらさんですよとか、分けているんですよ。清掃工場というのは炉が1つで、1つだか2つだかわからないけれども、とにかく燃やすのが1つで、そこに市の職員も入り、随意契約した業者も入っていると。

それで、指揮命令とか仕分けとか、そういったことがごちゃごちゃになっているのではないかと、何というか委託のやり方の中でそんなやり方がいいのいかどうかということも考えられるわけですが、その辺は問題ないんですか。

○小高副委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、清掃工場でございますけれども、まず24時間ごみを焼

却するということをございます。24時間焼却するには、やはり交代制で実施するという  
ことで、現在4班体制で焼却を行っております。そのうちの3班については委託、それから残り  
1班については市の直営で実施しております。

その4班体制、1班当たり4名で勤務しておりますけれども、そのほかに、やはりいろ  
ろと指示を出す者が、日勤者がおります。市のほうも2人置いておりますし、清掃センターの  
ほうでも置いておるということをございます。そういった部分で、意見のやりとりとかそう  
いった部分については連携しながらやっているというような状況をございます。

以上をございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 1つのことを一生懸命するのだから、それは連携してやるんだけど、随意契約、  
委託契約しておいて、その辺はごちゃごちゃとなつてはおかしいのではないかと  
いうことな  
んですよ。だから、その辺は法的に問題がないのか、もう一回検証して  
いただきたいなと思  
います。

じゃこれはこの辺にしておいて、次に入ります。

災害復興交付金事業をございます。資料No.9の358ページ、安全な地域づくりに  
関して言  
いますが、まず前段での関係で、財政の関係で言いますと、これから借金返  
済、起債、復興事  
業での借金返済もあるというふうなことも言っていますが、まず一番大き  
かった災害公営住  
宅は、災害によってつくった建物で、それはおおむね100%とは言わ  
ないけれど、返済が  
ないはずだと私はずっと思ってきました。借金返済ね。何があるかとい  
うと、この330ペ  
ージの資料を見ますと、1つは災害援護資金貸付金1,290万円市債、  
朴島の小規模住宅  
ですかね、10億2,870万円、公共下水道1,180万円、それから、  
災害復興交付金の  
関係で4,790万円と。これらが平成28年度で出されている市債と  
言われるところを  
拾ったわけですが、こういったものの中の返済が始まると受けとめて  
いていいのかどう  
か、その辺をお願いします。

○小高副委員長 曾我委員、もう一度資料の該当ページの詳細をお願いします。

○曾我委員 資料No.9ですね、358ページの安全な地域づくりという復興  
交付金事業です  
から、そちらに載っていますね。

○小高副委員長 358ページですと、新浜地区漁業集落防災機能強化事業  
ということに。

○曾我委員 資料No.9じゃないか……、340ページですね。

○小高副委員長 340ページ。

○曾我委員 ごめんなさい、復興交付金事業でしたね。ずっとその事業の中に。市債がありますね。だって市がつくった資料だよ。まあ、朴島、まずそういうところに市債とか書いてあるのが、そういうのがそうなのかということで質問したわけです。

○小高副委員長 341ページの災害公営住宅整備事業のところよろしいですね。

○曾我委員 それで、時間がないので、その辺もちょっと整理して、これからですよ、借金が残るんだと。相当な震災を受けて復興事業をやったというふうにするわけですが、誰もが。じゃ実際の借金返済はどうなのかというのを1つ1つ事業ごとにこういう計画だというものを、もしつくれるのであればちゃんと示してほしいなと思います。それから、残されている事業はどれだけあるのか。

もう一つ言いたいのは、西塩釜駅の通路の利用のためのエレベーターは、あしたは復興副大臣だか来るといふことなだけで、一体その見通しがどうなのか。その辺について聞いておきたいと思います。

○小高副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 では市債の部分だけかいつまんでご説明します。

ご承知のとおり、災害公営住宅で非常に大きな地方債を発行しました。これは地方債現在高にももちろん積み上がります。けれども、もしかして委員が意識されているのは低廉化の補助の話なのかなと思います。（「いや違います」の声あり）あ、違う。わかりました。（「建物に対する起債」の声あり）建物に関しては87.5%が復興交付金が充当されて、残り12.5%が地方債を発行しています。なので、もちろんその地方債に関しては地方債現在高には計上されることになるんですが、公債費ももちろん出てくるんですが、それに対する財源というのは、低廉化の補助が地方債の元利償還金に充当することができますので、災害公営住宅ですから、なので、実際的な一般財源としての負担は、後年度はしばらくありませんよというのが中身になります。

以上でございます。

○小高副委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 あわせて、西塩釜駅エレベーターについてご質問いただきました。

前回もお答えしておりますが、引き続き今現在も復興庁、宮城復興局を通しまして要望を続けて、引き続き協議をしてございますので、そういった状況でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 次は、子供の歯科検診についてお伺いします。

特に、教育委員会の点検評価報告……

○小高副委員長 資料番号をお願いいたします。

○曾我委員 38ページ。

○小高副委員長 ありがとうございます。

○曾我委員 塩竈市教育委員会点検評価報告、38ページむし歯ゼロに向けた取組。平成28年度の結果では、小学校で65.8%、中学校で72.3%となっています。学校で給食後の歯磨きの実施、年一、二回の染め出し検査、治療の必要な児童の保護者への通知等、学期末に再度の治療をお願いしている。

ある学校の校長先生は、子供の医療費が無料になったと。だから、やはり親御さんに夏休みに入る前にちゃんとお知らせして、これを大いに活用といたら変だね。国保のほうも、例えば大変だけれども、やはり、虫歯をゼロにしていくという取り組みをやっていこうと。ここでも書いてあるように、全国平均を上回りたいというふうにも書いてあるわけですが、ぜひそういった取り組みを私もそうかと。子供の医療費無料だと。しっかりした歯をつくっていくということは将来にとっても大事なことから、これは非常に重要なことだと思って読んだわけですが、教育長の見解をお伺いして終わりにしたいと思います。よろしくお祈いします。

○小高副委員長 高橋教育長。

○高橋教育委員会教育長 まさにそのとおりだというふうに考えております。

学校によっては毎年、表彰を受けるぐらい非常に進んでいる学校もありまして、そういった学校を見習うようにということで校長会等でも指示しておりますし、各学校で給食後には必ず歯磨きタイムで歯磨き等もしているところではあるんですけども、今ご指摘のとおり、医療費無料にもかかわらずなかなか歯科医に行けないという家庭もあるやに聞いておりますので、なお啓蒙を図ってまいりたいと思います。

○小高副委員長 志賀勝利委員。

○志賀委員 私のほうからも何点か質問させていただきます。

まず初めに、資料No.9の152ページ。きのうも土見委員から質問が出ておりました塩竈水産品ICT化事業についてちょっと質問させていただきます。

この資料No.9の最初に、「はじめに」として15行目ですか、「水産加工業者の皆様が活力を

取り戻せるよう地方創生加速化交付金を活用して塩竈水産品 I C T 化事業を実施し、初年度となる平成28年度では、塩竈水産品協議会の発足や本市で製造される水産加工品のデータベース化等による水産加工品 P R サイトの開設などを支援し、流通の効率化・販路拡大を目指して水産加工業の振興・再生を図る取り組みに着手しました」とうたっております。

文言はまことに立派です。この前の6月定例会も、「このホームページについてできればどうでしたか」と、たしか担当の課長と市長にお伺いしたところ、「非常に素晴らしいできである」というお話もいただいております。

私、ずっと6月以来そのホームページを検証してきました。そうしましたら、一番初めには52社が登録して複数商品を掲載したのが1社だけと。7月19日には52社は変わりませんが、商品が76商品になって複数登録しているのが5社。8月31日にも登録商品は変わらず76品目で複数登録5社と。先日、9月19日にチェックしましたら、1社だけが5品目から7品目ふえてトータル78品目で、複数登録社が5社という状況の中で、52社のうち5社だけが複数登録して、あとは1品目だけ登録しているというような状況を見たときに、私もちょっとホームページを見て、何だいこれとは。3,000万円以上もかけてこれかと、見てがっかりしたわけですが、多分この5社以外の47社の方々は、このホームページに魅力を感じていらっしやらないがためにこういった登録商品がふえていないのかなと。二、三社、オーナーにお聞きしたら、これじゃだめだよというご意見もいただいております。そういったことで、このホームページ、これだけ金をかけてつくったわけですが、このままでいくと、土見委員心配しているように、無用の長物になりかねない。そこで、やはり行政としてどうてこ入れしていくおつもりなのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○小高副委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 水産品の I C T 化の部分で、委員おっしゃいますとおり、なかなか登録のほうも伸びていないというところで、魅力がないんじゃないかという厳しいご指摘をいただきました。

まず1つあるのは、こちらの活用という部分ではまだ非常に動きが弱いという部分がございます。そこは委員ご指摘のとおりだと思っております。あと、登録をするという行為自体がなかなか皆さんお忙しい中で、初期の部分についてはこちらのシステムをつくった事業者なんか登録のほうをかなり手伝ってやりましたので、そこで1点の登録はできたんですけども、その後にさらにふやす、商品を変えるという作業がなかなか得手ではない方たちもい

らっしゃると思います。そういう方たちに向けた使い方ですとか更新の方法とか、そういう部分を丁寧に説明しながら、より活用いただけるように、またこのホームページを活用しての商談の機会を創設できるような、そういったアクションもこれから起こしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 今、課長がおっしゃったようなことを私は最初に言ったはずですよ。なれていないんだから、ちゃんとフォローアップしないといけませんよ。現実、3カ月たって、現状のままですから、まず気合いを入れてやってください。

それと、塩竈市のホームページ、第1面のバナーにこのPRサイトを掲載し、最初に検索できるようにしたらどうですかというお話も申し上げたはずですが、今現在、まだそういうことはなされておられませんのでぜひ、何か見ていると、一番初めのバナーに8点ぐらい入る予定になっていると言っていたんですが、今のところ6点入っていて、有料みたいな感じの場所なんですけど、そこを無料でやはり塩竈市としてここに掲載していくというくらいの意気込みをぜひ見せていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○小高副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 お答えいたします。

トップページのバナーということですが、ちょっとホームページ担当のほうにはお願いしたんですけども、なかなか現時点では難しいということで、ホームページの中の産業というところにリンクということで張らせていただいております。今後、施策担当課とも協議していきたいと思っております。

以上でございます。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 この件は去年からやっていることで、つくる最初からこういうことを想定してやらなきゃいけないわけですよ。指摘されてからホームページに載せるのを検討するなんていうことでは、まことにお粗末きわまりないと私は思います。もうちょっと気合い入れて、やはり水産振興を取り組んでいただければなど、本当に時間ないですよ、塩竈市の水産業界。それだけ今逼迫しています。ですから、ぜひともそのところお願いいたします。

それと、同じ資料No.9で171ページですね。ここに重点分野雇用創造事業というものがある

わけですが、その中で塩竈市事業復興型雇用創出事業の6社17人。金額的にはわずかなんですが、この6社と事業内容をちょっと教えてください。

○小高副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 6社の事業内容ということですが、（「名前もね」の声あり）名前ですか、はい。以前、市の産業政策ということでご活用いただいた事業主に対しまして、雇用を継続されたということで、今回の雇用創出事業を活用いただいております。

事業主といたしましては、和田電気工事様、あと有限会社マリンメディカル様、有限会社新港宅建様、株式会社仙台テクノサービス様。あとシャッターオープン・プラス事業といたしましてイトウ様ですね。個人事業主になります。あと株式会社キドラズ様の2社。前の4社については災商店再生支援制度をご活用いただいた事業者様となっております。

以上でございます。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 前の4つについては新規事業ですよ。継続じゃないですよ。重点雇用のね。入っていませんよね、これは。我々の資料に出されていませんよね。ですから、もう一回その会社名と事業内容をちゃんと資料として我々に配ってください。お願いします。いいですか。

○小高副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 さきの4社につきましては、以前に災商店再生支援事業というものをご活用いただいたという、過去にご活用いただいたという事業者でございます。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 だから、ここで何でそういう会社が出てくるのか意味がわからないんです、私はね。それで、もう塩竈市内では水産加工業者が人が足りなくて困っているわけ。なのに、何で重点雇用政策なのという疑問があるわけです。だから、そこのところを明細を書いて、この場では時間をもったいたくないですから、書いてこの事業者名と事業名と内容を書いて、ちょっと資料として出していただきたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

○小高副委員長 よろしいですか。後ほど。

○志賀委員 副委員長、ちょっと諮ってください。

○小高副委員長 ただいまの資料につきまして、では内形副市長。

○内形副市長 ただいま志賀委員のほうから重点分野雇用創造事業に係る資料要求がございました。いろいろと議会、この委員会とのやりとりの中で委員からの、あるいは会派からの資料

要求等につきましては、一定の制約の中でやらせていただいております。ですから、この委員会の中で出せるかということについては、再度議会事務局のほうと協議させていただきたいと思っておりますし、あと議員個人で調査というならばまた別な話になると思っておりますので、その辺はご了承いただきたいと思います。

以上です。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 では、個人的にやります。

それから、今度は資料要求の中からちょっと質問させていただきます。

資料No.23です。これの56ページです。委託事業。先ほど、曾我委員が塩釜清掃センターの構成員がどうかということで質問されたら課長は答えられなかったもので、私がかわりに申し上げます。

構成員は、いたみ衛生、塩釜衛生、仙都衛生、太陽衛生、この太陽衛生という会社が市長のお父さんがつくられた会社です。

それで、その中で残灰処理のことでちょっとお聞きしたいんですが、今年度から焼却炉の運転管理と残灰の処理を一括して契約したということで7,614万円ということになっていますが、平成28年度からですね。これはどういった経過で一括、今までは分かれていたはずなんですが、一括になったのか教えてください。

○小高副委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、平成27年度でございますけれども、以前、清掃工場の部分については、残灰の運搬の部分でございますけれども、（「平成27年度は聞いてない」の声あり）その変更、変わったところをご説明しようと思っておりますので、よろしく願いいたします。

平成27年度、資源循環促進業務委託ということで、重点分野雇用創造事業で残灰の運搬の部分については委託しておりました。その後、この重点雇用のほうがなくなりましたので、平成28年度については、その部分の業務を継続させるということで、清掃工場施設運転管理・残灰運搬等業務委託のほうと一緒に契約したような形になっております。

以上でございます。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 それで、この運転管理と、前に重点雇用の中でやっていた資源循環促進事業、残灰

処理ね。これは中身は変わっていないんですか、何か。そのほかに何かプラスαが事業としてあるんですか。それとも、この残灰の運搬処理とどこまでも従来やっていた運転、焼却炉の運転の金額だけでというふうに考えていいんですか。

○小高副委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、清掃工場の運転、焼却場のほうになりますけれども、こちらのほう、4班体制中、平成27年度までは2班委託しておりました。その後、平成28年度からは4班体制中3班を委託するような形にふえております。それとあわせて、平成28年度から残灰運搬部分についても同じ契約の中で委託しているというような状況でございます。以上です。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 私の知るところでは、残灰の処理というのは3人でやっていたんですよね。平成21年までは市の職員の方が3人で仕事をしていたということなんです。それで、平成22年からは緊急雇用ができたので、そのうち平成21年末で3人の職員の方の2名が退職でやめられたので、緊急雇用で採用して、重点雇用対策事業に委託したということですよ。

だから、焼却する可燃物の量がふえてもいないのに、何で1班体制でやっていたことを2班体制にしなければいけないのかちょっと理解できないんです。言っていることわからなかったら、菊池課長、お答えください。

○小高副委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 1班体制ふやしたというのは、この残灰の部分の運搬ではなくて、焼却業務のほうの班体制を1班ふやしたということでございます。

以上です。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 だから、焼却灰の運搬でしょう。理解していない人が答えたってしょうがないから、答えてください、部長。

○小高副委員長 佐藤産業環境部長。

○佐藤産業環境部長 清掃工場の焼却の委託体制につきましては、4つの班でやっています。

(「焼却はいいの。残灰だけでいい」の声あり) 残灰は変わらないですね。残灰は変わりございません。先ほど担当課長がご説明申し上げて1班ふやしたというものにつきましては、清掃工場の焼却業務のほうについてのご説明でした。この全体の業務の中で、どういうふう

に変わったのというご質問でございましたので、それも含めてお答えをさせていただいたという内容でございます。よろしく申し上げます。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 時間がないんだから無駄な回答はやめてください。私が聞いているのは、残灰処理だけ聞いているんですよ。焼却運転は聞いていないんですよ。焼却運転はもうわかっているんだから、幾らかかっているか。

だから焼却、今回はそうすると焼却のやつを2班体制を3班にしたということなんですか。

○小高副委員長 佐藤産業環境部長。

○佐藤産業環境部長 先ほどのご質問の中で、決算額7,600万何がしということもございました。これが恐らくふえているということも含めてのご質問だと思いますので、そのふえた部分につきましては、ただいま委員もおっしゃられました焼却炉のほうのごみ焼却の体制の4班体制のうち従来は2班体制を委託していたものをさらに3班までふやして委託をした。その分がふえておりますということを説明するがために申し上げたということでございます。

残灰のほうにつきましては、従来と体制は変わりございません。以上でございます。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。ということは、2班を3班にふやしたので半分で2,500万円かな、単純に割ってね。その分がふえて、あと従来の1,100万円の残灰がその分にプラスされましたよと、それで3,000万円ですよという考え方でいいわけですね。

それで、委託した理由はどういうことで委託したんですか。

○小高副委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず委託の理由でございますけれども、清掃工場の部分につきましては、まず清掃工場の運転管理について実績があること。それから、やはり技術管理者がいらっしゃるということが1つございます。それと、同じく資源循環促進業務委託のほうも同じ協業組合塩釜清掃センターで行っていましたことから、関連する業務として一緒に契約に至ったという理由でございます。

以上でございます。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 前にも重点雇用分野の残灰処理の件でいろいろ問題ありました。裁判になっていきます。そういった中で、どうしてこういうことをくっつけて随意契約にするのか。本当に納得

できないですよ。1,000万円以上のものは、例えばきのうも入札の制度で1,000万円から3,000万円までは指名競争入札になりますよという中で、何でそうやって随意契約でやってしまうのか。結局そこには、先ほど曾我委員が質問の中で、何でそこだけ随意契約なのということの、やはり1つの謎というか、そこに必要な専属の方が役員をやっている企業であるというところがあるわけで、そこに何がしかのそんたくが働いているのかなというふうにも感じるわけで、やはり、ちゃんと公明正大に入札制度というものがあるわけですから、そういうものをちゃんと導入してやるべきではないのかなというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 私の名前をあげていただいて大変恐縮なんですけど、もう少し事情をしっかりと調べていただいた上でご発言をいただきたいと思います。私の父がやっていた会社はございましたが、もう廃業いたしまして、そういった会社は今のこの運営には全く関係ない状況でありますよね。それをあたかも何か私との関係があってこういうことをされているのではないのかという思い込みで質問されるのであれば、事実関係をしっかりと確認をされた上でご発言をいただければと思います。非常に迷惑であります。よろしくお願いします。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 協業組合というのは4社がいないと成立しないんですよ。それで、先ほど言った4つの会社があって、その4名の方が組合員の権利としてずっと補充しているわけですね。前の定例会で市長は、最初これ、市長が「清掃センターとのかかわり」聞いたら「何やっているのかわかりません」「昔のことなので記憶ありません」。その後の定例会では「お母さんが数年前まで役員をやっていました」とおっしゃいましたよね、ご自分でね。言っていますよ。言っているんだから、迷惑だという話じゃないんですよ。やはり、そういうかかわり合いがあるという話を私。じゃお母さんがやめられた後、どなたがじゃ引き継いでいるんですか、その権利は。お答えください。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 議場でありますから、私も自分の立場ということではなくて、公的な立場でお話をさせていただきますが、前段申し上げましたのは、私が市長になりました後、そういった会社に身内がおるということについては、今申されているような疑念を抱かれるとこれは大変なのでやめさせたということでありまして、その後は誰もおらないはずですが、そこは、恐

らくは志賀委員はちゃんと調べておられると思うんですが、誰がその後を引き継いでいるんでしょうか。逆にご質問いたします。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 私はわからないから聞いているんです。市長はおやめになったと、母親は数年前にやめられたということをお話になったので、その権利については家族以外相続できないわけですから、家族がどなたかやっているのではないですかということを知っています。じゃ売却されたんですか、その権利を。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 後で調べていただければおわかりになるかと思いますが、私の母親のことを言っておられるのかと思いますが、それは役員の理事か何かで名前を連ねていたことは事実であります、それらについては私がこういう立場になった以上、退職をさせますからということでやめましたというお話はさせていただきましたよね。お調べになられたらおわかりになるかと思いますが、それは理事をやめたということです。別に権利云々の話じゃなくて、理事を退職したと。後任の理事は会社のほうでどなたか補充されたかどうかということにつきましては、私に関与する部分ではございませんので、よろしく調査をされた上でご発言をいただければ大変ありがたいと思っております。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 私が聞いたのは去年の9月ですよ。数年前とおっしゃいました、市長。市長が市長になられたのは何年前でしたっけ。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 ですから、市長になってそういうことでいつまでも続けてもらうのは困りますということで退職をさせましたが、基本的にこのこととどういう関連があるのかということを確認をされてご質問いただいているんですかね。ご発言をお願いします。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 別に関連は確認していませんよ。ただ、現実的にこういうおかしなことがいっぱいある。市長の、この塩釜清掃センターのかかわり合いがある。そういったところで、結局公平な形での入札制度というものを導入しているのであれば何ら問題は起きない。そういう中で、随契でどんどん仕事が継続されていっているという事態を、ただ曾我委員と同じように、私はそういうことを申し上げているのであってね。それで、出資者であれば必ず配当という

ものがあるわけですよ。配当は、じゃ全然ないんですか。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 ここでそういうお話をするということについては、私は本意ではありませんが、先ほど申し上げましたように、理事として入っておりますので、理事としての給料はいただいていると思いますが、繰り返しになりますが、私が、私の父がやっていた会社は廃社にいたしました。したがって、株の譲渡とかそういったことは全くございませんので、当然のことながら株主配当などというものはいただいておりますので、そこはご確認をいただければと思います。

以上でございます。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 私もなかなかそこまで個人情報があって調べがつかないものですから、市長のご家族のどなたかがそれはもらったかどうかは証明することはできません。ただ、そういう組合という中で、これは去年の9月もこの問題で言ったとおり、そういうことでかかわり合いがないということは絶対あり得ないと。4社、4人いないとこの協業組合というのは成り立たないんです。誰かがいるわけです。もしかしたら、市長のお父さんの持っていらっしゃる権利というものを第三者に売ったのか何かわかりません。それまではわかりません。ただ、そういう経緯だよと。そういう中でもうちょっと公平にできませんかということをただ申し上げているだけでね。

結局、先ほど曾我委員が言ったように、清掃センターの絡みで今回も7,600万円、それから、廃棄物埋立処分施設管理業務1,512万円、小動物回収・焼却業務145万4,544円、それから砂缶設置等業務委託165万4,560円、9,436万円、こうした業務が綿々と随意契約という形で残っているわけです。

確かに、この会社が設立したときはし尿処理という事業がなくなるためにそういった方々の救済というか措置という形で協業組合ということを設定したわけです。これはわかります。30年たっています。そろそろひとり立ちする時期ではないのかなという、そういった面でのやはり企業努力もしていただかなければいけませんし、それと、清掃工場絡みで、先ほどだと宮城リサイクルですか。これもみんな同じような人がみんな絡んでいるんですよ。会社設立にね。プラスチックのあれもそうです。必ず塩釜清掃センターが絡んでいます。

だから、そういう事業に、そういう人たち、範囲が狭い業界なので仕方ないんだといえそ

うなのかもしれませんが、ただ、それ以外の市内の業者の方もできる事業があるわけですから、その事業をちゃんとそういうものはきちんと公開入札、指名競争入札なりできちんと公正にやられたらどうなのかなということをお話ししているだけのことです。はい。ご理解いただけましたか。理解できないですか。市長は理解できなくても周りの方はわかっていたかと思うんですね。

それと、課長、お聞きします。残灰の処理ですね。これ、今回車を買われましたよね、新しく。それで、これは平成29年度予算の中で残灰処理の業務に提供するわけですか。

○小高副委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、今定例会で平成29年度の補正予算で提案させていただきました車両の購入費でございますけれども、まず、ダンプを購入するわけなんですけれども、納車までに約半年ぐらいかかるということでございます。そうすると、およそ納車されるのは今年度末ぐらいになるだろうということになりますので、新たに契約の中に入れますと、来年度以降からというような形になろうかと思えます。

以上でございます。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 では、その間は塩竈市が持っているトラックを使っていくという考えでいいんですか。

○小高副委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 今現在、残灰の運搬の部分につきましては、事業者が持っております残灰のダンプ、そちらのほうを使って運搬しておるところでございます。もちろん、今現在、市のほうで老朽化によって更新するダンプにつきましては、やはり、運転上、事故が起きては危ないだろうということで、そちらのほうは余り使わないようにしております。

その事業者のほうのダンプにつきましては、今現在、その使用に対しての機械損料ということで支払いながら契約をしているところでございます。

以上です。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうすると、平成21年まで使っていた塩竈市のダンプというのはいつまで使っていたんですか。

○小高副委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、平成21年まで残灰運搬委託する前ですかね。その分については直営で行っておいりましたので、市が持っているダンプで残灰を運搬しておいりました。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうすると、市が持っていたダンプで平成21年以降、平成22年、平成23年、平成24年、市のダンプで運搬していたということですか。

○小高副委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、平成21年度までは市直営で運搬していた部分については市のダンプで運搬しておいりました。平成22年度以降の部分についてはどこまで市のダンプを使用していたかどうかというのは、ちょっと今確認できないような状況です。申しわけございません。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 それでは、その以前の……、きょうは村上課長はいらっしゃいませんか。平成24年度、平成25年度、村上課長が担当されていりました。そのときはダンプはどういうダンプを使われていりましたか。市のダンプですか。

○小高副委員長 木村環境課長。

○志賀委員 わからない人が答えたってしょうがない。当時の担当者に答えてもらってください。

○小高副委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 この部分については、後で調べてお答えしたいと思います。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 おかしいでしょう。わかるんだから、わかる人に答えてもらってください。答えてくださいよ。

役所というのは、担当が変わると答えないというのは、すごいシステムおかしいですよ。担当者、やった本人がわかっているんですから。それをきちんと答えるべきですよ。市長に質問していません。ちゃんと答えてください、村上課長。

○小高副委員長 内形副市長。

○内形副市長 志賀委員にお願いであります。

我々、議会に臨むに当たって、常に議会運営については確認をさせて臨んでおいります。前任課長あるいは前任者への答弁については申し合わせの中では控えるようにというようなことで、議会運営委員会の中でのやりとりがあったというようなことで、我々はこちらに臨んで

おりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上であります。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 私、議会運営委員ですけれども、その記憶ありません。まあ一応そういうことです。

それで、この残灰の件ですけれども、まずトラックで運びますよね。そうすると、どういう距離というか、ちゃんと計量はしているんですか。

○小高副委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 やはり、残灰運搬する場合にも計量は行っております。以上です。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 じゃ計量はしているということですね。

あと、計量表を見せていただきたいので、後でお邪魔しますので見せてください。よろしいですか。

○小高副委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 はい、あと確認しておきます。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 確認するってどういう意味ですか。この場で答えられないんですか。

○小高副委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 計量表についてはあるはずですので、そちらのほう、しっかりと確認しておきます。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 確認するってどういう意味で確認なんですか。あるかないかの確認なんですか。それとも、こういう書類というのは保存期間が過ぎているとないかもしれないということなんですか。

○小高副委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 それでは、計量表につきましては、公文書の公開手続きに基づいて公開させていただきたいと思います。

以上です。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 時間を置くと、塩竈市は残念ながら書類を改ざんするんですよ。だから、私、即見せていただきたいの。今まで何回それでやられたかわからないです。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 我々は議会に対して誠心誠意、書類あるいは資料の提出をさせていただいているつもりではありますが、今の「改ざん」という発言については、我々は非常に遺憾であります。よろしく願いいたします。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 遺憾とおっしゃっても、現実的にそういう証拠を私持っていますので、あれですよ。

それと、結局、重点雇用対策にしたって、平成27年2月に調査特別委員会で資料を要求して、出てきたのは平成28年の2月ですよ。1年かかっているんですよ。かかっていますよ。その間、いろいろいっぱい改ざんしているんですよ。日報から何から。そういう事実を私はつかんでいます。ないと言ったってつかんでいます。それは裁判でやりますからいいんですけれども。

だから、結局はそういうところで情報公開を請求しろとか、情報公開請求して、今度なかなか出てこないとかね。そういうことがあるから見せてくださいとただお願いしているだけで、何で見せられないんですか。私ら議員は調査権があるんでしょう。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、担当課長から手を踏んでいただきましたらそういう資料は出しますと申し上げましたし、議会としての要求であれば、先ほど副市長お答えしたじゃないですか。議会としての手を踏んでいただければ、我々は資料を提出させていただきますということを、今ご説明させていただいているんですよ。それを、議員が自分の思いだけで発言をされるというのは、非常に我々としては心外であります。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 私こそ心外ですよ。さっき言いました。重点雇用対策。平成23年度から平成26年度まで領収書を出してくださいと、4カ所について。調査特別委員会で議決しました。ところが、出てきたのは4月に契約書だけです。領収書は一切出てきません。

それで、改選後の9月の決算特別委員会でそれを改めて要求しました。そうしたら、委託事業だから領収書は出す必要はないとか何とかというようなことが始まって、出さなかったんですよ。だから、県と国に私は問い合わせをして、これは完了検査というものがあって、必

ず提出しなければだめですと、チェックしなければいけないんですよということを見解を聞いて、それで求めたら、やっと9月から1月になって出てきた。出てきたけれども、出てきたのは平成25年度、平成26年度分だけ。平成23年度、平成24年度はどうしたんだと言ったら、平成25年度からやり方が変わったので、それ以前は出さなくていいんですよというふうに、今の建設部の佐藤部長が言ったわけですよ。だから、私はもう一回国県に問い合わせをして、こう言っているんだけどもどうなんですかと言ったら、いや、それは違いますと。最初から完了検査の中での領収書のチェックは求められていますと。それで、出てきたのが6月ですよ、領収書。ところが、残念ながら6月に出てきたために、私の訴えが時効で、平成23年度、平成24年度は却下せざるを得なかったわけです。そういうことがあるので、私はすぐ欲しいんです。見たいんです。確認したいんです。それだけ、私の中では塩竈市は信頼できない行政になっています。これはたびたび私の質問の中で話させていただいていますよね。改ざんしているということは。

市長は、書類を見ていらっしやらないわけでしょう。改ざんしているかしていないかわからないですよ。けれども、私はずっといろいろな書類をいっぱい見ているんですよ。改ざんしているんですよ。そういう、その違いですよ。

だから、心外だと言われても困るんです。私も心外です。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、ご質問されている委託受託の契約については、塩竈市の委託受託の契約内容というものがああります。その中で、今、委員がおっしゃられた諸経費等についてまで塩竈市の委託受託の契約の中で領収書の提出というものまでは義務づけておらないわけでありまして。そういったことを再三ご説明させていただいてきたつもりではありますが、ご理解いただけないということについては、我々の説明の仕方が悪いのかなと思いますので、今後とも意を尽くしてご説明をさせていただきます。

以上でございます。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 国県が定めていることを塩竈市は守ってこなかったわけでしょう。ただそれだけのことじゃないですか。知らなかったで済むことなんですかということですよ。いろいろなことがあつたって、誰も処分されていないでしょう、役所の人。間違いましたって言うってそうでしょう。

やはり、これは間違いじゃなくて作為だと思うんですよ、私。違いますか。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 我々は委託にかかわらず、例えば復興交付金等を活用して工事も発注いたしております。その中で、例えばじゃ現場管理費をどういうふうに使ったのか、全て証明するものを出せとかというような契約にはなっておりません。それは、現場管理費、一般管理費につきましては率で計上させていただいておりますので、受託した、工事を受注された方々の、あとは社内処理ということで認めてきておりますので、そういった理解で担当のほうが取り組んだということだにご理解をいただければと思います。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 だから、何回も言います。私は確認して、そういうことを言ったってすぐ出さないんです、おたくの職員は。塩竈市職員は。そこだけ言っているだけですよ。

だから、委託契約は市が値段を決めて、国県がチェックしなさいと言っていることをチェックしていないということだけ言っているわけです。電話でチェックしたんでしょう。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 ここは議場でありますので、「おたくの職員」という言い方はないのではないのでしょうかということを私申し上げます。恐らく職員は志賀委員に、何か言い方は悪いんですけども、恫喝されていると思いますよ。もっときちっとお話をさせていただければと思います。職員は恐らくもうけんまくに押されてお答えできないのかなと思う部分もございますから、ここはあくまでも議場でございますので、我々も誠心誠意ご説明させていただいているつもりであります。足りない点がありましたら、またそういった部分についてもお申し出をいただければご答弁をさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 いずれにしても、市長と水かけ論をしても何ももちが明きませんので、この件はちょっとこの辺でやめて、次に移りたいと思います。

次に、建設業者のランクづけ表をいただきましたね。資料No.23です。（「別冊になりますかね」の声あり）別冊ですね。その2別冊3です。これで、ちょっといろいろ整理してみたら、ランクづけがちょっとおかしいなというのがありましたので確認させてください。

まず、建設工事のBランク、宮本工務店。この資料の55ページです。このランク表の55ページに書いてあります。それからアクティーホーム、4ページ。宮城総建、52ページ。

それで、Bランクなんですけど、650点未満ということでBランクに位置づけられている宮本工務店が、この評価表を見ますと679点になっているわけですよ。55ページのね。総合評定値。あとアクティホームが4ページで、総合評定値が674点。それから宮城総建が52ページで総合評定値が671点ということで、この点数を見ると650点を超えていて、Aランクに入っていくんじゃないかなと思うんですけども、このランク表というのは間違いではないんですか。そこだけ確認させてください。

○小高副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 済みません。なお確認させていただきます。済みません、私のほうも今確認できませんので。よろしくをお願いします。

○小高副委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時50分といたします。

午後3時31分 休憩

---

午後3時50分 再開

○今野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

浅野敏江委員。

○浅野委員 一般会計も私で最後になりました。初めてのトリを務めますので、どうぞご答弁よろしくをお願いいたします。

それでは、まず資料No.8の50ページから、歳入の第20款諸収入についてお尋ねいたします。

この50ページの下から4行目、備考欄にあります宮城県市町村振興協会交付金941万2,125円について、中身についてまずお尋ねいたします。

○今野委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 ちょっと今資料を確認しますので、ちょっとお待ちください。

○今野委員長 8番の何ページと言いましたか。

○浅野委員 50ページです。

○相澤市民総務部政策課長 宮城県市町村振興協会交付金941万2,125円の中身ということでござ

います。こちらにつきましては、毎年、宝くじの交付金ということになりますが、本市のほうで充当している事業としましては、まず一つは私立認可保育園補助金助成事業、それから塩竈みなと祭り協賛会補助事業ということで、この事業については国際化の推進に係る事業から本市で活用しております人口の高齢化・少子化に対応するための事業、それから地域経済の活性化に係る事業など9事業ぐらいの区分がありまして、その中から塩竈市として充当させていただいているという内容でございます。

以上でございます。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

宝くじの交付金ということで、私たちのほうにも思いもかけないこういったお金が入って、たくさんのお金をしているということがわかりました。ありがとうございます。

それでは、資料No.9から順次お尋ねいたしていきたいと思っております。

まず初めに、14ページの母子保健事業からお尋ねいたします。

ページ数は隣の15ページの8番、施策の実績の中の未熟児養育医療についてお尋ねいたします。

これは昨年もやはり、私、これについて質問させていただいたんですが、申請から給付に至るまでの流れがなかなかわかりづらいと。そして、時間もかかるということで、ワンストップサービスでしていただけるようにお願いしたんですが、その後、どのようになっているかお尋ねいたします。

○今野委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 それではお答えいたします。

ご質問にございました未熟児養育医療費の助成でございますが、当該事業は母子保健法に定められる未成熟で2,000g以下あるいは2,000g以上であっても鬱血していたり、チアノーゼあるいは黄疸等のあるお子様が医療が必要だった場合に医療費を給付するという内容でございます。

ご指摘にありましたように、手続が結構複雑でございますが、法律に決められた自己負担金が生じるという形がございまして、従来はその自己負担金を一度その対象者の方に市に納入していただきまして、その後いわゆる子ども医療費助成の対象になる方はそちらを申請いただいて、その自己負担金を手元に戻していただくという内容でした。

委員からのご指摘も踏まえまして、この手続を昨年末に要綱のほうを改正いたしまして、ことしの4月からは受領代理人制度という形で、本人が自己負担を納めずに様式を1枚ふやしまして、市のほうに子ども医療費の受領を委任すると。先に子ども医療費からお金を出して、それを自己負担金として市に納付するというような形に改めさせていただいたところがございます。これによりまして、従来、対象者の方は保健センターと保険年金課に二度足を運ぶ形でしたが、以後、ことしの4月からは保健センターだけのワンストップサービスになったということをご報告させていただきたいと思います。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ご丁寧なご説明、よくわかりました。

本当にこういったことで未熟児のお子さんも、出産したばかりのお母さん、またご家族の方々がこのようなわずらわしい手続をしないで、また自己負担を一切しないで全て完了するというのは大変すばらしい要綱を変えていただいたと思っています。大変ありがとうございます。

それで、その適用範囲なんですけど、出産するのも何も市内でばかりじゃなくて、例えば里帰り出産とか、県外で出産する方も多くいらっしゃると思います。こういった場合の手続、また産後すぐに帰ってこなくて1カ月、2カ月、ご実家で過ごされて帰ってくる方もいらっしゃいますが、そういった期間的な延びとか、また現地にいないというようなそういった部分において、この制度はどのような対応をなさるのか、そこもお聞きしたいと思います。

○今野委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 当該事業はもともと県事業として行っておりまして、平成25年から市町村に移管されたという形です。

確認しましたところ、平成25年以降、県外でまずお産みになったという方はちょっといらっしゃらないという形ですが、この制度の概要は、医療費を医療券という形で発行するという形になりますので、基本的にはお子様が入院している間に諸手続をとっていただいて、その医療券を医療機関に送付する。医療機関はその医療券をもって市町村からの収入を当てに請求するという形になります。それは、県内の27医療機関でしたらその医療の適用になりますので、県内であれば里帰りでも問題なく適用されるということになります。

県外の場合、申し上げましたとおり事例はないんですけれども、要綱上、県内・県外という規定はございませんので、県外の指定医療機関の場合であれば適用可能というふうに考えて

おります。

以上です。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。大変安心いたしました。ぜひよろしく願いいたします。

それでは、同じページの9番、特定不妊治療費助成、これも昨年から国のほうの助成も図り、また、本市におきましても独自の助成をしていただきました。このことについてお聞きしたいんですが、継続的に、ここでは延べ人数だと思いますね。今回、助成人数は17名の140万円という助成でありましたけれども、これについては、当然継続されて、1回や2回では済まないと思いますので、実数がどうなのか。また、新規に助成を受けた方がいらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。

○今野委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 お尋ねありました特定不妊治療費の助成についてお答えしたいと思います。

委員おっしゃるとおり、この事業、平成28年度からの新規事業という形で、子育て支援あるいは定住促進等の目玉事業として新規に市で県補助に上乘せするという形で始めた事業です。新規事業ということで、私どもも注意深くこの事業に取り組んだところでございますし、初年度17人の延べ人数ということで、事業発足前は、県のほうに確認しましたら、市民の方で20数人ぐらいの利用がいらっしゃるということになりましたので、市の上乗せ補助も呼び水になりまして、大体30人ぐらいの助成が来るんじゃないかなというふうに思っていたんですが、結果として17人、述べ17人に落ち着いたという形になります。

お尋ねにありましたとおり、この17人の中で何度か複数回治療をトライした方がいらっしゃいますので、これを実人数に直しますと12人という形になります。ですので、二、三名の方は二度あるいは三度の不妊治療を行っているという形でございます。

なお、今年度、平成29年度につきましては、今現在で既に13人の申請が来てございますので、平成29年度については昨年度を上回るような実績になるのではないかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

それで、不妊治療というのは大変男性の方も、特に女性の方、何度も自分の体をということで不安がある治療でございます。先が見えないという部分もあって。こういったことに対する、指定病院はありますけれども、お医者さんとか以外で、市のほうで相談できる窓口というのはあるんでしょうか。

○今野委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 保健センターのほうで随時、妊婦さんあるいはそういった健康相談含めまして相談には乗っておるんですけども、医療的な専門の部分については残念ながらアドバイスもなかなかできないということで、そういったものについては医療機関のほうに問い合わせさせていただくというふうにお話をしておるところでございます。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

不妊治療については最後にもう1点。今回、新規になって国のほうでも初めて男性に対する助成も始まったんですが、この17名の中にはそういった男性の方は入っていらっしゃいますか。また、新規、平成29年度はどのような状況でしょうか。

○今野委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 お答えします。

現在のところ、全て女性というふう把握してございます。

以上でございます。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございました。

では、次の16ページの成果の(2)番目にありますように、妊婦の面接とか、それから妊娠期、乳幼児期、それから思春期の各ステージにおいて、母子保健事業、一貫して親子の自己肯定感の向上と適切な愛着形成の支援を行ったことによって、育児不安の軽減や虐待防止につながったと言っていました。どのような支援を行ったのか、具体的にお聞かせください。

○今野委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 それではお答えします。

ページ戻っていただきまして、14ページ、15ページをお開きいただきたいと思うんですが、例えば14ページの表にあります母子保健教育事業といたしまして、まずとっかかりは1番目の母子健康手帳を交付する際、このときから私どもと妊婦さんたちのおつき合いが始まりま

すので、そのときから心配事があれば随時相談に乗るという形もございますし、あるいはその後の子育てなんでも相談であったり、出産後は戸別訪問あるいは15ページの6番にありますとおり、保健指導事業というものがございます。これも私どもの保健師が家庭訪問という形で自宅を訪問させていただきまして、それで育児に関する悩みであるとか、あるいはなかなか育児がうまくいかないと。孤立感にさいなまれているといったようなご家庭を訪問していろいろ相談に乗ってあげたり、アドバイスをするというような事業を行っているところでございます。

結果、親子の愛着形成であるとか自己肯定感を高め、不幸にして虐待の事案等の発生につながるといったようなものを未然に防げたのかなというふうに感じております。

以上でございます。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

14ページの母子健康手帳の交付の際、以前も質問の中でお話しさせてもらったんですが、やはり、なかなか親子関係がうまくいかないと、いろいろな部分で気になるところはカルテじゃないですけども、ちょっと調査票をつくってとかあったんですが、私が提案させてもらったのは、行く行くはネウボラのほうに移行していくであろうから、全部のそういった妊婦さんをデータベースというとおかしいんですが、いつ妊娠してからの始まって、全ての状況、健康状況だったり、精神状況だったり、気になることとあって、その方の本当に出産前から、妊娠のときから、出産、子育て、ずっと延長して、そのことが1つのデータになっていって、中には発達障がいのお子さんをお産みになる方もいらっしゃるかもしれません。ですから、妊娠期にどのような状況だったのかということもわかっていけば、それが積み重なって、将来的に大きな資料になるかと思っていましたけれども、そういったことについてはその後検討なされているかどうか、お聞きしたいと思います。

○今野委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 現在のところは、システムの開発等、まだ着手してございませんが、今、ネウボラというお話がありました。たしかフィンランドの事例だと思っておりますが、こちらは日本版のネウボラ、いわゆる子育て世代包括支援センターですか。こちらのほうをことしの母子保健法の改正によりまして、法的に市町村に設置が努力義務として追加されましたので、全国の自治体が平成32年までを目途に、その子育て世代包括支援センターという

ものを設置するようになります。

今、いろいろご指摘ありましたとおり、一人一人の妊婦さんの実情を把握し、その一人一人に適用したケアプランのようなもの、産前産後のケアプランであったり、そういったものを今後作成して、切れ目のない子育て支援というものに取り組む形になりますので、その際には、例えば専門職の増員でありますとか、あるいはデータベースを含めたシステムの関係、あるいはこういった事業を展開していくのかというものを、全て構築していかなければいけないので、その過程の中でデータベース化についても検討させていただきたいというふうに考えてございます。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

平成32年度には全国にこのネウボラが展開すると、私たちもいろいろ情報は得ておりますけれども、今現在、保健師の人数に限りがあると思うんですが、このネウボラを推進していく上で、1人の妊婦さんに対して1人の保健師さんというか、ずっと同じ方が寄り添っていくということが一つの理想とされておりますね。そういった意味では、塩竈市のほうでどのような、今現在対応をして、これからどのような展開をしていこうと考えられているのか、その辺お聞きしたいと思います。

○今野委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 現在、保健センターには専門職として保健師が十四、五名おるんですけれども、それぞれ通常業務の中では、例えば健康づくり成人の健康づくりあるいは妊婦健診等のそれぞれの業務を持っておるんですけれども、それと併行して、我が保健センターでは、地区担当という保健師を設定するハイブリッドな体制をとっております。ですので、例えば塩竈市の北部地区には必ず北部地区担当の保健師がおりますので、例えば、子育て支援、ちょっと寄り添う必要がある妊婦さんでありますとか、あるいは精神保健の関係でかわりのあるケースの皆さんというのを、その地区担当の保健師がずっと切れ目なく支援するという形になりますので、そういった体制は多分ネウボラに移行したとしても、一人一人の対象者を同一の保健師さんが寄り添うような形で、より安心感を高めていくといったような体制は引き続きとれるのではないかなというふうに考えております。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

それで、この16ページのほうの現況と課題の中に、1番の中に、地域においても親子を見守り支える意識の醸成を図っていくとあります。この部分について必要があるという中で、地域の子育てサークル、たくさんあったと思うんですが、今現在どのようなになっているのか。また、地域の中で本当に元気な高齢者の方がたくさんいらっしゃいます。そういった方々に、例えば子育てグループの中に一緒に入っていて、そこで昔話をしてもらうとか、お母様たちの相談の、おばあちゃんの知恵でないですけども、そういったものをよりお互いに交流していただいて、安心して地域の中で子育てを見守っていただくという、そういったような状況にできないかなと思っていますけれども、その点はいかがでしょう。

○今野委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 まさにご指摘のとおりだと思います。私ども保健センターの中でもいろいろ仕事の議論の中でそういう地域にいる、例えば子育てサポーターのような、昔風に言うと、世話焼きのおばさんというんですかね。そういう方が地域にいらっしゃって、そういった方が子育てを支えていくというのが理想的だなとは、お話には出るんですけども、それを具体的に進めていくのがなかなか難しいということで、例えば子育て支援課のほうにこころんというところがありますので、そちらに出入りしている育児サークルの皆さんとか、あと私どもの保健センターで事業をやっております中学生と赤ちゃんのふれあい交流事業、このときにそういった方々にボランティアとして参加していただいていますので、そういったおつき合いを継続して行って、関係を深めながら、今後はそういった地域ごとに、例えば育休をとられたお母さん方が会社お休みになって子育てをするとなったときに、じゃどこに行けばいいのというか、育児の不安や悩みをなかなか打ち明ける機会がないというのが現状ですので、そういったものを支える地域力というんですかね。そういったものを高めるために、ネウボラの発足とこれも合わせて、総合的にそのあり方というものを考えていきたいというふうに思っております。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

次に、24ページの放課後児童クラブの事業についてお尋ねいたします。

平成28年度の決算の中に、25ページにありますように、現況と課題ということで、たくさん問題が重なって、それで平成29年度から指定管理者という制度になったと思うんですが、このときも教育委員会、各小学校、保健センターなどの関係機関との密な連携を図り、放課

後児童クラブの子供たちの安全で健やかな居場所を確保し、健全育成に努めているとありました。

今現在、指定管理者になった後、いわばこの教育委員会とか各学校、それから保健センターと、指定管理者の業者と市の子育て支援課と、どのような連携を持たれているのか、その辺についてまずお尋ねしたいと思います。

○今野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 4月以降、指定管理者制度となりまして、その後の教育委員会、各小学校、保健センターとの連携ということのご質問をいただきました。

仲よしクラブは、学校の空き教室を利用して行われている事業になりますので、まず小学校のご協力をいただくということがあります。まず、各小学校の校長先生にはアドバイザーとなっただきまして、いろいろと児童についてのご助言をいただいたりだとか、それから仲よしクラブの中での何か問題等が起こった場合にご相談をさせていただいたりということをしておりますし、校長先生だけではなく、各小学校の教職員の皆様にもご協力をいただきながら運営しているところです。

また、学校に関連しまして、教育委員会とも連携をとっているということになります。

それから、保健センターということだと、発達などについて何か心配があるという場合に、保健師の方にご協力いただきながらということが出てくるかと思いますが、今年度につきましては、保健センターのほうにご協力をいただいているというところの話はまだ来てはおりません。

以上になります。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

一堂に会しての定例会みたいなものはないんですか。

○今野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 一堂に会しての会議のようなことは特に設けておりませんが、そういうご意見、貴重なご意見かと思しますので、今後検討していきたいと思います。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

といいますのは、やはり、個別の事案はそれぞれ緊急性もあると思しますので、その都度連

携を図っていただいていると思いますが、何せ子供たちというのは、各小学校に結構な人数がいます。そこで共通の話題とか、また共通の悩みというのもあると思いますね。

また、よそでこういったふうな状況でうまく行っているとか、そういったのは指定管理者の中では共有していると思いますが、それがやはり私たちのほうの学校教育側、それから保健センター、子育て支援のほうでそれを共有しなければ、やはり、閉ざされたという言い方は変ですけども、指定管理者の中だけでは問題はわかっているけれども、一向にこちらのほうではそれを把握していないという部分があつては、やはりこれは後々後悔するのではないかなと思いますので、皆さんもお忙しいと思いますが、せめて月に1回とか、2カ月に一遍とかという定期的な場を持ち合つて、それでそのときの問題点、またいい点、それから現在このようなことをしているという発表をされる時間を持たれるのも、子供たちにとってはいいのではないかなと思いますので、その辺についてのお考えをお聞かせください。

○今野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 先ほど、一堂に会しての会議は行っていないという話はしましたが、例えばお子さんが仲よしクラブでうまく過ごせないというような場合は、学校と指定管理者と、それから子育て支援課が集まっての会議をさせていただいたことはあります。

ただ、教育委員会だとか保健センターと一緒に集まってということは、これまではなかったんですけども、どれくらいの頻度でということはこの場では申せませんが、今後、検討していきたいと思います。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

あともう1点、やはり、子供たちの様子は見られると思いますけれども、親御さんたちのご意見とか、また放課後児童クラブから帰ってきた子供たちの状況とかというのは、やはり親でなければわからない部分があると思いますね。そういった意味では、発達障がいをお持ちのお子さんも結構いらっしゃると思いますので、そういった意味で、親の声、また現場の様子を直接見られているかどうか、またお聞きになっているかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○今野委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 確かにお子さんの様子ですとか、それから保護者がどのよう

に感じているのかということが指定管理者制度、こちらを導入してきちんと運営できているかということを確認するために必要なかと思います。

それで、そういったこともございまして、夏休みの終わりごろ、8月下旬から9月初めの期間に、1学期中で仲よしクラブの運営はどうですかということで、保護者を対象とした市で行いましたアンケート調査を行っております。例えば、遊びの提供は適切ですかということですか、利用時間は適切ですか、また職員体制については適切だと感じていますかということのアンケート調査を保護者の方を対象に行っておりまして、333世帯のご家庭がご利用していますが、大体49%、半数のご家庭のほうから回答をいただいております確認しております。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ぜひきめ細かい対応をお願いしたいと思います。

それでは、48ページの成人保健事業について、3番のがん検診の推進事業についてお尋ねしたいと思います。

今回、子宮頸がん、乳がんの検診ですが、これもやはり延べ人数ですが、実数はおわかりになりますか。済みません、ちょっとこれは間違えました。がん検診のところで、コール・リコールについてお尋ねしたいと思います。済みません。ちょっとページを間違えました。

それで、子宮頸がんの検診と乳がんの検診のコール・リコールを行った後も7.5%、11.2%と、なかなか低い数字で推移しておりますが、この原因となることはどのようなことだと思いますか。

○今野委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 今お尋ねありましたのは、この48ページのがん検診推進事業、こちらは市で行っております無料クーポン券を交付したものでございます。各検診ともに該当年齢、5歳刻みになりますが、その該当年齢に達した方に無料で検診を受けられるクーポン券を送るという内容でございます。

毎年、思ったほど受診数が上がらないということで非常に危惧しておるところです。無料にもかかわらず、お一人お一人にも送っているにもかかわらず伸び悩んでいるということでございます。

考えられますのは、私どもに健康に対する意識を高める取り組みがやはりちょっと不足しているのかなというところと、こちら、いずれも一定期間中に産婦人科のほうに行ってお受診し

ていただくというものでございまして、期間が、乳がんについては8月から11月末まで、子宮がんについては8月から9月までという限定された期間でもございますので、お仕事をなさされている方にとってみると、やはりその期間だけというのはなかなか検診にかかりにくいということも内容として考えられますので、そういった検診期間の延長というんですかね。そういったものも視野に入れて、検診率の向上を図らなければいけないのかなというふうには考えてございます。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

やはり、期間もそうですし、また指定医療機関があつて、やはりお仕事をされている方々というのは、例えば土曜、日曜日、医療機関が休みだったり、それから、撮影する病院と検診を、診てくれる病院が別々だということがあつて、それに不便を感じてという女性の方もいらっしゃるみたいです。ぜひ、その辺のことを詳しく知っていただいて、せっかくの無料のクーポンが本当に無駄にならないで、そして悲しい思いをしないように努力していただきたいと思っています。

乳がん検診についてもう1点、ちょっと気になる記事を見つけたので、お尋ねしたいんですが、実は乳腺内の脂肪の濃度によって、マンモグラフィだけではがんが発見しづらいという例があるそうなんです。これは高濃度乳房のという方がいらっしゃるそうで、事前に検診の受診者にこの乳房の構造を通知している自治体もあれば、また市町村によっていろいろまちまちだと。マンモグラフィを見た感じでは何も異常ありませんという通知が返ってきて安心してしていると、実はその高濃度乳房のためにがんが発見しづらかったということもあつて、それはもう再度エコーで検診しなければならないという2次検査に移らなければならないと。今この部分でがんを見過ごしてしまったという例が全国で出ていまして、この高濃度乳房のことについてほとんどの方が知らないでいると思いますので、本市のほうではこういったことに対してどのような対応を考えていくのか、これからだと思えますけれども、お聞かせください。

○今野委員長 草野健康推進課長。

○草野健康福祉部健康推進課長 お尋ねありました高濃度乳房の件でございます。私も1カ月前にニュースの特集で拝見いたしまして、あるご婦人の方が毎年欠かさず乳がん検診を受けていたそうです。にもかかわらず乳がんを発症したということをやつていまして、その

原因がこの高濃度乳房だったと。乳房の中の乳腺が多くて、マンモグラフィだと白くなって発見されないというものがあるそうです。

それで、我が市での乳がん検診につきましては、国のガイドラインに基づいた、先ほどお話しありましたとおり、マンモグラフィをまず撮ると。そのフィルムを別なお医者さんに持って行って、視触診でお医者さんに確認していただくという流れになっております。ですので、今現在、ドクターの所見に頼るしかない。フィルムを見ていただいて、そういった疑いがあるかもしれないといったときに、ドクターの先生から念のためエコーをとったほうがいいんじゃないですかというようなアドバイスをいただければなおいいと思います。

ただ、国の検診のガイドラインが改定されて、例えば胃がんと、従来のX線はやめて内視鏡にするとか、乳がん検診につきましても視触診は廃止して、マンモグラフィだけにするという内容になって、それに合わせなければいけないというちょっと不安な面もあります。この件につきましては、実はいみじくも来週、宮城県対がん協会で研修会がございまして、そのテーマがこの高濃度乳房にたまたまなりましたので、多分、医師会等の関係機関からも参加なさるかと思っておりますので、そういった研修を参考にしながら、ちょっと医師会のお話なんかも確認していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

それでは、がんのリスクということ、先ほども課長がおっしゃったように、なかなかリスクについて意識が薄いと。そういった点で、実は教育委員会のほうにお尋ねしたいんですが、このがん教育、前にも質問させていただいたんですが、子供たちに正しい知識を与えることと、それから命の大切さを教えるという意味で、このがん教育が今大変注目されております。

この間もちょっとNHKのほうでニュース、特集があつて、私もちょっと録画してしっかりと見させてもらったんですが、外部の方、特にがんの経験をされた方をお招きして、子供たちに直接その体験を語っていただくとかという取り組みをしている学校もあるそうです。来年、再来年になってくると、これが全国展開になるという教育指導要領もあるそうなんですが、その辺についてお考えをお聞かせください。

○今野委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 それでは、がん教育の現状と、あとこれからについてお

答えたいと思います。

現行の学習指導要領の中では、まず小学校では小学校6年生の体育における保健領域の中で病気の予防という单元の中で、また中学校のほうは第3学年の保健体育における保健分野の健康な生活、病気の予防、どちらも生活習慣病のくくりの中で、喫煙と肺がんの関係というところで、子供たちはがんについて学習をしているところでございます。

しかし今、委員おっしゃるように、新しい学習指導要領、中学校のほうは平成33年にスタートいたしますけれども、そこではがんについて、今度は生活習慣病との関係というのではなくて、特定疾病としてそれを取り上げて、がんの知識についてしっかりと子供たちに指導すると。また、健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにするというふうになってございます。

そこで、文科省のほうでも大分教材等が出ておまして、今、委員おっしゃるように、外部講師を招いたがん教育のガイドラインでありますとか、がん教育推進のための教材ということで、映像教材であるとか、スライド教材であるとか、たくさん出ております。その辺で、平成33年度からスタートはしますけれども、それについてしっかりと学校のほうが準備できるように、こちらでも指導してまいりたいし、いろいろと考えておりますし、また、実を言いますと、市立病院の協力をいただきまして、ご厚意をいただきまして、今年度から市立病院の緩和医療内科の部長の田島先生においでいただいて、全ての小学校5年生または6年生を対象に、命の授業ということで授業の展開をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひ子供たちにもがんのリスクを知っていただいて、そして、子供たちのほうからお父さん、お母さんに対してがんの検診を受けるようにと。これは、ご主人にとっては奥様に言われるより効果があるというデータも出ておりますので、ぜひ子供たちの命はもちろんですけれども、自分たちの両親の命を守っていただく、そういった教育に結びつけていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、時間がありませんので、ちょっと飛ばしまして、116ページの防犯対策事業の空き家の取り組みについてお聞きしたいと思います。

4番の空き家の取組、平成27年度の改善要請を継続して空き家と平成28年度に新たな相談があった空き家63軒に対して所有者を特定し改善を求める通知を行ったとありますが、この状況をも

うちよつと詳しく教えてください。

○今野委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 空き家についてのご質問でございましたので、お答えいたします。

平成28年度相談のありました平成27年度から引き続き改善要請を行いました空き家と、平成28年度に新たに相談のございました63軒について調査をいたしました。

その結果、危険性なしと判断されました空き家のほうが17件、解体されました空き家が3軒、あとは樹木の伐採、家屋の補修等修繕につつまして改善に至った空き家が19軒、なお、空き家の所有者等調査継続になったものが4軒ございます。なお、改善に至りませんでした20軒につつましては、空き家カルテを作成いたしまして、定住促進課と実地調査を行いました。行いましたところ、危険性が低い空き家が5軒、危険度が高い空き家につつましては4軒、将来的に危険度が高くなるおそれのある11軒、この20軒につつまして、文書による改善要請を行ったところでございます。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

持ち主が特定できる場合はいいんですが、持ち主が特定できない空き家もあると思いますが、その対応はどのようになっていますでしょうか。

○今野委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 こちらのほうでは、できる限りの手を尽くして所有者のほうの把握に努めているところでございます。

以上でございます。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 その辺も本市にもありますので、ぜひ調査、また検討していただきたいと思っています。

それでは、179ページのみやぎ寿司海道推進事業についてお尋ねします。

施策の成果の中の(3)に、豪華寝台特急カシオペアクルーズにおいてとか、また塩竈の寿司の認知度を四季島という豪華な列車が走っていますけれども、その中で冬コースの昼食提供を団体で行うことが決定したといううれしい成果が出ていますが、この辺についてお聞かせください。

○今野委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 寿司海道の事業についての成果のことについてご説明したいと思います。

寿司海道につきましては、ご存じのとおり、平成15年、16年ぐらいから始めた事業ですけれども、当初、宮城県とJR東日本さんと、宮城県内の気仙沼、石巻、塩竈の各地区の寿司屋さんで、単に寿司だけをPRするんじゃなくて、観光面も含めてPRしようということで立ち上がったもので、それが徐々に認知度が上がってきて、特に塩竈の寿司海道については、ここにも記載させていただきましたけれども、JRさんのほうからお声掛けいただきまして、まずは平成26年からですか、カシオペアという上野から北海道まで行くような列車で、1人幾らだったかな、2泊3日か3泊4日で五、六十万円ぐらいしたと思うんですけれども、そういった列車の昼食の提供を依頼されたと。

それのところ、これもJRさんから聞いたんですが、始まって以来の乗車された方全員から満点の評価をいただいたということで、そういった寿司屋さんの努力とかもありまして、認められたということがありましたので、今回、四季島についてもJRさんのほうからオファーをいただきまして、ことしの12月から始まる冬のコースで最終日、上野に向かうときの昼食の提供ということで決まったところでございます。

参考までに、塩竈市内の矢部園さんのお茶のほうも一緒に提供されるということもありましたので、あわせて塩竈のPRになるかなと思っております。

以上です。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。大変うれしい話題だと思います。

ぜひ民営化された仙台空港でも、同じような展開をお願いしたいなと思っております。

次に、180ページのインバウンド資源発掘のプロモーションについてですが、ここではターゲットとしまして、タイと台湾に絞ったと言っていましたけれども、なぜこの2つの国にしたのか、手短にお願いいたします。

○今野委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 台湾とタイをターゲットに絞ったという理由でございます。

まず台湾に関しましては、今一番宮城県においていただいている外国の方が台湾の方というところがあります。この事業、平成28年にやる前に、平成27年度の数値を追いかけていきま

すと、台湾の方が宮城県には5万人ほど宿泊されていると、1年間でですね。それが一番多い数で5万人と。その次、第2番目が中国ということで2万人弱ということになっていますので、圧倒的に多いと。宮城県も力を入れているということがありましたので、まず1つは台湾をターゲットにしようということにしました。

あともう一つ、タイにつきましては、アジア圏の中で、まず台湾は1つ大きなところで押さえたんですが、次、伸びるだろうというのがASEANのほうではないか、東南アジアのほうじゃないかなということで、その中で過去5年間で一番宮城県に来ている宿泊者が多いところ、伸び率ですね。それを見たところ、タイが14%と、やはりここもずば抜けて多かったものですから、こちらについては仙台市が以前から連携をしているということもありましたので、そういったところも考えた上で、台湾とタイというふうに絞らせていただきました。

以上です。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

そのようにインバウンドのことで後ほどというか、後で一般質問でも質問させていただきますけれども、資源発掘の中で塩竈市は残念ながら滞在期間が短いということと、それから宿泊施設が足りないということがありますが、ここはひとつ無線LANの整備を急いでいただいて、ぜひ島をキャンプ場としての滞在型の経験のできる、そういった旅行プランを考えていただいたらいかがかなと思いますけれども、その辺についてどうでしょうか。

○今野委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 滞在時間を延ばすということで、宿泊を浦戸ではどうかということですが、

確かに、今回、この事業を通しましてわかったことは、個人ツアーに関しては、やはり体験を求めているというのがわかったところです。実際、インターネットでタイと台湾の方に塩竈とか浦戸を含む松島湾の魅力についても調査したところ、写真での説明にはなったんですが、やはり、写真で見た浦戸というのはかなり興味を持っていただいたということが高かったです。ですので、体験と浦戸ということをつなげていくことが何かできるのかなと思います。

ただ、国によっては、体験の仕方とか興味を持つことが若干違ってきますので、台湾の方に聞きましたら、意外と釣りは好きだということを知りましたので、その辺、何かつながりが

できるのかなとか思っています。

あと、キャンプというかアウトドア系となってきましたと、どちらかというと、もしかすると欧米系の方のほうが好きかなというところもありますので、その辺なんかも、欧米系のほうにつきましましてはちょっと手をつけていませんので、宮城県なんかと情報交換しながら対応を考えていきたいなと思っております。

以上です。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 最後になりますが、242ページの小中学校の特別支援教育支援員配置事業ということで、ちょっと支援員とまた方角は違うんですが、聴覚障がい者の補聴器の補助についてちょっとお聞きしたいんですが、子供たちの補聴器にも補助があると聞いているんですけども、現在、利用者がどのぐらいいらっしゃるか、おわかりでしょうか。また、授業を受けるときに使うFM受信機にも補助があると聞いているんですが、過去にそういったことがあるか、お尋ねしたいと思います。済みません。

○今野委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 聴覚障がい児の補聴器の支援事業についてご質問ありました。

塩竈市では独自に塩竈市補聴器補助事業機器購入助成といった内容がございます。この事業につきましましては、本来は制度の中で補聴器等の補助という部分があるんですが、その補助から外れた部分につきまして補助する内容でございます。

最近の動向ということなんですが、平成27年度では2個、平成28年度では3個、ことしは1個補助しているといったような内容です。

FM機につきましても、その補助要綱の中にFM視聴システムといった形で補助要綱がありまして、限度額があるんですけども、8万円の限度額ということで、その制度もあります。

以上です。

○今野委員長 お諮りいたします。

以上で一般会計決算の審査を一応終了いたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○今野委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、明9月22日午前10時より再開し、特別会計、認定第2号及び第3号の審査を一括して行いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○今野委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。ご苦労さまでした。

午後4時42分 終了

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成29年9月21日

平成28年度決算特別委員会委員長 今野 恭 一

平成28年度決算特別委員会副委員長 小 高 洋



平成29年9月22日（金曜日）

平成28年度決算特別委員会

（第4日目）

平成28年度決算特別委員会第4日目

平成29年9月22日（金曜日）午前10時開会

---

出席委員（17名）

小野幸男委員	菅原善幸委員
浅野敏江委員	西村勝男委員
阿部眞喜委員	阿部かほる委員
香取嗣雄委員	山本進委員
伊藤博章委員	志賀勝利委員
今野恭一委員	鎌田礼二委員
志子田吉晃委員	土見大介委員
伊勢由典委員	小高洋委員
曾我ミヨ委員	

---

欠席委員（なし）

---

（特別・企業会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長 兼政策調整監	小山浩幸君
健康福祉部長	阿部徳和君	産業環境部長	佐藤俊幸君
建設部長	佐藤達也君	震災復興推進局長	熊谷滋雄君
市立病院事務部長 兼医事課長	荒井敏明君	水道部長	高橋敏也君
市民総務部次長 兼総務課長	川村淳君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	小林正人君
産業環境部次長 兼環境課長	木村雅之君	産業環境部次長 兼都市計画課長	本多裕之君
水道部次長 兼業務課長	大友伸一君	市民総務部 危機管理監	安藤英治君

会計管理者 兼会計課長	菊池有司君	市民総務部 政策課長	相澤和広君
市民総務部 財政課長	末永量太君	市民総務部 税務課長	武田光由君
健康福祉部 長寿社会課長	鈴木宏徳君	健康福祉部 保険年金課長	志野英朗君
産業環境部 水産振興課長	並木新司君	産業環境部 浦戸振興課長	村上昭弘君
建設部 下水道課長	関陽一君	震災復興推進局 復興推進課長	鈴木良夫君
市立病院事務部業務課長 兼経営改革室長	鈴木康弘君	水道部工務課長	佐藤寛之君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤勲君	監査委員	高橋洋一君
監査委員	菊地進君	監査事務局長	菅原秀一君

#### 事務局出席職員氏名

事務局長	鈴木康則君	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一君
議事調査係主査	平山竜太君	議事調査係主事	片山太郎君

午前10時00分 開会

○今野委員長 おはようございます。

ただいまから平成28年度決算特別委員会4日目の会議を開きます。

きのうの志賀委員の質疑に対し答弁漏れがありました部分につきまして、木村環境課長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 昨日の決算特別委員会で志賀委員から質問がありました「廃棄物の運搬で市の車両を使用していたのはいつまで、事業者の車両を利用し始めたのはいつからか」というご質問でございましたが、市の車両を利用して廃棄物の運搬を行っていたのは平成21年度までで、平成22年度から廃棄物運搬業務の委託とともに事業者の車両による運搬を行っております。以上でございます。

○今野委員長 これより特別会計、認定第2号及び第3号の審査を行います。

審査は一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○今野委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

これより質疑に入ります。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。鎌田礼二委員。

○鎌田委員 おはようございます。

私のほうからは、資料No.6の決算審査意見書、これを中心に質問をしていきたいと思っております。

まずは、47ページになりますが、国民健康保険、これについてまずはお伺いしたいと思います。この3行目を見ますと、「むすび」の、1億8,664万7,599円の黒字となると。黒字経営だったということが記されております。その下には、本年度は保険税の値下げにより、収入済額は前年度より1億5,434万1,185円と、10.9%減少したと。それから、12億5,956万9,380円減となり、収入率は前年度より2.07ポイント上回ったと、69.18%となっていると。これから、不納欠損額は前年度より14.7%減少したと。そして、収入済額は約1億2,000万円で19.2%減少したというふうに書いてあるんですね。

この要因、どういうことが考えられるのか、ここをまず。いわゆる収入済額が上がったとい

うことですね。そして、欠損額が減ったということですが、この要因について、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○今野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 それでは、まず、国民健康保険特別会計の概要について、なぜそうなったのかということをお順次説明させていただきます。

今ご指摘のとおり、収支についての決算差し引きは1億8,660万円余りの歳入超過となっております。それから、本市の国民健康保険概要といたしまして、まず、被保険者の減少傾向というものがかなり鮮明になっておりまして、本市の人口減少率は0.5%にとどまる一方で、国民健康保険の被保険者の減少率は800名余り、率に直して約6%程度までに上りまして、これが歳出に占める割合の大きい保険給付費が額ベースでは前年比に比べてマイナスに転じたという状況になりました。この影響によりまして、保険給付費で定率で連動する国とか、あるいは県からの負担金も減少するということになりまして、歳出ベースでは4.6%、今ご指摘のとおり、約4.6%縮減するということになりました。

一方、歳入の保険税のほうでございますけれども、今お話、ご指摘ありましたとおり、28年度は6.05%の減税を実施しました。加えて、被保険者の減少率も約6%程度ですので、これを加えますと、保険税は約12%程度減ってもおかしくはない状況ですが、今、お話ありましたとおり、保険税の収納率も向上しました結果、保険税の歳入については前年比で10.9%の減少にとどまるという状況になっています。

また、収納率の上昇でございますけれども、この影響とか、あるいは本市の経営姿勢なり、国保の運営が安定しているということと。それと、東日本大震災の被災地であるということに対する国や県からの特別調整交付金や県の調整交付金が追加されたということ。それと、共同安定化事業というものがございまして、これは県内の市町村がお金を出し合って、医療費がかかるところに再配分するという制度でございますけれども、これも本市、平成28年度につきましては約1億5,000万円の歳入超過が生じたということ。それと、ことし、平成28年度は特殊な例だったんですけれども、保険給付費が、今申し上げたとおり、被保険者は減っているので、当然、減るんですが、加えて、年度後半にかけて保険給付そのものがかなり急減しました。結果としまして、国としては概算でこれぐらい医療費かかるだろうということで交付いただいたお金があったんですが、結果としては、国などからの交付金が1億80万円余りほど余分によこされていたという結果がございまして。これは今回定例会で返還するというので議案を上程させ

ていただいておりますが、こういった経緯がありまして、歳出も4.5%縮小するということになりました。

結果として、基金残高がどうなるかということになりますけれども、基金残高につきましては、昨年度から、さらに年度途中で4,000万円ほど積み立てており、加えて、今ご指摘ありました収支差分1億8,600万円余りが追加されるということで、現在高としましては、約ですけれども、16億3,940万円というふうになっております。

ただ、この額は、あくまで本定例会で現在上程させていただいております国などへの返還額の1億80万円余りの部分と、それと平成29年度の予算を均衡させるために、基金を取り崩しております。取り崩す、財源充当をしておりますが、これが3億8,000万円余り充当しておりますので、これを差し引きますと、計算上では、基金残高というものは11億5,780万円余りほどということになっております。

以上となりますので、よろしく願いいたします。

○今野委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 国民健康保険税の減収についてご質問ありましたので、私のほうからお答えさせていただきます。

資料番号9、主要な施策の成果の66ページをお開き願いたいと思います。資料番号9の66ページです。

こちらに国保税調定額・収納額の推移の記載がございます。一番上の調定額、こちら現年度約1億4,100万円、滞納繰越額で約1億4,500万円の減、合わせまして約2億8,600万円の減となっております。

現年度の減収につきましては、ただいま保険年金課長からご説明あったとおり、引き下げ部分と、それから、納税義務者数の減によるものでございます。滞納繰越の減少につきましては、これまでの収納対策の実施等により未収額が減少し、繰り越す金額そのものが減っているという状況がございます

同じ表の4段目、収納率でございます。こちらの決算審査意見書には収入率で書いてありました。こちらは収納率ですので、ちょっと若干数字が違うんですけれども、左から3列目にありますとおり、現年度で0.89ポイント、滞納分で0.53ポイント、合計で2.2ポイント上昇しております。このため、2段目の収納額、こちらにつきましては、合計で1億5,400万円の減となっております。調定額の減、約2億8,600万円に比べ、大分少なくなっております。これ

もひとえに収納対策の成果のあらわれではないかと思っておるところでございます。以上でございます。

○今野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

そうすると、いろいろ要因やら挙げていただきましたけれども、大きなところでは、そうすると、加入者数が減ったのと収納率のアップかなというふうに受け取ったんですが、収納率、先ほど最後の答弁を聞きますと、2ポイント上がっていると。2ポイントというと、何か今言われましたけれども、1億幾らと言いましたか、そのぐらい上がっているということですね、収納率が。かなりの、2%でも、そのぐらい上がっているということで、すごい金額だなというふうに今思いました。

そんな中、基金の話もされましたけれども、約16億円、現在あると。そして、いろいろ、簡単な話が、払わなくてはならないことも含めれば11億円ぐらいになる予定だろうということだったと思うんですが、私としては、やっぱり健康保険税が私は下がってほしいわけですが、この下がった要因として、収納率が上がった要因として、どういう要因が考えられますか。いわゆる何年か前に志子田議員が盛んに提案してくれた分割で払うといいますか、毎月払うという形になったのと、あとは、今回値下げになった部分、これが大きくきいていて、収納率も上がったのではないかと。もちろん努力はされていると思うですよ、ほかの。要因としては、大きな要因としては、私としてはそうかなというふうに捉えているんですが、収納率が上がった要因、これはどういうふう捉えていらっしゃるでしょうか。

○今野委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 収納率向上についてのご質問でした。

ただいま委員おっしゃいましたとおり、今まで国保税の納期、8期だったものが12期になって納めやすくなった。それから、そもそもの税額が下がったので、納めやすくなった。そういった要因、確かにあるかと思えます。ただ、それは現年度の増の理由は、それがダイレクトに入ってくると思うんですけれども、収納率、滞納繰越分のほうもふえておりますので、このようなことにつきましては、職員の徴収努力、そういったものが大きいものと思っております。以上でございます。

○今野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。分割になったのと、毎月という形、それと、下げたというところが

大きいのかなと。それから、職員の努力というところだと思うんですね。

先ほどの1回目の回答で、2ポイント下がると1億何千万が収納率のアップで上がるということなんですよ。ですから、このまま、もう少し下げれば、また収納率が上がるんじゃないかと。そういう単純な考えではあるんですけども、基金もいろいろ支払いを見込んで11億あるということも考えると、いわゆる下げて得をするというか、表現は悪いんですけども、そういうあれで、下げたらいかがかなというふうに思いますが、そういった考えについてはどういうふうに考えておられるでしょうか。

○委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 国保税の今後については、私のほうからお答えをさせていただきます。

このことにつきましては、多くの議員の皆様方から、塩竈市の国保会計の現状を考えたときに、国保税率を下げたらいかがでしょうかというご提案をいただいてまいりました。当然、この基金については加入者の方々からお預かりしているものでありますので、いずれ基本的に処理については国保加入者の方々にお返しをするというのが大前提かと思えます。

ただ、再三で恐縮ではありますが、平成30年度からいよいよ県一本化ということになります。昨今のマスコミ報道等では、県一本化によって国保税が上がるというようなことを盛んに書き始められております。私どもは、まだ県一本化の中で不確定要素が若干ございます。例えば県のほうに幾ら納めなければならないのかといったような問題であります。あるいは、宮城県におきましては、当面、平成30年度からの税率については旧来の市町村の税率を尊重するということを言っておいております。ただし、県一本化の最終的に目指す方向については、やっぱり県で一本の税率にするということになっていくものと思っております。そういったさまざまな不確定要素を、今、担当課のほうで整理をさせていただいております。そういったものが確定をいたしましたら、その内容を議会のほうにもご説明をさせていただき、平成30年度以降については改めて議会のほうにお諮りをさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○今野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それはそれで、来年度から一本化になるという、移行されるというようなことは私も聞いてはいるわけですけども。不確定的な要素もあるといいながらも、基金が結構あると。それから、何かの資料で見たんですが、他市町村で基金がほとんどないような市町村というか、ほかもあるんですね。そんな中、塩竈はこの基金を、珍しく言えば表現悪いですけども、

いいほうなのかなと、あるほうなのかなというふうに思うわけですね。そんな関係もあるし、あとは他市町村と比べて健康保険税の金額としてはこの間まではかなり高かったと。しかし、最近の値下げと申しますか、そんな関係で若干は下がっているものの、平均から上にいっているのではないかと、ちょっと、資料、私にはないんですけども、頭の中にそういうふうに入っているわけですが、そんなことを考えると、これは一本化されれば塩竈は今までよりずっと安くなるんだろうという公算で私はいるんですが、かなり楽観的な考え方なんでしょうか。ある程度は試算はされていると思うんですが、その見通しについて、お聞きできるものであれば、お聞かせください。

○今野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 鎌田委員のほうから、塩竈市の国保会計の今後の見通しということでありました。

先ほど、担当課長から、見かけは16億円ぐらいありますと。ただし、その中から返還金等がありますので、現状では11億数千万円でありますというお話をさせていただきました。一方、国保事業の安定運営のためには、やはり必要な基金というものがありますということを再三ご説明させていただいております。塩竈市の国保会計規模でありますと、やはり5億円ぐらいの基金は必要ではないのかということについては議会のほうにもご説明をさせていただいてまいったところでもあります。

したがいまして、その残金について、基金の残ついで、どのような活用の仕方をするかということについては、先ほど来、申し上げております。県への納付金がまず幾らになるのか。あるいは、恐らく、ここは県のほうでも明確にはしていただけないと思いますが、将来、国保会計の税率を県一本化ということを目指されるときに、大体どういった税率を考えておられるのかといったようなことも今後の国保運営にとっては大変大きな課題であります。

議員のほうから、今、塩竈市の国保税は高いのではないのかというお話をいただいておりますが、それらについては、資料も提出をさせていただいておりますが、決算ベースでいきますと、35市町村のほぼ中間ぐらいという状況ではないのかなと思っておりますが、なお、こういったところについては、担当課長からももう少し詳しくご説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○今野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 国民健康保険税の県内における順番ということでございますけれども、確かに、塩竈市、以前は県内でも高い順位にありました。これは医療費が県内でも2

番目という高い水準にあったという経緯もございますが、先ほど来の内容からして、歳出も一定程度抑えてられているという状況でございます。県が公表しております最新の数字は、平成27年度現在、いわゆる平成28年度の6.05%の減税前の順番でございますけれども、その数字によりますと、塩竈市は県内35市町村中の16番目に位置しているという状況でございます。これは県の市町村平均の額よりもそれを下回っているという状況での16番目ということでございます。加えて、今申し上げましたとおり、平成28年度の6.05%の減税分はまだ加味されていない状況ですので、この6.05%を加味しますと、県内でも下位のほうに、中間より少し下のほうにいくのではないかとこのふうには考えております。よろしく願いいたします。

○今野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 資料No.23の22ページによると、これは二市三町の国保税の額の所得に占める割合ということで、モデルケースからこう言っているわけですがけれども、平成28年度については、これを見ると、やっぱり塩竈が一番高いんですね。多賀城市さん、松島町さん、七ヶ浜町さん、利府町さんからも比べても高いという、こういうモデルケースも示されてはいるので、高い。先ほどの順番はどうも、どうかなというところも、ちょっとだけ思うんですが。ちょっと私も所得額やら何やらのあれでこれは決まってくるので、あれですけども。本当に収入に占める割合、これを見ても、何でこの人は……。モデルケースで、二市三町のこのモデルを見ただけでも、所得に占める割合が18%ですからね。約20%として2割。10万円であれば2万円、20万円であれば4万円、30万円であればというふうに、結構の額ですよ。そして、それはそうだし、あとは所得の低い人たちに対してはある程度割合が低いので、安いといえば安いですけども、塩竈市の場合は幅が広過ぎて、払う人は結構な金額になると。これはやっぱり、払う人は多分月6万幾らぐらいになるんじゃないですかね。そんな中、何とか、減税、下げるべきだと私は思います。

こればかりやっていると次のものができなくなってしまうので、ちょっと次の質問に移らせていただきます。

次は、魚市場会計についてです。資料No.6 決算審査意見書の51ページです。これの最後の「むすび」の一番最後、2行目、平成29年10月に新魚市場が完成することから、さらなる漁船の誘致政策の強化など水揚げ高の増加に向けて今後も努力願いたいというふうに結ばれてはいるんですね。これは若干のプラス会計ではありました。その会計内容についてではなくて、この「むすび」の中で、今から漁船誘致やら水揚げ高の増加に向けて努力するのは、私は当然だ

と思うんですよ。水揚げ高を上げるための努力は必要だと。もちろんそのとおりだと。これはやっぱり常につきまとう話であって、というふうに思うんですね。

この中で、今度、魚市場が完成するわけですけれども、完成式も、落成式もあるということになりますが、市長は一元化、あそこに入っている事務所関係、これを一元化をやっぱり新築といいますか、完成までには決めないといけないという強い意思があったと私は記憶をしているんですが、その後、どうなったか、落成まで間に合うのか、間に合わないのか、どういう方向なのかをお聞かせ願いたいと思います。

○今野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 卸売機関の一元化に向けた私の取り組みということについてのご質問でございました。

議場でも説明をさせていただいておりますが、我々が目指す方向は卸売機関の一元化ということでございましたので、今回の事務所については、卸売機関の事務所というのは実は一つしか用意をしなかったわけでありまして。そこにぜひ一緒に入っていただきたいという思いも込めまして、そのような取り組みをさせていただきました。

今現在であります、残念ながら、事務所の中に仕切りを入れて、別々にという状況であることは事実であります。つい先日も、両卸売機関の方々とお話をさせていただいたんですが、魚市場の完成の時期を逃すとすれば、あとは本当に実際にはできないということに皆さん思ってしまうんですよ。できる限り、新魚市場完成の時期に合わせて、ぜひ方向性をしっかりと決断をしていただきたいというお話は再三申し上げております。

ただ、今、鎌田委員のご質問にお答えするとすれば、このような現状の中で、あと1カ月足らずの間にそういったことが整うかということ、かなり難しい状況にあると思っておりますが、引き続き、そのような努力をいたしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○今野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 このことについては、私も一般質問の中やら何やらで何回か言わせていただいて、他の議員も質問されていたと思うんですけれども、大分前から、これは話、騒いでいるといひますか、言っている話であって、何だろうかと私は思うんですが。市長も何か、政治生命をかけてというようなことも言われた時期もあったと私は記憶をしているんですね。ですから、私は、先ほど市長が言われたように、これを逃すとあり得ないなというふうに私は思うので。ただ、今までも実績認めてきてしまったわけですよ。今、事務所の中に2つ入っているわけで

すよね。ですから、本来だったら、今ではなくて、大分前の対応でやるべきものではなかったかなというふうに思うんですね。

そこで、今後だって、それで終わらせるのはおかしいなと私は思うんですよ。私が市長ではないわけですが、市長であれば、やっぱりそれは通告をして、一緒にやらないのであれば、一つでないのであれば、例えば公募をして1者に決める。どこか、他県でも何でも構わないというような、例えばの表現ですよ、私はそういうことで頑として提案していくといえますか、そういう形を私はとるなというふうに思うんですが。私はそれをとる必要があるなと思うんですが、それについてはあの人たちに……、あの人たちというのは表現悪いんですけども、いわゆるお話をしたが、進んでいないということで終わらせてしまうんでしょうか。

○今野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 このことについては、かなり長期間にわたって議論をさせていただいております。一時期は、卸売機関を一つにして、そこに一緒に入っていくという方式ではどうかということについて、実はある金融機関のほうでもコンサルタントを活用してさまざまな検討をしてきたことも事実であります。

今、委員のほうから、じゃあ、卸売の免許を一つにしてということではありますが、大変恐縮ではありますが、卸売の許可権限というのは宮城県でありますので、これを塩竈市が取り上げるということは、これは当然できない話でありますし、我々はそういう手段ではなくて、両卸売機関がぜひお互いの立場を超えて、これから先の塩竈市魚市場を考えたときに今しかないのではないかということについては私も再三再四ご提案をさせていただいているところであります。なお引き続き努力をいたしてまいります。よろしく願いいたします。

○今野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 手続上やら認可とか、その関係上、県であるとかというのはわかりました。

でも、努力されるということなので、さらに努力されて、やはり将来の形としては、一元化を図るのがやっぱり必要なことではないかと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

ちょっと時間もなくなってきた、まだあるんですけども、その中で、今度、24ページ。水道会計について、ちょっとお聞きしたいんですね。資料No.6です、24ページ。「むすび」の部分ですね、水道会計の決算の概要の。ここの下から4行目、「事業を運営するにあたって、本年度の給水収益は、生産用水等により増加しているが……」という、こうずっときていますけれども。この中で、「一般用については、今まで通り人口の減や節水器具の普及などにより減

少しており、今後も水道料金収入の減少傾向は続く」と。いわゆる水道の利用者数が減っているんですね、これを見るとね。「一方、費用では老朽施設の更新など増加が見込まれる」と、施設も古くなってくるので、お金がかかるよと。「今後も健全な経営を維持し、低廉な水を安定供給できるより努力されたい」ということ。これはいわゆる使用者が減っている。なおかつ、施設が老朽化している。逆転してきているわけですね。これについてのギャップ、これは今後どういうふうにしようと塩竈市では考えていらっしゃるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○今野委員長 高橋水道部長。

○高橋水道部長 水道事業、全国的な傾向でございますけれども、やはり高度成長期に水道管を整備しておりますので、どこでも40年という耐用年数が近づいていると。あるいは、我が方も二十数%と迫っております。

一方で、まち・ひと・仕事等で人口動態、お示しさせてもらっていますけれども、今後、1万人単位で減っていくような、長期的に見通しが出ておりますので、そういった中で、私どもとしましては、今現在、低廉な料金で供給させていただいておりますので、できるだけ、この料金体系を維持しながら施設のダウンサイジング、配水池の統廃合によりできるだけこういった経営を維持していきたいと考えております。以上です。

○今野委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 私のほうからも国民健康保険にかかわって、確認の意味合いで質疑をさせていただきます。資料No.21で確認をさせていただきます。先ほど、鎌田委員からも基金が16億円あるという確認がされております。そこで、私のほうでは、この資料の確認をさせていただきたいんですね。

例えば1ページのところで見ますと、例えば、右、上段の上のほうですね。今の世帯数、加入世帯が7,944世帯となっております。そのうち、150万円以下というのが、左から数えて5行目のところで150万円以下が5,450世帯ありますと。68.61%、7割近い方々がここに構成されていますというふうを示されております。

そこで、もう一つは、一番端を見ると、所得なしと、こういうことで明記されておりますが、これは所得なしというのは、総収入から何がしかの控除を引いているものだと思いますが、まず、控除分で、所得なし、控除分では幾らなのか、ちょっと確認したいと思います。

○今野委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 所得なしの部分についてのご質問でした。

まず、所得というのは、簡単に言いますと収入から経費を引いたもの。これは商売をやっている方ですと、それが出るんですけども、年金ですとか給与の場合ですと、国のほうでその率を決めている部分がございます。所得なしの該当するものになりますと、65歳以上、年金の方ですと130万円まで所得ゼロになります。65歳未満の年金の方ですと70万円、これ以下であればゼロになります。同じく、これは年齢関係なく、給与収入の場合は65万円、これ以下であればゼロ円となります。以上でございます。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、年金で130万円、あるいは65歳の方で70万円、大体これで暮らしを立てているという方々だということですね。そうしますと、50万円以下の方々なり、150万円以下の方々の実際上の控除は、（「130」の声あり）130万円ね。そうすると、130万円で控除していますよということになると、実際に計算をしてみたら、大体月々、例えば、アバウトで申しわけないんですが、所得なしの方だと、月10万円ぐらいか、それくらいなんですよね。あるいは150万円の方でも、二十数万円ぐらいという月々の年金。そうすると、加入世帯の割合で、年金で暮らしている中で、先ほど、鎌田委員がおっしゃったように、粗々ですけども、こちらの資料の23番の、先ほど、22ページのところでは、モデルケースで18%を国保税が占めますよということになると、かなり年金で暮らしている方々にとっては、やはり、県内35市町村の中で半分、真ん中ぐらいですよというものの、しかし、実際にこういった方々の暮らしにとっては大きな負担なのかなというふうに思うんですね。

そこら辺の関係で、判断、そういうふうに考えてよろしいのかどうか、まずその辺だけ、ちょっと確認させてください。

○今野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 今ご指摘ありましたのは、まさにそのとおりでございますけれども、ただ、低所得者、いわゆる所得が低い世帯の方々につきましては、国民健康保険税につきましては軽減制度というものがございます。これは本市に限らずでございますけれども、今、給与収入の話をさせていただきますが、3人世帯の場合ですと、現在、平成29年度の話をさせていただきます。今年度の場合ですと、給与収入283万円を下回る収入の方は2割軽減、いわゆる世帯割と被保険者数割、医療分だと2万4,000円でございますが、これが2割軽減となります。さらにこれが低くなりまして、給与収入が188万円を下回るようなことがありましたら、

これは均等割、いわゆる被保険者割とか、あるいは世帯割が半額、5割軽減ということになります。さらに、これは基本的には年金の方々が該当するかと思いますけれども、その収入が98万円を下回るような方、いわゆる基礎年金と若干の厚生年金があるような方を指すものになりますが、この方々につきましては7割軽減ということになります。ですので、モデルケースというのは、こちらは2割軽減、今現在は、このモデルケースは2割軽減を対象としておりますけれども、さらに所得が低い方々につきましては、5割軽減、7割軽減という制度をもちまして保険税の負担を軽くしようということで対応しております。よろしくお願いたします。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 これは国の制度ですね。したがって、大事なのは、やはり塩竈市として税を下げ、独自減免といいますか、そういう対処がやっぱり心持ち必要なのではないかと。やはり年金で暮らしている方々にとっても、軽減制度あるのは私も承知はしていますので、なおこういった取り扱いをして、やはり今後の年金暮らしの方々の暮らしが成り立つような、これは市のいわば施策ということになりますので、いろいろな県一本化やあれこれというのはあるにせよ、やっぱりこれはきちんと今後の課題の中でしっかり踏まえていただければというふうに思います。次に移らせていただきます。これはこれで確認をさせていただきます。次に、資料No.6というところで、ちょっと確認をさせてください。

資料No.6の公営企業会計決算審査意見書の12、13ページ。そこで、これは市立病院の主な病院改革プラン数値目標との比較ということで、ここで示されております。

これを読みまして、改めて、後ろの「むすび」のほうで見ますと、本年度、医業収益のその他医業収益で人間ドックあるいは医療相談収益や他会計負担金などで増となったものの、最後の結論からいうと、特別利益の他会計補助金がなくなったことにより赤字決算になりましたと。今後の課題として、本年度、市立病院新改革プラン期間の平成28年から平成32年度までの初年度になっていると。さらなる経営努力、2年目に向けて……云々と、こういうことで語られているところであります。

これは確認の意味合い。赤字にはなったとは言っておりますが、しかし、現金ベースでは310万円の現金が、たしか、担保されたというふうには言っていますが、しかし、それはことし2月補正で7,350万円、追加のいわば繰入金を一般会計から繰り出して、病院では繰り入れをしたことによって生じた後の310万円なのか、確認をさせていただきたいと思います。

○今野委員長 荒井市立病院事務部長。

○荒井市立病院事務部長兼医事課長 それでは、お答えいたします。

まさに、伊勢委員がおっしゃるとおり、昨年の平成28年度の2月定例会で7,350万円の追加の繰り入れをいただきまして、結果的に現金収支、これは旧会計制度におけます現金収支ベースで311万4,000円の黒字化になったというのは確かに事実でございます。ですので、決して平成28年度、一般会計からいただかなかつたらばどうだったかという、そこは赤字だったということになるかと思えます。ですので、今後、今の経営状況というのは、さらなる見直し、あるいは健全化の取り組みというものを今強化しているという現状でございます。以上でございます。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、12ページのところを見ますと、病院改革プラン、平成28年度のところで、結構、数値目標との関係でマイナスのところ結構あるんですね。細かく言ってしまうと時間も費やされるので、これらを見て、その数値目標と平成28年度の実際上の決算との差で、解決しなければならない課題、主なものでいいですから、何がこの数値目標に接近をし、マイナスのところを減らしていく上で大事なポイントだけ教えてください。

○今野委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 私のほうから、じゃあ、お答えいたします。

決算のほうの「むすび」のところの文面にもございましたように、やはり一番は、患者数の減というのが非常に大きかったと思えます。やっぱり入院患者数、これはやはり全国的な傾向もございしますが、なかなか目標の数に達しなかったということがございます。病院のベッドの稼働率としては86%というのは、全体的な全国のレベルからすると高いんですけども、やはりうちの経営を考えますと、やはり93%ぐらいの稼働を維持していかなければいけないということ。今、大事なことは、やはり急性期の患者をしっかりと受け入れていくこと。それから、やはり大病院のほうが入院期間が非常に短くなってきまして、急性期途中でも退院するようなことがございますので、そういう亜急性期あるいは回復期の患者を病院で受け入れて、在宅復帰させる。そういうことを今病院のほうでも強力に取り組んでいるところでございます。そうすることによって病院の稼働を上げていきたい。外来に関しましては、去年は少なかったんですが、ことしは若干、やはり診療日の変更とか、専門家の診療する回数をふやしましたので、少しずつふえてまいりました。そういうことも含めて、丁寧な診察を心がけて患者増を図ってきたい。まずは、一番はそこに尽きると思えます。

それからあと、経費面では、いろいろ、ここにも書かれてはおりますけれども、薬品費とか、あるいは物品の問題、それから検査のほうとか含めて、非常にそういう面でも費用を削減していくということ。そういう面で、経常収支、達成できるようにしたいと思います。以上です。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 管理者のほうから、今概括的なところでの答えがございました。

そこで、こういう決算審査意見書を踏まえて、直近でいいますと、こういう塩竈市立病院改革プラン、平成28年度の取り組みの評価というものがこの間やられたわけですね。ここで、これを改めて読ませていただきますと、特にいろいろな今後期待する項目というのがこの中には書かれているんですね。今後の病院経営、例えばこれの3ページだと、入院収益確保のために近隣病院や開業医との連携。あるいは循環器内科の、あるいは小児科、糖尿病科の医師の確保。やはり病院というのは医師の確保が全て決め手になるというか、もちろん職員皆さん一体での取り組みの中で収益が図られると思うんですが。例えばこういう具体的なところで、どのように、今後、生かしていこうとしているのか。具体的な事例で、ここ、3ページに書かれていますので、対処なり、今後の対応なり、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○今野委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 おっしゃるとおり、小児科が以前は常勤がございましたが、今は非常勤という形になりまして、毎日、今、大学のほうから派遣はいただいております。ただ、どうしても診療時間の問題があつて、そこが難しいというところがあります。循環器の問題に関しましても、ちょっと不定期の派遣だったものですから、そこをことしの4月からは定期的に派遣してもらうような形になっております。

そして、患者増を図るにはどうするかということで、やはりいろいろな病院との連携もあります。やはり診療所の先生との連携、そういうものにもいろいろ我々医師会を通してもありますし、それから、地域の連携の会を病院でも開催しまして、そういうところと連携を図って行く。それから、あといろいろ、管内の病院長会議がございまして、先日も会議を開いたばかりでございますが、その中でいろいろ情報を交換するということと、それから、地域での患者さんをそれぞれの病院でいろいろな形でそれぞれの得意分野を生かして分担してやっていく。そんなことを含めて、市立病院のほうにそういう患者さんに来ていただくような取り組みをしております。以上です。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員　さまざま努力された結果だったと思うんですね。循環器系統の先生について定期的、派遣ではありますが、診療をしていただくということだとか、そういうことでの努力はされているというのは承知をいたしました。

そこで、7病院の定期的な会議が持たれているようですが、具体的に申せば、その7病院で、お互いに病院関係の連携云々と、こういうやりとりをされていると思うんですけれども、直近の会議、あるいは平成28年度の絡みでどのような具体的な意見交換がされ、それが市立病院の経営に生かされているのか、ちょっとその辺だけ確認させてください。

○今野委員長　伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者　いろいろ病院長、それから管理者、それから事務部長も交えての会議をこの間開きまして、一番の課題は、今、地域医療構想ができて、昨年11月にできましたので、それに基づいて県のほうでは、今度、調整会議というものがありました。我々も参加したんですが。全国、2025年をにらんで、やはり急性期の病床を回復期にやはり転換していかなければいけない。そういう話にもなっております。それから、在宅医療の充実も図らなければいけない。そういうことに関しまして、我々、お互いに意見を交換しまして、管内の病院、総合病院として主に急性期だけやっている病院もあります。それから、我々みたいな病院は、それから、急性期、慢性期、在宅と全てのステージをやっている。それから主に慢性期の病院もありますので、そういうところでの患者さんのいろいろなやりとり。現実的に近くの病院には、我々が行ったり、向こうの先生が来たりして、どのような患者さんを当院で受け入れるか、そういう話し合いも進めてやっております。それが医療的なところですよ。

それから、もう一つは、話題になったことは、例えば薬品とか、材料とか、そういうものを、そういう一つの会議の中で一緒に購入するようなものがないかというような話も一つありまして、地域連携法人といいますか、今、国のほうで認められて、現にやっているところもございましてね。例えば酒田市のほうの日本海総合病院なんかに行きますと、病院が中心になって民間病院も交えて一緒に物を買う、あるいは人のやりとりをやる、そんなこと。

その中でもう一つ話題になったのは、職員のやりとりもできないかなんていう話もありまして、看護師さんとか、こちらはいるんだけど、こちらは不足するとか、そういうものが、例えばここの病院をおやめになる方がいたら、じゃあということで、うちのほうで、こちらで勤務しようとか、そんなことも地域で人材のやりとりもやったらいいんじゃないかということ、ありました。

そういうことを含めて、まず、我々病院長も集まるんですが、その前に事務部長とかの人たちが集まっていたいてそういう話を煮詰めようという話も、今、この間の中では出てきました。以上です。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 7病院院長会議、初めて聞く話もございますし、山形県でやっていらっしゃるそういった共同で購入する、薬剤なんかを。あるいは人の交換、それぞれの職員の交換というのも一つの方法なのかなと思います。わかりました。

今後、地域医療構想が進むにつれ、在宅なんかに移っていくんでしょうが、しかし、やはり、地域の皆さんの健康を、病気を、少しでも疾病をなくしていくという上で、ぜひ、今後とも努力をされていただければなお幸いかなというふうに思います。

そこで、いろいろ決算審査意見書のところで見て、先ほどのページ数を開くと、急患の受け入れ、1,000件の目標に対して823人というふうになっていて、ややちょっと受け入れが難しいのかなと。12ページのところで、これを見ると、1,000件の数値目標で823人というふうになっているんですが、前年で見ると1,000件超えているんですね。今まで、前年、平成27年で1,044件だとか、その前は1,112件だとか、1,000件台を受け入れてきたものが、何で急に減ったのかなと、ちょっと私もよくわからないところがあるので、ちょっとその辺の確認をさせていただければと思います。

○今野委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 確かに我々としては、1,000件を目標として取り組んできたわけですが、それが82%くらいでしょうか、そこら辺にとどまったということなので、これはやはり管内の病院、近くに総合病院もございます。それから、新しく医学部が設置された病院もあります。そういうところを含めて、非常に以前にも増して救急に積極的に取り入れるようになってきたということが一つございます。もともとこの管内は三十四、五%は、仙台、二市三町からよそに行っている人が実際はあるんです。管内の使用率が大体六十五、六だと思います。震災のころは7割くらいはいていたんですが、ちょっとそこがありまして。それに加えて、今おっしゃったように、私が話したように、近くの病院、それから大学病院、そこが積極的に動き出した。そこはやはり救急の専門医がいて、積極的にやっているということ。我々は日常診療しながら少人数で取り組んでいる。その差がありますので、やはりちょっとマンパワー的にはその差が生じたのかなと思っています。以上です。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました、背景は。そうしますと、お医者さんの確保の関係もありますから、しかも実際に常勤として働いている先生方の救急対応ということで、かなりハードな仕事をこなしていらっしゃるのかなというふうに思うところですが。

例えば、これは私の思いつきなので、それが妥当かどうかはわかりませんが、救急専用の専門の医師を一人配置してしまうという方法なんかはどんなものなんでしょうかね。そういうふうにしないと、やはり救急の場合、病院を探すだけでも結構時間かかっているわけですよ、全部問い合わせして。そういう、すぐさま受け入れられるような専門的なスタッフが可能なかどうか。今の病院の状況からいって、その辺はどうなのかなという思いがあったものですから、確認させていただきたいと思います。

○今野委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 おっしゃるとおりにできればいいんですが、通常の内科医もなかなか確保するのも大変な状況でございまして、やはり、今後も引き続いて内科あるいは総合的に診られる先生方に来ていただくように、その辺は努力していきたいと思っています。以上です。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。

そこで、経営の問題で、ちょっと1点だけ確認をさせていただきたいんですが、この中で、ここで、例の特例債の償還が終わったというふうに、こちらのほうのプランのほうでも書かれております。当時の特例債のいわば経営危機を打開するための一つの手法として、改革プランとセットで、当時、特例債の借入れの金額はどのぐらいだったのか、確認させてください。

○今野委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 伊勢委員にお答えいたします。

特例債借入金額でございまして、13億7,880万円となっております。以上でございまして。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、それは償還が既に完了したというふうに捉えてよろしいのかなと思うんです。そうすると、例えば、資料No.23の81ページのところだと思うんですが、その中で、繰出金が4億9,927万3,000円と、前年よりも減っているというふうに評されております。そこで、こういった特例債の返還が終わったことによる効果なのかどうか、確認させてください。

○今野委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 伊勢委員おっしゃられるとおり、特例債の償還が終了したことによる繰り入れの減というふうになってございます。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、こういった新たな病院改革プランの数値目標に対する対応、取り組みと、そして、特例債は完全に償還をしたということですから、ある意味、病院の収益を図る、医師の確保、そして、こういった特例債がないわけですから、重荷がとれたというか、簡単に言うたそういうことになるんでしょうから、やっぱり今後の新たな事業展開として、しっかり枠をぜひ構築していただいて、地域との連携ということもありますし、こういったことも含めて、しっかり事業展開をして、少しでも現金がきちんと確保できる、年度末で赤字にならない、陥らない病院経営にぜひ努力をしていただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

じゃあ、次に移らせていただきます。

○今野委員長 どうぞ。

○伊勢委員 資料No.9の373ページのところでございます。ここで、全体としては震災復興交付金事業における下水道事業ということで、ここに示されております。37億円、予算額58億円ということで、交付金などを使ったさまざまな事業が展開されております。これはこれで理解をするところです。

問題は、下水道計画でいいますと、10年に1回の52.2ミリに対応する、あるいは平成23年9月、例の震災の後の台風被害で、台風15号で44.5ミリということで、さまざまこれまでこういった水害対策に応じた交付金を活用した事業がこの6年半余りの間展開されてきたと思うんですね。かかるに、それはそれでひとつしっかりやっていただくということが一つですが、そうすると、今の交付金を使った事業で、塩竈市で、水害対応でどこまでの基準でクリアできているのか、ちょっと確認だけさせてください。

○今野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 伊勢委員のご質問にお答えします。

今回、復興交付金事業では、時間雨量1時間当たり44.5ミリの降雨に対応するような施設を整備してまいりました。市の計画としては、時間雨量52.2ミリに対応するような計画を持っておりますが、市内全域でいきますと、まだまだ52.2ミリには届かないような状況になっております。今後は52.2ミリに対応できるように、そのような施設になるように整備のほうを進めて

まいりたいと思います。以上です。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。そうすると、まだ、44.5ミリの数値は何とか交付金では今度到達するけれども、52.2ミリというところまではまだ及ばないと、こういう確認をさせていただきました。

そこで、最近は、直近で言うと、集中豪雨というか、九州なんかも線状降水帯というかなり強い雨が降って被害が及んでいるわけですが、先ほど52.2ミリで今後考えていくということも含めて、長期的なスパンになるかと思われるんですが、全体として、どのぐらいの調整池をつくっていかなければならないのか。あるいは、そういったことも含めて、どのように今計画、検討されているのか、そこだけ確認させてください。

○今野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えします。

今回、中央第2貯留管ですとか、貯留施設のほうも復興交付金で整備させていただきましたが、52.2ミリに対応するためにはまだまだといたしますか、新浜町にも貯留管の計画がありました。野田のほうに調整池の計画もあつたりしますので、その辺の調整池の整備をしないと52.2ミリにはなかなか対応できないというふうになっております。以上です。

○今野委員長 伊勢委員の質疑において、発言の訂正をいたしたい旨、武田税務課長より申し出がありましたので、これを許可いたします。武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 先ほど、伊勢委員からのご質問に対し、65歳以上の方の年金収入130万円まで所得ゼロと申し上げましたが、正しくは120万円までが所得ゼロでございます。所得がゼロ円となるのは65歳以上の方の場合、年金収入120万円まででございます。訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○今野委員長 土見大介委員。

○土見委員 では、続きまして、私のほうからも特別会計について、2点、質問させていただきたいと思います。資料はNo.9を使います。

まず初めに、資料No.9の73ページ、地域支援事業（介護予防・生活支援サービス事業）のほうについて質問させていただきたいと思います。

今、非常に少子高齢化というのが進んでおりまして、2025年問題なんていう形でも言われますけれども、団塊の世代が後期高齢者になる、そういう時代を迎えてくると、国民の3人に1

人が65歳になってしまうというような時代になってきて、支える側と支えられる側のバランスというのはやはりアンバランスになってきて大変なことになると。その中で、支援事業の中で特に注目しているのが通所型サービスBというものです。

内容としましては、ここに書かれているとおり、ボランティア等により提供される住民主体によるサービスというものがあり、今までサービスを受ける側の人たちも自分たちでサービスを生み出して、そして提供しながら、もちろん享受もしていくというような形があり、これに期待を非常にしているわけなんですけれども、ここについて質問させていただきたいなというふうに思います。

この通所型サービスBの事業を見ていきますと、今回の塩竈での事業としましては、住民ボランティア地区集会所で行うデイサービス、藤倉親交会のほうでふれあい教室というものを実施されているということなんですけれども、まずここで一つ質問させていただきたいのは、この実際のふれあい教室という場所ではどのようなことが行われていて、そして、住民主体ということなんですけれども、このプログラムというのは誰が考えているのか。この2点について、まずお答え願いたいと思います。

○今野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長 長寿社会課長 ただいまご質問の介護予防生活支援サービスの中の通所型サービスBにつきまして、お答えをさせていただきます。

ただいま委員おっしゃられましたとおり、このサービスBにつきましては、藤倉親交会のいきいきふれあい教室のほうで行われているものが、本市では1グループ、補助事業として行っているところでございます。

この内容でございますが、プログラムの内容につきましては、まず、塩竈市のほうで介護予防・日常生活支援総合事業、通所型サービス事業の住民主体支援事業補助制度の手引きというものをつくっておきまして、この中で概略を定めてございます。この中で、月おおむね4回以上、1回2時間以上の活動に身体状況に応じたダンベル体操や軽体操、レクリエーションなど介護予防に資する活動を行うことを記載をさせていただいております。ただ、あくまでも住民主体型であることがありますので、その内容につきましては、実施主体の住民ボランティアさんが参加者と相談しながら考えていただくことになっております。

具体的にはどのように藤倉のほうで行われているかといいますと、団体の役員の方と団体が依頼するレクリエーション指導員の方の相談によってプログラムをつくっているようでござい

まして、現在行われている内容としましては、定例的なものとして、ダンベル体操や手遊び、リズムダンス、スロモボール運動、またその後にお茶のみサロンというようなことを行われているようでございます。そのほか、季節の行事やレクリエーションなども適宜組み合わせられて実施されていると伺っております。よろしくお願いたします。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

指導員の方々がいて、市のほうでもある程度の概略というか、ガイドラインはつくった上で住民の方々にそれを、その中から、ある意味、選んでもらいながらやっていくというようなことにお伺いたしました。

このお話を聞いて、今後、この活動を常に続けていくときにどうしても、ひとつマンネリ化というのはあるんじゃないのかなというようなことが考えられまして、そこを打破するためには、やはり主体となっている団体さんたちの、言ってしまうと意欲、そして、興味の中から高い意欲でいろいろな情報を集めたり、もしくは指導員の方々と相談したりしながら、自分たちの地域に合ったプログラムというものをつくっていく。すると、どうしても住民の方々のモチベーションというものに大きく左右されるのではないかなというようなことを少し感じております。今後、そのようなことは考えられると私は考えているんですけども、主体となっただけで住民の方々に今後も意欲的にこの活動を発展させていただくためには、市としてはどのようなことが必要だというふうにお考えでしょうか。

○今野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 まず、プログラムの内容としましては、先ほど申し上げたようなところでございますが、市のほうの職員のほうも相談に応じますし、レクリエーション指導員の方に団体のほうでも依頼して、適宜、そのあたりではプログラムを変えながらというようなことを考えているようでございます。そのようなことなどをしながら、バックアップをしながら取り組んでいきたいと思っております。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。私、一つ、先行事例として、仙台の鶴ヶ谷というところで、団地で行われている事業というのを見てきたところもあるんですけども、自主的に、各市民団体の方々に、より能動的に行動していってもらいたいということを考えた際に、一つ、有効だなと思った取り組みというのは、各、今回ですとまだ藤倉親交会だけなんですけど、いろいろな

ところでプログラムが行われている中で、その情報というものを共有していくということが一つ重要なんじゃないかなと思います。あそこの地域だと、こういうおもしろい活動をしているらしいよ。それで、住民が随分通っているんだ。じゃあ、うちでもやってみよう。というようなことが一つ重要なのかなというふうに思っています。

さらに、もう一つ、重要な点として、ちゃんと成果をわかる形で、目に見える形で評価してあげる。例えば、今、私、人がたくさん来たんだよというだけのことを言いましたけれども、じゃなくて、じゃあ、何人、参加者が増になったのか。もしくは介護度、ここでは対象外かもしれませんが、来た方々の生活の質、QOLなんて言われますが、それがどの程度向上したのかということをやちゃんと評価するような指標というものを使っていくのがいいんじゃないのかなというふうに考えております。その中で、先ほど、先進事例として、仙台の鶴ヶ谷というものを挙げさせていただいたんですけれども、そのほかにも、例えば、先日、NHKのほうでも、介護度の改善に随分貢献していますということで、埼玉の和光市というところの事例も紹介されておりました。それから、一つ、都心の非常に高齢化が進んでいるところとして、板橋区、こちらのほうにも東京都の健康長寿医療センター、通称「都老研」というところがあるんですけれども、そういうところが入ってプログラムを実施しているというのもあります。

こういうところ、重要なのは、やはり客観的な評価の数値を出すということがあって、それらには、一つ、この事業の中にチェックリストとあったと思いますが、そのチェックリストに似たようなものを定期的に住民の方々にアンケートなり、こちらでの書き取りなりでもいいんですけれども、そういうものをやりながら評価をしていくということがありますが、そのような事業の評価、各団体のプログラムの評価というのはどのように行っていくというふうにお考えでしょうか。

○今野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 お答えいたします。

今、先進地のご紹介がございました。私どもも、いろいろインターネットそのほかのものを通じましていろいろな情報を集めているところではございます。評価のところのお尋ねでございましたが、今のところは、セルフチェックによるものということで、報告までは求めていなかったところではございますが、先ほど委員からもお話ありました参加者の方の意欲向上というようなことも含めて、今後、活動している方、それから、指導員の方々とも相談しながら、アンケート形式、そのほかを考えていきたいと思っております。

また、ADLなどの状況につきましても、そのような中で、今後、検討させていただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

今、ADLというお話が出たんですけれども、ADL、日常生活動作、どのような動作をふだんできるようになったか、できないのか、そんなことをチェックシートの評価しているものだと思うんですけれども、ぜひ、そういう指標というものを使いながら、成果、この活動の成果というものを自分たちの中だけではなくて、外に見える形にすることで、本当の意味での住民主体の各事業というものを進めていただければなというふうに思っております。ぜひ、この活動を今後も期待して見させていただきたいなというふうに思っております。

次の質問に移らせていただきたいと思います。続きまして、同じく資料No.9の209ページです。離島航路事業のほうについて質問させていただきたいと思います。

こちらの事業の目的なんですけれども、浦戸住民の生活航路並びに浦戸諸島を訪れる観光客の足として一年を通して安全で安定的な航路運航を行う。そして、より一層の経営健全化を推進し、安定的な運航・経営体制の構築を図るといようなことがうたわれております。

まず、基礎的なデータのところを見てみたいんですけれども、平成28年度としましては、乗船者数が16万7,934.5人ということで、16万8,000人程度の方々が乗船されているということです。実際、この数値というのはどの程度の規模のものなのかなということをちょっと考えたときに、非常に簡単な計算なんですけれども、今、浦戸の住民の方々、約335名程度がいらっしゃいます。そこに、浦戸の小中学校に通っている児童生徒と、そして、先生を加えると大体400名程度。この400名という数字が年間に200日往復をすると、大体16万人というような数値になります。実際は200日も通うかと言われれば、通わないですし、浦戸の方々も2日に1遍以上の頻度で出てくるかと言われれば、そうではないので、実際、浦戸に通勤されている方、もしくは浦戸で学ばれている方、そして、浦戸の住民の方々が利用するものとしては、これの半分以下になるのかなというふうに考えておりますが。

今、市のほうとしては、この16万8,000人程度の乗船者数のうち、何割くらいが浦戸の学校とか生活で使われている住民の方々であると考えていらっしゃいますか。

○今野委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 少々お待ちください。

お待たせいたしました。それでは、お答えをさせていただきます。

先ほど言いましたように、年間の乗客数が16万7,974人でございます。そのうち、我々として推定観光客数というものを、推定でございますけれども、とらせていただいております。これは島発往復割引でもない、定期利用者でもない、そういった形で引いていった中での数字でございますけれども、これが6万960人。島民利用者数、これも推定になりますけれども、5万3,258人となっているのではないかとというふうに我々としては計算しております。以上です。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。島民の方々は5万3,000人、そして、観光客6万何がしという、残りの5万人程度という数はどのような方々になるのか。

○今野委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 済みません、落としてしまいました。その5万3,758人は、定期乗船者数ということで、先ほど委員おっしゃったように、学校に通うお子さん方、先生方とか、それから、工事現場で作業をなさっている方々のご利用というふうに我々としては考えております。以上です。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうしますと、実際に……。済みません、もう一度、ちょっとお伺いします。16万8,000人程度の中で、今おっしゃられた数というのは、2つ合わせても11万人程度になると思うんですけれども、残りの5万人程度というのはどのような方々とお考えでしょうか。

○今野委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 済みません。もう一度、ご説明をさせていただきます。

推定の観光客の利用者が6万960人、それから、島民利用数が5万3,258人、定期乗船者数が5万3,756人でございますので、合わせまして16万7,974人というふうに考えております。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ちょっと、浦戸の方々と定期の利用者の方を一緒にして考えておりました。そうした場合に、まず、浦戸の方々、今、非常にうれしくない状況ではあるんですけれども、実際人口の減少が大体年間1割弱はあると。そうすると、数十人ずつ人口が今減少しているという状況はあります。そうすると、この数から見ていくと、今後、浦戸の安

定的な航路、利便性の高い航路を安定的に経営していくには、とにかくにも、交流人口というものをどんどんふやしていかなければいけないというようなことがあります。

現状と課題のところにも書いてあるんですけども、震災の影響による浦戸地域住民の減少や観光客の減少が見込まれるというようなことがあって、今後、震災の影響を踏まえた上での観光客もしくは工事関係者という方々というものが減少するとすれば、さらにより強力に交流人口をふやしていかなければいけないというようなことが考えられます。その中で、具体的な施策を見ていきますと、交流人口の増加というところで大きくさまざまな事業が実施されていますが、その中の一つ、うらと子どもパスポート事業についてちょっとお伺いしたいなと思います。

うらと子どもパスポート事業の中で、利用実績が2,208名というふうに書いておりますが、この2,208名というのは、どのような目的で、もしくはどのようなイベントとかに合わせていらっしゃるのか、そこら辺の内訳を教えてくださいなと思います。

○今野委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 お答えをさせていただきます。

2,000名のお子様、その多くは、我々としては桂島の海水浴場へ訪れるお子様方ではないかなというふうに考えておりますけれども、我々、常に市営汽船の乗りおりを見ておりますと、お子様と、それからお父様、お母様と、四季折々、島の自然を味わうために訪れる方々も非常に多くなっております。以上でございます。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

島に行くときに、一つ、やはりネックとなるのが交通費になります。子供たちはこういう無料のパスポートがあったりですと、実際の運賃というのも安いんですけども、大人にしますとやはり1,000から1,200円、往復するだけでかかってしまうというのは、やはりほかの地域、どこに遊びに行こうかということを考えたときにネックになってしまう一つなんじゃないのかなと。その中で、子どもパスポートで子供たちが無料で行けるというような機会というのは、浦戸に来てくれる子供たち、そして子供たちについてくる親御さんたちというものを浦戸に積極的に来ていただくためのすごく有効な手だてだというふうに考えております。

今後、うらと子どもパスポートを、要するに、長期の休業期間や土日祝日というものを利用して、子供たち向けに、子供たちと、そしてそれに付随する親御さんたちを浦戸に引っ張って

くるためのプログラムというのは、今後行っていくという予定はあるのでしょうか。

○今野委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 それでは、お答えをさせていただきます。確かに委員おっしゃるように、2,000名から3,000名、毎年、お子様はいらっしゃっていただいております。ご父兄の方を合わせれば、単純計算ですけれども、4,000名から6,000名の方が島を訪れているという計算になります。そこで、我々としては、浦戸諸島開発総合センターを中心に、島民の方が小舟で島を回ってご案内をする「うらとのウラガワ探検」とか「のりつくり・カキむき体験」というもの実施しまして、ご父兄と、それから、お子様が浦戸の自然を体験できるようなイベントを開催させていただいております。また、市営汽船でも、みなと祭前夜祭に合わせての花火クルーズ、それから今後行われますゆめ博に合わせての浦戸クルージング、これは休日に開催いたしますので、お子様方は無料という形で、そういった子どもパスポートのPR事業を積極的に展開していきたいと思っておりますし、また、まだ我々としては検討段階でございますけれども、浦戸ではカヌー体験をなさっている方とか、自然体験教室を行っている方もおります。また、高校、それから、大学では菜の花の栽培、それから、子供の島体験プログラム、そういったものに取り組む方々もいらっしゃいますので、我々はそういった方々と連携を図って魅力的なプログラムづくりができるのではないかとこのように今検討しております。以上です。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

昨日、別の委員さんからも、イベントが実際にそのイベントが行われる施設の通常の日常の集客にどれだけ影響しているのかという話も出ていましたけれども、ぜひ、通常、平常時に浦戸に足を運んでいただけるように、地元の魅力というものを十分に発信しながらイベントというものを開催していただければなというふうに思っております。

次に、魅力の発信、島の魅力の情報発信という部分について、お伺いしたいんですけれども、現在、島の魅力の発信ということで、ここにホームページを利用します。あとは島おこし活動等の情報を発信します。あとは、携帯サイトによって運航状況の情報などを発信していますというふうにあるんですけれども、今、塩竈市としては各部署のほうでSNSを活用した情報発信というものも行われているんですけれども、ここら辺に浦戸の情報というものまず乗せていくということは今後していく予定はあるのでしょうか。

○今野委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 それでは、お答えをさせていただきます。

確かに、ご指摘のように、我々、SNSというのでしょうか、そういった媒体を使っての広報活動は現在はありません。SNSの有効性は十分認識しておりますので、今後、そういったことにも取り組みたいというふうに考えておりますが、これは私どものほうとあわせて、観光サイドと一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

ホームページとSNS、一番の大きな違いは、能動的に情報を相手に与えることができるか、もしくは受け身の姿勢なのかというところが一番最大の違いじゃないかなというふうに私は思っています。そして、今、これだけSNSが非常に騒がれている時代になってきますと、自分から積極的に情報をとりに行く、わざわざホームページを見てという方というのはなかなか少なくなってしまう。特に、そういう状況もありますので、ぜひSNSの活用をしていただけたらと思います。

その中で、先日、一般会計のほうでもお話ししたんですけれども、ものをPRするときに、一つ有効だと思うのは、自分たちでももちろんお金をかけてそういうものを整備するというのも重要なのですが、発信力のある人に頼るというのも一つありなかなというふうに思っております。特に、塩竈もそうですし、浦戸もそうなんです、コアなファンの方々というのはやはりたくさんいて、そういう方々に対して、そういう方々が情報を広めたくなくような形で情報提供していくというのは、一つ、有効な手段なかなと。こちらとしては負担もかけることなく、相手の意欲をより高め、そして、塩竈、浦戸のPRができるというような方法はあるのかなというふうに考えていますので、ぜひ、地元の方々、もしくは市を離れた方々、特に震災後自分たちにできることの一つとして情報発信をしたいという方々がたくさんいらっしゃいます。そういう方々に対して、各新聞社とかメディアと同様に、その方々が取り扱いたくなるような形で情報というものを積極的に、集中的にその方々に出していくというようなことも検討していただければというふうに思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○今野委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 率直に申し上げますと、我々としてはまだまだ勉強不足でございますので、今、委員に非常に魅力的なお話をいただきました。勉強させていただきたいと思

います。よろしく願いいたします。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。市民協働、もしくは市民の政治、行政への参加ということの点からも重要じゃないかなというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

最後に、浦戸の航路の生活航路としての利便性向上というところで、一つ、ウイークエンド特別便について質問させていただきたいと思います。施策の成果というところで、通勤・通学の利便性が向上したというふうに書かれておりますが、今現在としましては、週に1回、金曜日の夜間便の運航ということになっていると思います。

もともと夜間に便がなかった場合、そして、金曜日に週1回、定期的に運航される。さらには、今後として期待したいのはやはり毎日運航していくというようなことが、さまざまな段階があると思います。その中で、それぞれのパターンによって、どのような使われ方をするかというのは実は変わってくるんじゃないかなというふうに考えておりますが、まずお伺いしたいのは、通勤・通学の方々の利便性が向上したというところで、どのような方々が金曜のみの便をどのような目的で使っているのかというものを、市としてどう捉えているか、ここをお教え願いたいと思います。

○今野委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 ウイークエンド特別便、もともと通勤・通学の方の支援策として、社会実験として今行っております。平成25年10月から週1回金曜日という形で、19時半に運航してございまして、平成25年度につきましては、22回運航させていただきました。338人、1回当たりの平均乗船者数は15.4人でした。平成26年度では、1回当たりの平均乗船者数は9.2人、平成27年度では6.8人、平成28年度では1回当たり6.9人と、10人以下の乗客数と現在ではなっておりますが、そのほとんどは通勤・通学。それと、たまにですが、我々が見ておりますと、ちょっと金曜日、週末でございますので、塩竈市内でゆっくりなされてご帰宅なさる方という方もいらっしゃいます。そういった方々の利便性にはつながっているのかと思っております。以上です。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。初年度、平成26年度から見ると、若干、やはり利用者が減っていらっしゃるのかなというふうに思います。もともとが、このページ、209ページにも書かれていますが、住民からの要望が多かった便というふうに書かれております。その中で、

利用者が減っていくという状況というものを市としてはどのように捉えているのか。人々のニーズというものが変わっているのか、それともニーズにかなわなかったものになっていたのか。その部分についてお伺いしたいなというふうに思います。

○今野委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 我々といたしましても、年々利用者が減しているという状況を踏まえまして、島民の皆様方とことし4月に、これとは別に、小型船建造についての懇談会を行った際にそういった意見交換をさせていただきました。その意見交換の中では、率直に申し上げますと、必要だという方もいれば、当然、必要でないという方もいらっしゃいます。そういった、今までの生活の中で6時以降の便というのは要らないという方も多々おりましたので、我々としては、島民の皆様方と、あくまで社会実験でございますので、いずれかの時期にどうするのかというものを確定させなければなりませんので、住民懇談会の数をふやしまして、島民の皆さんと意見交換をして、意見の集約をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。社会実験として今回やられているということなんですけれども、実は、今までの生活の中に6時以上の便がまずないというようなことがお話の中でありましたが、6時以降の便を求める方々が、実は島に住めなくて本土のほうに出てきてしまっているというのが実際のところなんじゃないのかなと思います。なので、島の方々と話すのはもちろん大切なのですが、その方々の中でも、特にやっぱりそういう潜在的な要望というものを持っている方々というところに対してしっかり声を聞いていくというようなことをして、これ以上、島は不便だから、交通の便が不便だから、僕は島を出なければいけないんだというような人が出ないように配慮していただければなというふうに考えております。

時間ももうなくなっているんですけれども、最後に、要するに、なかなか声として大きく出ない、小さな、でも、強い要望という部分に関して、どのように捉えていこうかというふうにお考えか、最後に、ちょっと難しい質問なんですけど、お答えください。

○今野委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 委員のご指摘は、多分、浦戸の住民の人口が減っていく中での、移住・定住の促進策としての夜間便だというご意見だとは思いますが。そこは我々も十分考えておりますけれども、片一方で、我々、特別会計でございますので、経費増ということにつなが

る便数の増ということに関しては、若干、慎重にならざるを得ないということですので、経費と効果の、天秤というのもおかしいですけれども、バランスをとりながら検討させていただきたいと思います。以上です。

○今野委員長 小高 洋委員。

○小高委員 それでは、私のほうから、まず、国民健康保険事業、基金等を含めまして、お伺いをしてまいりたいと思います。

資料No.6の43ページ以降、いわゆる決算の部分の資料を見させていただきまして、平成28年度国保事業、1億8,700万円ほどの黒字収支ということで、先ほど、鎌田委員の質疑の中でその要因といいますか、そういった部分についてはお答えがあったように思います。その1億8,700万円の黒字と、被保険者の人口減少であったりだとか、そういったことで給付費が下がったと。あるいは、歳入の部分では保険者の減、あるいは国保料の引き下げ、しかしながら、収納率の向上等もあって、そのさまざまな関係があつて黒字となったというふうなお答えがございましたけれども、そのさまざまな要因の中で一番大きく黒字に寄与したといいますか、どこがこのようにきいてきたという部分で、ちょっと簡潔にもう一度ご説明いただきたいと思います。

○今野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 大きな要因はということかということのご質問についてお答えさせていただきます。

まず、最大の要因は、まず医療費の急減ということがございます。確かに1人当たりの医療費は伸びてございましたけれども、昨年度の2月定例会でもご承認いただきましたとおり、医療費が余りに急激に減りまして、2億円ほどの減額補正ということをさせていただいております。この結果としまして、当然、医療費がかからなければ、その分の浮揚効果があるということがまず第1点。

あと、第2点につきましては、先ほど少し触れさせていただきましたが、余りに急激な医療費の急減に伴いまして、国などからの医療費に係る定率の負担金がございます。国から32%、あるいは調整交付金から7%というものでございますけれども、こういったものも、実際の額に見合わない額、いわゆる過分に交付されたという経緯がございます。これが今回、定例会でも補正予算提案しております1億80万円ほど過分にいただいていたという要因もございます。

さらに、第3点目としましては、共同安定化事業、これも先ほど少し触れさせていただきました

したが、基本的には県内の市町村がお金を出し合って医療費がかかる市町村に交付するというもので、平均並みであれば、行って来いといたしますか、基本的には収支均衡になるんですけども、本市の場合には、昨年度の場合、平成28年度の場合には約1億4,800万円余りほどの黒字額ということ計上することとなったという要因がございます。

また、最後に、加えまして、先ほど、収納率がございました。被保険者数は減っておりますけれども、収納率は引き続き、総収納率は2%程度上昇しております。こちらにつきましては、納税者の方々並びに当市の職員が協働で、お納め難しい方についてはご相談を承けたまわりながら協働で納付のほうの実績を上げてきた結果というふうに捉えています。

こういった結果の積み重ねがこのような黒字額となったというふうに捉えています。よろしくお願いいたします。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。さまざま、今、要因を挙げていただきましたけれども、例えば被保険者が減って歳入減になる部分、そして、保険料が減るけれども、医療費も減っているということで歳出減になる部分、あるいは国から来る一定のお金に関しましても、医療給付費が減った分に関して返す分ということで、そのプラス・マイナスという、若干バランスがとれるような構造に基本的にはなっているのかなというふうに感じております。そういった状況の中で、保険税減収の要因、あるいは療養給付費の減というところで、先ほど、さまざまご説明を頂戴いたしました。

その中で、次に、収納率、これが上がったということがございましたので、その点について、先ほど、これも鎌田委員の質疑の中でご説明いただいたようではありますが、資料No.9の65から68ページの中でしょうか。この中で、さまざま収納率という部分にも触れられております。そして、その理由というところで見ますと、8期から12期の分割、そして滞納分についてはその徴収努力ということで、この点についても先ほどご説明をいただきました。

それで、じゃあ、その施策の成果というところで見ましたときに、収納率の改善というところにつきましては、これはここにある項目を挙げていきますと、口座振替の推進と現年度未納者への一斉催告と、職員の滞納整理強化と、適切な納税勧奨の実施により収納率が改善されたということが書いてありますが、これはいつも書いていないなと思って見ているんですけども、先ほど、これも鎌田委員のほうにございました。いわゆる平成28年度より実施をされている6.05%の引き下げ、いわゆるこの引き下げという部分も、これは大いに施策の成果としては

あるのではないかというふうに捉えております。なかなか、金額として、この分が幾らになったというのは難しいんだと思うんですが、一定の成果としてここに書くということもいいのではないかと思うんですけれども、いわゆる引き下げという方向性を示したことで、「では、払うか」と、納めやすくなったということも大いにあるかと思うんですが、その辺について、もう一度伺いしたいと思います。

○今野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 こちらの資料No.9の69ページの収納率向上の対策事業の中で、これは記載するべきではないかというご意見でございます。

具体的に保険税が下がったから納めるという具体的な統計的な集約というのはなかなか難しゅうございまして、それを記載した場合に、では、根拠はと言われますと説明にちょっと窮する部分がございます。加えまして、先ほど申し上げさせていただきましたとおり、まずは、納付はもちろんでございますけれども、まずはご相談に来ていただきたいということでの姿勢で私も臨んでおりまして、それを踏まえて、それぞれのご家庭なり、お一人お一人の状況に応じてきめ細かく対応しているということがございます。これが税の軽減も結びついているのではないかと、それは否定はしませんけれども、その点、記載するに当たっては、ちょっと根拠としては薄い部分がありますので、今回は見送らせていただいたという経緯がございますので、よろしく願いいたします。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 そうですね、なかなか統計として何%下げたから、じゃあ、収納率に何%というのはなかなか、さまざまな要因が絡む中で難しいところではあるかなというふうには思うんですけれども、実際、市民の声としてはいただいている部分多くございますので、さまざまなやり方があるかと思いますが、記載していただくことが大事だということではないんですが、そういったこともあるのではないかと、ということでございます。

じゃあ、引き続き、資料No.23、20ページ以降のところを見ていただきたいと思います。いわゆる滞納の理由、あるいは滞納によってどういった処分を受けているかといったことについて、何点かお聞きをしたいと思うのですが、まず、20ページの部分、いわゆる国保の資格証明書の発行状況というところで見させていただきますと、平成27年度分、各所得金額、さまざま書かれておりますが、合計としては83件、平成28年度分で52件というふうな数字というふうな数字になっておりますが、この数字が減った理由というのは、一体どういったものがありますでし

ようか。

○今野委員長 武田財務課長。

○武田市民総務部税務課長 まず、資格証明書なんですけれども、こちら、国民健康法の規定に基づきまして発行しております。本市でも事務取扱要綱を定めまして、納税相談や指導に応じない、そういった取り決めた保険税の分納を守らない、そういった世帯、納税の努力を守らない世帯に対して発行しております。

今回の昨年度の83世帯から52世帯に減少しておる原因ということでございますけれども、資料記載のとおり、ほとんどの所得階層で減っており、これは所得の不明な世帯、ここだけが増加しております。資格証の該当となる世帯には、事前に弁明の機会というものを付与しておりまして、納税相談の機会を設けているところでありまして、連絡が一切ない方については対象とせざるを得ない状況にあります。所得が不明な世帯の発行割合が多いのもこの辺が理由になっているかと思えます。

そして、資格証の対象となる連絡のない世帯につきましては、各戸訪問を行うなど、納税の相談の機会を設ける努力を行っております。83世帯から52世帯に減っておりますけれども、昨月末、8月末現在で、この52世帯から、現在は28世帯まで減少している状況でございます。なお、18歳以下のお子さんに対しましては、この資格証対象世帯であっても、6カ月有効の短期保険者証、こちらを郵送により交付しておりますので、一応申し添えます。以上でございます。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。ちょっと今回、資料請求もらったのか何なのか、あれだったんですが、先ほど課長おっしゃられました短期証の関係で、発行数、あと窓口とめ置き数等、今わかれば、ちょっと簡単にお聞きをしたいと思うのですが。

○今野委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 昨月末現在ですけれども、8月末現在で、短期証の該当世帯数、587世帯でございます。うち、6カ月証対象171世帯につきましては、郵送により全ての世帯に交付済みでございます。3カ月証対象世帯が416世帯ございまして、うち、260世帯が受領しておりますので、未受領世帯は156世帯となっております。なお、156世帯であっても、18歳以下のお子さんの分に関しましては、6カ月有効の短期保険者証、こちらのほうを郵送により交付しております。よろしく願いいたします。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。これは推移としては、昨年度あたりと比較をすると、こういった数になりますでしょうか。

○今野委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 こちら、短期証の発行世帯数につきましては、年々下がっております。やはり収納率の向上と反比例するように、それは減っております。以上でございます。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。従前より、この資格証あるいは短期証といったもの、いわゆる国保税を納めていただくと、税を納めていただくという観点で、中身として理解できないことはないんですが、その一方で、やはり大きく命にかかわる部分が出てくる可能性があるということもありますので、数としては減っていると、その点がいわゆる滞納部分の解消につながっているということはあるんだというふうに思うわけですが、決してそこに無理な点が出てこないようにだけ、これは強くお願いをしておきたいと思います。

国保財政の見通しというところについてお伺いをしてまいりたいと思うのですが、今年度、1億8,700万円の黒字と。基金の関係で見ますと、基金の積み立て分含めて2億3,000万円ほどになるのでしょうか。以前の委員会の協議資料をちょっと引っ張りだして眺めてみました。平成28年度以前の段階、国保見通しの段階ではどうであったかということを見させていただきますと、28年度、基金取り崩しとして3億円という額を見通して、これで単年度収支の均衡を図るというような状況になっていたわけですが、今回、2億円何がしのプラスということで、さまざま、変動要因があるということは理解をするのですが、見通しに対して結果が5億円以上の触れ幅が出てくるということが、国保財政の難しさといえますか、我々が想像するにこういった要因があるんだろうというふうに思うわけなのですが、その点についてお考えをお聞きしたいと思います。

○今野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 具体的に申しますと、見通しに比べて現実の数字がかなり乖離しているんじゃないかというご指摘でございます。

確かに5億円という数字はかなり巨額でございまして、その差額が、数字が生じているというのは全くもって事実でございます。かいつまんでといいますか、要点を順番にご説明させていただきますと、先ほどと若干重複いたしますが、平成28年度の場合には、本来、定率という部分で、国とか県から、結果としてですけれども、交付される必要のない額が1億円余りあっ

たという点。それと、先ほどの共同安定化事業で1億4,000万円の黒字があったと。ただ、これは共同安定化事業の黒字分につきましては、翌々年度以降3年間にわたって納付という形でお納めするということになりますので、一時的な黒字であっても、最終的には、他市町村と共同で負担するということで平準化していますので、純粹に黒字と言えるかどうかはちょっと疑問な点があるところがございます。さらに、収納率ももちろん上昇しているという要因もございますし、さらに、医療費、特に平成28年度は、先ほども触れさせていただきましたが、年度後半にかけて急減いたしました。もちろん、これは医療機関にかからず健康に被保険者の方がお過ごしになられるというのは大変喜ばしいことではございますが、当初の、予定というのは失礼でございますけれども、当初の年度前半と比べて医療費が急減したという経緯がありますので、そういった経緯の積み重ねの結果として、5億円の差が生じているという事態が生じているということでございます。よろしく願いいたします。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 その見通しの難しさといえますか、そういった点について、今ご説明を頂戴したわけでありまして。そういったことを考えますと、5億円という振れ幅、年間で出てくるということもありますが、そうなったときに、基金というものが、その中でそのバランスをとるために出てくるんだらうということについては理解をしております。しかしながら、この5億円の振れ幅というものに対応するに対して、じゃあ、全国自治体の基金がどうなっているかというところを見ると、これは国保財政、果たして全体的にこの先大丈夫なのかなというような思いを抱くような状況にも見えるわけでありまして。

一方で、先ほどご説明がありました、たまたま国のほうから来る交付金の過払いですとか、あるいは共同事業交付金、基本的には、これは医療給付費と連動する中で、給付費が減れば減る、ふえればふえるということで、その年度年度での移り変わりありますけれども、基本的には、そこはバランスがとれてくるのではないかというような思いもあるわけでございます。

そういった中で、これは過去の資料等を見比べておりましたが、平成27年度においては、その決算額の中で、基金7,000万円取り崩したということはあるんですが、結果として1億8,600円の黒字になっていると。じゃあ、平成26年度はどうであったかと。これは基金の取り崩し2億1,900万円というふうになっておりますけれども、単年度収支で3億5,300万円ということで、さまざまな年度途中、年度途中、決算のやり方にもよるかと思うんですが、変動はあったとしても、基本的には積み上がってきた構造になっていたんだなということで、私はこの間、理解

をしてきたわけであります。

そういった状況の中で、ちょっと資料No.23の22ページを見ていただきたいと思うのですが。では、実際、塩竈市における国保税、こういったところにあるのかということ、先ほど、これも鎌田委員のほうからもお話ございました。お隣の多賀城市さんと0.5%ということで、二市三町の中ではトップであります。大分近づいてはきているなど、当局のご努力に感謝をするわけでありますが。一方で、そのお隣のページを見ていただきますと、滞納理由というところですね。やはり生活困窮というところ、これが金額ベースで75%、4分の3と、件数ベースでも6割を占めるというようなこともありまして、実態的には、なかなか払いたくても払えないという状況がここからも見てとれるのかなというふうに思っております。

震災から6年たちました。幾らか、経済、震災前と比べて持ち直してきたとはいえ、塩竈市の被保険者、国保の被保険者の1人当たりの市民所得というところを、県のほうに行くと、ちょっとデータをもらってきたんですが、子供も含めての数字であります。1人当たり、年額で47万8,000円と、これは県内全自治体で比較をしますと、塩竈市、下から3番目ということになるそうでありまして。本当にご苦勞をなさっております。国保の所得に占める割合といえますか、そういったもの、構造上、これはどうしても社保に比べて高くなると。制度の抱える問題であります。では、自治体で果たして何ができるのかということ、やはり考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。

そういう状況で見たときに、さまざまこれまでありましたけれども、基金というものは、やはり積み上がっていったと、県内で2番目の数字であります。全国的な部分に目を向ければ、国保の財政規模を完全に無視をして、全国1,571自治体中、52自治体しか、10億円以上持っている自治体はない。全体の3%しかないということでもあります。この基金をどう有効に活用していくかということでは、先ほど、市長のほう、おっしゃいましたけれども、還元のあり方としてどういったことか考えられるか、その点について、もし、お考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○今野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 先ほど、鎌田委員のご質問でも同様のご回答を申し上げましたので、重複する部分は避けて説明をさせていただければと思っております。再三申し上げますが、平成30年の県一本化に向けて、納付金がどれぐらいになるのかといったようなことについては、いまだ県のほうから具体的な数字は全く示されていない。一時期は、県のほうに基金の拠出も必要ではないのか

というような議論があったことは、皆様もご記憶があるかと思います。ようやく、基金ではなくて、納付金を各市町村から納めるという形になりつつある。というのは、決定ではないわけでありますので、なりつつあるということについては、ようやく明らかにされてきております。また、繰り返しになりますが、標準税率というのは、当然、県のほうで出されます。これは一本化をしなくても、県のほうでは標準税率というものは出されるというふうにお伺いをいたしております。それらが将来の税率になっていくということになるのかなというふうな推測をいたしておりますが、そういったものが11月ぐらいには、各保険者といいですか、市町村にお示しをいただけるという内容であります。

したがいまして、そういった詳細の数字がつまびらかになりましたら、平成30年度からの国保の本市の運営をどうしていくかということについて、早速、作業に取りかかりたいと思っております。できますれば、当然のことではありますが、保険料の見直しといったようなことも視野に入れて、これから先、取り組ませていただきたいと思います。時期といたしましては、例年でありますと12月定例会といったようなところに税率改定の条例改正案を提案をさせていただくこととなりますので、そういった、今、手順を踏まなければならないということについて、ぜひご理解をいただければと思います。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 さまざまお考えを頂戴いたしました。12月というところに向けて期待をするわけがありますけれども、先ほど、いわゆる県単位化というところでのお話が出ました。確かに、なかなか確定しない部分が多くて、我々もこれをどのように考えたらいいいのかという点では非常に難しいところがあるわけであります。

そういった状況の中で、7月10日に国保の都道府県化に向けた第3回試算の方針を都道府県に通知をしたということでニュースがございました。これまで、2回、試算を行った段階では、市町村独自の法定外繰り入れが含まれないということがありまして、埼玉県などでは保険税が最大7割増になると、そういった話もあったようであります。大変、住民の方から不安と怒りの声が上がったということで、じゃあ、それを踏まえての第3回試算のその特徴といいですか、そういった部分に関してもニュースが出ておりました。

それは何かといいますと、保険料負担の急変を極力避ける姿勢を明確にしたということであります。第3回試算においては、平成30年度の公費の拡充分1,700億円のうち、1,200億円、あるいは医療費の伸びが低かった平成29年2月診療分までの実績を反映をさせたと。さらに、平

成28年度に法定外繰り入れ、あるいは基金取り崩し等で保険料増加を抑制した市町村は、この同額を平成29年度に繰り入れた上で試算をするということの要請もあったようであります。一言で言ってしまえば、保険料の伸びというものが予想される場合に、これを一定割合で頭打ちにする激変緩和というものが非常に今回の第3回試算の大きなテーマとなったということでもあります。

7月版の納付金算定ガイドラインもいただいてまいりましたが、そのほとんどが激変緩和というところに占められているということもありまして、県単位化に当たって、国保料の激変というものについては、国、あるいはそれを受けての県というところも一定考えているということも明らかになりました。

そして、今後のスケジュールというところを見ましたが、平成29年9月、国保事業費納付金試算、これは先ほど申し上げた第3回の部分だと思っておりますが、この試算結果について、これは仙台市のあれだったんですけれども、運営協議会に適時情報を提供していくというようなスケジュールで進んでいるようであります。

先ほど、市長、11月、12月ということをおっしゃったわけですが、もしかすると、求めに応じてということなのかも知れませんが、早く出てくる可能性もあるということもお聞きをしておりますので、その辺については、当局のほうでもしっかり情報をつかまえていただきたいというふうにお願いを申し上げます。

時間もなくなってきましたので、国保についてはそろそろ次に参りたいと思うんですが、この間、国保税の引き下げ、毎年のように実施していただいております。当局のご尽力には大変感謝をしておりますが、根本的に所得に占める割合が非常に高いという国保において、国保税の引き下げというところは市民の願いであるということはぜひわかっていただきたいというふうに思います。根本的には、当然、国費を投入して制度転換を図っていくことが必要なのかなというふうにも考えておりますが、自治体として、ぜひ市民の暮らしを守っていただきたい。10億円、何も1年で全部使ってくれということを言っているわけではございません。こうした状況の中で、国保運営というものを考えますと、企業の利潤追求といったところとはかけ離れたところにあるわけで、安定的な国保運営と適切な基金の運営を両立してこそ国保運営だということもございまして。仮に県単位化で納付金が多く来た。じゃあ、市民の皆様によくの国保税の納付をお願いするのか。じゃあ、それを基金を使って食いとめようと。これも立派な引き下げであるというふうにも考えております。そういったことも踏まえて、ぜひ、今後の方向性

の検討をお願いをしたいと思います。

それでは、時間がなくなってまいりました。資料No.8の291ページ、または資料No.9から365ページ、藤倉二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業について、ちょっと時間がないので、簡単にお伺いをしたいというふうに思います。

支出済額を見ますと、事業費のところでは9,749万円、繰越明許費で8,104万円、不用額5,200万円、支出の主なるものとして、工事請負費で5,253万円、補償補填等4,239万円、繰り越しの主なるものとして、委託料4,173万円、工事請負費で約3,913万円といった額、出ておりますが、ちょっと数字でさまざま示していただいたんですが、具体的にどういった部分の支出あるいは繰り越しだったのか、簡単にご説明いただきたいとしたいと思います。

○今野委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木復興推進課長 少々お待ちください。

藤倉二丁目地区区画整理事業に係りますところのご質問のほうをいただきました。

金額の内容でございますけれども、額といたしましては、歳出のほうといたしましては9,749万790円ということで歳出のほうをしております。このうち、現年執行分につきましては、進めてまいりました工事の部分、及び今年度で補償等々全て完了してございますので、そちらの部分の支出ということになります。繰り越しいたします内容につきましては、補償算定の合計、全て終了しておりますので、あくまで工事費のほうと設計に係るところの委託料ということでございます。以上でございます。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 工事の部分の繰り越しということでありましたが、一体どういった工事といえますか、そこがおわかりであれば、教えていただきたいとしたいと思います。

○今野委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木復興推進課長 工事費の内容ということでございますけれども、現地のほう、以前全員協議会でごらんいただいておりますとおり、基盤整備のほうは全て完了しております、土地の引き渡しのほうは完了しておる状況でございます。ただ、しかしながら、現在建てております建物の工事の関係で道路のほうの整備がなかなかできないということで、道路整備のほう、まだ保留といえますか、終わっていないという状況でございます。そちらの部分につきまして、29年度のほうに繰り越させていただいたということになってございます。以上でございます。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。先ほどおっしゃいましたとおり、宅地の引き渡し、29件全てが終了ということで、今後は居住環境の整備ということになってきております。日常的にあそこはさまざまな用事もありまして通るもので、日々、進捗、特に家が建ってたくさんの方々が今そこで生活をされておられるということで、大分見えてきたなというふうに感じております。

そういった中で、スケジュールという面で、簡単に結構ですので、現時点で、完了までの見通しといたしますか、そこを簡単にだけ教えていただきたいと思います。

○今野委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木復興推進課長 スケジュールについてお答えいたします。

一応、藤倉地区の区画整理につきましては、本年度末の換地処分のほうを予定してございます。あわせまして、今回、定例会のほうに地区計画の条例案のほうを上げてございますけれども、せっかくつくりました景観でございますので、そちらを維持していただけますように、地区景観のほうの策定というものをあわせて進めてまいりたいと考えてございます。工事につきましては、年度内に道路整備のほうを全て完了させまして、一般会計ではございますけれども、新浜町杉の下線のほうとあわせまして整備のほうを完了させてまいりたいということを目指して進めておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。会計の違う部分も若干入ってきてしまうんですが、宅地のかさ上げ、あるいは道路整備が一体的に行われるということで、地域の方々からも本当に、浸水、冠水等の被害、こういったものがなくなるということで大きな期待がございます。

最後に、一言だけお聞きをしたいと思うのですが、これは、ぜひ、ある方に聞いて来いと言われたので、お聞きするんですけども、完了が見えてきたということで、期待してもいいですかということをお聞きをして、終わりたいと思います。

○今野委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木復興推進課長 期待にお応えできますよう取り組んでまいります。よろしく願いいたします。以上でございます。

○今野委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午後0時04分 休憩

---

午後1時00分 再開

○小高副委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 午前に引き続きまして、特別会計の決算質疑をさせていただきます。

それでは、資料番号No.9の73ページ、介護保険事業についてお尋ねをしたいと思います。

ここには地域支援事業として介護予防・生活支援サービス事業といったものが載せられています。要支援とか、あるいは要介護状態にならないようにという、これまでは介護を必要とする人たちのための介護保険でございましたけれども、そうではなくて、長くお元気に、そして、自立して生活をする。その予防、そういった処置のためにこういった事業が平成28年度から塩竈市でも行われております。介護予防訪問介護、介護予防通所介護、これが介護予防・生活支援サービスに移行しているようであります。その下に、施策の実績として、多くのサービス事業が載っております。

74ページをお開きいただきたいと思います。

成果指標といたしまして、多様なサービスの創設数、5種類、この中で、介護を必要とまだしていない方たち、つまり、ケアマネジャーさんとかそういったことには至ってない方たちもたくさん多くの元気な高齢者の方たちがこのサービスを受けられるということで、経費、費用の負担とかそういった配分はどのようになっていますでしょうか。お聞かせください。

○小高副委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 資料No.9の73ページのところで、地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業のところでお尋ねがございました。

ただいまの多様なサービスとして、総合事業のほうは平成28年度から市のほうで開始をいたしまして、その中で、介護予防・生活支援サービスのほうで多様なサービスのほうも始まってきたところがございます。73ページのほうでございますが、まず、訪問介護と中段のところの通所介護につきましては、従来の事業者さんのところで、要支援1・2相当の方が通っていただく、あるいは訪問していただくような内容でございまして、従前とはそのあたりの費用負担のところは同じ内容でございます。

そのほかの多様なサービスのところがございますが、例えば訪問型サービスのBのところでは、軽度生活援助員というようなもので前には申し上げていたような方のところで、こちらのほう、それから、訪問サービスのCと通所型のサービスのCにつきましては、私どものほうで雇用しています非常勤の作業療法士が対応しているものでございますが、訪問サービスCと通所型サービスCのところでは参加料はいただいているという状況がございます。

続きまして、通所型のサービスのA、いきいきデイサービスのところがございますが、こちらのほうは、今は清水沢東の老人憩いの家のほうで開催をさせていただいております。こちらにつきましては、参加の方、1日当たりの費用負担を実費などをいただきながらというようなことで開催をさせていただいている内容でございます。

それから、通所型サービスB、こちらはボランティア等によって、住民主体によるサービスということでございますが、先ほど、午前中にも話題になりましたところで、藤倉親交会のほうのいきいきふれあい教室のほうで行っていただいております。こちらのほうは、開催に当たっての経費のところ、市のほうから補助金として出させていただいている部分がございます。こちらにつきましては、参加する方は実費あるいは保険代などを負担していただいているというような状況でございますが、こちらの補助金のほうの内容でございますが、基本分としまして、1回開催ごとが4,000円、それから、そこに参加する方1人につき200円というようなことで、これは積み上げで年間で補助をさせていただくような内容となっております。以上でございます。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

少ない費用で、そして、皆さんで元気を分かち合うという、こういった事業はより一層多くやっていただきたいというふうに思います。塩竈市には元気な高齢者の方がたくさんいらっしゃいます。地域でも、私たちが先輩として本当にご尊敬申し上げる、そういった自立的な生活をしている方たちがいらっしゃいます。できるだけ外に出ることが一番健康につながるかと思いますので、こういったサービスが受けられるということは大変ありがたいことで、塩竈市は前倒しでやっていただいているということで、今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、75ページですけれども、これは地域支援事業ということで、一般介護予防事業になりますが、その中で、下の施策の実績のところ、いきいきシルバー号の運行ということで

出ております。実は、高齢者の方たちが一番喜んでいらっしゃるのがこのいきいきシルバー号なんですね。やはり、足がないと皆さんと一緒にいろいろなところに行って楽しんできて、そういった、あしたの元気をいただくといった、こういった事業がなかなか実行できない。今、大変バス費用も高いものですから、なかなか出せないということで、その利用状況というものを少し教えていただきたいと思います。

○小高副委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 いきいきシルバー号の利用状況について報告をさせていただきます。ご説明させていただきます。

平成28年度でございますが、ただいまの資料No.9の75ページにも記載はさせていただいております。利用人数としましては1,842人、利用の日数としては90日というようなものでございますが、こちらは高齢者の方々の研修とか福祉活動にご利用いただいております。季節によって、かなり使用の頻度といいますか、利用の度合いが違いまして、春の5月・6月、それから、秋の10月・11月は、ほぼ毎日ご利用いただいているような状況でございます。人数、ただいま申し上げたとおりでございますが、時間帯としましては……。失礼しました。そのようなことで、シーズンはほぼ運行の予約がされているような状況がございます。よろしくお願いたします。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

市民の皆さんのご要望なんですが、ここに現況と課題というところの3番目に外出支援としてのいきいきシルバー号運転というのは、老人クラブさんを初めとして高齢者団体という、ある程度の規定というものが、枠というものがあるようなんですが、なかなか高齢者団体と言われますと、団体がそう多くあるわけではなくて、社会教育の中でたくさんの高齢者の方が参加して活動しているわけですが、そういったグループの方たちが出かけたと思いますと、なかなか、どうもその規制にかからなくて、老人団体あるいは高齢者団体として登録すれば利用ができるのかどうか。そうするとなかなかちょっと難しい部分が出てきます。その辺のお考えをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○小高副委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 団体でのご利用ということをお前提にはしてございますが、人数のほうは15名以上28名以内というようなことでご利用いただいている状況でございます。必ず

しも指定の団体ということではなくて、このあたりは高齢者の方の集まりであればご利用いただけるようにご相談をさせていただきたいと思っております。ただ、このバスのほうは、利用料は無料なのでございますが、ガソリン代と申しますか、燃料代のほうなどは負担をいただく。それから、これで外出される場合には1日保険などに入らせていただくというようなことなどを条件などとさせていただいてございます。よろしく願いいたします。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

そういった、少し緩和のあるところがございましたら、本当に喜ばれるかというふうに思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いしたいと思います。より多くの方が利用して、元気に生活をしていただきたいというふうに思います。

それでは、78ページをお開きいただきたいと思えます。ここに介護保険事業として、地域支援事業は除くというところですが、被保険者のところ、下のところです。その表の中に、「内、住所地特例者」ということで、平成28年度末153人と出ていますが、これはもしかして、施設に入所なさっている方のことを意味しているのかどうか、教えていただきたいと思えます。

○小高副委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 ただいまのお尋ねの住所地特例者でございますが、委員おっしゃるとおり、市外の施設に入っていられる方で、当市の被保険者の方、市外の施設に入っている場合で、住所地特例ということでこちらのほうの被保険者としての取り扱いとなるという制度でございます。よろしく願いいたします。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。塩竈市は、こういった高齢者の方たちへの手厚いいろいろな施策を打っていただいておりますことに感謝を申し上げます。

それでは、次に、資料No.8の230ページをお開きいただきたいと思えます。下水道事業特別会計のほうでちょっとお尋ねをしたいと思えます。

委託料のところ、下水道使用料徴収委託料ということで出ております。5,143万5,587円ということで出ております。これはどちらのほうに、これは委託という形で行っている数字でございましょうか。

○小高副委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

こちらの下水道使用料徴収委託につきましては、水道料金と一緒に徴収していただくということで、本市の水道部のほうに委託をしている事業でございます。以上です。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 わかりました。

資料No.15の、これは水道事業のほうの決算になっておりますけれども、3ページに下水道負担金として収入の部に載っておりますけれども、ちょっと、この決算額の数字が何か別のものもプラスされているのかなということでお尋ねをしたいと思います。

○小高副委員長 大友水道部次長兼業務課長。

○大友水道部次長兼業務課長 阿部委員にお答えをいたします。

下水道負担金、これは先ほど下水道課長からありましたとおり、本市の下水道の徴収負担金としてこの金額をいただいております。塩竈市の場合は、多賀城市にも給水をしておりますので、多賀城市に給水して下水道の料金も徴収している関係から、下水道負担金は多賀城市の分、あと、漁業集落排水事業がございます。そちらの分の手数料、負担金としていただいておりますので、それを合計しますとこの金額になるという形になります。以上でございます。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。納得でございます。

それでは、資料No.9の131ページをお開きください。

ここに公共下水道事業といたしまして、雨水・汚水事業というものが出ております。平成28年度は宅内貯留施設整備工事というものが3件ということで出ておりました。その中で、補助がプラスされている分、それから単独というものもありますけれども、これのちょっと内容を教えていただきたいと思います。

○小高副委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

平成28年度につきましては、宅内貯留施設設置工事を4件ほど発注いたしました。補助金といたしましては、900万円ほどいただいているんですけれども、ちょうどぴったり900万という工事になりませんで、工事その4のほうに単独費のほうをつけ足して契約をしたということで、こちらでその4については補助と単独というふうに出ております。工事は、その4としては1本で発注しております。以上です。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。

お尋ねしたいんですが、宅内貯留というのは、これからどの程度、市内で、下水道のほうではもっと必要であるとか、あるいはこのぐらいとか、何か目安というのはございますか。

○小高副委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えします。

宅内貯留施設につきましては、10年確率の52.2ミリという1時間当たりの降雨強度を超える分、69.6ミリまでの分を貯留で補おうというものでありまして、現在、市内に750件ほど、施設のほうを設置しております。この辺、今、震災前に比べますと事業規模をかなり縮小して細々とやっているような感じなんですけれども、今後、復興交付金事業等でポンプ場もできましたので、浸水被害の状況等を勘案しながら、今後、事業のほうを進めてまいりたいと思います。以上です。

○小高副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。下水道事業に関しましては、震災後、大変大きな事業をやっていただいております。塩竈市の雨水関係、汚水関係、本当にこの事業で大分改善される、その期待を持って工事を眺めておりますけれども、今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

午前中、大分いろいろな大きな意味合いでの概要とか、事業に対して質問がございました。重複する部分がございました。私はこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○小高副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我委員 私からは平成28年度の後期高齢者医療と介護保険事業と水道事業について、質問をいたします。

まず初めに、後期高齢者医療事業ですが、資料No.9、71ページになります。後期高齢者の事業ということになっております。決算額は6億7,251万4,000円で決算されたということであり、ます。被保険者については8,911名、平成28年度は。特に、この8,911人なんです、保険料の負担について伺うわけですけれども、保険料の負担自体は、負担が重く、市民から言わせると重くなっているのかどうかという点をまずお伺ひしたいと思います。

○小高副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 お答えいたします。

後期高齢者医療の保険料につきましてですが、平成28年度につきましては、宮城県内の後期

高齢者医療保険料、限度額並びに保険料率、全て変わっておりませんので、所得などがお変わりにならなければ同じ額ということになっております。よろしく願いいたします。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 わかりました。

徴収の状況を見ますと、現年度分で、調定額に対してですけれども、97.32%ということになっています。未収額が448万8,400円ということですから、保険料率は上がってはいないんだけれども、やはり納められない方がいるんだと。滞納繰越分についても、いろいろ収納したけれども、実際には調定額に対して46.46%になっていますよということなんだと思うんですね。なかなか保険料を払えない高齢者に対して、国保と同じように、保険証がどうなっているのかということが心配になるわけですが、その辺はどのように対応されているのか、お伺いします。

○小高副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 後期高齢者医療の保険証の件についてお答えさせていただきます。

後期高齢者の保険証につきまして、保険料の納付状況に応じまして、所在確認、ご本人の確認ということも含めまして、一旦、保険証の短期証というものを発行しておりますが、短期証につきましては、ご本人の確認という意味が後期高齢の場合強うございますので、まずは窓口にお越しただいて、実際にいらっしゃるのかどうか、あるいは、まれにですが、遠隔地に、ご親族さんのほうに行かれて、保険証をまだ取りに来られていない。あるいは手元にないまま短期証に移行してしまったりという方もありますので、そういった形で対応しております。ただし、保険証につきましては、当市も含めましてですけれども、とめ置きという措置はとっておりませんで、8月末までに全て保険証のほうはお送りしている。ただ、その途中の段階で、お越しく下さいという連絡をお渡ししまして、郵送でお送りしまして、お越しただいた方には、即、保険証のほうをお渡ししているという状況がございます。よろしく願いいたします。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 状況はわかりました。どうぞ、引き続きよろしく願いしたいと思います。

私、広域連合会の議会に塩竈市議会から送り出してただいて、年2回ですけれども、予算・決算の議会で行かせていただいております。広域連合議会でも、塩竈の平成28年度の決算でも8,911人になっているという報告を受けました。その金額が6億4,502万5,977円の塩竈市

で納めている金額だということでは報告は伺ったんですが、滞納だとか、納められない金額がここにありますがね。載っていますね。それらは全部一括して塩竈市が払ってしまうのか、広域連合への保険料はどのようになっているのか、仕組み、教えてください。

○小高副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 まず、後期高齢者医療の制度についてでございますけれども、市町村はあくまで年金と同様の窓口対応ということになります。具体的に申し上げますと、保険証をお渡ししますとか、納付書関係をお送りしたりするというところに特化しておりますので、塩竈市のほうでの判断で、お金の部分、保険料とか、とめ置きとかはしませんで、入ってきたものは全て広域連合にそのまま支出すると。収入として入ってきた保険料については、全て広域連合に歳出というところで支出してしまうということになります。例年、黒字ということになりますが、これは一旦、最終的に広域連合に来た保険料、納付した後でも、やはり出納閉鎖期間に納付書方式の方々には銀行とか、そういったところでお納めいただきますので、その分はお納めしないまま年度としては終了してしまいますので、形式上、黒字ということに残りますけれども、これは全額、翌年度繰越金ということで、翌年度の繰入金という形で入れまして、それをそのまま広域連合に納めるということになります。したがって、お納めした額を塩竈市の付度をもって還元するということにはございませんので、よろしく願いいたします。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 塩竈で収納した保険料は全部、一括か2回かわからないけれども、そうやって納めていくんですよということですね。ただ、私、疑問に思っているのは、納められないでいる人がいますよね、実際に、滞納額があるわけですから。その滞納、翌年に繰り越したり、3年まで繰り越して納められない人もいますよね、この金額がありますよね。それらの分についてはどうしているのかということなんです。

○小高副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 塩竈市としては、お納めいただいたものをそのまま広域連合にお渡ししますので、賦課しました保険料について、入らなかつたら、入らなかつたという、そのままでありまして、広域連合にその不足分を塩竈市で何らかの形で補填するという性格のものではございませんし、こちらの特別会計並びに一般会計で、入らなかつた分を補填して広域連合にお納めしているという事実はございませんので、よろしく願いいたします。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員　そういう仕組みなんですね。わかりました。いずれ、毎年、じゃあ、滞納繰越分、もらったものもそのまま次々と入れていくという形なんだろうなというふうに思って、そういうふうに受けとめておきたいと思います。

広域連合では、ここにも書いてございましたように、一つは、被災者の医療費免除を続けてほしいということと、それからもう一つは、平成28年度から、ここに書いてございますが、今年度より、もとの保険料率になっていくということで、大幅な引き上げはやめてほしいということが2つ、一番問題になっていました。

まず、被災者の医療の関係なんですが、志野課長さんのところで、広域連合議会として、平成28年度の決算額の基金というのはどれぐらいあるかというのは押さえているのでしょうか。

○小高副委員長　志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長　広域連合の基金残高につきましては、広域連合議会なり、広域連合のほうで把握していますので、もちろんお調べすれば当方のほうでも把握できますが、塩竈市として直接何かの形で把握する性格のものではございませんので、ご了承願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○小高副委員長　曾我委員。

○曾我委員　広域連合だけじゃなくて、市町村もしっかりとその辺は、どれぐらい基金があるんだと。そして、後期高齢者のためにどう使えるんだということ、ぜひ、進めていく上でも把握していただきたいということを申し上げておきます。基金は、平成27年、平成28年と積み上がってきているということだけ申し上げておきます。

もう一つは、広域連合議会でわかったのは、市町村助成事業に対する補助事業というものがあるようでございます。この補助事業というのは何かというと、それぞれの自治体で高齢者の生きがい健康祭事業をやるだとか、健康増進事業をやるだとか、高齢者教育事業をやるだとか、そういったことをやりますと国から補助金が来るという仕組みなんですよ。今、後期高齢者が多いとか、高齢者が多いという中で、よく健康増進のためにさまざまな事業をやったほうが良いというふうなことも言われるわけですが、私は、こういう補助金は大いに手を挙げてやったらいいんじゃないかと思っているんですが、この辺で、塩竈市でずっと、後期高齢者医療制度が始まってから、全然使っていないようですが、使っていないというのは変だけれども、事業として上げていないようなんですが、その辺はなぜなのか。これから考えていく方針があるのかどうか、その辺をお伺いします。

○小高副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 塩竈市としても、そういった状況、機会がありましたら、ぜひ利用したい補助制度でございますけれども、まず、この補助制度、難点がございまして、もちろん実施している事業体はございますけれども、まずは、後期高齢者だけに限定するというのがなかなか難しいという面がございます。例えばそういった何かしらの健康教室などを開いて、お越しく下さいといった場合に、後期高齢者だけに対していかに連絡するか。あるいは参加者を後期高齢者だけに限定するというのが、なかなか、そういう対市民に向けてのことが多いなかで、75歳以上の方だけ、もしくは一部障害のある方は65歳以上ですけれども、75歳以上の方だけお集めしてというのはなかなか難しいという現状がございます。もちろん、ただの団体の中には、そういった施設に対しまして、何かしらの利用をされる場合には、後期高齢者の方に対して利用券なり何なりということを対応しているというのは伺っておりますので、本市としても、そういった使い方として、何かしら可能なものがあればぜひ利用させて、この補助金制度についても使わせていただきたいというふうに考えています。よろしくお願いたします。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 よろしくお願いたします。

それでは、介護保険のほうに移っていきたいと思います。73ページから87ページまで載っています。重複は避けたいと思いますけれども、まず、平成28年度の決算を考える上で一番重要なのが、先ほども阿部委員も言いましたように、平成28年度からは介護予防・生活支援事業を取り入れてきたということが一番の特徴なんだろうと思います。佐藤市長のもとで前倒しでやると、これが平成28年度の中に入っているんだと思います。ここの事業が訪問介護からいろいろあるんですけれども、これは新しい事業ですよということだと思います。私は、気になるのが、今までの従来の介護事業があったと。それが79ページになるんだと思います。介護事業でやっていたサービス利用の状況、居宅介護とか、それから施設介護、これが従来といえば従来、これが基本になっていて、横出しの地域支援事業もやっていきますよということなんだと思うんですね。

例えば居宅介護サービスを見ますと、平成27年度と比べて206人減っていますと。減っているというのは、人口減で減るといふのがあるから、対象減で減るといふこともあるにしても、私、長くずっと推移を見ますと、この居宅介護というのはふえ続けてきたと思っているんですね。平成28年度で減になった要因というのは、これが前のページのいわば介護予防・生活支援

のほうに移行したのもあるのではないかとと思われるわけですが、その辺はどのように考えたらいいか、教えてください。

○小高副委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 今お尋ねいただきました資料No.9の79ページと73ページの関係でございますが、委員おっしゃるとおり、平成28年度から塩竈市介護保険のほうでは総合事業を開始してございます。総合事業と申しますのは、従来の要支援1・2の方が地域支援事業の対象に移行しまして、さらに多様なサービスと組み合わせて介護予防を充実させていこうというものでございます。

今お尋ねありましたように、79ページの居宅介護のところでは206名ほど減っている状況、こちらは、従来この中で介護予防居宅サービスというものがございました。こちらが平成28年度、1年間かけて、要支援1・2の方が介護予防の部分では利用していたわけなのですが、更新の機会ごとに73ページの総合事業のほうの介護予防・生活支援サービスのほうに移ってきたということがございます。平成28年度で移行した要支援の方の人数でございますが、全体で515名の方でございます。そのうち、総合事業に移りました訪問介護、通所介護を利用している方は252名というような状況でございます。

そのほかに、これは要支援の方の人数でございますが、総合事業の開始に当たりまして、基本チェックリストというもので、こちらの簡易なリストのほうで該当になって、介護予防のサービスが必要だというような方につきましては、従来の介護認定手続きを経ることなくサービスの利用が可能となっております。そちらの方につきましては、基本チェックリスト該当の方、平成28年度末で256名の方が該当となっております。この中には、先ほどの要支援1・2から更新時に基本チェックリストに移行された方が126名でございます。そのうち、サービス利用している方が114名というような、このようなことで、先ほど申しあげました515名、プラス126名の方が1年間をかけて移行してきているというような状況がございます。

そのほかには、高齢化の進展に伴いまして、要支援、要介護の方が伸びている傾向にあるというような状況はございます。以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 全体としてはそういうふうな方向になってきていると。

74ページなんですけど、先ほども言われましたように、シルバー人材センターとか、リハビリ事業所とか、社会福祉協議会、藤倉親交会など、こういうところで多様なサービスの受け皿に

なっていると。私、気になるのが、よく町内会さんなどもお話しして、できるだけ地域で受け入れる体制をつくっていききたいというようなお話も聞いてきた関係もあるんですが、実際にこれほどのようになっているんですか。今町内会のほうではどういった形で進んでいるのかと、どういう状況にあるのかということをお聞きします。

○小高副委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 総合事業の関係で、今、委員にご質問いただいたところは、多様なサービスということで、要支援なり、チェックリスト該当の方で、こちらのサービスを受けていただいて介護予防をしていただくものでございますが、この中での通所型サービスのBということにつきましては、今、本市の中では1団体、藤倉親交会さんのほうで活動していただいている状況がございます。こちらが補助制度で行っているものでございますが、週4日以上、参加者が10人以上ということなどなどを定例的にというようなことなどでやっていただくことが条件となっております、ほかの町内会、市内ではダンベルサークルとか、いろいろな体操関係のサークルとか、これまでの健康づくり、高齢者の介護予防の活動の中で60団体以上のサークルがございますが、そのようなところにもお声がけさせていただいているところがございますが、そちらは自主的な活動として、健康づくりをしながら行っているところ。その中でも、意欲があるところでは、サービスBで要支援の方なども含めてやっていただける場合にはこちらの補助制度のほうにご参加いただけますよというような声かけはさせていただいているところがございます。以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 いろいろなものがあるんだとは思いますが、要するに、介護事業から、より、地域支援事業に移していると。ここにも書いてございますように、その受け皿体制をつくっていかなければならないんだと、それが課題だと書いているわけですね。地域町内会も含めてはいるんだけれども、実際に目指している地域支援事業、介護予防・生活支援事業の受け皿体制が、さらに、藤倉親交会だけではなしに、新たところで次々と受け皿ができるような状況にあるのかどうかと、その点なんですね。よろしくをお願いします。

○小高副委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 そのようなところもお声がけをさせていただいておりますし、今後、育成などをしていきたいと考えてございます。

また、一方、多様なサービスという面でのサービスBでございますが、先ほど私申し上げま

したダンベルサークルとか、各種の体操などなどのサークル、サロンなども若干ありますが、そのような活動も大切にして、そちらも育成していくということが、全体的な介護予防なり、健康づくりのほうにつながっていくと思っておりますので、そちらも並行して進めていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 じゃあ、一層努力をお願いするものですが、そういうふうな、どんどん地域に受け皿をつくるということは了としても、本当に必要なサービスが受けられなくなる。あるいはお金がないために、本当は週4回行きたいんだけど、1回にするとか、そういったこと、高齢者の介護に必要なことがやられないでいくということにならないようにするのが大事なんだと私は思いますので、切り下げにならないようなことを、ぜひ、つかみながら対応の方をお願いしたいと思います。

資料を求めた関係がありますので、介護保険の保険料の関係、徴収状況、これが資料No.23の78ページに保険料の徴収の状況がございます。ここにも、いつも言うんですが、介護保険料も払えないという方もいるということも現実にあるわけですが、介護保険料を払ってこなかったために、介護サービスを受けるときに3割負担になるということが出ております。資料No.23の資料の中に出ていますが。（「23の何ページ」の声あり）何ページ、探してもらって。23番の資料、23ページ。

○小高副委員長 資料No.23の23ページでよろしいですかね。

○曾我委員 はい。塩竈では10名でしたか。最近、ちょっと新聞の情報なんですが、実際は、介護保険料を払わないために3割負担になる方々に対して、生活保護を受給されますと3割負担ではなくて利用できるということが……。本来は、生活保護になればそうなんだろうと思うんですけども。今まで払っていない分もペナルティーがあるのかどうか、わかりませんが、その辺の連携はできているのか、できていないのか。依然として10名は3割負担でやっているということなのかどうか、その辺、お願いします。

○小高副委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長 長寿社会課長 ただいまの資料No.23の23ページのほうでのお尋ねでございます。

介護保険料の一番下の表でございます。介護保険料滞納状況での利用者負担の被保険者数というところの関連でございますが、こちら、介護保険料を納めない期間が2年以上滞納になりますと、そういったその期間率によりまして利用者の負担が3割になるという制度でございます。

す。

ただいまのお尋ねでございますが、その該当の中でも、生活保護の方につきましてはその対象から外させていただいております、仮に生活保護のほうになられた方につきましてはこの対象から外れるというふうな取り扱いをしてございます。以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 そういう対応をしていただいていると。それでも、なおかつ28年度は10の方が3割負担になっているということで受けとめていいわけですね。

○小高副委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 お答えいたします。

ただいまの内訳を、平成28年度でございますが、全体では23名の方がいまして、その中から13名の方が生活保護など、それから、災害関係などで免除となっております、3月末の数字でございますが、残りの方が、残りといいますか、実際に給付制限になっている方が10名という状況でございます。以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 わかりました。

介護保険の関係で、ちょっと一言だけ。今現在も、国保もですが、介護保険も、被災者の部分は減免になっております。今被災者の方が災害公営住宅に入ってはおりますが、本当に年々、年もとりますし、体も弱くなって大変な方もたくさんおりますので、引き続き、介護保険の減免を続けていただくように要望しておきます。

最後になります。水道について、お伺いします。

資料No.13、平成28年度の水道事業でございます。平成27年度から梅の宮の浄水場運転管理業務委託、多分、平成27、28、29年、3年間、梅の宮浄水場の運転管理を委託していると思います。現場でも見たりして、ちゃんとやるんだよということを説明受けたような記憶がございます。

実は、投書がありました。2回ありました、同じ方から。この運転業務に当たって、まず一つは、業務が……、時間がないから言いませんが、投書があったと。それは何かというと、現場でのこういう平成27年度からの排水汚泥管理月報の日付から何から、みんな1年間問題があったという投書なんですね。私たちは安全で安心な水を供給していただいているということを本当に思っているわけですが、汚泥処理、泥水が流れてくるわけではないんだけど、やっ

ぱりどこかでこういった問題がありますと、本当に大丈夫なのかというふうになります。こういった投書の関係で、多分、私は水道部にも行ってお話ししましたが、平成28年度の決算ですから、平成28年度がこういうことがあったかどうか、私たちは調べようがございません。平成27年度の投書です。この点について、やっぱり今後しっかりしていただかなければならないなと思っておりますので、その点について、お伺いしたいと思います。

○小高副委員長 高橋水道部長。

○高橋水道部長 梅の宮浄水場の運転管理業務委託につきましては、平成27年度から実施させていただいております。民間の方のノウハウを生かしまして安全に運転管理業務が行われておりますし、それから、施設、多数の施設がございますけれども、その保守管理も適正になされていると考えております。毎月、私のほうに、毎日日報をまとめてもらいまして、それを月報という形で、私のほうで担当のほうと報告会を行っておりますし、月報については、その際に使用する資料でございます。日々については日報で管理しておりますし、排水処理施設については、一定の汚泥がたまりましたならば、それを運搬して、仙台港ですけれども、仙台港のほうに……（「それはいいんだけど」の声あり）

それにつきましては、その数字については私どもも再確認しまして、確かに誤記というのがございまして、土日は計測していない部分についても、統計上、数字を入れ込んでおったところがありましたので、本来であればそこははかる必要のない数字ですので、そういったところは今後ないように、業者にも、事業者にも指導しておりますし、今現在は、手書きじゃなくて、パソコンで、モバイルで入れたものをそのまま月報に持って来るような形にしておりますので、そういった間違いは是正していく方向に考えております。以上です。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 日報ですし、曜日から、まず間違っているから、どんどんずれていっているんですよね、これを見るとね。ぜひ、こういったことのないように、私たちは決算でしか見ることがない。日報まで全部入っているわけじゃないですし、その辺はやっぱりきちっとしていただきたいということをまず申し上げたい。

それから、同時に、私、これからいろいろなことが民間委託化されていくと。全国の自治体でもそういったことが進んでいくんだと思いますが、それぞれの部署のところでやっぱり情報をよくつかんで、どんな問題か起きているのかとか、そういったことを情報をちゃんと手に入れて、自分のところにもないのかということを入れていていただきたいと思っております。

それから……

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 終わります。

○小高副委員長 志賀勝利委員。

○志賀委員 私のほうからは、まず初めに、下水道会計ですね。資料No.6の54ページ。ここからちょっとお聞きしたいんですが、ここで平成27年度と平成28年度で、総務費、これが平成28年度が50%増となっているというようなことが一応コメントにも書いてあるわけですが、総務費がこれだけ急激にふえた理由をちょっとお聞きしたいと思います。できれば、監査報告の所見にもその辺のところをちらっと書いていただければありがたいなと思うんですけどもね。

○小高副委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

繰越額が50%……、済みません。（「総務費」の声あり）

○志賀委員 平成28年度と平成27年度で2億7,000万円総務費が違っているわけですね。50.7%増となっているわけですが、この費用がなぜこんなに1年間で急激にふえたのか、お聞きしているわけです。総務費。資料No.6。

○小高副委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 済みません、お答えいたします。

ちょっと調べてから、ご回答でよろしいでしょうか。済みません。申しわけございません。

○小高副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 一般会計の繰出金の担当絡んでもありますので、私のほうから説明します。

ことしの2月補正予算で下水道事業会計で補正した内容なんですけれども、恐れ入りますが、資料No.8の232ページをごらんいただきたいと思います。恐れ入ります。資料No.8の232ページです。232ページの真ん中からちょっと下のほうの27節公課費がございます。支出済額が2億2,929万8,500円、これ、消費税の追徴分になります。平成27年度の決算で下水が繰越事業が非常に大きくなった。それに対して、一般会計からの財源繰り越しをするために財源を出したんですけれども、それが下水道特会側であらかじめ歳入として受けたんですが、支出が追いつかなくて、収入だけが決算として余ってしまったので、消費税の特定収入に税務署のほうで認定されてしまったようです。それで、消費税の追徴がここで取られてしまって増になってしまっ

た。ただ、これは当然、追徴なんですけれども、事業が執行されると今度は逆にこの分は還付されることとなります。事実、担当のほうに聞いたら、平成29年度ではやはり2億円ちょっとぐらいかな、戻ってきたという話は聞いております。一時的な、これは多分、増であるというふうに捉えております。以上でございます。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ということは、これは毎年そういうことが発生する可能性はあるんですか。それとも、この年だけ特例なんですか。

○小高副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 下水道のほうでは大型事業はだんだん終息に今向かっています。繰越事業自体も減っていますので、これからはこういうことは多分、多分という言い方はないんですけれども、これからは起きないと思います。ちなみに、平成27年度決算はここの数字、6,800円でした。ですので、ほぼ皆増というような状態での増でございます。以上でございます。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

じゃあ、次に、資料No.9の144ページ、魚市場運営事業について、ちょっとお聞きしたいと思います。それと資料No.6の50ページですね。ここに、144ページの平成28年度の水揚実績というところで、下の欄のほうに「輸入冷凍魚、0、0」と書いてあったものですから、これはどうなのかなと思って追いかけたら、資料No.6の50ページに、平成24年度に238トンあって8,500万という、ここに水揚げがあったということで、その後、前後、ないわけですが、これというのは、一体何が入ったのか、もしわかったら、お答えいただきたいと思います。

○小高副委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 輸入冷凍魚の平成24年の数字についてですね。

○志賀委員 8,500万が、どういう魚が入ったんですかというこの質問です。

○並木産業環境部水産振興課長 済みません。ちょっと調べてから、お答えします。申しわけありません。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 多分わからないんだろうなと思ったんですけれどもね。というのは、例えばこういうとき入っていますよという、そういう魚が今後も入る可能性があるのかなというところで、

やっぱり開拓の余地がひょっとしたらあるのではなからうかと今思ったものですから、ちょっとお聞きしたわけですが、ちょっと、じゃあ、調べてください。

コメントなんかにも、資料No.9の146ページに、新たな主力魚種の開拓を、業界の方と力を合わせてやっていくところにも書いてあるわけですが、例えば新たな主力魚種と思われるものは、今のところ、どういうものをイメージされているのか、お聞きしたいと思います。

○小高副委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 今、業界の皆さんと取り組み強化でさせていただいているのは、まずは、今回、請願にも上がってございましたサバなどの青物というのがまず一つございます。それと、あともう一つは、遠洋の一本釣りで冷凍のカツオ、ビンチョウなども上がっているんですけど、そちらのほうも塩竈の船籍の船がふえているという部分もありますので、そちらのほうも今後有望なのではないかということで、業界の皆さんとその取り扱い、今、ちょっとそこも苦慮しているところありますので、それがスムーズに取り扱えるような形をつくり上げようということで考えております。以上でございます。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 冷凍の一本釣り、カツオ、サバということでいいんですか。

多分、今、塩竈船籍の船主さんが一そう、さらにまたふやされたというところで、水揚げ増の期待はあろうかと思えますけれども。例えば、昭和50年代、60年代に生の一本釣りのカツオが塩竈に大量に入っていたわけです。年間20億円ほどの水揚げもあったこともあります。ただ、これもいろいろなインフラの関係で、地理的条件で塩竈に全く今は入らなくなったと。既に10年近くなりますけれども。ただ、こういったものも、やはりこれ、全て気仙沼に持って行かれるんじゃないかと、1日1そうでもいいから塩竈に入ってもらおうというような、やっぱり努力をしていかなければいけないんじゃないかなと思うんですが。

市長になられてから、一本釣りの船主さんに漁船誘致には行かれたことございますか。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 焼津漁港のほうにはご訪問させていただきました。また沼津市の戸田漁港のほうにも足を運ばせていただきましたが、残念ながら、今そちらのほうはマグロが中心で、カツオについては余り漁をしておらないということで帰ってきたという記憶がありますが、その2件ではないかと思っております。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 焼津とかは一本釣りというか、あそこも冷凍の魚が入るところですから、生とかはちょっと。一本釣りといいますと、やはり高知県、宮崎県、三重県、この3県が主力の漁船を持っている県になります。ただ、遠隔地なので、なかなか行きづらいかとは思いますが、船もずっと遠ざかっているんで、なかなか誘致に邪魔するということも難しいのかもしれませんが、やはりたまに、何年に一遍かはそういったところにやはり誘致に行っていたいで、やっぱり、できれば塩竈に入ってもらおうと。気仙沼で朝から晩まで待っているよりも、塩竈だとすぐ出入りできますよというぐらいのあれで、セールスで、できればそういう努力もしていただければなと思いますので、よろしくをお願いします。

それと、魚市場のほうもいよいよ完成間近になってきたわけですが、一時期、指定管理者なんていう話もちらっと出たこともあるんですが、その辺については、市長はどのようなふうにご検討なのか、お聞かせいただけます。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 先ほど、鎌田委員から、卸売機関の一元化というお話をいただきました。その際に、両卸売機関が例えば一元化をすることによって、今、雇用している方々の職場がなくなるというようなお話も途中ではありました。もし、一本化をすればというお話の中で、我々も、もし両機関が早速一本化ということで決断をいただくとすれば、そういった人員の方々をほかの職種でご活用いただける努力は我々もさせていただきますと。例えば他の組合に雇用いただくでありますとかという中で、いずれ魚市場のほうも、やはり専門的な知見を持った方々が職務に当たられるということであれば、今ご提案いただきましたような漁船誘致活動といったようなことについてもさらに幅が広がってくるのではないかと判断はいたしておりまして、例えばそういうご心配があるとしたら、我々のほうでも新たな職場ということについては検討させていただくというお話をした経過はございます。ただ、それは今の市場を指定管理という形ということまでは申し上げなかったと記憶をいたしております。以上でございます。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 前にもちょっとお話ししたかと思うんですが、大船渡の市場では卸売機関が一応指定管理というか、請け負っていて、市場の水揚げ施設とシャーベット氷、その供給のところを指定管理者ということで請け負っていて、賃貸物件については、これは市のほうが直接管理するというような形をとっているようなんですが、そういった卸売の一本化というところも一つの大きな問題であって、そうすると、今のところ、市長の考えとしては、一本化が実現しない

と指定管理者の話もまだ先になるねというところですか。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 一つは、新しい魚市場の管理運営がどうあるべきか、どういう形が一番望ましいのかというところを、今、内部でも議論させていただいております。我々の思いとしては、できるだけ地元の方々にそういった業務の一翼を担っていただくということであれば、行政、業界、ともに市場の活用がうまくいくのではないのかというようなお話をさせていただいております。

例えば、地元ということになりますと、その受け皿としての団体組織ということについては、当面、我々は卸売機関が一番適切なのかなという判断を持っておりましたが、残念ながら、まだ一本化というような方向性が五里霧中という状況でありますので、そういったことも皆様方には逐一お話をさせていただいているつもりであります。ぜひ、先ほど、鎌田委員からもご指摘をいただきました。私も本当に政治生命をかけてやるということをお話してきたつもりであります。まだ、残念ながら力不足でありますことをおわびを申し上げます。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ちょっと確認をさせていただきたいんですが、先ほど、鎌田委員の質疑の中で、市長が何か卸売の許認可権限が県のほうだというふうなお話あったんですが、ちょっと私、ずっと市だと思っていたんですけれども、県に間違いはないですか。

○小高副委員長 佐藤産業環境部長。

○佐藤産業環境部長 お答えいたします。

卸売市場法という法律で、地方卸売市場の卸売権の許認可というのはその所在地の都道府県ということになっていてということでございます。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。ということは、県に例えば強制的に一本化してくれというお願いをする以外なくなるわけですか、進めるとなると。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 ここが私どもも非常に苦しい部分であります。それぞれの卸売機関は、端的に言えば、会社、組合であります。それぞれの法人格を持った方々でありますので、そこに行政側からどれだけの強制力が働けるかということが我々も非常に迷う部分にあります。できますれば、三者の中でご理解をいただきまして、これからの運営管理も考えますときに、円満に一本化ができるような方策ということは今も模索をさせていただいているところでございます。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 私は30年来、一本化をずっと望んでいる人間なんですけれども、やっぱり一本化するためには、先ほど市長がおっしゃったように、組合と株式会社なので、これは第三者機関をつくって、そこに卸売機能を持っていくという以外にないなというふうに思っていますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それから、次に、資料No.9の209ページ。午前中に土見委員のほうからあらかたいろいろな質問が出て、質問するところが非常に少なくはなっているわけなんですけれども、私のほうから、そのすき間を縫って質問をしていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

まず、浦戸から通学している人と通勤している方、何人ずついらっしゃいますか。

○小高副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 お答えさせていただきます。

浦戸から通学している方に関しては2名というふうに私は考えておりますけれども、通勤なさっている方に関しては、済みません、ちょっと手元に数字はございません。以上です。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ということは、通学者が2名で、通勤者はゼロというところで、結局、週1便、社会実験的に最終便19時30分にしたけれども、そういうところでの効果は実際のところ上がっていないのかなという感じもするわけなんですけれども。

私が属している市民クラブでは、市営汽船を民営化すべきだということを何回も申し上げて、そして、去年、おとし、一応経営健全化に向けての、コンサルタント会社を依頼して、立派な小冊子が出てきたわけなんですけれども。

先ほどの話を聞いていると、大体、今現在335名で、1年間に1割は減っているよと、人口がね。こうやっていくと、10年たつとどうなんだろうかと。市営汽船の10年計画で経営改善しますと、そんなにのんびりしてられるのと私は思うわけですね。浦戸の定住促進を考えたならば、とてもそんな状況じゃないだろうと。本当に発想の転換をしていかないと、この現象は食い止められないんじゃないかなと思うんです。

アンケートをとるときも、結局、民間の業者の方に「用船できますか」、「市営汽船の職員を雇用できますか」という質問をすれば、「ノー」と答えますよね。けれども、塩竈市の所有船を用船して、そして、今、今年度もやっぱり9,000万円以上の補助金を一応仰いでいるわけですよね。その半分、4,500万出したらどうですかという問いかけがされていないところ

に、この問題、大きな問題点が潜んでいるわけですよ。何度も言いますけれども、民間の方々は、「補助金4,500万もらったら、毎日8時半まで運航できますよ」と言っているわけです。松島の方も、汽船組合の方も言っているわけです。そういうところを押し進めていかないと、本当に浦戸諸島に住む人がいなくなってしまうんじゃないかなと、10年後に。

橋をかけろと言われても、結局、4島一貫じゃなければだめだとか、そういうことを盾に、橋をかけようとしめない、そういう動きをしようとしめない。じゃあ、行政として、浦戸をどうしたいんですかと私は問いたいんですね。何をもって浦戸の住民減少を食いとめていくのか。市営汽船10年計画で幾ら経営改善したって、住民の減は食いとめられないです、今の現状では。そこのところを市当局としてどう考えられているのか、お聞かせください。

○小高副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 ご答弁させていただきますけれども、先ほど、私どものほうで、通勤者の数につきまして、ゼロということで委員感じたようでございますけれども、正確な数字ではないかもしれませんが、平成28年の上り1便、これは6時浦戸発でございます。上り2便、これは6時45分浦戸発でございます、こちらはほぼ通勤・通学者のものでございますので、両方合わせますと24人ぐらい、平均して乗船してございます。そこから2名の学生の方を引いた22名前後が通勤者ではないかなと私どものほうとしては考えてございます。

それと、直営ではなく民営というお話、以前からいただいております。我々、経営健全化計画では平成36年度まで直営を堅持するという形の計画になっております。しかしながら、今後の経営環境の変化によっては民間委託を視野に入れるということも想定されます。例えば、国においては、昨今、自治体への民間活力の活用、導入を推進しておりますので、それを踏まえて、国・県の補助制度が民間移行を誘致するように改正された場合には、平成36年度以降ということになりますけれども、方針の見直しを行う必要があると考えます。

現状ですと、東北運輸局管内では、国庫補助対象となっている路線が5路線ございまして、そのうち、2路線が直営、私どものほうと山形県の酒田市、こちらが直営でございまして、あとの3路線は第3セクターということで、東北運輸局としては、行政の一定的な関与がないものにはなかなか難しいですよという話を、我々としては今時点ではいただいております。以上でございます。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ということは、平成36年度、ここを過ぎると、そういった助成金みたいなものが出

てくるよと。そこまで待つということですか。

○小高副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 言葉足らずで申しわけございません。平成36年度までは、経営健全化計画に基づいて塩竈市としては直営を堅持するという計画で進めておりますというのが第1点。

それとは別に、国の考え方としては、現時点で補助対象路線、東北運輸局管内で5路線あります。そのいずれも自治体が関与しているものであって、民間委託したものに対してのダイレクトな補助というのはなかなか難しいものですということを、東北運輸局の方々からは我々お尋ねするたびに言われておりますということでございます。以上です。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ということは、民間委託したら、その補助金が出ないよということなわけですね。それが36年度まではそういう状況で、その先はまた制度的に変わるんだということの解釈でよろしいんですか。

○小高副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 制度的に変わるかどうか、わかりませんが、民間活力を活用するような制度に、もし国の考え方が変われば、それを我々としては検討するべきものではないのかということでございますので、平成36年度以降変わるということが前提ではございませんで、平成36年度までは、計画上、我々は今の体制でやっていくというふうに決めましたということをお伝えしているつもりでございます。以上です。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。塩竈の場合、どうしても補助金がないと動かないようなんですけれども。例えば、平成28年度で一般財源から5,600万出しているわけですね。そうすると、4,500万出したら、黙って1,000万減りますよね。そういうところで早急に実施するということが可能ではないんでしょうか。そういうものをやる気になればですよ。どうですか。

○小高副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 お答えさせていただきます。

我々、平成28年度交通事業会計は1億7,824万5,669円をもって事業を行っております。そのうち、国庫補助金が3,992万6,237円、それから繰入金、今委員おっしゃったように、5,664万6,270円、このうち、県補助金が2,334万7,013円、特別交付税が2,721万6,000円ということで、

市の純粋な、純粋というのでしょうか、単独繰り出しは608万3,257円という形になっております。これも我々、国・県の制度に基づいて事業を行っているから、このぐらい手厚い補助が出ているのではないかなというふうに考えます。以上です。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 これは、今のものは、やっぱり離島振興法に基づいた補助金になってくるわけですか。そうすると、それが、市が運営していると補助金は出るけれども、民間にすると出ないということになるわけでしょうか。

○小高副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 どのようにご説明したらよろしいでしょうか。民間になったら絶対に出ないというふうには言っているつもりはないんですが、現在、我々は離島航路を運営するに当たって、海上運送法の一般旅客定期航路事業者の認定を受けております。また、離島航路整備法に基づきまして離島航路の事業者の認定を受けてやっております。これが民間の方が委託を受けてその事業をやるということが無理かどうかは、我々としてはちょっと今時点では判断つきかねるところでございます。以上です。

○小高副委員長 志賀委員。

○志賀委員 そこで出てくるのが、地方行政改革というものですよね。条例を、特区を設けて変えることができるということになってくるわけですから、できない話をするんじゃないで、どうやったらできるかということを考えてくださいよ。そうしないと、間に合わないんですよ。村上課長は、まだ、定年、ちょっとあつて、その先またずっと安心でしょうけれども、島の方の生活は先がないんですよ。守るための時間がないんですよ。一刻も早くやらなければならないんです。だから、ぜひ、課長在籍中にその道を切り開いてください。お願いします。よろしいですか。

○小高副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 我々、離島航路を運営するに当たりましては、主要な施策の成果に書いておりますけれども、浦戸住民の生活航路並びに浦戸諸島を訪れる観光客の足として、一年を通して安全・安定的な運航を行うことを第一義としておりますので、そこら辺をご理解いただければと思います。

○小高副委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 志賀委員から、先ほどご質問いただきました平成24年度の輸入

冷凍魚についてですが、韓国の船から買いましたツボダイがこれに当たるということです。1回だけということでした。

○小高副委員長 志子田吉晃委員。

○志子田委員 私からも何点かお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

きょうの特別会計のほうですが、まだ全体的な事を聞いた方がいないと思いますので、特別会計全体のことを聞きたいので、資料No.6の37ページに特別会計の歳入歳出決算総括ということで全会計が出ていると思いますので。

ここを見ましたら、ちょっと私気になったんですけども、歳出のほうの執行率、このところが合計で81.17%、前年度は82.93%でしたと。特別会計のほうの全体的な事業が、執行率が昨年度も低いというふうに言われたんですけども、また平成28年度決算上では、今年度はまた進んだと思いますけれども、この時点ではまだまだ執行率が低かった全体的な特別会計の事業じゃないかなというふうに思っていました。

全体的な決算上は、数字的には歳入差し引き26億円ほど出ていますので、会計上のほうは問題はないと思うんですが、その辺のところ、決算の事業を総括した場合にどのような当局は認識を持たれているか、その辺のところ一言、お願いします。

○小高副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 じゃあ、私のほうからお答えいたします。

それぞれ会計ごとに特徴というのは違うので、全体的な言い方というのはなかなか難しいのが正直なところでございます。

個別にちょっと触れていきますと、交通事業に関しましては、決算規模は減になりました。平成28年度に菖蒲田海水浴場のオープンで普通乗船料が減少になったというのがあります。あとは、船員2名の退職で総務管理費が減になっていると。そういった特徴があります。通常の事業を昨年度と同ベースでやりましたけれども、乗船料の減、それによって決算規模が減になったというのが大きなところでございます。

あとは国保会計、先ほども話ありましたとおり、被保険者数の減等によりまして保険給付費が減になったというものでございます。社会保障関係経費というのは基本的に右肩上がりの傾向にはございますけれども、この国保に関しては、平成28年度決算は多少逆に動いたなというふうに私どもは見ておりました。

あとは魚市場事業でございます。こちらのほう決算規模は大体ほぼ変わらずでございますけ

れども、新たに貸し事務室の使用料徴収がスタートしたことによりまして、使用料収入が増になりました。あとは、地方債の償還が開始されたことによりまして歳出も増になっております。決算規模は増でございます。

あと、下水道でございます。下水道は、歳出として増になっております。繰越事業等々は非常に大きなところでございますが、まず何より北浜地区の災害復旧事業の決算が非常に大きくなっております。下水道事業に関しましては、これから大きな事業が残っているのが、北浜の災害復旧とあとは越の浦流入管の部分、それが非常に大きな部分としては残っているかと思いますが、それ以外の復旧事業に関しましてはおおむね完了に向かっているものというふうに思います。事業規模はこれから減っていきだろうというふうに見ているということです。

漁業集落排水事業特別会計に関しましては、減でございます。これは残念ながら、ほかの工事との調整で災害復旧事業が実施できなかったということで、それで先ほどの委員おっしゃいました執行率も非常に低くなっているというのが特徴になっております。

公共用水に関しましては、平成22年度に借り入れした公共用水の元金が一部スタートしたことによって多少増になっているというものです。

介護に関しましては、先ほどこれは話が出ましたが、介護給付費地域支援事業費が基本的に増になっておりまして、決算規模は増になっております。

後期高齢者も同じく増でございます。

北浜地区と藤倉地区に関しましては、決算規模は減でございます。こちら、事業の進捗によりまして、全体の事業費として減になったというものでございます。

総じて言いますと、復興事業関係、一般会計と同じなんですけれども、全体的に終息に向かっている決算ではないのかなというふうなイメージとして財政担当としては捉えておりました。以上でございます。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、財政課長がご説明したとおりなんですけど、1点だけ、これは職員の努力で解決できなかった分があったことをちょっとご報告をさせていただきたいと思いますが、下水道事業で、先ほど、北浜の貯留施設整備、全体事業費が約20億円であります。議会のほうには3カ年債のお願いをいたしまして、平成28、29、30年と3カ年間の債務をお願いしたわけですが、宮城県のほうから、災害復旧事業を急いでもらいたいと、全額を1年度でつけますからというお話が、平成28年度の11月、12月ぐらいから突然浮上しまして、結果としては、それを

引き受けないとあとはなかなか予算の見通しが立たないと。塩竈でこの20億円を何としても単年度で引き受けてくれという話がありまして、我々、やむを得ず、繰越明許費、恐らく事故繰越までいくんだと思いますが、そういったことで、結果として20億円近いものがここで予算計上せざるを得なくなった。これは市長として、予算をつけていただく以上、引き受けますということをして私が県のほうにお約束をした結果でありますことを、ぜひご理解いただければと思います。職員はしっかり頑張っております。ありがとうございます。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。全体的に執行率が悪いんじゃないかということ、その中の原因の中には、そういう事情で予算だけ先にもらわなければならないからというので、そうすると、やっぱり使わないから、執行率が下がりますよね。事業自体がおくれたということではないということがわかりましたので。ただ、数字上、あと、これからの決算ではこういう執行率が80%台というのは多分お目にはかからないような数字じゃないかなと思ひまして、聞いてみただけです。

そういうことで、最終的に、歳入歳出のほうで26億円ほどの差引額が出ていますので、普通はゼロというふうな、合計でもゼロというふうになるような決算なんでしょうけれども、ことはそういう数字が出たんだなど。昨年が続いて、まだまだそのところが大きいんだなど思ったので聞きました。

個別に入りたいと思いますので。鎌田委員も細かに聞いたんですけれども、国保のことで私も、あなた、また聞くのか、しつこいなと思われるかもしれませんが、私も聞きたいところがあるので、またお願いしたいと思います。

最初に、資料No.9の65ページから。国保の全体像のところを書いてあると思います。国民健康保険税の被保険者数とか、その内訳とか、実績とか、それから調定額、収納額とか、そういうことでずっと国保の全体像が書いてあります。この中でも特に、68ページの段の上のほうで、現年度収納率が非常に高くなってきたので、最終的に国保の財政調整基金もふえるような形になりましたということは、説明は、二人が質問して、私も聞いていました。聞いていたんですけれども、なお、あえて、一生懸命、それだけ収納対策で努力している結果だと思うんですよ。その辺のところ、毎年、毎年、収納率が上がって、これ以上、目いっぱいではないかというくらいまで収納率が向上しているから、数字がこういうふうになってきているんじゃないかと思って聞くんですけれども。

それから、資料No.の23のほうからだ、19ページ。資料で出していただいた、つくっていただいた国保税の収納率の表があります。19ページでいうと、これだと5年分書いてあるからね。平成24年で85.37%だった現年度分が毎年、毎年、少しずつ上がって行って、平成28年度90.32%までできました。だから、相当の努力をされて収納率がよくなった表だと思うんですけども、その辺のところ、その辺の長期的な収納改善の努力のこと、さっきも聞きましたけれども、私のところにもその辺のところの収納向上のための取り組みについて、もう一度、再度、お聞かせ願いたいと思います。

○小高副委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 収納率についてのご質問でした。

収納率、この表にありますとおり、年々改善しております。改善している理由としましては、税務課が実施しております納税相談ですとか、納税指導の実施、それから、滞納処分の推進、滞納者との接触の機会を図るために短期証や資格証を活用していること。それから、徴収困難事例については県の滞納整理機構への移管など、そういった効果が出ておまして、また、平成24年度からコンビニ収納の導入ですとか、それから、納税コールセンターの設置、広報紙への広報特集号の導入など、納税意識の向上に取り組んできたものもあると思います。また、先ほどもお答えしましたけれども、平成27年度より、年間の納期を8期から12期に変更しております。この影響も考えられます。

また一方、課題としましては、実は収納率は向上しているんですけども、まだ県の平均を下回っている状況であります。今後も収納対策を進めまして、そういった財源確保はしていきたいと思っております。

また、長期的にどうかというお話なんですけれども、我々がちょっと予想しているより、被保険者数がちょっと減少しております。やはり、当然、納める人数が減れば、その収納額というのは減るものと思います。また、滞納整理を進めた結果によりまして、これまで収納率が上がったことにより滞納繰り越し分が減っていく。そうすると、滞納分のパイが小さく年々なっ  
ていっておりますので、そういった面からも、ちょっと収入が増するというようなものはなかなかちょっと考えにくいかなというのが、収納率は上がるんですけども、収入額は減ってしまうという状況は今考えているところでございます。以上でございます。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうも、何回も説明していただいてありがとうございます。

収納率、こんなに高くなったのに、まだ県の平均よりも下だと聞いたので、えっと思ったんですけれども、よっぽど、これだけやったら県内でも何番目かに高いくらいの収納率なのかなと思ったんですけれども、そちらのほうは違うということでございました。

それから、同じ資料No.23の20ページで、今度は、払えないほうの方のための資格証明書なんですけれども、平成27年度分と平成28年度分、表をつくって、これを出していただきました。先ほどは、小高委員が聞かれたんですけれども、この資格証明書のこれらの表を見て、課長はどのように、どういう表だというふうに感じて、どの辺のところはどういうふうだというふうに読める表なのか、課長が感じたところをお聞かせください。

○小高副委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 資格証明書の発行状況についてのお尋ねでした。

こちらの合計の発行世帯数、83世帯から52世帯に全体的に減っております。また、所得階層別になっておりますけれども、所得の高い部分の方はなくなっていくまして、また、ほかの所得の低い世帯につきましても減っている状況にあります。ただ、先ほど小高委員のご質問にもお答えしましたけれども、不明、未申告の方、こちらの部分についてだけふえております。こういった方々には接触ができない。申告もない、接触もできない。はっきり言うと、いらっしやらないという世帯の方、塩竈に住民票だけ置いて、いないのではないかという方も多くおいでです。そちらの方も含めまして、先ほどもお答えしましたけれども、接触の機会をふやすために、個別に訪問したり、それから、電話、電話もつながらないんですけれども、そういった機会を設けているところでもございまして、52世帯が現在では減っておりまして、28世帯まで減っている状況でございますので、何とか接触をできれば短期証はお渡ししているという状況ではございます。以上です。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。やっぱり担当の課長が見ると違うところを見るんですね。不明のところ表にあらわれないから、ここのところをどうにかして連絡……。私は、この表を見て、別なことを思いながら見ていたんですよ。いつも私質問しているんですけれども、中間所得層の人に、どうせ値下げしてくれるんだったら、その辺のところ値下げしてほしいという、これをあらわした表じゃないかと思って見ていたんですけれどもね。この表の平成27年度、平成28年度分を見ると、所得金額が100万円から200万円、200万円から300万円というところが、この中間所得層の人の、結局、こういう人たちが払い切れなくて、資格証明書を

もらう人の割合だというところが、平成27年度で1.14%と1.41%でしょう。それから、平成28年度は0.6と0.44で、ほかのところのパーセントから比べたら、ここの人たち、やっぱり多いんじゃないですか。結局、100万円以下の方、あるいは100万円よりも刻んで、もっとそれ以下の方という数字が出るとすれば、無所得ということになるのかもしれませんが、そういう方のほうと、それから、400万円超とか、500万円超とかの方は、そういうふうに払えないということは、余りそういう割合がないんだと。かえって、その真ん中の人たちのほうが保険税のこの金額を納めにくい、今、そういう金額になっているんじゃないかなというのが、私はこれはあらわれているような表だと思うんですけども、そのようには理解することは、私はこじつけでしょうか。その辺のところ、ご見解をお願いします。

○小高副委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 所得階層別の割合についてのお尋ねでした。

確かに、こちらの表にありますとおり、平成28年度、100万円から200万円の世帯で13、それから200万円から300万円が4と、それより上のところはゼロになっておりますので、この世帯がちょっとボリューム層とっては何ですけれども、多くなっているのは事実かと思えます。ただ、昨年度と比較しまして、先ほどのお答えとかぶるんですけども、その世帯も割的には減っております。数も減っておりますので。この辺、確かに大変な所得の世帯だと言われればそうなのかもしれませんが、その辺も含めまして、我々は相談を受け付けたり、そういう状況で何とか滞納を減らしているというような状況ではございます。以上です。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

それから、同じ資料No.23の22ページ見ていただくと、さっき鎌田委員が聞いたんですけども、モデルケース、毎年、この資料を、うちの会派ではないんですけども、モデルケースということで、比較するのに、当局でつくっていただきますので、毎年、見せていただいております。この辺の二市三町ということで比較されて、特に隣町との比較が一番気になるところが、塩竈市の国保税が高いか安いかが、そこが一番だということだと思えますよね。だんだん、この表を見ると、22ページなんですけれども、塩竈市の平成24年度から平成28年度まで、毎回のよう、保険税、少しずつ値下げをしていただいて、平成28年度は、この数字でいうと、モデルケースで36万400円で、所得に占める割合は18%、多賀城市さんは35万900円で17.5%、ほかの町はもうちょっと低いんですけども、少しずつ、少しずつ、近隣の市町に近づ

きつつある傾向でなってきたんじゃないかなという表に、私はこういうふうに見えていたんですけども、これで、これからも少しずつ下がっていくと、その前に、県に一本化してしまうと同じになってしまいますか、結局は、余り、どうなんですか、その辺の、高いと言われないんでしょうか。

○小高副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 税の一本化、今、都道府県単位化の税の一本化についてお答えさせていただきます。

現在、県のほうで素案としてまとめております運営方針のほうですけれども、こちらのほうでは、税の一本化というのは明記はしていないという状況にあります。具体的にどういったことを指しているかという、宮城県の素案の中では、いわゆる平成30年から都道府県単位化始まりますが、3年以内に保険税の賦課方式を全て3方式に統一すると。3方式というのは、本市は既に資産割というのはないので、既に本市は3方式ですけれども、近隣一市三町は、今、4方式であります。資産割が、お手元の資料、先ほどご指摘ありました資料23番の22ページでありますけれども、ここで固定資産税5万円の場合というのでありますが、本市はこの固定資産税に対する課税というものは既にございません。この方式が3方式でございます。現在、宮城県は3年以内にその3方式に統一するという方向に考えておりますので、税の統合、一本化というのは、その後の話ということになっております。よろしく願いいたします。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。何を私、これは言いたかったかという、このモデルケースというのは、さっきの20ページでいう、この100万から200万円のところにちょうど入るからね。このモデルケース自体が、結局はその中間層というところの税負担の割合を下げただくと、このモデルケース自体が下がって、本当に隣町よりも安くなる状態になるかもしれないというところまで今来ているんだということを言いたかったんです。だから、そういうふうに頑張ってもらえれば、塩竈は国保は高いですよと言われないところまで今来ているんだということをこの表で私は確認させていただいたつもりでございます。

それから、国保の関係で、当局でつくってもらった資料No.21の1ページから順番に表があるんですけども、この1ページを見て、ちょっと感じたことがあるんですけども、1ページの表は、所得金額の、世帯別で金額ごとに書いてあるんですけども、一つ気になったのは、平成27年7月と28年7月というところの区分で1年間の比較をしていますけれども、1ページ

の一番上の段の表の真ん中の150万円以下の小計というところの割合を見て、平成27年では66.93%だったものが、平成28年だと68.61%になっている。それから、その下の表も68.51%から74.61%ということで、この以下の人の数が、塩竈は、結局、これは保険の制度だけの問題でなくて、所得自体が塩竈市、国保に入っている方が相当下がってきているんじゃないかと、所得が。そのことを逆に心配させるような表になったというふうに思うんですけども。全体的に、塩竈市の国保に加入している人たちの所得の低い人たちだけの町になった場合に、今のようやり方でもやっていけそうなのかどうか、その辺が心配なんですけれども、こういう所得の傾向なんかは、それも勘案してこれから計画立てるのでしょうか。その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○小高副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 国民健康保険税の賦課、課税の仕方につきましては、各市町村の所得などの特性に応じて賦課しているという状況がございます。例えばですけれども、極端に所得が高い自治体の場合ですけれども、所得割をかなり低く抑えても、そもそも所得が大きいのので、例えば1%とか2%でも相当な金額の収納があると。一方で、所得が低い団体というのは、幾ら所得率を上げたとしても、そもそもの所得額が低いので、税収が低くなってしまいうという特性がございます。こういった傾向がございますので、各自治体とも今ばらばらの、ばらばらのと言ったら失礼です、各自治体の特性に応じた賦課をしているというところでございます。

なお、ご指摘がありました、年々、所得が実際問題下がっているんじゃないかというご指摘でございますけれども、ここは確たる証拠はございませんけれども、例えば給与収入であった方が年金に移行したりとか、あるいは65歳以上の年金収入になった場合には、控除額が給与体系と年金体系は全く別ものになります。したがって、収入額ベースで見ますと同じであっても、所得の部分で見ますと、年金になったら下がってしまうというような傾向もあつたりもしますので、そういったこともあり得るのではないかとということで、推測で大変恐縮なんですけれども、そういったことも踏まえてこのような数字になっているんじゃないかというふうにも考えております。よろしく願いいたします。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

それから、資料No.21の3ページのところを見ると、これは各県内の比較表です。塩竈は国保

が高いんですよと言われ続けた塩竈が、この表を見ると、1人当たり国保税額は、この表でいくと9万3,657円で、隣町よりも塩竈のほうが低いと。宮城県全体でも、高いほうから数えて9番目ということは、真ん中よりは安いという金額になっている表ではないかなと思います。そういうことで、塩竈は国保が高いんだと言われ続けたのが、そうでないんだという表のようにも読めるんですけれども。実態としては、真ん中ぐらいになったというふうに考えていいのかどうか、その辺のところ、先ほど、収納率でいうと、塩竈はこんなに上げてきたけれども、まだ県の平均にいかないよと言われてびっくりしたんですけれども、こちらのほうは、県の平均よりは塩竈のほうが安くなった表じゃないかなと思うんですが、その辺の考え方。

それと、所得の関係で、多賀城市さんより塩竈のほうが安いんだけど、結局、パーセントが塩竈のほうがまだ率高くても、所得自体が多賀城市さんの国保に入っている人の平均の収入が高いから、調定額も高いんですということもあり得るかどうか、その辺のところをあわせて、ご説明願います。

○小高副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 まず最初に、この資料の21番の塩竈市の金額並びに県内順位についてご説明させていただきます。

塩竈市、ごらんのとおりでございます。9万3,657円ということで、これは市部だけのものですが、午前中にも若干触れさせていただきましたが、この数字、全県ベースで申し上げますと、平成27年度でございますが、35市町村中の16番目に位置しております。これは6.05%の減税をする前の順番と金額となっております。ちなみにですが、同じ平成27年度の市町村平均額が9万4,634円になってございますので、県平均を平成27年度現在でも下回っているという状況になっております。

なお、例えばの話として、今、多賀城市さんとの所得部分での比較の話が出ました。仮にですが、多賀城市の方々の所得のほう、平均値がという意味ですけれども、高ければですが、同じ税率であっても、当然、そういった場合ですと多賀城市さんの収納額は多くなるということで、同じ額で対応しようとした場合は、所得割の率を低くしても同じ額が入るので、所得が高い自治体にとっては、所得割の率については低く抑えても運営に必要な保険税は確保できるという状況になっております。よろしく願いいたします。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

うっかりしてしまいましたね。あと1分切りました。市立病院事業のことだけ、一言聞きます。資料No.22で病院事業の概要というものが出ています。そこで、初めのところから、2ページ目のところに、病棟の改修というところを書いてあるので、その辺のところの話だけお聞かせ願いたいと思います。事業の概要からいうと、周りの病院に塩竈市立病院も競合状態で、患者数が少なくなっているんだというところがあると思うんですね。それに対して、やっぱり病棟の改修も必要なんじゃないかと思うので、その辺のところのかみ合わせで、ご説明願えればと思います。お願いします。

○小高副委員長 荒井市立病院事務部長。

○荒井市立病院事務部長兼医事課長 ちょっと時間を超過してしまいましたけれども、病院のほうはやはりかなり老朽化といいますか、古い建物が多くございますので、やはりその都度、必要な箇所というのは改修しながら、できるだけ良質な医療環境というものを保持、維持していくということで改修は進めております。それから、ご意見にございましたように、周りとの競合というような話ですけれども、やはりこの辺の地域というのは医療機関がたくさんございます。ただし、それぞれの得意とするような、あるいは診療科目というものが、それぞれの役割というものが別々にあるかと思えます。そういった役割という部分を、お互いいわゆる連携を通しながら、お互いに病院の経営というものをあわせて一緒に考えていくという時代に入ったのかなというふうには感じます。

ただ、やはり入院患者と、あるいは外来患者の獲得となりますと、やはり依然その競争性というものがやはりございます。例えば救急患者にしても、実際、取り合いのような状況もございます。そういったところにつきましては、やはり当院としても良質な市民の生命とそれから健康を維持するという点では、かなり受け入れをとにかく強化していったら、それも入院にできるだけつなげていくというような取り組みの中で、皆様から信頼される、そういった病院経営につなげたいというふうに思っております。以上です。

○小高副委員長 暫時休憩をいたします。

再開は15時5分といたします。お疲れさまでした。

午後2時50分 休憩

---

午後3時05分 再開

○今野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。山本 進委員。

○山本委員 決算特別委員会も残すところ、私含めあと3人になりました。当局におかれては大変ご苦労さまでございました。

そこで、決算審査、平成28年度やっているわけでありましてけれども、この間、各委員から出された意見とか提案、あるいは要望等につきましては、それぞれ当局におかれましては真摯に受けとめ、今後の予算編成の一つの参考にさせていただきたいというふうに考えております。特に、平成30年度の予算は、通年予算で、佐藤市長の任期の最後の年でございますので、ぜひ、その辺の政策についてきちんと反映するものは反映し、また見直すものは見直すという形でやっていただきたいと。次期、出馬されるかどうかは、もちろん、今のところはわかりませんが、

次に、資料No.9の209ページ、離島航路事業について、私、これは予定していなかったんですけども、先ほど、我が会派の土見委員、それから、市民クラブの志賀委員のほうからありました。そもそも離島航路事業とは何なのかという根本的なことについて、私は先ほどの担当課長答弁では極めて腑に落ちない。これはあくまでも浦戸にお住まいの方々の生活航路のための事業でありまして、これまでは、いわゆる言葉を変えれば、市道の延長であるというような形で、市当局はその財政支援なりをしてきたわけでありまして、特別会計ということをもって赤字は許されない、したがって、会計上、赤字部分については、それはできないというような論法では、これは成り立たない。他の特別会計はそうかもしれませんが、交通事業につきましては、行政がやはり全責任を持って、浦戸の島民の方々の利便性、そしてまた、さらに交流人口を言っているわけですから、やはり使い勝手のいい事業にしていかなければいけない。そうしないと、結局は、先ほど志賀委員から言いましたように、単なる財務会計でこの事業を捉えるのであるならば民間委託したらいいんじゃないかという論法になると私は思います。この答弁は必要ございません。

実際、浦戸ステイ・ステーション、あるいは復興支援活用事業等をなさっているわけですから、一方では。ならば、その足となるべく、この離島航路についても、そういった事業が当初の目的が最大限、効果を発揮できるような形での運行というものをやっぱりすべきではないかと。さらに、全面直営で無理であるならば、部分的な民間の導入あるいは季節的な用船とかと

いう方法もあるのではないかなというふうに考えます。

したがいまして、志賀委員もおっしゃるように、平成36年度までは全く考えていないというのではなくて、やはり、それは現状を見て、浦戸は、これからまさに一方ではインバウンドということで、きのうも担当課長は浦戸の景色というのはすばらしいもので、ネットでもってやったものは反応がよかったという、これもあるわけですから、そのための足というものを、やっぱり、この交通事業というものをさらに考えていかなければいけないということで、ひとつ要望しておきたいというふうに思います。

それでは、予定した質問をさせていただきます。

まず、下水道事業会計であります。

資料No.9の372ないし373ページ、震災復興交付金事業として、下水あるわけですけれども、これはこれで、港町二丁目地区の下水道、中の島、越の浦、藤倉区画整理等々でやっているわけで、その結果、現在は、6年確率44.5ミリ、時間当たり、これは先ほど伊勢委員の質問にお答えされたとおりでございますが、私、昨日の質問にも何回も取り上げましたが、今後の維持管理の手法、まずは手法と、それから、年間管理コスト、そして、ライフサイクルコストは一体どれぐらいなんだろうか。私は、これは大変なものになるんじゃないかと思っています。また、それに対するいわゆる交付税措置等がなされるのかどうか。この点、お尋ねいたします。

○今野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 回答させていただきます。

今、委員おっしゃったとおり、復興交付金事業の中央第2ポンプ場、越の浦ポンプ場等につきましては44.5ミリ、6年確率で整備を行っております。今回、復興交付金事業の場合、地盤沈下等による雨水対策につきましては、復興交付金、あと残りについては震災復興特別交付税をいただきまして、事業費の全額が国費で賄われたというふうになっております。したがいまして、幸い、建設費に対する地方債の償還というのは今後出てこないというふうになっております。

そのような中で、管理の手法でございますけれども、一応、施設につきましては、ポンプは水位による自動運転ということで、今のところは市直営での管理を考えておりまして、年間の管理コストは、電気や燃料、動力費、施設の保守点検等の委託料としまして、今回、整備した4施設、中央第2ポンプ場、藤倉ポンプ場、越の浦ポンプ場と震災後に完成しました牛生ポンプ場、合わせまして年間2,250万円程度と想定しております。それに対する交付税等の措置と

ということですが、下水道会計としては一般会計からの繰り入れを考えております。以上です。

○今野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 維持管理費に対する交付税措置は、現在のところ、制度上はございません。以上でございます。

○今野委員長 山本委員。

○山本委員 年間の管理コスト、それから維持管理の手法についてはわかりましたけれども、私が聞いたのは、ライフサイクルコストでございますので、これは答弁漏れであります。また新たな機会がありましたら、教えていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、その辺の今下水道課長が言われた年間のコストで、果たして維持管理経費で足りるのかなというのが率直な感想です。

今回の公共施設等管理計画の中では、当然、震災復興事業の中の下水道、今挙げました下水道事業施設は含まれておるわけですが、これは計画時、この維持管理経費というものは既にインクルーズされていますか。含まれていますかということです。

○今野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えします。

維持管理経費、含まれている……。縮減率が24%、計算のシミュレーションの中では、維持管理経費に関しては、一般会計、普通会計ベースで入っています。特別会計については、あくまで一般会計からの繰出金でもって賄われる。繰出金という形で計上されております。つまり、特別会計側はあくまで独立採算性なものですので、基本的に維持管理経費等については使用料で賄うという理屈でシミュレーションのほうはつくられております。以上でございます。

○今野委員長 山本委員。

○山本委員 わかりました。

次に、下水道会計については、既に国土交通省のほうから企業会計化が指示されていると思っておりますけれども、現在の公営企業化に向けての準備の進捗状況と、それから、基本的な考え方についてお尋ねします。

○今野委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

下水道事業につきましては、平成27年1月27日付、総務大臣の通知によりまして、平成32年4月までに公営企業会計への移行が求められております。それを受けまして、平成27年度から

平成31年度を公営企業会計適用の集中取り組み期間というふうに位置づけられておりますことから、この間に移行をしようということで、移行経費に係る地方財政措置として地方企業債の充当100%と、元利償還金に対しまして普通交付税の措置（49%）が認められております。それを受けて、本市でも、公営企業会計に向けました作業を進めておりますが、具体的な内容といたしましては、今年度から固定資産台帳の整備を中心とした業務に着手しまして、水道事業会計などと同様のいわゆる発生主義による会計の事務処理を行うための条例、それから規則などの制定、改正、及び各種システムの整備等を今後行ってまいります。平成32年の4月からの移行に向けた準備を順次進めていきたいと思っております。

適用する会計基準につきましては、水道会計のように全部適用とするか、財務のみの一部適用とするかは、ちょっと今後検討してまいりたいと思っております。以上です。

○今野委員長 山本委員。

○山本委員 なお、国交省の狙いというのは、恐らく厚労省でやっている水道事業のPFI、コンセッション方式、将来的には、管理について全面民間委託、民営化というようなことが狙いだというふうに思うんですけども、その前段の作業だというふうに思いますけれども。

そこで、国は汚水については、私費を原則としておりますけれども、これは汚濁原因者負担の原則が適用されて当然ですけれども、本市としての使用料として回収すべき費用の資本費に占める割合はどのぐらいかということが一つ。それから、汚水と雨水の負担区分で、一般会計と企業会計の区分をどのようにしていくのかということについて、今の段階で答えにくい部分はあるかと思っておりますけれども、まず、現段階で答えられる部分について教えてください。

○今野委員長 佐藤建設部長。

○佐藤建設部長 下水道の使用料につきましては、回収すべき費用の資本費の割合、基本的には、下水道の経費については、雨水については公費負担、それから、汚水については私費負担というふうな原則がございます。下水道の汚水の経費については、委員おっしゃるとおり、受益者負担の原則によって下水道の利用者に負担いただくことになっておりますが、本市では、これまで利用者の負担の状況を考慮しまして、本来、使用料で賄うべき経費の一部を公費負担とするということで、一般会計からの繰入金というふうな扱いをしております。昭和60年度、下水道の使用料改定時から、この考えをずっと持ってきておりまして、今現在、資本費の算入割合は本市の場合は75%、いわゆる公費の負担は25%ということを進めております。

それから、汚水と雨水の負担区分ですけれども、基本的には雨水については一般会計の負担

で賄っていただくというふうな形になります。ただ、公営企業会計移行後の取り扱いですけれども、我々としては、基本的には雨水、汚水とも企業会計での処理をやっていきたいというふうに考えております。ただ、雨水事業については一般会計からの繰り入れということで賄っていきたいというふうに考えております。以上です。

○今野委員長 山本委員。

○山本委員 わかりました。今後、企業会計を検討していく中で、当然、上下水道ということで、水道の部分との会計の一体化、連結するのか、しないのかという問題、先ほど、下水道課長はしないというようなことを答弁されましたけれども、非常に今後、施設の維持管理、管理自体となってきた、その中での下水道の事業でありますので、大変厳しい状況です。また雨水については、当然、公費でと。それは一般会計、それは税金でと。汚水については原因者負担で私費ですと。結局は、市民の負担増というような問題が出てくるのかなという感じはしております。まして、人口減少する中で1世帯当たりの負担というものは高くなっていくと。その際、じゃあ、政策でどうするのかというのは、今後の下水道事業を進めていく場合の大きな課題になると私は思っています。

次、同じ水でありますけれども、今度は上水のほうをいきます。資料No.13の23ページ。まず、水道事業キャッシュフロー計算書の中で、財務活動によるキャッシュフローが資金期末残高10億3,200万円ということで、極めて優良な経営をされているという評価をさせていただきます。その中で、先ほど、下水のほうでも申し上げましたけれども、いわゆるPFI法が改正され、昨年3月に水道法が改正されまして、いわゆるコンセッション方式の導入というものが認められたわけですが、宮城県でも水道事業については早々に、仙台空港と同じような形で、このコンセッション方式の導入というものを公表して、たしか、聞くところによると検討委員会を立ち上げて検討されているということですが、その辺の県の動き、考え方、それに対する、現在、塩竈市の考え方というのはどうなっているか、教えてください。

○今野委員長 高橋水道部長。

○高橋水道部長 宮城県の上工下水一体官民連携検討会でございますけれども、本年度から検討が始まりまして、先月、第2回目の検討会が開かれております。今回の場合は、先ほど申しましたように、用水供給事業、それから工業用水、それから流域下水道、この3事業でございますので、私も用水、仙南・仙塩広域から受水受けていますので、受水団体としまして、第2回目から会合に参加させていただいております。

第2回目の会合では、その事業期間、何年にするかというものを示されまして、機械とか電気設備の更新が民間でやっていただくということで、20年ということで期間が示されたようでございます。それから、民間企業37社に対しまして、投資の意向調査、参入意向調査みたいなものがアンケート調査でなされまして、その結果が報告されているということでございます。

今後、事務局のほうで資産の調査等を行いまして、年内中にまた3回目の検討委員会を開きまして、その際に、私どものほうの受水料金にかかわる部分ですとかのシミュレーションが出るのかなと思っている段階でございます。今年度中にそこら辺を検討しまして、平成30年には実際の事業者公募、平成31年度後半から準備段階、それから、平成32年度中の事業開始を目指しているというような状況でございます。

本市としましては、維持管理経費、水道では受水料金という形で発生しますし、それから、仙塩流域下水道ということでも維持管理負担金、県のほうに納めていますので、そういったものが徴収抑制につながるのであれば、これはいいことかなと思っております。以上です。

○今野委員長 山本委員。

○山本委員 これは、コンセッション方式を導入するメリットというのは、将来の維持管理経費、膨大なものだと思うんですが、それを民間にやってもらうと。直営ではなくてということ等のメリットはあろうかと思うんですけれども。今おっしゃったように、実際、本市での抱えている資産が、将来的にどの程度の管理コストになるのかということをやっぱりシビアに計算した上でその会議に臨んでいかないと、デメリットの部分だけを享受すると。結局は、受水団体、県下一斉に仙南・仙塩広域水道の受水団体として横並びにならざるを得ないということがありますから、そういうところはやっぱりきちんと精査していただきたいということと。

それから、ご承知のとおり、塩竈では先人が苦労して大倉水系を独自で導水管を引っ張ってやってきたわけですね。今、毎日配水量2万1,000トンですか、大倉は何万トンですか。

○今野委員長 佐藤水道部工務課長。

○佐藤水道部工務課長 大倉のほうからは、2万トンですね。年間2万トンの受水を現在しております。

○今野委員長 山本委員。

○山本委員 であるならば、県からの受水は要らないんじゃないですかね。どうなんですか、そうはいかないんですか。

○今野委員長 佐藤水道部工務課長。

○佐藤水道部工務課長 県からの受水につきましては、大体3,000トン以下という形で1日当たり受水をしておりますけれども、1日2万トンと比べましてわずかということありますけれども、やはり2系統を確保していくということで現在も進めております。以上です。

○今野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 担当課長説明したようではありますが、ご案内のとおり、白石川の上流につくったダム建設の際に塩竈市の水利権水量を確保しております。たしか1万トンだと思いますが、最大1万5,000トンであります。塩竈市はどちらかといいますと、大倉水系のほうの水を優先的に使わせていただいております。負担が、水量の割合で負担するということになりますので、七ヶ宿ダム建設にかかわったほかの自治体からは、仙台と塩竈が水量が少ないから、我々の負担がふえているということで、大変大きな不満を寄せられております。そういったことに対しまして、今塩竈市も3,000トン、仙台市がちょっと1万数千トンかと思いますが、そういった形で何とかご了解をいただいておりますが、恐らく今後は責任水量を全部使ってくれというようなことも懸念をされる状況であります。我々は、将来人口等も見据えたときに、今、大倉、それから七ヶ宿、そのほかに七北田ダムにも水利権水量を持っておりますので、そういったものを今後どう整理していくかということについても我々に決断が迫られてくるものと思っております。議会の皆様方としっかり相談しながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○今野委員長 山本委員。

○山本委員 ちょっと今、あえて乱暴な提案をしたわけですがけれども、問題は、今度、大倉の持っている独自の施設の管理というのは、これは当然自分でやらなければいけないわけです。コンセッション方式の導入というのは、これは上下水道の場合、世界的に見ても、特にヨーロッパのほうでは全て失敗している。そして、改めて再公営化をやっていると。その原因は何かというと、やっぱり料金の高騰なんだそうですよ。料金が上がる。ですから、今後、県との協議に当たっては、その辺のところをやはりきちんと精査して、将来負担にならないように、今、先ほど部長が言ったように、現在での試算できる将来の維持管理経費と、それから民営化した場合の維持管理経費、負担がどうなるのか。それとあわせて自主水源である大倉の維持管理ということで。そして、やっぱり塩竈にとっては、先ほど言いましたように、先人の方々が大変苦勞してつくった水道でありますから、その思いというものはやはり後世に伝えておく。そして、よく言われている安全でおいしくて、そして、低廉な水を供給できる。災害のときに

も、やっぱり東日本大震災のときも、市長の叱咤激励で、3日ですか、4日ですか、他市町よりも早く給水できたという実績があるわけですから、それは市民の人もわかっているわけですから、そういったような市民の負託に応えていただきたいということで、よろしく願います。

最後に、魚市場についてお尋ねします。資料No.9の144、145ページです。私からは1点だけにとどめさせていただきます。

まず、マグロはえ縄初め、いわゆる漁船事業による水揚げというのは、これは全国的な趨勢で、多分どんどん先細りというか、どんどん右肩下がり傾向にあるだろうというふうに考えざるを得ないわけです。ですから、先ごろ産業建設常任委員会でも審査されました請願、青物対策としてのやっぱり誘致というものに転換せざるを得ないというのが実態であります。そうした場合、青物についての具体的な魚種、そして、どれだけ集荷できるのか。どこで加工するのか。そして、その販売ルートはどこなのか。そして、それが全体に、市場、そして、加工業界に与える経済的な波及効果はどうなのかということについて、現時点で答えられる範囲で結構ですから、教えてください。

○今野委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 委員おっしゃいますとおり、やはりこれからの時代、漁船漁業というのは非常に厳しい時代になってくるというふうに認識しております。青物については、今現在、業界の皆さんはかなり努力して、本当に徹夜をして仕事をするような状況下でやっていただいて、何とか1日当たり200トンから250トン程度の漁獲に対して対応していただいております。それですと、今、塩竈に入れている船の主流がまき網船です。まき網船の場合は1回で満杯に持ってくると250トン近く持ってきますので、そうすると1そうしか耐えられないというのが現状です。先ごろの産業建設常任委員会のほうでも請願審査をしていただきましたが、凍結施設でさらに倍の量ができるよということ、今、業界の方たち、いろいろと運動をされているところです。現状の200トンの受け入れ体制ということであれば、どんなに頑張っても受け入れ側のほうで年間、1シーズン、9月から3月までで5,000トンというのは目いっぱいになるんだらうというふうに業界の方たちと話をしております。今のところは、加工するものというのは、一度凍結したものを、その必要に応じて、この地域内で消費するもの。あとは凍結した魚をそれ自体を商品として他地域に送るもの。また輸出に一部供されるものというものがあるというふうに伺っております。以上でございます。

○今野委員長 山本委員。

○山本委員 私が聞いたのは、その経済的な波及効果はどれだけかということなので、それが今数字的に把握できないのであれば、今後、それはきちんと調査していただきたいというふうに思います。

いろいろご答弁ありがとうございました。以上で終わります。ありがとうございました。

○今野委員長 西村勝男委員。

○西村委員 平成28年度決算特別委員会の審査もあと2人となりました。私も魚市場運営についてお伺いしたいと思っていましたけれども、先ほど、志賀委員、また山本委員のほうでご質問されましたので、重複しない程度にご質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今、山本委員のほうから出ましたように、青物の今後の見通し、先細りだという話がありますけれども、今後どの程度の量については考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○今野委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 漁船漁業の漁獲物全体としては、例えばマグロは国際的な制約であるとか、クロマグロなんかについては国のほうでも資源保護のための規制でTACというものがございしますが、そのTAC制度への本格移行なども準備しております。なので、いかに現状を維持していくかというのが一番大切なところになってくるかと思っております。青物のサバにつきましては、今受け入れ体制というところでの限界点に達しているというのが一つ大きな問題点、課題になっております。ここ課題を解決することができれば、さらに水揚げの増というのは可能なのではないかというふうに考えております。

○今野委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。バックヤードのきちっと整備が今後の魚市場の発展の一つになるということで、わかりました。ありがとうございました。

魚市場も10月25日グランドオープンということで控えております。高度衛生管理型、平成28年度の時点での評価の中では、グランドオープンまでにはきちっと高度衛生管理型のシステムを確立するとなっておりますが、現在の状況、終わっていると思うんですけども、お話しいただければ幸いです。

○今野委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 高度衛生管理の取り組み状況ということで、ご質問いただきま

した。高度衛生管理のために、まず1点目は、これは一般会計のほうでやったことですが、荷さばき所内で使用するフォークリフトについては、グラウンドオープン後は、基本的に中で使うものは電動のもの、排気ガスを出さないものにしようということで事業のほうを進めております。また、活魚でありますとか、ほかのマグロ以外の魚種の部分については、かなり手順等も整備されてきております。ただ、一番苦しいのが、実は主力のマグロでございます。何ととっても大きいというのがありまして、その大きさを例えば高いところに上げるというのは、まず、人間の作業量的にちょっと問題が生じるというところで、まずはマグロの下に個別のシートをひいて、またマグロの取り扱い場所には取り扱い場所用のシートをひいて、床に直接置かないようにしてやろうということで、今業界の皆さんとそういうところを整理をしてやっているところです。まだまだ、それでも全部の課題が解決されるわけではございませんので、この部分については、取り扱い方法については、まだこれから状況を検証しながら、しっかりと取り組んでいこうと考えております。

高度衛生管理の取り組みというのは、どんな衛生管理をしているか、衛生状態をちゃんとチェックしているかというチェックシートというものをきちんとつけるというのが一つ重要なもので、そういうものを今まで魚市場としてやってきた経験のない方たちが大勢おりますので、それはことしの春ごろから、試行はしているんですけども、そういうところを徹底してチェックを、最終的に日報を集める形でチェックをしながら、そういう部分きちんと皆さんが取り組んでいけるように、市としても開設者としての指導というものもしていきたいと思っております。以上でございます。

○今野委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。施設の整備等は随分進んでいますけれども、人の管理といえますか、どう、その作業する方々が高度衛生管理型の対応をされるのかという、チェックシートとありましたけれども、チェックシート、本当であれば私も見せていただきたいなと思っていましたけれども、今後、10月25日オープン以降、その辺の確実に月報なり、日報なり、出しながら遂行していかれるということでよろしいのでしょうか。

○今野委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 そちらの取り組みのほうは、業界の皆さん全体、さまざまな業種の方たちに集まっただいて衛生管理推進委員会という組織をつくっていただいております。そちらのほうを中心に進めていただいておりますが、そちらのほうで、最終的にそうい

うものについてはきちんとファイリングをした上で、こちらは高度衛生管理の考え方として、きちんと記録も管理をすると、開示の必要があれば開示できるようにするというのが高度衛生管理の考え方ですので、それには対応できるようにやっていきたいと思っております。

○今野委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。どうしても形ができてくると中身、人の問題で、今回いろいろな衛生問題で問題が出ている部分は、作業ではなくて、人の件から発生するものが結構多いものですから、その辺のチェックはどうぞよろしくお願いします。

次に、新魚市場につきましては、観光の拠点として市民に開かれた市場として頑張っていくと。キッチン、料理場所とか、いろいろな販売場所、またデッキ等も含めて、観光の拠点として開発ということになっていきますけれども、その辺についてはどこまで進んでいるのか、お知らせください。

○今野委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 1つ目の調理実習室のようなものは、中央棟の2階に会議室と一緒に整備したものです。そちらについては、実は市の自主事業的なものでもかなり活用しております。業界の皆さんの例えば技術研修などでもお使いいただいたりしているところがございます。市としましても、教育機関と連携しまして、子供さんを集めて、例えばマグロを使った料理とか、イワシを使った料理というような、塩竈にちなんだ魚ちょっと使いながら、カマボコ教室とか、そういったもので料理教室なんかをやっております。そのときには業界の皆さんも自主的にお手伝いをいただきまして、とても、その中でいい関係ができてきたなというふうに思っておりました。

また、その同じ中央棟の2階に食堂が入るんですけども、食堂については、業者のほうも決まって、今営業開始するための準備をされているところでございます。

また、今度できます南棟の2階部分のデッキですけども、そちらのほうも、24時間開放というとなかなか難しいんですけども、日中については開放するような形で今運営を考えております。ただ、一つ、カモメの対策をちょっとしないとなかなか難しいかなというものもありますけれども、そういうところも含めて、開放はしていこうと。注意喚起をしながらというふうには思っております。

南棟の2階の見学説明室という、荷さばき所がガラス越しに見下ろせる部分があるんですが、そちらのほうに魚市場ですとか水産業に関係する展示物を整備しようということで今取り組ん

でおりますけれども、そちらのほうはちょっと若干オープンには間に合わないので、時間をいただいて、改めてそちらのほうをお披露目をしたいというふうに考えております。以上でございます。

○今野委員長 西村委員。

○西村委員 大分見えてきました。あとは、そういう施設の観光PRといたしますか、どう、市内なり、市外、また来場者に対して発信していくかということについては、何かお考えありますか。

○今野委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 まず1つ目として、新魚市場の完成に合わせまして、実は10月29日になりますが、みなと塩竈・ゆめ博と連携をして、新魚市場の完成を記念しての「開放まつり」ということで、そちらは大々的にPRを打ちます。ゆめ博のほうの関連の広告として、仙台圏への広告の配布でありますとか、あとはそういった形で、うまく、あとはメディアなんかも使いながら周知をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○今野委員長 西村委員。

○西村委員 すばらしい施設ができ、皆さんに喜ばれるものとなるべきですから、やはりPRといたしますか、お客さんが来て幾らという部分がありますので、また、東塩釜駅周辺にもサインといたしますか、魚市場のサインがあってもいいのかなと思ったりもしています。やはり、観光の一つとして、魚市場を捉えていただくためにもそういう施設も考えるべきではないかなと思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○今野委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 今、魚市場と仲卸市場の間の動線を何かサインとか、整備をできないかということで、ちょっとそちらのほうは考えておりましたが、正直なお話で、東塩釜駅のほうについては全く抜けておりました。どういうことができるか、しっかり考えてまいりたいと思います。

○今野委員長 西村委員。

○西村委員 どうぞよろしく申し上げます。

次に、魚市場の管理運営につきましては、委託業務という部分は志賀委員のほうから質問されましたので、大体理解できました。私としては、2者の二重機関ではなくて、本当に大手水産会社、商社が、全てを管理しながら発信していくのも一つの方法ではないかと。前もちょっ

とお話ししましたけれども、ネーミングライツでも、何々水産会社塩竈市魚市場でもいいだろうし、何か発信できるものの中でそういう一つもいいのかなと思っていましたけれども、大体、先ほどの市長の説明でわかりましたので、これは抑えておきます。

次に、塩竈市魚市場の運営の中で、水揚げ2万4,000トン、水揚げ金額として120億円という目標値がありました。今回、新魚市場が完成した後の経費を含めて、これはこのままでよろしいのでしょうか。もっと経費が膨らんで、目標値はもっと高く設定しなければならないということはないのかどうか、ちょっとお聞きします。

○今野委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 経費につきましては、水揚げの目標120億円ということで、その中の、120億円の経費の中で何とか運営をしていくということで以前からお話を申し上げていたと思います。現行、その部分について、新たな試算というのはまだしてございません。申しわけありません。こちらのほう全体ができて上がるのに合わせて、また改めてきちんとした試算をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○今野委員長 西村委員。

○西村委員 かかる経費というのは、水揚げが揚がる、揚がらないにかかわらず、経費かかる部分もありますので、その辺、コストカットといえますか、前回の6月でも、電気料ということで新電力にという話もありましたけれども、それも含めて、やはりかかる経費を削減するための努力はしていただければ幸いですので、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○今野委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 実際にこれから新施設全面の運用が始まるわけですが、やはり無駄なものというのはそぎ落とすような形で、まず水の垂れ流しとか、そういうものはなくしていこうとか、節電意識を持ってとか、そういう細かい部分も含めて、もちろんあとは維持管理経費、委託等に係る経費をどう抑え込んでいくかというのも一つの大きな部分になるかと思えます。そういった部分、そういった大きな部分、小さい部分、合わせて、ここは必須の取り組みになると思えます。経費については、できる限りコスト削減というものを中心に考えていきたいと思っております。以上でございます。

○今野委員長 西村委員。

○西村委員 設定金額が水揚げ金額120億円、ここ数年、届いたこともありませんので、やはりそのための努力は惜しまずやっていたいただきながら、コストカットも含めて頑張っていたいただき、

10月29日のフルオープン以降、採算ベースといたしますか、赤字にならない努力をしていただければ幸いですので、どうぞよろしく申し上げます。

以上で質問を終わります。

○今野委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 大変お疲れさまでございました。いよいよ私で最後でございますので、もうしばらくよろしく願いいたします。

それでは、資料No.9の53ページ、国保のところから質問させていただきたいと思っております。今回、国保につきましては、塩竈市民のとにかく健康維持を図っていくという部分で中心にお聞きしたいと思っております。

53ページの施策の実績などの(2)番、特定保健指導、ここに動機付け支援と積極的支援とございますが、対象者に比べて終了者が余りにも少ないというこの数字を見まして、この原因は何なのかということと。また、どのような支援を行っているのか、その点からお聞きしたいと思っております。

○今野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 ただいまご質問ございましたのは、特定保健指導の実際の対象の方のうち、受診者の方が少ないというご指摘でございます。委員ご指摘のとおりでございます。お手元でございますとおり、動機付け支援につきましては52名、10.5%の完了率、積極的支援につきましては12名、7.5%の受診率という状況になっております。その対象の方々につきましては、カラー刷りで保健指導の対象になっていますよということでお知らせもしておりますし、また、当市の保健師並びに委託会社につきましても、この事業について月1回程度の参加、積極的支援のほうですけれども、月1回程度参加しながら、動機付け支援につきましては、初回の集団討議、面談等を踏まえて最後の6カ月後にまた面談といったような流れで実施をしているところでございます。ただ、その前段となります、まず動機付け支援、積極的支援につきましては、まず、特定健診をお受けいただくということが最重要点でございます、本市も含めまして、今現在、国民健康保険事業につきましては、この3カ所を強化するというところに今まで力を入れておったという経緯がございます。

特に具体的に申しますと、この受診率、その前段となります上の段になりますけれども、特定健診の受診率につきましては、本市の場合には、受診者はこちらにあります4,353名、42.4%という水準でございます。これは全国平均値の36.3%という数字を大幅に上回っており

ます。残念ながら、宮城県の平均値よりは若干下回っている状況でございますが、まずはこちらのほうに注力をしていたという経緯がございます。

具体的に申し上げますと、例えばですけれども、以前ですと自己負担金1,300円あったものをなくしたりとか、あるいは地区割を設けまして待ち時間を少なくする。あるいは集団健診をおとし、さきおとしまで集団健診だけであったものを、いわゆるガス体育館とか公民館だけで実施しておったものを、漏れた方々につきましては、こちらから受診勧奨のお手紙などを送付しまして、市内の医療機関で1カ月間限定ということでございましたが、かつ各医療機関でもお受けできるという体制を整えてきたという経緯がございます。

ただ、一方で、動機付け支援、積極的支援につきましては、この点につきましてはなかなか注力がまだ至らないという状況がございます。委員ご指摘の部分につきましては、なお、この部分についても、今後、受診率が向上するよう努めてまいりたいと思っております。具体的方策につきましては、健康推進課とも共同で協議しながら、なお進めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。特に、コール・リコール、1カ月の部分ですけれども、本当にこれは忙しい方たち、またうっかり受診できなかった方たちにとっては大変親切な案内かなと思っておりますので、ぜひ、この点、まず市民の方全体的に受診者がふえる、受検者がふえるということをまず大切かなと思っております。その上で、動機づけ、また積極的動機づけというのは本当にそこから病気にならないための最後のとりでだと思っておりますので、このところをもう少し丁寧にやっていただいて、受診者がふえていくような施策を続けていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、54ページの現況と課題のところ、データヘルス計画についてお尋ねしたいと思います。データヘルス計画も本市独自の施策かと思っておりますが、具体的にどのようなことをどう調べて、いつからかということ、もう一度、おさらいの意味でお聞かせください。

○今野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 データヘルス計画につきましては、現在、全国の保険者が必ずするように定められているものでございます。ただ、本市といたしまして、まだ任意であった段階で、平成26年の途中、9月の補正でこの実施予算についてはお認めいただきまして、27年度から実施をしているという内容になってございます。

具体的内容につきましては、塩竈市の国民健康保険、これは各市町村ともそうでございますけれども、受診した患者様のデータというのは全て持っているという状況でございます。いわゆる通称ビックデータの活用と言ったほうがわかりやすいかと思いますが、こういったレセプトデータをいわゆるデータ化しまして、解析して、一体どういったところに課題、問題点があるのか、それを踏まえてどのような対処をしたほうがいいのかというのが、データヘルスの概要となっております。データヘルスの概要については以上となります。よろしくお願いいたします。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。そのデータヘルスを平成27年から、今回は平成28年度の決算ですが、この2年間の間でどのような疾病というか、塩竈市の課題が見えてきたのか、その点、お聞かせください。

○今野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 お答えいたします。

まず、データの解析でございますけれども、本市における1人当たりの医療費の水準、あるいは各疾病ごとの医療費がどのようなものであるか。あるいは医療費そのものは疾病ごとに幾らぐらいであるか。加えて、疾病ごとの患者数はどういったものであるかというものをまず解析したところでございます。

かいつまんで上位3位まで申し上げますと、まず1人当たりということでございますと、妊娠などの関連する障害関係というものが1人当たり入院費としては1番目。2番目としては腎不全、3番目としては統合失調症などが挙げられております。

次に医療費、お金の順位ということになりますけれども、こちらは1番目は、本市としては糖尿病が1番目となっております。2番目には高血圧関係、3番目にがん関係という順番となっております。

次に患者の数ということになりますけれども、1番目が高血圧性疾患、いわゆる高血圧ですが、2番目に屈折及び調節の障害という、あれっと思うんですけども、こちらのほうはいわゆる視力関係、近視とか遠視の方ですね。いわゆる眼科関係になります。こちらが2番目に入っていると。3番目としましては、消化器系、いわゆる虫歯とか、そういった胃腸、そういった関係でございますけれども、これが3番目のほうに入っていると。

こういった順番もわかりましたし、どういった疾病が幾らかかっているか、あるいは1人当

たりの医療費がどれだけかかっているかというものが、このビックデータの解析、いわゆるデータヘルス計画から見えてきたということでございます。よろしく願いいたします。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。糖尿病関係が三大疾病の中で、特に生活習慣病の方が一番医療費がかかっているという部分が見えてきたと。次に高血圧、それから、がんという重大な病気が、塩竈市の大きな医療費を占めているのがこの3つということが明らかになった。

そこで、お聞きしたいんですが、こういったことについての対策と申しますか、なってしまった場合、もちろん治療が必要なんですけど、早期発見・早期治療の部分ですけれども、こういった部分に対して、保健センターのほうとか、また医師会のほうとかの連携とか、どのような形でこれを生かしているのか、お聞かせください。

○今野委員長 志野保健年金課長。

○志野健康福祉部保健年金課長 今ご質問ありましたことにつきまして、どのような対策をとるかということになります。データを解析しただけであれば、机上の空論となりますので、それをいかに生かすかということでございます。具体の取り組みにつきましては、平成27年度にこういった数字が出てまいりましたので、早速、本市としても取り組みを開始しているところでございます。もちろん、その取り組みというのは、既存の事業でも対応できるものもございましたので、それらも含めて8つほど、データヘルス計画の中で策定いたしました。

順番に申し上げますと、冒頭、委員からご指摘ありました未受診者関係の少ないのではないかと申されましたが、特定健診の未受診者対策、これは勧奨の手紙を送ったりとか、先ほど申し上げたとおりでございます。加えて、特定保健指導事業、これも同様の内容となっております。それと、がん検診事業の受診勧奨、それと人間ドック、脳ドック事業の助成事業、これは本市も人間ドック事業は従来からしておりましたし、少し前でございますが、これは一部負担金もございましたけれども、これも全廃しました。脳ドック事業につきましても約2年ほど前から実施をしておまして、昨年度からはそういった部分につきましても、人間ドックと歩調を合わせる形で受診率を向上させるというふうにしております。さらに、昨年度から糖尿病性腎症重症化予防事業、いわゆる人工透析にならないようにする事業でございますが、これも昨年度から開始をしております。さらに、受診行動適正化指導事業、簡単に言いますと、同じ疾患なのに何回もいろいろな医療機関を渡り歩いたりとか、あるいは同じ薬を複数の医療機関から持ってくる。例えばですけれども、睡眠薬、あるAという病院でもらって、またBの医療機

関に行ってもらおうというようなことは、ビックデータの解析からわかりますので、この方はこういう薬をまたこちらでももらっているというのがありますので、こういった部分をなくすという事業。さらには、薬剤併用の禁忌予防事業、これはいわゆる飲み合わせの件でございますが、これをなくすという事業。さらに、最後にジェネリック医薬品の差額通知事業、これはいわゆる安価な薬が出ているんだけど、まだ単価の高い薬をお使いの方につきましては、このデータ解析を踏まえまして、具体的にお使いになっている薬の名称と安い薬の差額を、具体的金額を明示した圧着はがきを対象者の方にお送りする事業ですが、この事業を実施しております、28年度は2年目ということで、ローリングをしながら、より改善して、より被保険者の方々のためになるように実施をしているという状況でございます。よろしく願いいたします。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひ、こういった貴重な結果を市民の方にも広く知っていただきたいなと思っております。よく、市立病院のほうでは定期的にいろいろな講座を設けてさまざまな病気をわかりやすく先生方に言っているんですが、その中に、オプションとして、市立病院だけでなく、塩竈市のそういった患者さんの病気の系統はどうなのかとか、また、ジェネリックの使い方もそうですけれども、薬の飲み合わせがどうなのかということも、オプションでわかりやすく、そこに集まられた方々にでもわかっていただいて、また、健康診断の時間は待ち時間を少なくということがありますが、そのときに、もしできれば、簡単にそういったことを、アンケートの結果じゃないですけども、資料にしまして、どなたが見てもわかりやすい言葉で配布すると。そういったような形をとって、自分たちが健康診断をすることがいかに自分たちの健康寿命を延ばして、また健やかな人生を行っていくことができるのかということ、やはり市民の皆様にも積極的にわかっていただける、そういった方法にもぜひそれをご活用していただければと思いますので、いかがでしょうか。

○今野委員長 志野保健年金課長。

○志野健康福祉部保健年金課長 塩竈市立病院などでそういった講座、講義等を市民の方々にしまして広く周知するよう実施しているというのは承知しておりますので、国民健康保険事業としましてもデータ解析から今事業を実施しているところですが、こちらはPDCAサイクルというサイクルの中で、より改善する、ご指摘のと通りの改善点を踏まえまして、ご指摘の事業につきましても可能かどうかにつきまして検証の上で検討してまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

次に、68ページになりますが、6番の施策の実績の中で、年度別保険給付費の推移とあります。ここで療養給付費と療養費と2つあるんですが、この違いについて、まずお聞かせください。

○今野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 お答えいたします。

療養給付費と申しますのは、一般に普通の病院に行って診療を受ける。いわゆる風邪をひいたとか、手術をしたとか、そういったものがいわゆる療養給付費になります。療養費と申しますのは、俗に言います、はり・きゅう・あんま関係、柔道整復施術療養費、そういったものが療養費という趣旨の内容となっております。よろしく願いいたします。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。病気で行ったり、また、さまざまマッサージとかそういったものも保険の対象になる、ならない、どちらなのでしょう。

○今野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 お答えします。

療養費につきましては、原則としては、治療行為としての一環ということであれば保険適応となりまして、当市の今ご指摘の資料の中にも書いてあるとおりの支払いということになりますが、よく言われる内容といたしましては、単に疲れをとるとか、そういったことというのは、当然ですが、保険適用外でございますし、そういったことを受けるということは不要に医療費のほうを上昇させるということになりますので、そういったことはぜひお控えいただきたいというふうには考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。ありがとうございます。

また、県内で、資料No.21のほうで、後ろのほうの県内の健康保険事業の状況の中で、医療費、1人当たりの一般の医療費、また退職1人当たりの医療費が、この表をざっと見ただけでも塩竈市が大変高いように見受けられるんですが、その辺について、お答え願えますでしょうか。

○今野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 塩竈市国民健康保険の医療費、1人当たりの医療費についてお答えいたします。

お手元にございますとおり、塩竈市の医療費は大変高い傾向にございます。具体的に申しますと、平成27年度のデータですが、お手元のとおり39万9,446円ということで、これは県内35市町村中の第2位という状況になっております。以上となります。よろしくお願いたします。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。先ほどさまざまな検診とか、それから、予防に対しても大変力を入れていただいているんですが、残念ながら、医療費が県内で第2位に高いという、その要因となることはどのようなことが考えられますでしょうか。

○今野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 一概には言えない部分もありますけれども、まず、基本的に医療機関にかかる方につきましては、どうしても年齢を重ねるごとに医療機関にかかる機会というのは多くなっていくこととなります。加えまして、そういった方々につきましては、公共交通機関を利用される傾向が多いということ。それと、通いやすいところに医療機関があるという点にございます。塩竈市でそういった公共交通機関が充実しているということ。あと、医療機関が単位面積当たりでは、一見してですけれども、多い傾向があるということから、平たく言うと、行きやすいところに病院がすぐあるということが、この2番目に位置している要因の一つではないかというふうにございます。以上となります。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。先ほど、糖尿病とか高血圧とかという部分でも、塩竈市民が罹患している率は高いというふうにございます。がんもそうですけれども、そういった意味では、やはりどうしても高血圧、糖尿病というのは、お薬の部分においても、また生活習慣病ということで長く病院にかかるという傾向があると思っておりますので、そういった点も医療費を上乗せというか、高めている原因にもなるのか。それと、三大疾病、がんとか、脳梗塞、そういった部分においての塩竈市民の状況というのはどうなんでしょうか。

○今野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 いわゆる三大疾病、悪性新生物、がん関係、それと心疾患、脳血管疾患でございますけれども、これの塩竈市におきましてもデータ解析上存在しますけれども、まだ具体的にこの疾病がどのウエートを占めるか、どういった位置づけになるのかというの

は、今、大変申しわけないんですが、解析中でございます。この点につきまして、の今ご指摘のありました塩竈市の医療費関係について、一番影響のあるのはどういったことかというものもあると思うんですけども、こちらについては、先ほど少し触れさせていただきました腎症の重症化、いわゆる人工透析に移行するということがかなり医療費の上昇要因の一つというふうになっております。具体的に申し上げますと、昨年1年間のレセプトで、いわゆるビックデータの解析の結果からわかった内容でございますけれども、人工透析に移行した方の場合ですけれども、お一人当たりの年間の医療費は515万3,329円ということになります。1人当たりの医療費が、先ほど少し触れさせていただきましたが、県内2位とはいえ、約40万弱でございますので、人工透析に1人移行するということは、医療費ベースで申し上げますと、十二、三人分の医療費がかかってしまうということになります。こういった方々といいますか、こういった疾患についてはできるだけ予防しようということで、おととしから、腎症の重症化予防事業を実施しているというところがございます。

なお、冒頭ご指摘ございました三大疾病につきましても、できるだけ早目にこの点について解析をした上で、脳ドック事業はそれも踏まえての事業内容ではございますけれども、この点につきましての予防治療、並びに啓発が可能かどうかという点含めて検証してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 大変わかりやすくご説明いただきました。ありがとうございます。その辺、しっかりと私たちも取り組んでいきたいと思っております。

それでは、75ページの介護についてお尋ねいたします。

地域支援事業でございますが、ここで介護支援ボランティア活動事業についてお尋ねいたします。

平成27年から平成28年に向けて、ボランティアの登録数も若干伸びて、また協力施設も1施設伸びているようでございますけれども、どのような啓発をなさっているのか、まずその辺をお聞きいたしたいと思っております。

○今野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長 長寿社会課長 介護予防ボランティア事業につきまして、お答えをさせていただきます。

どのようなPR、啓発をしているか、啓発をしているかということでございますが、平成28

年度に実施しました内容につきましては、11月にポスターを作成させていただきまして、介護施設や市役所庁舎、スポーツ・文化施設などの公共施設などにも張らせていただきました。また、同時にチラシを置かせていただきまして、そういったものを手にとって見ていただくというようなことで、お問い合わせも多数いただいたようなところがございます。そのほかに、広報しおがまの1月号には、実際に活動している方の紹介も含め、PR記事を載せたりというようなことなどの対応をさせていただいております。以上でございます。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。元気な高齢者の方がたくさんいらっしゃる塩竈でございますので、さまざまなサークルとかNPOの活動をされている方々とか、また実際に今、広報で実際ボランティアをやっている方のお声を上げていただいたという部分ではありますが、どうしても、紙面とか、直接手にしなければわからないというアピールかと思っておりますので、ぜひ、そういったさまざまなサークルの機会を見つけて、積極的にPR活動をしていただいたり、また、広報でせつかく自己紹介していくのも大変ありがたいんですが、その方たちの了解を得たら、体験のお話などもしていただくのも、交流も兼ねて、ぜひ活発に活動できるのではないかなと思いますので、その辺、お聞かせください。

○今野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 ただいま、さまざまなサークルなどで体験の報告など、PRなどをというようなことをいただきました。介護支援ボランティアのほうは65歳以上の方がボランティア活動を通じまして、生きがいがづくり、地域づくりに貢献していただくものでございますが、そういったところで、高齢者の方のところとか、今のお話を受けて考えていけるのかなというふうな思いをいたしました。今後、いろいろ勉強させていただきながら考えさせていただければと思います。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 次に、78ページの介護保険事業についてお尋ねいたします。

ここの認定の状況では、要支援の1・2が前年度に比べて減っている要因というのは、先ほどもお聞きしましたように、チェックリストによってそこから外れた方もいらっしゃるというお話でございましたが、認定された中で、例えば認知症の方というのはどのぐらいか、おわかりでしょうか。

○今野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 78ページでございますが、認定の状況、中段の表でございますが、要介護支援認定者数、合計で2,962名の方が介護の認定者ということでございますが、そのうち、認知症または認知症の疑いのある方でございますが、認定時の調査で日常生活の自立の欄で認知症の、日常生活に支障を来すような行動が見られるかというようなところの項目がございまして、2以上の方でございますと1,709名の方で約58%ほどの方が該当しているようでございます。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 1,709名ですか、大変多い人数、約50%を超えて58%ということで、ちょっと驚きました。そういったぐらい、今、認知症ということが本当に言葉としても日常私たちの耳にも入ってくるし、これからどんどんふえていくという不安もございます。そこで、塩竈市もさまざまな認知症にならないための予防策をしていると聞いたんですが、具体的にどのようなことをされているのでしょうか。

○今野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 お答えさせていただきます。

本市では、地域支援事業の中で、さまざまな認知症対策のところをとらせていただいておりますが、その中で、認知症の方が地域でお暮らいただくため認知症サポーターの養成講座なども含めて行わせていただいております。また、ことしにつきましては、新たにでございますが、脳と身体の健康づくり事業というようなものにも取り組ませていただいております。こちらを認知症予防の一環として行わせていただいているところでございます。こちらにつきましては、タブレットのゲームなどを使用しながら、脳の活発化などを体験していただきながら、介護予防につなげていこうというような取り組みも行っておるところでございます。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ことしに入っの事業でありますけれども、タブレットを使ってというので、先日私もニュースで拝見いたしました。うちの保健師さんが生き生きと説明している様子が見られて、また、初めてタブレットにさわられるであろう高齢者の方たちも楽しそうにゲームをやっているのを拝見させていただきました。今後、この事業は、ますます、もし好評であれば市内に広げていくお考えがあるのかどうか、その辺、お聞かせください。

○今野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 今年度につきましては、災害の関係も含めまして、災害公営住

宅にお住まいの方、その周辺の方を対象にサロンとか健康教室を行わせていただいております。こちらのほう、ことしの状況を見ながら、地域でどのように展開していけるかなというようなことを考えながら行っていきたいと思っています。まだ、事業につきまして、参加者の方の効果検証というものを来年3月に行わせていただこうと考えております。その辺のことを含めて、今後の地域での展開を考えていきたいと思っています。

○今野委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、85ページの地域支援事業（包括的支援事業）についてお尋ねしたいと思います。今、包括支援センター、市内、浦戸を含めて5カ所で運営されていると思いますが、その運営内容について、また、配置人員についてもお聞かせください。

○今野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 包括支援センターでございますが、包括支援センターでは、まず大きな役割と申しますか、基本的な役割としまして、こちらにも記載しています包括的支援事業としましては、介護予防のケアマネジメントとしまして、介護予防に必要な方に対するいろいろなお世話をするところ。それから、総合相談事業、いろいろな高齢者の方の相談をさせていただくところ。それから、権利擁護、これは認知症などの方などの対応でございましたり、あるいはDVと申しますか、虐待などの対応でのところのご相談などを受けるようなところなどが包括的支援事業のところでございます。それから、介護予防とか、総合事業の対象者の方のケアプランを作成するところ、そのようなところが、まずは基本的なところとしてございます。

それから、28年度以降、総合事業の関係でもございますが、介護予防の支援事業とか、生活支援体制の整備の関係でも機能強化ということで、その役割を担っていただいております。

基本的な配置のところでは、3人の職種、保健師、それから主任ケアマネジャー、それから社会福祉士という方を配置をしていただいております。

それから、機能強化の部分では、平成28年度から増額をさせていただきまして、非常勤なりの積算でございますが、そういった中で配置をしていただいている状況でございます。

○今野委員長 お諮りいたします。

以上で、特別会計認定第2号及び第3号の審査を一応終了いたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○今野委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらにお諮りいたします。全付託議案に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○今野委員長 ご異議なしと認め、全付託議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、認定第1号平成28年度一般会計及び各特別会計決算についてお諮りいたします。認定第1号は正当であると認め、ここに認定すべきものと決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○今野委員長 起立多数であります。よって、認定第1号については正当であると認め、ここに認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号平成28年度塩竈市立病院事業会計決算についてお諮りいたします。認定第2号は正当であると認め、ここに認定すべきものと決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○今野委員長 起立全員であります。よって、認定第2号については正当であると認め、ここに認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号平成28年度塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算についてお諮りいたします。認定第3号は正当であると認め、ここに利益の処分については原案のとおり決し、決算については認定すべきものと決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○今野委員長 起立全員であります。よって、認定第3号については正当であると認め、原案可決及び認定すべきものと決しました。

以上で全ての審査は終了いたしました。

委員の皆様には、審査に終始ご協力を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。

また、当局参与の方々のご協力に対しまして心より感謝を申し上げます。

なお、委員長報告案文の作成については、慣例により正副委員長にご一任願いたいと思いま

すが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○今野委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これにて平成28年度決算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時23分 終了

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成29年9月22日

平成28年度決算特別委員会委員長 今野 恭 一

平成28年度決算特別委員会副委員長 小 高 洋